

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
荒川上流河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 都幾川下青鳥地区外天端保護等工事
工事地名	埼玉県東松山市下青鳥地先外、埼玉県比企郡川島町角泉地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 3月	1 2) 設 計 年 月	年 月
2) 事務所名	荒川上流河川事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2025010015	1 4) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分		1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	365日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和 9年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	埼玉県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	熊谷地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	越辺川	2 2) 処 分 費 等	23,140
		2 3) 公 告 日	令和 8年 1月21日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目 :	2) 目 :	3) 目の細分 :	4) 事業名 :
-----------	--------	-----------	----------

設計内訳書

工事名	R 7 都幾川下青鳥地区外天端保護等工事 (当初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
築堤・護岸 【下青鳥工区】		式	1		148,350,365				
河川土工		式	1		15,632,244				
盛土工		式	1		12,682,045				
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3	1,630	6,993	11,398,590			単-1号	
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3	10	927.7	9,277			単-2号	
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		1,274,178			内-1号	
盛土工(ICT)		式	1		52,760				
路体(築堤)盛土(ICT)		m3	200	263.8	52,760			単-3号	
法面整形工(ICT)		式	1		1,946,199				
法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	m2	3,390	574.1	1,946,199			単-4号	
残土処理工		式	1		951,240				
整地	残土受入れ地での処理	式	1		80,160			内-2号	

設計内訳書

工事名	R 7 都幾川下青鳥地区外天端保護等工事 (当初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		820,440			内-3号	
土砂等運搬 小規模	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		50,640			内-4号	
地盤改良工		式	1		1,077,560				
表層安定処理工		式	1		1,077,560				
安定処理 (堤外水路)	t=300mm B=3.84m	m	15.5	69,520	1,077,560			単-5号	
法覆護岸工		式	1		8,748,260				
植生工		式	1		8,748,260				
張芝	張芝工 500m2以上	m2	3,390	1,949	6,607,110			単-6号	
市松芝	野芝	m2	1,870	1,145	2,141,150			単-7号	
水路工(堤外水路)		式	1		29,172,446				
作業土工		式	1		3,007,181				
床掘り	土砂	式	1		283,030			内-5号	

設計内訳書

工事名	R 7 都幾川下青鳥地区外天端保護等工事 (当初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
埋戻し		式	1		1,246,670			内-6号	
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3	130	6,993	909,090			単-8号	
基面整正		式	1		391,016			内-7号	
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		133,287			内-8号	
整地	残土受入れ地での処理	式	1		44,088			内-9号	
法面整形工(ICT)		式	1		28,705				
法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	m2	50	574.1	28,705			単-9号	
水路本体工		式	1		17,754,560				
コンクリート柵渠	B2.5m×H1.2m	m	245	67,160	16,454,200			単-10号	
水路接続 寅子樋管		箇所	1	96,950	96,950			単-11号	
水路接続 No.9付近流入水路		箇所	1	120,400	120,400			単-12号	
防護コンクリート タイプ1	18-8-25(20)高炉	箇所	7	86,080	602,560			単-13号	

設計内訳書

工事名	R 7 都幾川下青島地区外天端保護等工事 (当初)					事業区分	河川改修		
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
防護コンクリート タイプ 2	18-8-25 (20) 高炉	箇所	3	82,120	246,360				単-14号
防護コンクリート タイプ 3	18-8-25 (20) 高炉	箇所	3	78,030	234,090				単-15号
暗渠工		式	1		8,382,000				
プレキャストボックス (渡河施設)	W=3.0m	箇所	3	1,539,000	4,617,000				単-16号
プレキャストボックス (渡河施設)	W=2.5m	箇所	1	1,369,000	1,369,000				単-17号
プレキャストボックス (渡河施設)	W=2.0m	箇所	1	1,198,000	1,198,000				単-18号
プレキャストボックス (渡河施設)	W=1.0m	箇所	2	599,000	1,198,000				単-19号
付帯道路工		式	1		78,995,808				
作業土工		式	1		9,258,416				
床掘り (掘削)	土砂	式	1		856,000				内-10号
床掘り 小規模	土砂	式	1		3,801,600				内-11号
埋戻し		式	1		4,172,400				内-12号

設計内訳書

工事名	R 7 都幾川下青鳥地区外天端保護等工事 (当初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
土砂等運搬 小規模	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		244,731			内-13号	
土砂等運搬 仮置～施工箇所	砕石	式	1		72,702			内-14号	
積込(ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	式	1		72,239			内-15号	
整地	残土受入れ地での処理	式	1		38,744			内-16号	
アスファルト舗装工		式	1		28,168,482				
下層路盤(車道・路肩部) (購入材)	再生クラッシュ RC-40 仕上り厚 150mm	m2	6,740	654.8	4,413,352			単-20号	
下層路盤(車道・路肩部) (発生材)	発生材 仕上り厚 150mm	m2	6,830	348.8	2,382,304			単-21号	
下層路盤(歩道部)	再生クラッシュ RC-40 仕上り厚 150mm	m2	128	1,060	135,680			単-22号	
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 3.0m超	m2	13,570	1,549	21,019,930			単-23号	
表層(歩道部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 1.4m以上	m2	128	1,697	217,216			単-24号	
縁石工		式	1		41,568,910				
歩車道境界ブロック	B種(180/205×250×600)	m	112	9,535	1,067,920			単-25号	

設計内訳書

工事名	R 7 都幾川下青鳥地区外天端保護等工事 (当初)					事業区分	河川改修		
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
地先境界ブロック	A種(120×120×600)	m	5,615	7,138	40,079,870				単-26号
アスカーブ	再生細粒度アスコン(13) 195cm2以上215cm2未満	m	320	1,316	421,120				単-27号
光ケーブル配管工		式	1		10,517,372				
作業土工		式	1		4,112,982				
掘削(光ケーブル配管)		式	1		1,053,290				内-17号
埋戻し		式	1		3,059,692				内-18号
配管工		式	1		3,249,090				
配管設置(埋設部)	4条 管径 80mm	m	1,170	2,777	3,249,090				単-28号
ハトホル工		式	1		3,155,300				
ハトホル	1200×600×H600	箇所	5	593,500	2,967,500				単-29号
ハトホル	600×600×H600	箇所	1	187,800	187,800				単-30号
構造物撤去工		式	1		1,066,422				

設計内訳書

工事名	R 7 都幾川下青島地区外天端保護等工事 (当初)					事業区分	河川改修		
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
既設碎石撤去工			式	1		899,599			
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000m3未満		式	1		410,880			内-19号
土砂等運搬	碎石		式	1		488,719			内-20号
構造物取壊し工			式	1		125,820			
コンクリート構造物取壊し (堤外水路)	鉄筋構造物 機械施工		m3	5	17,940	89,700			単-31号
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下		式	1		25,476			内-21号
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版 厚 15cm以下		m2	46	231.4	10,644			単-32号
運搬処理工			式	1		41,003			
殻運搬	アスファルト殻		m3	2	3,844	7,688			単-33号
殻運搬 (堤外水路)	コンクリート殻(鉄筋)		m3	5	2,035	10,175			単-34号
殻処分	アスファルト殻		m3	2	2,820	5,640			単-35号
殻処分 (堤外水路)	コンクリート殻(鉄筋)		m3	5	3,500	17,500			単-36号

設計内訳書

工事名	R 7 都幾川下青鳥地区外天端保護等工事 (当初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
仮設工		式	1		3,140,253				
土留・仮締切工		式	1		126,033				
土のう (堤外水路)		式	1		126,033			内-22号	
水替工		式	1		2,334,900				
ポンプ排水 (堤外水路)	0以上120(m ³ /h)未満 10m 常時排水	式	1		2,334,900			内-23号	
交通管理工		式	1		679,320				
交通誘導警備員		式	1		679,320			内-24号	
直接工事費		式	1		148,350,365				
共通仮設費		式	1		13,193,000				
共通仮設費		式	1		2,839,000				
準備費		式	1		344,000				
表土運搬		式	1		344,000			内-25号	

設計内訳書

工事名	R 7 都幾川下青島地区外天端保護等工事 (当初)					事業区分	河川改修				
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	築堤・護岸	数量増減	金額増減	摘要
技術管理費			式	1		1,146,000					
システム初期費 (ICT)			式	1		1,146,000					内-26号
現場環境改善費 (率計上)			式	1		1,349,000					
共通仮設費 (率計上)			式	1		10,354,000					
純工事費			式	1		161,543,365					
現場管理費			式	1		38,479,000					
工事原価			式	1		210,853,592					
一般管理費等			式	1		32,386,408					
工事価格			式	1		243,240,000					
消費税相当額			式	1		24,324,000					
工事費計			式	1		267,564,000					

[]

設計内訳書

工事名	R 7 都幾川下青島地区外天端保護等工事 (当初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
築堤・護岸 【角泉工区】			式	1		6,549,227			
法覆護岸工			式	1		206,100			
植生工			式	1		206,100			
市松芝		野芝	m2	180	1,145	206,100			単-1号
付帯道路工			式	1		6,323,537			
作業土工			式	1		746,792			
床掘り		土砂	式	1		285,120			内-1号
埋戻し		土砂	式	1		383,040			内-2号
土砂等運搬		土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		75,960			内-3号
整地		残土受入れ地での処理	式	1		2,672			内-4号
舗装準備工			式	1		313,908			
不陸整正		補足材無し	m2	1,200	184.6	221,520			単-2号

設計内訳書

工事名	R 7 都幾川下青島地区外天端保護等工事 (当初)					事業区分	河川改修		
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	概要
積込(ルーズ)	砕石 土量50,000m3未満	式	1			9,964			内-5号
土砂等運搬	砕石	式	1			77,080			内-6号
整地	残土受入れ地での処理	式	1			5,344			内-7号
アスファルト舗装工		式	1			1,858,800			
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 3.0m超	m2	1,200	1,549		1,858,800			単-3号
縁石工		式	1			3,404,037			
地先境界ブロック	A種(120×120×600)	m	481	7,077		3,404,037			単-4号
仮設工		式	1			19,590			
交通管理工		式	1			19,590			
交通誘導警備員		式	1			19,590			内-8号
直接工事費		式	1			6,549,227			
共通仮設費		式	1			934,000			

設計内訳書

工事名	R 7 都幾川下青島地区外天端保護等工事 (当初)					事業区分	河川改修				
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	築堤・護岸	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費			式	1		111,000					
現場環境改善費 (率計上)			式	1		111,000					
共通仮設費 (率計上)			式	1		823,000					
純工事費			式	1		7,483,227					
現場管理費			式	1		3,348,000					
工事原価			式	1		10,831,227					

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【左岸下流～盛土箇所】								
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 1.0km以下	m 3	1,260	528.2	665,532			
【左岸下流(仮置箇所)～盛土箇所】								
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 1.0km以下	m 3	50	528.2	26,410			
【左岸上流～盛土箇所】								
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 3.0km以下	m 3	670	807.8	541,226			
【左岸上流(仮置箇所)～盛土箇所】								
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 2.0km以下	m 3	60	683.5	41,010			
合 計					1,274,178			

一式当たり内訳書

[埼玉県東松山市下青鳥地先外、埼玉県比企郡川島町角]

土砂等運搬

第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【左岸上流～正代SY】								
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 7.0km以下	m 3	270	1,492	402,840			
【右岸上流～正代SY】								
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 6.0km以下	m 3	320	1,305	417,600			
合 計					820,440			

一式当たり内訳書

[埼玉県東松山市下青鳥地先外、埼玉県比企郡川島町角]

第 4号内訳書 土砂等運搬
 小規模

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【右岸上流～正代SY】								
土砂等運搬	小規模 ハック杓山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 7.0km以下	m ³	20	2,532	50,640			
合 計					50,640			

一式当たり内訳書

床掘り

第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 標準 無し 無し	m 3	1,100	257.3	283,030			
合 計					283,030			

一式当たり内訳書

埋戻し
第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	m ³	590	2,113	1,246,670			
合 計					1,246,670			

一式当たり内訳書

[埼玉県東松山市下青鳥地先外、埼玉県比企郡川島町角]

基面整正

第 7号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
基面整正		m 2	740	528. 4	391, 016			
合 計					391, 016			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m ³ (平積0.6m ³) 土砂(岩塊・玉石混り土含む)無し 0.3km以下	m ³	330	403.9	133,287			
合 計					133,287			

一式当たり内訳書

第 9号内訳書 整地

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m ³	330	133.6	44,088			
合計					44,088			

一式当たり内訳書

床掘り(掘削)

第 10号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削	土砂 オープンカット 無し 無し 5,000m3未満	m 3	2,500	342.4	856,000			
合 計					856,000			

一式当たり内訳書

[埼玉県東松山市下青鳥地先外、埼玉県比企郡川島町角]

第 11号内訳書 床掘り 小規模

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m ³	1,600	2,376	3,801,600			
合計					3,801,600			

一式当たり内訳書

埋戻し

第 12号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m未満	m ³	1,200	3,477	4,172,400			
合計					4,172,400			

一式当たり内訳書

第 13号内訳書 土砂等運搬 小規模

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【左岸下流～仮置】								
土砂等運搬	小規模 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む)無し 0.2km以下	m 3	50	843.9	42,195			
【左岸上流～仮置】								
土砂等運搬	小規模 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む)無し 0.2km以下	m 3	60	843.9	50,634			
【左岸下流(砕石)～仮置】								
土砂等運搬	小規模 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む)無し 0.2km以下	m 3	90	843.9	75,951			
【左岸上流(砕石)～仮置】								
土砂等運搬	小規模 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む)無し 0.2km以下	m 3	70	843.9	59,073			
【右岸上流(砕石)～仮置】								
土砂等運搬	小規模 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む)無し 0.2km以下	m 3	20	843.9	16,878			
合 計					244,731			

一式当たり内訳書

[埼玉県東松山市下青鳥地先外、埼玉県比企郡川島町角]

第 14号内訳書 土砂等運搬
仮置～施工箇所

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【左岸下流仮置（碎石）～ 施工箇所】								
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m 3	90	403.9	36,351			
【左岸上流仮置（碎石）～ 施工箇所】								
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m 3	70	403.9	28,273			
【右岸上流仮置（碎石）～ 施工箇所】								
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m 3	20	403.9	8,078			
合 計					72,702			

一式当たり内訳書

積込(ルーズ)

第 15号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【左岸下流仮置】								
積込 (ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	m ³	50	249.1	12,455			
【左岸上流仮置】								
積込 (ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	m ³	60	249.1	14,946			
【左岸下流仮置 (碎石)】								
積込 (ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	m ³	90	249.1	22,419			
【左岸上流仮置 (碎石)】								
積込 (ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	m ³	70	249.1	17,437			
【右岸上流仮置 (碎石)】								
積込 (ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	m ³	20	249.1	4,982			
合 計					72,239			

一式当たり内訳書

整地

第 16号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【左岸下流仮置】								
整地	残土受入れ地での処理	m ³	50	133.6	6,680			
【左岸上流仮置】								
整地	残土受入れ地での処理	m ³	60	133.6	8,016			
【左岸下流仮置（砕石）】								
整地	残土受入れ地での処理	m ³	90	133.6	12,024			
【左岸上流仮置（砕石）】								
整地	残土受入れ地での処理	m ³	70	133.6	9,352			
【右岸上流仮置（砕石）】								
整地	残土受入れ地での処理	m ³	20	133.6	2,672			
合 計					38,744			

一式当たり内訳書

[埼玉県東松山市下青鳥地先外、埼玉県比企郡川島町角]

第 17号内訳書
掘削(光ケーブル配管)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削(光ケーブル配管工)	全ての費用	m 3	410	2,569	1,053,290			
合 計					1,053,290			

一式当たり内訳書

埋戻し

第 18号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し・締固め（光ケーブル配管工）	全ての費用	m 3	380	3,793	1,441,340			
砂	埋め戻し用	m 3	170	4,070	691,900			
埋設表示シート（材料費）		m	2,352	393.9	926,452			
合 計					3,059,692			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第 20号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m ³ (平積0.6m ³) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m ³	1,210	403.9	488,719			
合 計					488,719			

一式当たり内訳書

舗装版切断

第 21号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下 全ての費用	m	35	727.9	25,476			
合 計					25,476			

一式当たり内訳書

第 22号内訳書 土のう (堤外水路)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
大型土のう工	製作 流用土	袋	9	3,154	28,386			
【施工区間(1)】								
大型土のう工	設置(再設置含む) 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	6	1,910	11,460			
大型土のう工	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	6	1,049	6,294			
【施工区間(2)】								
大型土のう工	設置(再設置含む) 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	6	1,910	11,460			
大型土のう工	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	6	1,049	6,294			
【施工区間(3)】								
大型土のう工	設置(再設置含む) 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	6	1,910	11,460			
大型土のう工	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	6	1,049	6,294			
【施工区間(4)】								
大型土のう工	設置(再設置含む) 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	9	1,910	17,190			

一式当たり内訳書

第 22号内訳書 土のう (堤外水路)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
大型土のう工	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	9	1,049	9,441			
【施工区間(5)】								
大型土のう工	設置(再設置含む) 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	6	1,910	11,460			
大型土のう工	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	6	1,049	6,294			
合 計					126,033			

一式当たり内訳書

第 23号内訳書 ポンプ排水
(堤外水路)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ポンプ設置・撤去		箇所	1	98,900	98,900			
ポンプ運転	0以上120(m ³ /h)未満 10m 常時排水	日	86	26,000	2,236,000			
合 計					2,334,900			

一式当たり内訳書

[埼玉県東松山市下青鳥地先外、埼玉県比企郡川島町角]

表土運搬

第 25号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m ³ (平積0.6m ³) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m ³	640	403.9	258,496			
整地	残土受入れ地での処理	m ³	640	133.6	85,504			
合 計					344,000			

一式当たり内訳書

[埼玉県東松山市下青鳥地先外、埼玉県比企郡川島町角]

システム初期費 (ICT)

第 26号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費 (ICT)	バックホ	式	1		598,000			
システム初期費 (ICT)	フルトーサ	式	1		548,000			
合 計					1,146,000			

一式当たり内訳書

[]

第 1号内訳書 床掘り

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m ³	120	2,376	285,120			
合 計					285,120			

一式当たり内訳書

[]

埋戻し
第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m 3	90	4,256	383,040			
合 計					383,040			

一式当たり内訳書

[]

土砂等運搬

第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	小規模 バックホ山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む)無し	m 3	20	3,798	75,960			
合 計					75,960			

一式当たり内訳書

[]

第 4号内訳書 整地

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m 3	20	133.6	2,672			
合 計					2,672			

一式当たり内訳書

[]

土砂等運搬

第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む)無し 11.5km以下	m 3	40	1,927	77,080			
合 計					77,080			

一式当たり内訳書

[]

第 7号内訳書 整地

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m 3	40	133.6	5,344			
合 計					5,344			

1次単価表

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単-1号	路体(築堤)盛土	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3	1	6,993	6,993	
	計					6,993	
	単価					6,993	円/m3

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単-2号	路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	単位	m3	数量	1	単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3	1	927.7	927.7	
	計					927.7	
	単価					927.7	円/m3

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-3号	路体(築堤)盛土(ICT)		単位	m3	数量		1	単価	263.8
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要	
	路体(築堤)盛土(ICT)	20,000m3未満 無し		m3	1	263.8	263.8		
	計						263.8		
	単価						263.8	円/m3	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-4号	法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	単位	m2	数量		1	単価	574.1
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要	
	法面整形(ICT)	盛土部 無し ㈬質土、砂及び砂質土、粘性土		m2	1	574.1	574.1		
	計						574.1		
	単価						574.1	円/m2	

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-5号	安定処理 (堤外水路)	t=300mm B=3.84m	単位	m	数量	15.5	単価	69,520
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	表層安定処理工	t=300mm B=3.84m	m	15.5	14,510	224,905		
	グラントセル (材料費)	150MP	m ²	143.9	4,780	687,842		
	連結材 (材料費)		組	132	290	38,280		
	吸出し防止材 (材料費)	長繊維不織布 t=2mm	m ²	150.3	560	84,168		
	樹脂アンカーピン (材料費)	口20×300	本	60	180	10,800		
	再生クラッシュアラン	R C - 4 0	m ³	19.7	1,600	31,520		
	計					1,077,515		
	単価					69,520	円/m	

1 次単価表

							単価使用年月	2026. 3	
							歩掛使用年月	2026. 3	
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0	
単-6号	張芝	張芝工 500m2以上	単位	m2	数量		1	単価	1,949
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
人力施工による植生工		張芝工 500m2以上(標準) 無	m 2	1	1,949	1,949			
計						1,949			
単価						1,949	円/m2		

							単価使用年月	2026. 3	
							歩掛使用年月	2026. 3	
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0	
単-7号	市松芝	野芝	単位	m2	数量		1	単価	1,145
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
市松芝		野芝	m 2	1	1,145	1,145			
計						1,145			
単価						1,145	円/m2		

1 次単価表

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単-8号	路体(築堤)盛土	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	路体(築堤)盛土	2.5m未満	m 3	1	6,993	6,993	
	計					6,993	
	単価					6,993	円/m3

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単-9号	法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	単位	m2	数量	1	単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	法面整形 (ICT)	盛土部 無し ㈬質土、砂及び砂質土、粘性土	m 2	1	574.1	574.1	
	計					574.1	
	単価					574.1	円/m2

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-10号	名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	摘要
	コンクリート柵渠	B2.5m×H1.2m	m			245.5		67,160
	基礎砕石	17.5cmを超え20.0cm以下 再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m ²	726.8	1,561	1,134,534.8		
	プレハブ水路設置工	B=2.5m×H=1.2m	m	245.5	7,633	1,873,901.5		
	プレハブ水路B型アーム (材料費)	H1200×B2500	本	170	25,100	4,267,000		
	プレハブ水路B型ソケットパネル (材料費)	B300×t50×L915	枚	27	2,250	60,750		
	プレハブ水路B型ソケットパネル (材料費)	B300×t50×L1415	枚	618	3,250	2,008,500		
	プレハブ水路B型ソケット切欠パネル (材料費)	B400×t50×L915	枚	9	2,890	26,010		
	プレハブ水路B型ソケット切欠パネル (材料費)	B400×t50×L1415	枚	206	4,350	896,100		
	【現場打ちパネル 寅子樋管部考慮】							
	コンクリート	小型構造物 人力打設 24-12-25(20)(高炉) 一般養生 無し 全ての費用	m ³	34.2	40,480	1,384,416		
	型枠	一般型枠 小型構造物	m ²	458	9,925	4,545,650		
	鉄筋工 [市場単価]	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	1.53	189,600	290,088		

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-10号	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	コンクリート柵渠	B2.5m×H1.2m	m			245.5	67,160
	計					16,486,950.3	
	単価					67,160	円/m

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-11号	水路接続 寅子樋管	単位	箇所	数量	単価	金額	単価	96,950
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【コンクリート叩き】								
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 バックホウ(クレーン機能付)打設 各種 一般養生 全ての費用	m ³		0.5	39,170	19,585		
基礎砕石	7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュラン 40~0 全ての費用	m ²		5.4	1,369	7,392.6		
【現場打ちコンクリートA・B】								
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m ³		0.1	39,310	3,931		
型枠	一般型枠 小型構造物	m ²		2.2	9,925	21,835		
コンクリート削孔 (電動ハンマドリル)	30mm以上200mm未満	孔		14	715.2	10,012.8		
コンクリートはつり	3cm以下 全ての費用	m ²		0.5	5,567	2,783.5		
あと施工アンカー工		箇所		14	1,957	27,398		
あと施工アンカー (材料費)	樹脂カプセル外径13mm長さ95mm 鉄筋Co用鋼棒SD345 D13	本		14	286.5	4,011		
計						96,948.9		

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-11号	水路接続 寅子樋管	単位	箇所	数量	1	単価	96,950
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
単価					96,950	円/箇所	

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-12号	水路接続 No.9付近流入水路	単位	箇所	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	【コンクリート叩き】						
	コンクリート	無筋・鉄筋構造物 バックホウ(クレーン機能付)打設 各種 一般養生 全ての費用	m ³	0.3	39,170	11,751	120,400
	基礎砕石	7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュラン 40~0 全ての費用	m ²	3.4	1,369	4,654.6	
	【流入水路】						
	コンクリート	小型構造物 人力打設 24-12-25(20)(高炉) 一般養生 無し 全ての費用	m ³	0.8	40,480	32,384	
	型枠	一般型枠 小型構造物	m ²	6.4	9,925	63,520	
	鉄筋工 [市場単価]	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.03	189,600	5,688	
	基礎砕石	17.5cmを超え20.0cm以下 再生クラッシュラン 40~0 全ての費用	m ²	1.5	1,561	2,341.5	
	計					120,339.1	
	単価					120,400	円/箇所

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-13号	防護コンクリート タイプ1	18-8-25(20)高炉	単位	箇所	数量	10	単価	86,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基礎碎石		12.5cmを超え17.5cm以下 再生クラッシュラン 40~0 全ての費用	m ²	8.1	1,465	11,866.5		
コンクリート		小型構造物 バック材(クレーン機能付)打設 各種 一般養生 全ての費用	m ³	6.6	40,160	265,056		
型枠		一般型枠 小型構造物	m ²	41.4	9,925	410,895		
目地板		30m ² 以上 瀝青質目地板t=10	m ²	30.3	5,708	172,952.4		
	計					860,769.9		
	単価					86,080	円/箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-14号	防護コンクリート タイプ 2	18-8-25(20)高炉	単位	箇所	数量	10	単価	82,120
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基礎碎石		12.5cmを超え17.5cm以下 再生クラッシュラン 40~0 全ての費用	m ²	7.6	1,465	11,134		
コンクリート		小型構造物 バック材(クレーン機能付)打設 各種 一般養生 全ての費用	m ³	6.1	40,160	244,976		
型枠		一般型枠 小型構造物	m ²	40.2	9,925	398,985		
目地板		30m ² 以上 瀝青質目地板t=10	m ²	29.1	5,708	166,102.8		
計						821,197.8		
単価						82,120	円/箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-15号	防護コンクリート タイプ 3	18-8-25(20)高炉	単位	箇所	数量	10	単価	78,030
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基礎碎石		12.5cmを超え17.5cm以下 再生クラッシュラン 40~0 全ての費用	m ²	7.2	1,465	10,548		
コンクリート		小型構造物 バック材(クレーン機能付)打設 各種 一般養生 全ての費用	m ³	5.6	40,160	224,896		
型枠		一般型枠 小型構造物	m ²	38.9	9,925	386,082.5		
目地板		30m ² 以上 瀝青質目地板t=10	m ²	27.8	5,708	158,682.4		
計						780,208.9		
単価						78,030	円/箇所	

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-16号	プレキャストボックス (渡河施設)	W=3.0m	単位	箇所	数量	1	単価	1,539,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ボックスカルバート	据付 1.5m/個 1.25<B≤2.5 0<H≤1.25 均しコンクリート 無し 標準 全ての費用	m	3	30,830	92,490		
	ボックスカルバート (材料費)	2500×1200×1500	個	2	723,000	1,446,000		
	計					1,538,490		
	単価					1,539,000	円/箇所	

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-17号	プレキャストボックス (渡河施設)	W=2.5m	単位	箇所	数量	1	単価	1,369,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ボックスカルバート	据付 1.5m/個 1.25<B≤2.5 0<H≤1.25 均シコンクリート 無し 標準 全ての費用	m	1.5	30,830	46,245		
	ボックスカルバート	据付1.0m/個 1.25m<B≤2.5m 0m<H≤1.25m 均シコ無	m	1	22,390	22,390		
	型枠	一般型枠 均シコンクリート	m ²	0.4	5,601	2,240.4		
	コンクリート	無筋・鉄筋構造物 バックホウ(クレーン機能付)打設 各種 一般養生 全ての費用	m ³	0.62	39,170	24,285.4		
	ボックスカルバート (材料費)	2500×1200×1500	個	1	723,000	723,000		
	ボックスカルバート (材料費)	2500×1200×1000	個	1	550,000	550,000		
	計					1,368,160.8		
	単価					1,369,000	円/箇所	

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-18号	プレキャストボックス (渡河施設)	W=2.0m	単位	箇所	数量	1	単価	1,198,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ボックスカルバート	据付1.0m/個 1.25m<B≤2.5m 0m<H≤1.25m 均シコシ無	m	2	22,390	44,780		
	型枠	一般型枠 均シコンクリート	m ²	0.8	5,601	4,480.8		
	コンクリート	無筋・鉄筋構造物 バックホウ(クレーン機能付)打設 各種 一般養生 全ての費用	m ³	1.24	39,170	48,570.8		
	ボックスカルバート (材料費)	2500×1200×1000	個	2	550,000	1,100,000		
	計					1,197,831.6		
	単価					1,198,000	円/箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-19号	プレキャストボックス (渡河施設)	W=1.0m	単位	箇所	数量	1	単価	599,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ボックスカルバート	据付1.0m/個 1.25m<B≤2.5m 0m<H≤1.25m 均シコシ無	m	1	22,390	22,390		
	型枠	一般型枠 均シコンクリート	m ²	0.4	5,601	2,240.4		
	コンクリート	無筋・鉄筋構造物 バックホウ(クレーン機能付)打設 各種 一般養生 全ての費用	m ³	0.62	39,170	24,285.4		
	ボックスカルバート (材料費)	2500×1200×1000	個	1	550,000	550,000		
	計					598,915.8		
	単価					599,000	円/箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-20号	下層路盤(車道・路肩部) (購入材)	再生クラッシュ RC-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量	1	単価	654.8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤(車道・路肩部)		150mm 1層施工 再生クラッシュ RC-40 全ての費用	m 2	1	654.8	654.8		
計						654.8		
単価						654.8	円/m2	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-21号	下層路盤(車道・路肩部) (発生材)	発生材 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量	1	単価	348.8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤(車道・路肩部)		150mm 1層施工 路盤材(各種) 全ての費用	m 2	1	348.8	348.8		
計						348.8		
単価						348.8	円/m2	

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-22号	下層路盤(歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量	1	単価	1,060
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	下層路盤(歩道部)	150mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	1,060	1,060		
	計					1,060		
	単価					1,060	円/m2	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-23号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1,549
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	表層(車道・路肩部)	3.0m超 40mm 再生密粒度アスコン(13) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	1,549	1,549		
	計					1,549		
	単価					1,549	円/m2	

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-24号	表層(歩道部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 1.4m以上	単位	m2	数量	1	単価	1,697
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層(歩道部)		1.4m以上 40mm 再生密粒度アスコン(13) プライムコート PK-3 全ての費用	m2	1	1,697	1,697		
計						1,697		
単価						1,697	円/m2	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-25号	歩車道境界ブロック	B種(180/205×250×600)	単位	m	数量	1	単価	9,535
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
歩車道境界ブロック		設置 B種(180/205×250×600) 再生クラッシュラン RC-40 生コンクリート(各種) 有り	m	1	9,535	9,535		
計						9,535		
単価						9,535	円/m	

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-26号	地先境界ブロック	A種(120×120×600)	単位	m	数量		1	単価	7,138
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
地先境界ブロック		設置 A種(120×120×600) 再生クラッシュラン RC-40 生コンクリート(各種) 有り	m	1	7,138	7,138			
計						7,138			
単価						7,138	円/m		

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-27号	アスカープ	再生細粒度アスコン(13) 195cm2以上215cm2未満	単位	m	数量		1	単価	1,316
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
アスカープ		195cm2以上215cm2未満 再生細粒度アスコン(13) 全ての費用	m	1	1,316	1,316			
計						1,316			
単価						1,316	円/m		

1 次単価表

							単価使用年月	2026. 3	
							歩掛使用年月	2026. 3	
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0	
単-28号	配管設置(埋設部)	4条 管径 80mm	単位	m	数量		1	単価	2,777
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
配管設置(埋設部)		4条 全ての費用	m	1	2,777	2,777			
計						2,777			
単価						2,777	円/m		

							単価使用年月	2026. 3	
							歩掛使用年月	2026. 3	
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0	
単-29号	ハンドホール	1200×600×H600	単位	箇所	数量		1	単価	593,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
ハンドホール		全ての費用	個	1	591,300	591,300			
基礎砕石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クワッシュラン 40~0 全ての費用	m ²	1.6	1,369	2,190.4			
計						593,490.4			
単価						593,500	円/箇所		

1次単価表

							単価使用年月	2026. 3
							歩掛使用年月	2026. 3
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単-30号	ハンドホール	600×600×H600	単位	箇所	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ハンドホール	全ての費用	個	1	186,600	186,600		187,800
	基礎砕石	7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュラン 40~0 全ての費用	m ²	0.85	1,369	1,163.65		
	計					187,763.65		
	単価					187,800	円/箇所	

							単価使用年月	2026. 3
							歩掛使用年月	2026. 3
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単-31号	コンクリート構造物取壊し (堤外水路)	鉄筋構造物 機械施工	単位	m ³	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	m ³	1	17,940	17,940		17,940
	計					17,940		
	単価					17,940	円/m ³	

1 次単価表

							単価使用年月	2026. 3	
							歩掛使用年月	2026. 3	
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0	
単-32号	舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 15cm以下	単位	m2	数量		1	単価	231.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
	舗装版破碎	アスファルト舗装版 無し 不要 15cm以下 有り 全ての費用	m 2	1	231.4	231.4			
	計					231.4			
	単価					231.4	円/m2		

							単価使用年月	2026. 3	
							歩掛使用年月	2026. 3	
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0	
単-33号	殻運搬	アスファルト殻	単位	m3	数量		1	単価	3,844
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
	殻運搬	舗装版破碎 機械積込(騒音対策不要、舗装版厚15cm以下) 無し 11.5km以下 全ての費用	m 3	1	3,844	3,844			
	計					3,844			
	単価					3,844	円/m3		

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-34号	殻運搬 (堤外水路)	コンクリート殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	2,035
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(鉄筋) 構造物とりこわし 機械積込 無し 8.0km以下 全ての費用	m 3	1	2,035	2,035		
計						2,035		
単価						2,035	円/m3	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-35号	殻処分	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	2,820
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m 3	1	2,820	2,820		
計						2,820		
単価						2,820	円/m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-36号	般処分 (堤外水路)	コンクリート殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,500
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
処分費 (m3)		m3	1	3,500	3,500			
計					3,500			
単価					3,500		円/m3	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層安定処理工	t=300mm B=3.84m	m		15.5		14,510
吸出し防止材敷設工	長繊維不織布 t=2mm	m ²	143.1	105.7	15,125	
樹脂アンカーピン打設工	□20×300	本	60	132.1	7,926	
グラントセル展開工	B=3.84m グラントセルマットレス工法	m ²	119.9	595.1	71,352	
中詰材充填・転圧工	R C - 4 0	m ²	119	1,097	130,543	
計					224,946	
単価					14,510	円/m

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
人力施工による植生工	張芝工 500m2以上(標準) 無	単位	m 2	数量	1	単価 1,949
法面工 (張芝工)	野芝・高麗芝 (全面張)	m 2	1	1,949.3	1,949	
諸雑費 (まるめ)		式	1		0	
計					1,949	
単価					1,949	円/m 2

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレハブ水路設置工	B=2.5m×H=1.2m	単位	m	数量	10	単価 7,633
土木一般世話役		人	0.43	33,354	14,342	
特殊作業員		人	0.43	29,580	12,719	
普通作業員		人	0.87	26,418	22,983	
バックホウ運転	クローラ型 山積0.8m3 平積0.6m3 クレーン2.9t吊	日	0.43	61,110	26,277	
諸雑費 (まるめ)		式	1		9	
計					76,330	
単価					7,633	円/m

参考資料 (1)

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	本	数量		1	単価
金額	摘要						
プレハブ水路B型アーム (材料費)	H1200×B2500						25,100
プレハブ水路B型アーム	1200×2500	本	1	25,100	25,100	25,100	
計						25,100	
単価						25,100	円/本

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	枚	数量		1	単価
金額	摘要						
プレハブ水路B型ソケットパネル (材料費)	B300×t50×L915						2,250
プレハブ水路B型ソケットパネル	300×50×915	枚	1	2,250	2,250	2,250	
計						2,250	
単価						2,250	円/枚

参考資料 (1)

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	枚	数量	単価	金額	摘要
プレハブ水路B型ソケットパネル (材料費)	B300×t50×L1415					1	3,250
プレハブ水路B型ソケットパネル	300×50×1415	枚	1	3,250		3,250	
計						3,250	
単価						3,250	円/枚

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	枚	数量	単価	金額	摘要
プレハブ水路B型ソケット切欠パネル (材料費)	B400×t50×L915					1	2,890
プレハブ水路B型ソケット切欠パネル	400×50×915	枚	1	2,890		2,890	
計						2,890	
単価						2,890	円/枚

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	枚	数量	単価	金額	単価	摘要
プレハブ水路B型ソケット切欠パネル (材料費)	B400×t50×L1415					1		4,350
プレハブ水路B型ソケット切欠パネル	400×50×1415	枚	1	4,350		4,350		
計						4,350		
単価						4,350	円/枚	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工 [市場単価]	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無 (鉄筋割合10%未満含む) 補正無 (一般構造物)	単位	t			
					1	189,600
鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D13	t	1.03	110,000	113,300	
鉄筋工	加工・組立共 一般構造物	t	1	76,245	76,245	
諸雑費 (まるめ)		式	1		55	
計					189,600	
単価					189,600	円/t

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	箇所	数量	単価	金額	単価	摘要
あと施工アンカー工						100		1,957
特殊作業員		人		3.33	29,580	98,501		
普通作業員		人		3.33	26,418	87,971		
諸雑費 (率+まるめ) 5%		式		1		9,228		
計						195,700		
単価						1,957	円/箇所	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	本	数量	単価	金額	単価	摘要
あと施工アンカー (材料費)	樹脂カプセル外径13mm長さ95mm 鉄筋Co用鋼棒SD345 D13					14		286.5
樹脂カプセル	外径13mm 長さ95mm	本	14	263		3,682		
鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D13	t	0.003	110,000		330		
計						4,012		
単価						286.5	円/本	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ボックスカルバート	据付1.0m/個 1.25m<B≤2.5m 0m<H≤1.25m 均シコ/無	単位	m	数量	10	22,390
土木一般世話役		人	1.25	33,354	41,692	
特殊作業員		人	1.25	29,580	36,975	
普通作業員		人	3.75	26,418	99,067	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	0.63	53,200	33,516	
諸雑費 (率+まるめ) 6%		式	1		12,650	
計					223,900	
単価					22,390	円/m

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ボックスカルバート	据付1.0m/個 1.25m<B≤2.5m 0m<H≤1.25m 均シコ/無	単位	m	数量	10	22,390
土木一般世話役		人	1.25	33,354	41,692	
特殊作業員		人	1.25	29,580	36,975	
普通作業員		人	3.75	26,418	99,067	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	0.63	53,200	33,516	
諸雑費 (率+まるめ) 6%		式	1		12,650	
計					223,900	
単価					22,390	円/m

参考資料 (1)

							単価使用年月	2026. 3
							歩掛使用年月	2026. 3
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0
構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	単位	m 3	数量	1	単価	17,940	
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
鉄筋構造物	屋間 機械施工 制約無	m 3	1	17,932.55	17,932			
諸雑費 (まるめ)		式	1		8			
計					17,940			
単価					17,940	円/m 3		

							単価使用年月	2026. 3
							歩掛使用年月	2026. 3
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0
処分費 (m 3)		単位	m 3	数量	100	単価	2,820	
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
処分費	アスファルト殻	m 3	100	2,820	282,000			
計					282,000			
単価					2,820	円/m 3		

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

処分費 (m ³)		単位	m ³	数量	100	単価	3,500
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費	コンクリート殻(鉄筋)	m ³	100	3,500	350,000		
計					350,000		
単価					3,500	円/m ³	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
大型土のう工	製作 流用土	単位	袋	数量	10	単価 3,154
土木一般世話役		人	0.145	33,354	4,836	
特殊作業員		人	0.145	29,580	4,289	
普通作業員		人	0.145	26,418	3,830	
大型土のう袋材	H=1.08m W=1.1m	袋	10	1,100	11,000	
バックホウ運転 (クレーン仕様)	製作	日	0.145	50,530	7,326	
諸雑費 (率+まるめ) 2%		式	1		259	
計					31,540	
単価					3,154	円/袋

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
大型土のう工	設置(再設置含む) 6m以下 -3m≦H≦2m	袋			10	1,910
土木一般世話役		人	0.13	33,354	4,336	
特殊作業員		人	0.13	29,580	3,845	
普通作業員		人	0.13	26,418	3,434	
バックホウ運転(クレーン仕様)	設置(再設置含む) 6m以下 -3m≦H≦2m	日	0.13	57,410	7,463	
諸雑費(率+まるめ) 0.2%		式	1		22	
計					19,100	
単価					1,910	円/袋

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	袋	数量	単価	金額	単価	摘要
大型土のう工	撤去 6m以下 -3m≤H≤2m					10		1,049
土木一般世話役		人	0.087	33,354		2,901		
特殊作業員		人	0.087	29,580		2,573		
バックホウ運転 (クレーン仕様)	撤去 6m以下 -3m≤H≤2m	日	0.087	57,470		4,999		
諸雑費 (率+まるめ) 0.4%		式	1			17		
計						10,490		
単価						1,049	円/袋	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

ポンプ設置・撤去		単位	箇所	数量	1	単価	98,900
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0.5	33,354	16,677		
特殊作業員		人	0.1	29,580	2,958		
普通作業員		人	2	26,418	52,836		
バックホウ運転		日	0.5	52,840	26,420		
諸雑費(まるめ)		式	1		9		
計					98,900		
単価					98,900	円/箇所	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	日	数量	単価	金額	単価	摘要
ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水					1		26,000
特殊作業員		人	0.17	29,580		5,028		
工事用水中ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	日	1	503		503		
発動発電機運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	日	1	19,720		19,720		
諸雑費 (率+まるめ) 3%		式	1			749		
計						26,000		
単価						26,000	円/日	

参考資料 (1)

							単価使用年月	2026. 3
							歩掛使用年月	2026. 3
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量		単価	
						1		18,360
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
交通誘導警備員B		人	1	18,360	18,360			
諸雑費 (まるめ)		式	1		0			
計					18,360			
単価					18,360		円/人日	

							単価使用年月	2026. 3
							歩掛使用年月	2026. 3
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0
	システム初期費 (ICT)	バックホ	単位	式	数量		単価	
						1		598,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
システム初期費	バックホウ	式	1		598,000			
計					598,000			
単価					598,000		円/式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

システム初期費（ICT）		ブルドーザ	単位	式	数量	1	単価	548,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
システム初期費	ブルドーザ	式	1		548,000			
計					548,000			
単価					548,000		円/式	

参考資料 (2)

							単価使用年月	2026. 3
							歩掛使用年月	2026. 3
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	単価	
吸出し防止材敷設工	長繊維不織布 t=2mm	m ²			100		105.7	
普通作業員		人	0.4	26,418	10,567			
諸雑費 (まるめ)		式	1		3			
計					10,570			
単価					105.7		円/m ²	

							単価使用年月	2026. 3
							歩掛使用年月	2026. 3
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	単価	
樹脂アンカーピン打設工	□20×300	本			100		132.1	
普通作業員		人	0.5	26,418	13,209			
諸雑費 (まるめ)		式	1		1			
計					13,210			
単価					132.1		円/本	

参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
グラントセル展開工	B=3.84m グラントセルマットレス工法	m ²			100	595.1
土木一般世話役		人	0.2	33,354	6,670	
普通作業員		人	2	26,418	52,836	
諸雑費 (まるめ)		式	1		4	
計					59,510	
単価					595.1	円/m ²

参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
中詰材充填・転圧工	RC-40	m ²			100	1,097
土木一般世話役		人	0.39	33,354	13,008	
特殊作業員		人	0.71	29,580	21,001	
普通作業員		人	1.87	26,418	49,401	
バックホウ運転	ｸｰﾗ型 山積0.8m ³ 平積0.6m ³ 排対3次	日	0.65	39,290	25,538	
諸雑費 (率+まるめ) 0.7%		式	1		752	
計					109,700	
単価					1,097	円/m ²

参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	日	数量	単価	金額	摘要
バックホウ運転	クローラ型 山積0.8m3 平積0.6m3 クレーン2.9t吊					1	61,110
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手 (特殊)		人	1	32,334	32,334		
軽油		L	99	129	12,771		
バックホウ (クローラ) [標準・クレーン機能付き]	山積0.8m3 (平積0.6m3) 2.9t吊						
		日	1.6	10,000	16,000		
諸雑費 (まるめ)		式	1			5	
計						61,110	
単価						61,110	円/日

参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	日	数量	単価	金額	単価	摘要
バックホウ運転 (クレーン仕様)	製作	人	1	32,334		32,334		50,530
軽油		L	65	129		8,385		
バックホウ (クロー型) [後方超小旋回・クレーン付]	山積0.45m3(平積0.35m3)吊2.9t	日	1.36	7,210		9,805		
諸雑費 (まるめ)		式	1				6	
計							50,530	
単価							50,530	円/日

参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	日	数量	単価	金額	単価	摘要
バックホウ運転 (クレーン仕様)	設置(再設置含む) 6m以下 -3m≤H≤2m					1		57,410
運転手 (特殊)		人	1	32,334		32,334		
軽油		L	99	129		12,771		
バックホウ (クローラ) [標準・クレーン機能付き]	山積0.8m ³ (平積0.6m ³) 2.9t吊	日	1.23	10,000		12,300		
諸雑費 (まるめ)		式	1				5	
計							57,410	
単価							57,410	円/日

参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	日	数量	単価	金額	単価	摘要
バックホウ運転 (クレーン仕様)	撤去 6m以下 -3m≤H≤2m					1		57,470
運転手 (特殊)		人	1	32,334		32,334		
軽油		L	101	129		13,029		
バックホウ (クローラ) [標準・クレーン機能付き]	山積0.8m3 (平積0.6m3) 2.9t吊	日	1.21	10,000		12,100		
諸雑費 (まるめ)		式	1				7	
計						57,470		
単価						57,470	円/日	

参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

バックホウ運転		単位	日	数量	1	単価	52,840
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手 (特殊)		人	1	32,334	32,334		
軽油		L	45	129	5,805		
バックホウ (クローラ) [標準・クレーン機能付き]	山積0.8m ³ (平積0.6m ³) 2.9t吊	日	1.47	10,000	14,700		
諸雑費 (まるめ)		式	1		1		
計					52,840		
単価					52,840	円/日	

参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	日	数量	単価	金額	単価	摘要
工事中水中ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水					1		503
工事中水中モータポンプ [普通型]	潜水ポンプ 口径200mm 全揚程10m	日	1.1	458		503		
諸雑費 (まるめ)		式	1			0		
計						503		
単価						503	円/日	

参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	日	数量	単価	金額	単価	摘要
発動発電機運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水					1		19,720
軽油		L		137	129	17,673		
発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動]	4 5 k V A	日		1.1	1,860	2,046		
諸雑費 (まるめ)		式		1			1	
計						19,720		
単価						19,720	円/日	

参考資料 (3)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	日	数量	単価	金額	単価	摘要
バックホウ運転	ｸﾏﾗ型 山積0.8m3 平積0.6m3 排対3次					1		39,290
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手 (特殊)		人	0.58	32,334	18,753			
軽油		L	41	129	5,289			
バックホウ (ｸﾛｰﾗ型) [標準型]	排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積0.8m3	供用日	0.79	19,300	15,247			
諸雑費 (まるめ)		式	1			1		
計						39,290		
単価						39,290	円/日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-1号	市松芝	野芝	単位	m2	数量	1	単価	1,145
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
市松芝		野芝	m 2	1	1,145	1,145		
計						1,145		
単価						1,145	円/m2	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-2号	不陸整正	補足材無し	単位	m2	数量	1	単価	184.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
不陸整正		無し 全ての費用	m 2	1	184.6	184.6		
計						184.6		
単価						184.6	円/m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-3号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1,549
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	表層(車道・路肩部)	3.0m超 40mm 再生密粒度アスコン(13) プライムコート PK-3 全ての費用	m2	1	1,549	1,549		
	計					1,549		
	単価					1,549	円/m2	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-4号	地先境界ブロック	A種(120×120×600)	単位	m	数量	1	単価	7,077
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	地先境界ブロック	設置 A種(120×120×600) 砕石(各種) 生コンクリート(各種) 有り	m	1	7,077	7,077		
	計					7,077		
	単価					7,077	円/m	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	人日	数量	1	単価	19,590
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A		人	1	19,584	19,584		
諸雑費（まるめ）		式	1		6		
計					19,590		
単価					19,590	円／人日	

共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0				
対象工事費	154,899,592	直接工事費	154,899,592	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	23,140	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）			0				
管理費区分1			0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7			0	(工場原価)			
管理費区分5			0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9			0	(間接費非対象額)			
管理費区分T			0	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額 支 給 品（＋）			0				
無償貸付機械評価額（＋）			0				
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）		154,899,592		現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		154,876,452			0		0
共通仮設費（率分）							
率（補正前）		6.78 %			0 %		
施工地域等補正		0 %		ICT施工補正	1		
率（補正後）		6.92 %	(6.78% × 週休1.02)				
計上額		10,719,000			0		0
比較結果							
	当該追加工事		A				
	0		0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	154,876,452	直接工事費	154,899,592		
非対象額計（－）	23,140				
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	23,140	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	154,876,452	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.9 %		0 %		0 %
施工地域等補正		市街地以外			
率（補正後）	0.9 %				
計上額	1,393,000		0		0
比較結果					
当該追加工事	A			調整工事計上額	0
	0				0

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	1,490,000				
運搬費	0	準備費	344,000	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,146,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					13,602,000

共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）：河川工事			合算工事：0				
対象工事費	148,350,365	直接工事費	148,350,365	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	23,140	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）			0				
管理費区分1			0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7			0	(工場原価)			
管理費区分5			0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9			0	(間接費非対象額)			
管理費区分T			0	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額 支給品（＋）			0				
無償貸付機械評価額（＋）			0				
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）		148,350,365		現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		148,327,225			0		0
共通仮設費（率分）							
率（補正前）		6.84	%		0	%	
施工地域等補正		0	%	ICT施工補正	1		
率（補正後）		6.98	%	(6.84% × 週休1.02)			
計上額		10,354,000			0		0
比較結果							
	当該追加工事	A					
	0	0				調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	148,327,225	直接工事費	148,350,365		
非対象額計(－)	23,140				
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2,7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	23,140	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品(+)	0				
無償貸付機械評価額(+)	0				
現場環境改善費対象額(Pi)					
単独(追加工事)	148,327,225	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率(補正前)	0.91%		0%		0%
施工地域等補正	市街地以外				
率(補正後)	0.91%				
計上額	1,349,000		0		0
比較結果					
当該追加工事	A			調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	1,490,000				
運搬費	0	準備費	344,000	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,146,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					13,193,000

共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0				
対象工事費	6,549,227	直接工事費	6,549,227	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）	0						
管理費区分1	0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）					
管理費区分2, 7	0	（工場原価）					
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）					
管理費区分9	0	（間接費非対象額）					
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）					
対象額 支 給 品（＋）	0						
無償貸付機械評価額（＋）	0						
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）	6,549,227	現工事	0	合算工事	0		
全処分費等を除く共通仮設費対象額	6,549,227		0		0		
共通仮設費（率分）							
率（補正前）	12.32 %		0 %				
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1				
率（補正後）	12.57 %	（12.32% × 週休1.02）					
計上額	823,000		0		0		
比較結果							
当該追加工事	A						
	0		0		調整工事計上額	0	

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	6,549,227	直接工事費	6,549,227		
非対象額計（－）	0				
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	0	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	6,549,227	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.7 %		0 %		0 %
施工地域等補正		市街地以外			
率（補正後）	1.7 %				
計上額	111,000		0		0
比較結果					
当該追加工事	A			調整工事計上額	0
	0				

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	168,501,592	単独（追加工事）直接工事費	154,899,592	単独（追加工事）共通仮設費	13,602,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	168,501,592	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	168,478,452		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	22.93 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	23.62 %	（22.93% × 週休1.03）	0 %		
計上額	39,800,000		0		0
			9,535,008	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	161,543,365	単独（追加工事）直接工事費	148,350,365	単独（追加工事）共通仮設費	13,193,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2,7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	161,543,365	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	161,520,225		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	23.13%		0%		0%
施工地域等補正	0%				
施工時期補正	0%	熱中症補正	0%	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0%				
砂防・地すべり補正	0%		0%		
率（補正後）	23.82%（23.13% × 週休1.03）		0%		
計上額	38,479,000		0		0
					（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）
比較結果 当該追加工事	A				
	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	7,483,227	単独（追加工事）直接工事費	6,549,227	単独（追加工事）共通仮設費	934,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	7,483,227	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	7,483,227		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	43.45 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	44.75 %（43.45% × 週休1.03）		0 %		
計上額	3,348,000		0		0
					（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）
比較結果 当該追加工事	A				
	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	荒川上流河川事務所 工務課	工事番号	2025010015	第 0 回変更
発注年月	令和08年03月	主工種	河川工事	

工事原価	208,301,592				
純工事費	168,501,592	現場管理費	39,800,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（－）	0				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	208,301,592	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	208,278,452	現工事	0	合算工事	0
	（調整工事入力で使用）				
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	208,301,592				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	15.51 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	32,386,408				
業務委託料等	0				
調査基準価格	244,893,000				
調査基準価格の100/110	222,630,000		(91.53 %)		

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 都幾川下青鳥地区外天端保護等工事

国土交通省 関東地方整備局
荒川上流河川事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 7 都幾川下青鳥地区外天端保護等工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
築堤・護岸 【下青鳥工区】		式		1		
河川土工		式		1		
盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3		1,630		
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3		10		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
盛土工(ICT)		式		1		
路体(築堤)盛土(ICT)		m3		200		
法面整形工(ICT)		式		1		
法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	m2		3,390		
残土処理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 都幾川下青鳥地区外天端保護等工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
土砂等運搬 小規模	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
地盤改良工		式		1		
表層安定処理工		式		1		
安定処理 (堤外水路)	t=300mm B=3.84m	m		15.5		
法覆護岸工		式		1		
植生工		式		1		
張芝	張芝工 500m2以上	m2		3,390		
市松芝	野芝	m2		1,870		
水路工 (堤外水路)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 都幾川下青鳥地区外天端保護等工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し		式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3		130		
基面整正		式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
法面整形工(ICT)		式		1		
法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	m2		50		
水路本体工		式		1		
コンクリート柵渠	B2.5m×H1.2m	m		245		

工事数量総括表

工事名	R 7 都幾川下青鳥地区外天端保護等工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
水路接続 寅子樋管		箇所		1		
水路接続 No. 9付近流入水路		箇所		1		
防護コンクリート タイプ 1	18-8-25 (20) 高炉	箇所		7		
防護コンクリート タイプ 2	18-8-25 (20) 高炉	箇所		3		
防護コンクリート タイプ 3	18-8-25 (20) 高炉	箇所		3		
暗渠工		式		1		
プレキャストボックス (渡河施設)	W=3.0m	箇所		3		
プレキャストボックス (渡河施設)	W=2.5m	箇所		1		
プレキャストボックス (渡河施設)	W=2.0m	箇所		1		
プレキャストボックス (渡河施設)	W=1.0m	箇所		2		
付帯道路工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 都幾川下青鳥地区外天端保護等工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
作業土工		式		1		
床掘り(掘削)	土砂	式		1		
床掘り 小規模	土砂	式		1		
埋戻し		式		1		
土砂等運搬 小規模	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
土砂等運搬 仮置～施工箇所	碎石	式		1		
積込(ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
アスファルト舗装工		式		1		
下層路盤(車道・路肩部) (購入材)	再生クラッシュ RC-40 仕上り厚 150mm	m2		6,740		
下層路盤(車道・路肩部) (発生材)	発生材 仕上り厚 150mm	m2		6,830		

工事数量総括表

工事名	R 7 都幾川下青鳥地区外天端保護等工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
下層路盤 (歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150m m	m2		128		
表層 (車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 3.0m超	m2		13,570		
表層 (歩道部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 1.4m以上	m2		128		
縁石工		式		1		
歩車道境界ブロック	B種(180/205×250×600)	m		112		
地先境界ブロック	A種(120×120×600)	m		5,615		
アスカープ	再生細粒度アスコン(13) 195cm2以上215c m2未満	m		320		
光ケーブル配管工		式		1		
作業土工		式		1		
掘削(光ケーブル配管)		式		1		
埋戻し		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 都幾川下青鳥地区外天端保護等工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
配管工		式		1		
配管設置(埋設部)	4条 管径 80mm	m		1,170		
ハトホル工		式		1		
ハトホル	1200×600×H600	箇所		5		
ハトホル	600×600×H600	箇所		1		
構造物撤去工		式		1		
既設碎石撤去工		式		1		
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000 m3未満	式		1		
土砂等運搬	碎石	式		1		
構造物取壊し工		式		1		
コンクリート構造物取壊し (堤外水路)	鉄筋構造物 機械施工	m3		5		

工事数量総括表

工事名	R 7 都幾川下青鳥地区外天端保護等工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	式		1		
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 15cm以下	m2		46		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	アスファルト殻	m3		2		
殻運搬 (堤外水路)	コンクリート殻(鉄筋)	m3		5		
殻処分	アスファルト殻	m3		2		
殻処分 (堤外水路)	コンクリート殻(鉄筋)	m3		5		
仮設工		式		1		
土留・仮締切工		式		1		
土のう (堤外水路)		式		1		
水替工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 都幾川下青島地区外天端保護等工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
ホップ排水 (堤外水路)	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
準備費		式		1		
表土運搬		式		1		
技術管理費		式		1		
システム初期費(ICT)		式		1		
現場環境改善費(率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 都幾川下青鳥地区外天端保護等工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 都幾川下青鳥地区外天端保護等工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
築堤・護岸 【角泉工区】		式		1		
法覆護岸工		式		1		
植生工		式		1		
市松芝	野芝	m2		180		
付帯道路工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
舗装準備工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 都幾川下青鳥地区外天端保護等工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
不陸整正	補足材無し	m2		1,200		
積込(ルース)	砕石 土量50,000m3未満	式		1		
土砂等運搬	砕石	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
アスファルト舗装工		式		1		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 3.0m超	m2		1,200		
縁石工		式		1		
地先境界ブロック	A種(120×120×600)	m		481		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 都幾川下青鳥地区外天端保護等工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

R 7 都幾川下青島地区外天端保護等工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費 -----	154, 899, 592		
(2)共通仮設費 -----	14, 127, 000		
(3)純工事費 -----	169, 026, 592		
(1)+(2)			
(4)現場管理費 -----	41, 827, 000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0	(16)工場製作純工事費 -----	0
		(17)工場管理費 -----	0
(6)工事原価 -----	210, 853, 592	(18)工場製作原価 -----	0
(3)+(4)+(5)+(18)		(16)+(17)	
(7')一般管理費等(計上額) -----	32, 386, 408	((7)一般管理費等(計算額) [32, 390, 897])	
(8')その他費目計 -----	0		
(9)業務委託料等 -----	0		
(10)工事価格 -----	243, 240, 000		
(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)			
(11)消費税相当額 -----	24, 324, 000		
(12)請負工事価格 -----	267, 564, 000		
(10)+(11)			
(13)入札書比較価格 -----	243, 240, 000		
(請負工事費の100/110)			
(14)調査基準価格 -----	244, 893, 000		
(15)調査基準価格の100/110 -----	222, 630, 000		
(万円未満切り捨て)			

R 7 都幾川下青鳥地区外天端保護等工事

特 記 仕 様 書

令和8年1月

荒川上流河川事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下URLよりダウンロードするものとする。

URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した技術資料に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
4. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

第 4 条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第 5 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 2 6 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第 2 6 条第 3 項第 2 号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 2 7 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の専任特例 2 号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。なお、専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - （5）専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務できる工事は埼玉県内の工事でなければならない。
 - （6）専任特例 2 号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （7）専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 2 1 日付基発第 2 6 7 号の 2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保

険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可）

- 3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項（5）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第7条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 埼玉県東松山市下青鳥地先 緯度 36° 1' 9" 経度 139° 22' 7"

終点 埼玉県東松山市高坂地先 緯度 36° 0' 37" 経度 139° 23' 43"

第8条 コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例) 本工事は、埼玉県東松山市下青鳥地先外における天端舗装・築堤盛土・水路工事等および埼玉県比企郡川島町角泉地先における天端舗装工事である。

主な工種は盛土工（約1800m³）・舗装工（約15900m²）・水路工（約250m）を予定している。

第 9 条 コリنز (CORINS) への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリنزへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
R 2 都幾川管内築堤及び構造物設計 (その 1) 業務	4044278880
R 2 都幾川管内築堤及び構造物設計 (その 3) 業務	4044282031
R 2 都幾川管内築堤及び構造物設計 (その 4) 業務	4044297629
R 2 都幾川右岸用水樋管等詳細設計業務	4046891309
R 2 都幾川管内築堤及び樋管改築設計業務	4044126236
R 2 都幾川橋梁部影響検討業務	4045027970
R 2 都幾川左岸四反田樋管詳細設計業務	4046376356
R 2 都幾川右岸奈目曾樋管等詳細設計業務	4046940369
R 3 都幾川管内築堤詳細設計 (その 2) 業務	4048022577
R 4 荒川上流洪水対策検討業務	4050495197
R 5 越辺川・都幾川築堤等詳細業務	1234567890

第 10 条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者 (工事成績優秀企業に認定された下請負を含む) は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線 (黄色もしくは橙色の帯線でも可) を名札上部に印刷することが出来るものとする。



注意 1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注意 2) 所属会社の写真とする。

第 11 条 調査・試験に対する協力

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は荒川上流河川事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
- なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第 12 条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第 13 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和 7 年 3 月)」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド(令和 7 年 3 月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」(別紙様式－15)により、工事着手前に「作成書類の

役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 14 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第 15 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第 16 条 設計・施工技術連絡会議（三者会議）の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の

対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「荒川上流河川事務所 設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運営要領」（<https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo01165.html>）によるものとする。

第 17 条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「荒川上流河川事務所 設計審査会設置運営要領」（<https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo01165.html>）によるものとする。

第 18 条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第 19 条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和 5 年 1 2 月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合

があるため、協力すること。

第 20 条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ① 本工事における設計変更や契約変更は書面にに基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第 21 条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によることとする。

第 22 条 スライド条項

工事請負契約書第 26 条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第 23 条 工事現場発生品

1. 現場発生品は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	引渡場所	運搬距離	摘要
再生クラッシャーラン	Rc-40	m ³	約7300	現場内再利用	0.3km以下	

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 現場発生品のうち、砕石は、現場内に仮置きし、下層路盤に再使用するものとする。ただし、破損等が甚大で再使用できないものについては監督職員の確認を受けなければならない。

第 24 条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木について）

1. 受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
-----	----	----

再生加熱アスファルト混合物	A s 量 5 ～ 7 %密粒再生	表層
再生クラッシャーラン	R c - 40	砕石舗装

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

2. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「九解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1)分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2)再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト殻	日本開発（株） 鳩山リサイクルプラント	埼玉県比企郡鳩山町大字奥田字鳥居前501-1
コンクリート殻（鉄筋）	日本開発（株） 鳩山リサイクルプラント	埼玉県比企郡鳩山町大字奥田字鳥居前501-1

上記(2)については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3)受入時間

日本開発（株）鳩山リサイクルプラント：8時00分～17時00分

4. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第25条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議の上決定するものとする。

第26条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材 Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材 Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート

製品一検査方法通則)により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3配合」に従うものとする。

第27条 施工管理

1. 1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和7年3月改定)の関連要領等一覧(URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」)によるものとする。

第28条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、関東地方整備局土木工事写真管理基準 令和7年度版(以下、写真管理基準)「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和6年3月）「2-2撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2.に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準（令和6年3月）「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL

（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，
〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合

は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第 29 条 ICT活用工事（土工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用

工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

ただし、土工数量1,000㎡未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記1)～7)以外の従来手法による起工測量を実施してもICT活用工事とする。

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規定の準則（令和7年3月31日国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検討基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～8）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

(2) 品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。
なお、河川土工（掘削工、盛土工、法面整形工）において、3次元計測技術を用いて出来形管理（面管理）を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式はLASのポイントファイルとする。
6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。
発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第30条 ICT活用工事（舗装工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

(1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。対象は、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事、または舗装を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された舗装工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。
4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、舗装工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、舗装工以外の工種に関するICT活用を提案・協議した場合は、舗装工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。
5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～4)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事及び設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。

1) 3次元MC建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。

但し現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）2）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下1）～2）を原則とするが、現場条件等により以下3）～4）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) T S等光波方式を用いた出来形管理
- 4) T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

なお、表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

なお、表層以外については従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよいものとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第 31 条 ICT活用工事（法面工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では、以下①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、法面工等を含む一般土木工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記4～8によりICT活用施工を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することとし法面工等の施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

- ① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

但し、法面工等の関連施工としてICT土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図を用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合もICT活用工事とする。

また、3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT法面工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。

③ 該当なし

④ 3次元出来形管理等の施工管理

（1）出来形管理

法面工等の施工管理において、以下1）～7）の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下1）～4）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1）～7）のICT施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良い。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①②④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第 32 条 ICT活用工事（作業土工（床掘工））について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事においては、次の①（選択）②③⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、作業土工（床掘工）を含む工事とする。

- ① 起工測量（選択）
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 該当なし
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された作業土工以外の工種に、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～6によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. ICT施工技術を用い、土工について以下の施工を実施する。

① 起工測量（選択）

受注者は、起工測量にあたって、従来手法による起工測量またはICT施工技術を用いた起工測量を選択できるものとし、作業土工以外の工種で取得した3次元起工測量データがある場合は、積極的に活用するものとする。

ICT施工技術を用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、4. ①で得られたデータと発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工を行うため、3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

4. ②で作成した3次元設計データを用いて、作業に応じて以下に示すICT建設機械を選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

作業土工であるため、該当しない。

⑤ 3次元データの納品

4. ②により作成した3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

ただし、1-3④において、3次元起工測量を実施した場合は、取得した3次元測量データも3次元データ納品の対象とする。

5. 5. 上記4. ①（選択）②③の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

6. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第33条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第34条 ICT活用工事（土工）の費用について

1 ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- ・ ICT活用工事（土工1,000m³以上）積算要領
- ・ ICT活用工事（土工1,000m³未満）積算要領
- ・ ICT活用工事（砂防土工）積算要領

・ICT活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

第 35 条 ICT活用工事（舗装工）の費用について

１ 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに舗装工及び舗装工以外の工種に関するICT

活用の具体的な工事内容及び対象範囲について発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ICT活用工事（舗装工）積算要領

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上の考え方は以下のとおりである。

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～2)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計

画書の提出を含む)までに、舗装工以外の工種に関するICT活用について発注者へ提案・協議を行う。また、舗装工についてもICT活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第 36 条 ICT活用工事(法面工)の費用について

1 受注者が、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までにICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の(1)(2)により費用を計上することとする。

・ICT活用工事(法面工)積算要領

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む)を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、法面工(ICT)と同時に実施する土工(ICT)等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
なお、以下の5)～7)による出来形管理を実施した場合は、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。
 - 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
 - 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
 - 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 2 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第 37 条 ICT活用工事（作業土工（床掘工）の費用について

1. 受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、作業土工（床掘工）及び作業土工（床掘工）以外の工種に関するICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術の活用を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下の積算要領より費用を計上することとする。

・ICT活用工事（作業土工（床掘工））積算要領

ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第 38 条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第 39 条 現場環境改善（快適トイレの設置）（現場環境改善費を率計上する場合）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （1）洋式（洋風）便器

- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900mm×900mm以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場
（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び**【付属品として備えるもの】**

（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/施工箇所までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/施工箇所より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記2.の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の

費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 40 条 BIM/CIM活用工事について

本本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

1 BIM/CIM実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIMの実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

1) 工事概要

2) 整理すべき課題

3) BIM/CIMの実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）

4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）

5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2 BIM/CIM実施報告書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM実施計画書に追記して作成する。

8) 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）

9) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

3 成果の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）

3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC形式）、統合モデル、動画等）

4 その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト

(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

第 41 条 DXデータセンターの使用

本工事はDX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DXデータセンターの詳細については、DXデータセンターの参考資料(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>) 及びポータルサイト(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>) を参照すること。

第 42 条 工事中の安全確保

1. 1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準

(令和6年2月)」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中に配置する交通誘導員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、特別な理由により交通誘導員警備員が配置できない場合は、書面により工期等について監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導員
河川土工、付帯道路工（下青鳥工区左岸）	昼間作業	1人（うち有資格誘導員0人）
舗装工（下青鳥工区右岸）	昼間作業	1人（うち有資格誘導員0人）
舗装工（角泉工区）	昼間作業	1人（うち有資格誘導員1人）

6. UAV等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第43条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
 - (1) 真夏日の定義
日最高気温が30℃以上の日を指す。
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
 - (2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方
下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。
 - ①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を真夏日とみなす。
 - ②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。
 - ③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又

は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。上記

①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}※$$

※ 真夏日補正係数：１．２

第４４条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理および施工については、土木工事共通仕様書第１編「１－１－１－３０ 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止、施行中の退避措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第１編「１－１－１－６ 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙－６を参考にすること。

防災措置に要する費用については第２１条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第 45 条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第 46 条 出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋め戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第 47 条 交通整理警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者） 1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 48 条 架空線事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。
また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。
3. 本工事区間に近接する架空線等上空施設は、以下を想定している。ただし、現地調査等により、下記以外の施設が確認された場合も同様に扱うものとする。

施設の種類	所有者	条件等	貸与する資料
電柱	〇〇電力	移設	〇〇台帳
架空線	△△△	架空線保護	□□業務報告書

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成 28 年 12 月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP > 河川 > 技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第 49 条 特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、（工期が令和 8 年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第 50 条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第 51 条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し、または使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第 52 条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第 53 条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する処置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあって、下請業者及び骨材納入業者の利益を不に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第 54 条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出
共通仕様書 1-1-1-36 交通安全管理第 14 項における道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
 - ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
 - ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（※夜間走行条件の場合のみ）
- なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-39 官公庁等への手続等第 3 項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第 55 条 工事現場の現場環境改善

1. 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
2. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係
環境負荷の低減を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係
現場休憩所の快適化を実施するものとする。
 - (3) 安全関係
工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）を実施するものとする。

(4) 地域連携

デザイン工事看板（各工事PR看板含む）及び社会貢献を実施するものとする。

3. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
4. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第 56 条 工 期

1. 工期は、雨天、休日等 164 日を見込み、契約の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでい

①準備期間	40日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率（実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数 実働日数×係数）	1.70（角泉工区） 1.81（下青島工区）

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

- イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：39日間
- ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：17日間
（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去5か年（2020年度～2024年度）の国土交通省（川越雨量観測所）及び環境省（鳩山地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

2. 著しい悪天候や気象状況により、工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
4. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。
5. 6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。

なお、既存堤防の治水上の安全を下げないように留意すること。

- ・準備・後片付け
- ・植生工
- ・構造物撤去工（舗装版切断・破砕）
- ・縁石工
- ・仮設工
- ・その他監督職員が承諾した工種

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別記様式一16により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年3月31日（工事完了期限）まで

※契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第57条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況により、工程（官積算）で見込んでいた「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第 58 条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、前条「工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第 59 条 週休 2 日制適用工事

1. 1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休 2 日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休 2 日制適用工事（完全週休 2 日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休 2 日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休 2 日に取組むものとする。

2. 週休 2 日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休 2 日

①完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の變形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の變形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の變形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の變形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日がちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第60条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、川越雨量観測所（国交省所管）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第61条 個人情報の取扱いについて

（基本的事項）

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

（秘密の保持）

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(利用及び提供の制限)

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写等の禁止)

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

(管理の確認等)

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 62 条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	すべての工種

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員の承諾と協議するものとする。

2. 本工事は、下記の制限がある。

1. 制限箇所

角泉工区

2. 制限する施工内容の施工時期

開始日令和 8 年 10 月 1 日

完了日令和 8 年 12 月 31 日

(上記の期間のうち、約 30 日間を見込んでいる。)

3. 制限する施工内容

すべての工種

4. 制限する施工内容の施工方法

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日及び令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の期間は、環境配慮期間となるので、工事行ってはならない。砕石舗装撤去等については、令和 8 年 11 月以降とする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 63 条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②公共工事等において実用段階に達している技術

③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第 64 条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 63 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 63 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外のNETIS登録技術の場合は、

当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 65 条 建設現場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施に当たっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5 年3 月』を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」及び「立会」を行うものとする。

② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられる、いわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有シス

テム（ASP）」、「Web 会議システム（Teams、zoom 等）」等、いずれのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙—19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 66 条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下

の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事实施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行っ

た場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7年 12月 12日（国不建第 121号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 67 条 建設業担い手の確保・育成貢献工事表彰制度

1. 本工事は、荒川上流河川事務所が発注する工事のうち、建設業の担い手の確保及び育成に関する取組などが優れた工事を表彰する「建設業担い手の確保・育成貢献工事表彰制度」の対象工事である。
2. 受注者は、工事完成時まで、当該工事現場を対象とした担い手の確保及び育成に関する取組を監督職員に報告することができる。
3. 報告様式は別紙様式－20及び別紙様式－21とする。
4. 本制度にかかる取組については設計変更の対象としない。

第 68 条 新技術活用・生産性等向上工事表彰制度

1. 本工事は、荒川上流河川事務所が発注する工事のうち、新技術等の活用により生産性、品質、安全性等の向上を図る取組が優れた工事を表彰する「新技術活用・生産性向上工事表彰制度」の対象工事である。

第 69 条 契約後 V E 方式

1. 定義

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E 提案の意義及び範囲

- 1) 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
- 2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まれないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E 提案書の提出

- 1) 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

(2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項。

(6) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項。

2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに発注者に提出できるものとする。

4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E提案の審査

提出されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E提案の採否等

V E提案の採否について、原則として、V E提案の受領後14日以内に書面(別紙様式一5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E提案を採用した場合の設計変更

1) V E提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

3) 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E管理費」という。)を削減しないものとする。

4) V E提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
なお、V E管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E提案の活用と保護

評価の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者がV E提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E提

案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 70 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第70条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第 71 条 出来高部分払方式

本工事は部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第 72 条 総価契約単価合意方式について

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

(共通仕様書第3編3-1-1-1の適用)

2. 共通仕様書第3編3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

(合意単価の公表)

3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第 73 条 施工箇所が点在する工事の適用

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、下青島地区、角泉地区で施工を行う工事である。

第 74 条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を R 7・R 8 荒川上流河川事務所工事監督支援業務ホクト・建設技術研究所設計共同体に委託している。

第 75 条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事は、現場における施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第 76 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第 77 条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式ー 1 2 によるものとする。

第 78 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第 79 条 中間技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。ただし、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第 80 条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹

底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第81条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第82条 無人航空機を使用する際の情報流出防止策

1. 本工事において、無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、本工事が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和2年9月14日、関係省庁申合せ）に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、工事の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、監督職員と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。

ア インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。

イ インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去する。

5. 前項の情報流出防止策によって工事の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、監督職員と協議すること。

第 83 条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第 2 章 土 工

第 84 条 建設発生土の受入地

1. 発生土の受け入れ場所は、埼玉県東松山市正代地先（正代ストックヤード）とする。
2. 搬出調書を作成し、監督職員に提示しなければならない。
3. 受け入れ地での処理方法は、整地を見込んでいる。
4. 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 85 条 建設発生土の情報提供について

受注者は、本工事から建設発生土を 100m³以上搬出する場合は、別紙様式－8 により搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。

なお、情報提供語速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

1. 工事件名、工事概要、工事場所
2. 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
3. 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
4. 建設発生土の運搬業者名
5. 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
6. 建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路

7. 建設発生土の搬出時期（搬出期間）

8. 建設発生土の土質（砂、ローム等）、土量（m³）

第 86 条 発生土(流用土)処理

1. 発生土（流用土）は、自工区内の盛土・埋戻しに流用するものとする。流用しきれないものについては、正代SYに運搬するものとする。

第 87 条 表土剥ぎ

盛土箇所（掘削箇所）において20cm以上の表土の剥ぎ取りを行うものとする。

剥ぎ取った表土は現場内川表河川敷へ運搬・敷き均すものとし、（運搬距離L=0.3km以下）詳細については、監督職員と協議するものとする。

なお、運搬距離に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

第 88 条 盛土工

1. 盛土基礎地盤の段切りの断面等については、監督職員の承諾を得なければならない。

2. 締固め度の管理は、「品質管理基準及び規格値」の「河川土工」によるものとする。

3. 採取土の数量は、締固め後の体積とする。

第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート

第 89 条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	セメントの種類	摘要
均しコンクリート (舗装止め、渡河施設) 無筋コンクリート (舗装止めブロック) 基礎コンクリート コンクリート叩き 現場打ちコンクリートA・B 防護コンクリートタイプ1・2・3	25(20)mm	8cm	—	18.0N/mm ² 以上	高炉B種	
現場打ちパネル コンクリート(流入水路)	25(20)mm	12cm	55%以下	24.0N/mm ² 以上	高炉B種	

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。

第 90 条

配 合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・最大高さ1 m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管（函）渠等（φ600未満、600mm×600mm未満）の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。
- ・河川における護岸構造物（特殊堤及び船着場等は除く。）

第 91 条

モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントでセメント量は、530kg/m³以上（または、1：3）とする。

第 92 条

レディーミクストコンクリート単位水量測定

本工事においては、1日当たりレディーミクストコンクリートの使用量が100m³以上施工するコンクリート工において、「レディーミクストコンクリートの品質確保について（平成15年10月2日、国官技第185号）」、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について（平成15年10月2日、国コ企第3号）」及び「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（以下、測定要領という）（これらについて、受注者が所持しない場合は工事契約後に受注者から監督職員に通知を求めるものとする。）に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員から請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

測定機器は測定要領の「2. 測定機器」によるものとするが、現場条件により発注者から測定機器を指示する場合がある。また、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。

単位水量の測定は、測定要領の「6. 測定頻度」及び「7. 管理基準値・測定結果と対応」により実施することとする。なお、これらに定められてない場合は監督職員と協議するものとする。

第 93 条

配筋・組立

配筋・組立において、鉄筋固定金具を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

第 4 章 土木工事材料

第 94 条 セメントコンクリート製品

護岸用コンクリートブロックは、「護岸用コンクリートブロックの製作管理基準」（平成8年6月制定）によるものとする。

第 95 条 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用 途	針 入 度	摘 要
表層	60～80	

第 96 条 芝

芝は野芝で半土付きとする。

第 97 条 目地板

伸縮目地材は、瀝青質とし、厚さ10mmとする。

第 5 章 一般施工

第 98 条 工事用道路工

6. 本工事における工事関係車両の通行について、東松山橋左岸側近傍、唐子橋右岸側近傍および釘無橋から進入することとする。
7. 運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。なお、補修は設計変更の対象とする。
8. 工事用道路は、工事終了後撤去し、原形に復するものとする。
9. 工事用道路の完成時には出来形等について監督職員の立会い確認を受けるものとする。なお、工事用道路の補修を行う場合には、速やかに監督職員と補修構造・範囲等について協議するものとし、補修費用については設計変更の対象とする。また、工事完了時の補修についても同様の扱いとする。

第 99 条 仮設工

1. 本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

2. 水替工

本工事における水替工は、下記のとおり見込んでいる。
なお、現地条件の変更等によりこれにより難しい場合は監督職員と協議するものと

し、契約変更の対象とする。

排水量区分	排水方法
0以上40(m ³ /h)未満	常時排水：堤外水路施工時

第 6 章 舗 装

第 100 条 材料

1. 粒状路盤材料はRC-40とする。

第 101 条 材料

加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径 (mm)	アスファルト量 (%)	摘 要
RA②	再生密粒度アスコン	13	4.5～6.0	表 層

第 102 条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第 103 条 プライムコート

1. プライムコートに使用する材料はPK-3とし、使用量は1～2L/m²を標準とする。

第 7 章 そ の 他

第 104 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第 105 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安

全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 106 条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第 107 条 地震発生後の建設現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

1. 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告

ロ) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

2. 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第 108 条 河川環境への配慮

1. 本工事の施工箇所及びその周辺には、「環境上配慮すべき生物の生育」が確認されていることから、工事着手前に、監督職員から河川環境情報図等の提示を受けるものとする。

2. 環境上配慮すべき生物の生育に配慮すべき事項とその対応方針について別途発注者から指示するものとし、その内容については設計変更の対象とする。

3. 上記2で決定した配慮すべき事項とその対応方針について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	<ul style="list-style-type: none"> □ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 ■ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。 	<p>第56条</p> <p>第62条</p> <p>第56条</p> <p>第56条</p>
用地関係	<ul style="list-style-type: none"> □ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 	
公害関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ■ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ■ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。 	<p>第50条</p> <p>第51条</p> <p>第99条</p> <p>第52条</p>
安全対策関係	<ul style="list-style-type: none"> □ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。 	<p>第42条</p>
工事用道路関係	<p>一般道路を搬入路として使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ■ 搬入路の使用及及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 <p>仮道路を設置する場合。</p>	<p>第98条</p>

	<input type="checkbox"/> 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 <input type="checkbox"/> 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備 関係	<input type="checkbox"/> 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 <input type="checkbox"/> 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 <input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	
明示項目	明示事項	記載条項
建設副 産物関 係	<p>■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。</p> <p>■ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。</p> <p>■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。</p> <p>なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。</p>	<p>第 8 4 条</p> <p>第 2 5 条</p> <p>第 2 6 条</p>
工事支 障物件 等	<input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 <input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注 入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 <input type="checkbox"/> 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	<p>■ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。</p> <p>■ 工事現場発生産品がある場合は、その品名、数量、現場内での再利用の有無、引き渡し場所等。</p> <input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 <input type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 <input type="checkbox"/> 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 <input type="checkbox"/> 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 <input type="checkbox"/> 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	<p>第 2 3 条</p> <p>第 2 3 条</p>

概略工事工程表

工事名 : R7都幾川下青鳥地区外天端保護等工事

工種	単位	数量	令和8年度												備考		
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月	
余裕期間			■														
【下青鳥工区】																	
準備	式	1		■	■												
構造物撤去工	式	1									■	■					
盛土工	m3	1,800										■	■				
法面整形工	m2	3,400												■			
付帯道路工	m2	13,700			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
植生工	m2	5,300												■	■		
光ケーブル配管工	式	1										■	■				
仮設工	式	1											■	■	■	■	
水路工	m	250											■	■	■	■	
【角泉工区】																	
付帯道路工	m2	1,200											■				
植生工	m2	180											■				
後片付け	式	1															■
年末年始・お盆	—	—															
出水期間	—	—				■	■	■	■	■	■						
環境配慮期間	—	—	■	■	■	■	■	■	■	■				■	■	■	

準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正あり)を適用

別紙様式－２０：実施した項目の全てを１枚に記載する。

担い手確保・育成に関する実施状況（概要報告）

工 事 名			
受注者名		技術者名	（中心となった技術者を記載） 役職 氏名（ふりがな）
項 目	実施内容		
<input type="checkbox"/> 建設業界への入職のきっかけづくりとなる取組	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事現場における、子供・学生等に対する現場見学会、インターシップの実施 ・当該工事現場における、建設工事の施工体験、測量機器等の操作体験 等 		
<input type="checkbox"/> 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事現場の近隣地域の防災訓練に参加、災害時に地域住民等を支援 ・当該工事現場における、新技術の活用、i-Construction・情報化施工等の取組を社会にアピール 等 		
<input type="checkbox"/> 建設現場の労働環境を改善する取組	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者に対する週休２日の確保を徹底（４週●休以上） ・働きやすい環境（更衣室、休息場所、清潔なトイレの設置等）の整備 等 		
<input type="checkbox"/> 若手技術者育成、女性技術者育成のための取組	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事現場における、若手技術者、女性技術者に対する研修や講習等を実施 等 		
<input type="checkbox"/> その他			

上記内容の実施を確認した。令和 年 月 日 主任監督員 _____

別紙様式－２１：実施した内容毎に作成する。

担い手確保・育成に関する実施状況（詳細報告）

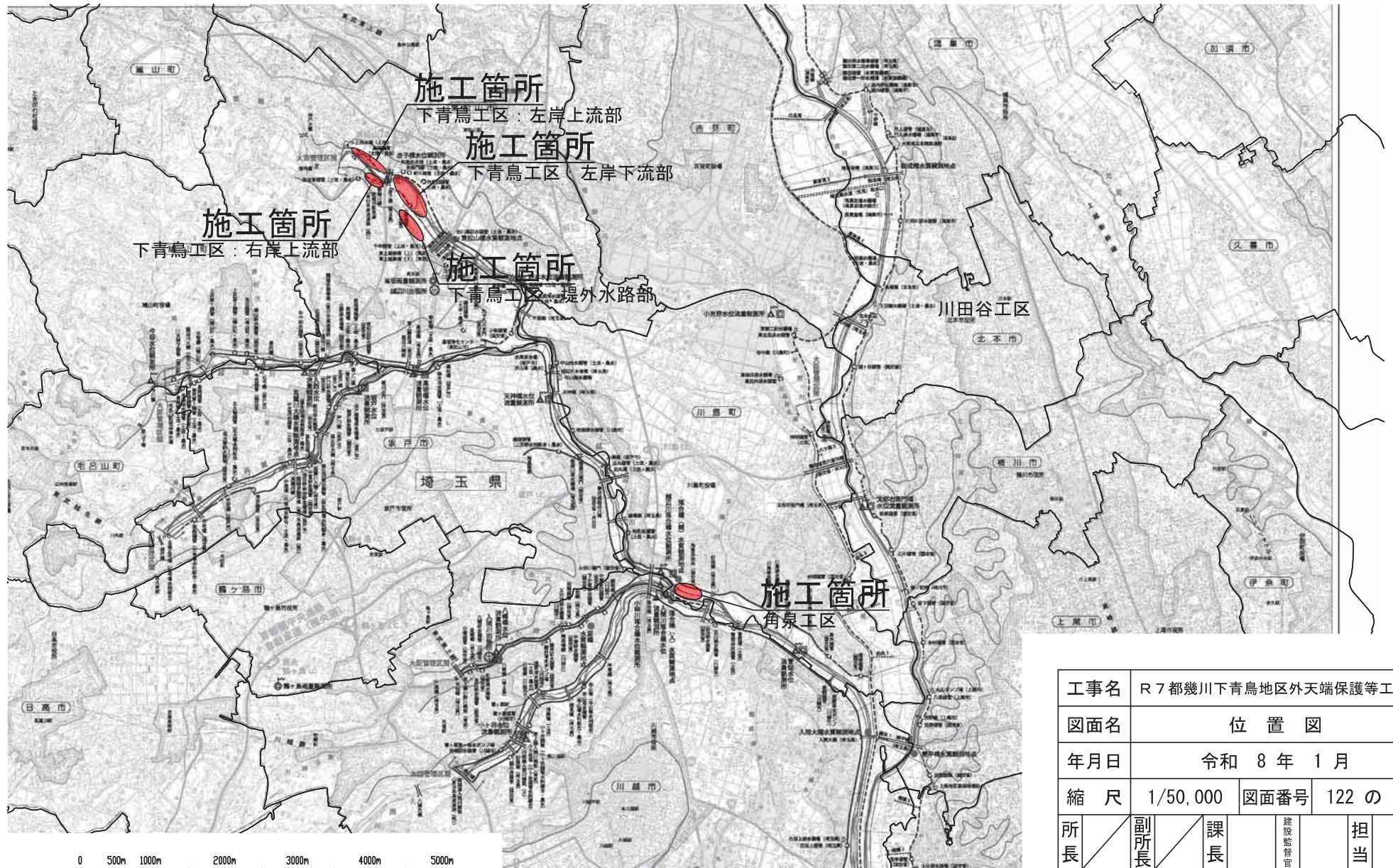
工 事 名			
受注者名			
項 目	（様式－１の該当する項目を記載する。）		
実施内容	（具体的な内容を簡潔に記載する。）		
実施日（期間）		対象者・人数	
マスコミ取材	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 取材会社名		
（具体的な実施内容の説明）会社の取組方針、具体的実施内容、創意工夫を図った点などを記載			
（取組の効果）			
・新聞等への掲載実績、参加者からの感想等から確認できた効果を記載する。 なお、参加者からの感想文・アンケート・お礼状等の写しは不要。			
・「若手技術者育成、女性技術者育成のための取組」は、関係講習の参加、ICT土工施工管理、安全パトロールへの参加のみではなく、事前にシラバス（育成計画とその内容）を提出し、竣工後に技術者本人が当該現場で培った成果を提出するなど、育成方針と結果を報告する。なお、技術者本人が提出した成果の写しは不要。			
（添付図・写真）			

○説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

○マスコミ等に取り上げられた場合は、内容がわかる資料を添付する。（新聞記事等）

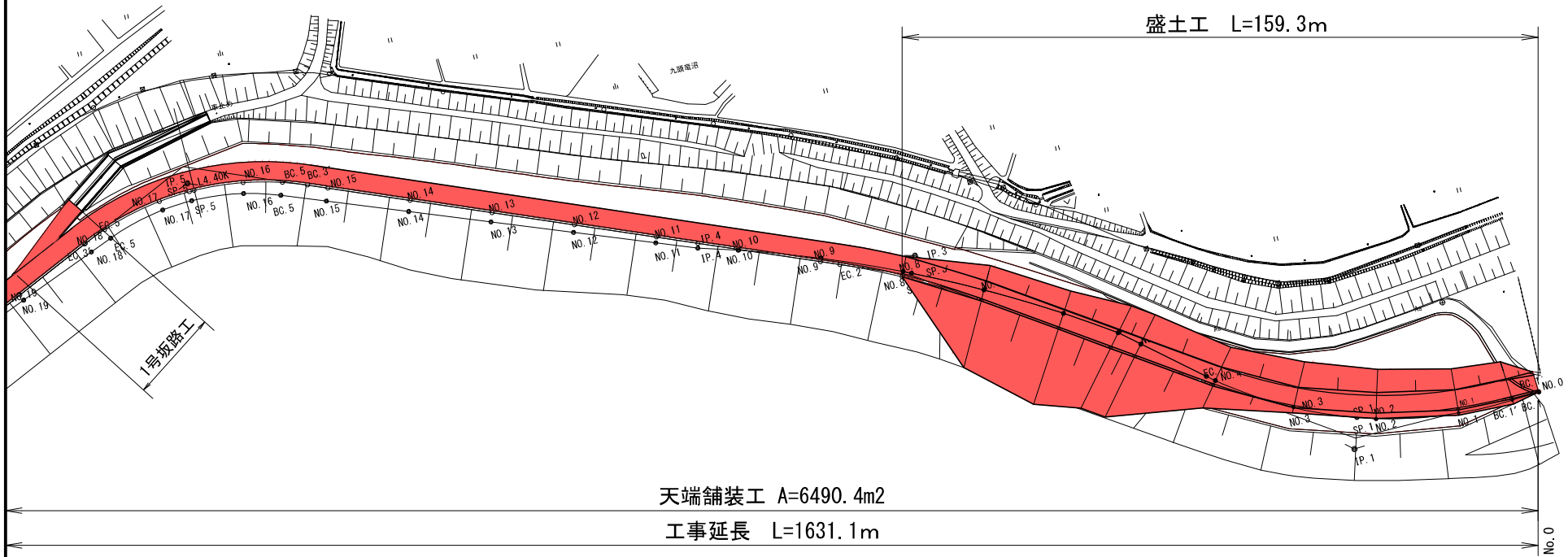
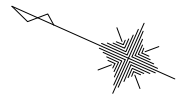
位置図

S=1:50,000



工事名	R7都幾川下青鳥地区外天端保護等工事			
図面名	位置図			
年月日	令和8年1月			
縮尺	1/50,000	図面番号	122の1	
所長	副所長	課長	建設監督官	担当
事務所名	国土交通省荒川上流河川事務所			

平面図 (1) S=1:500
(左岸下流部)

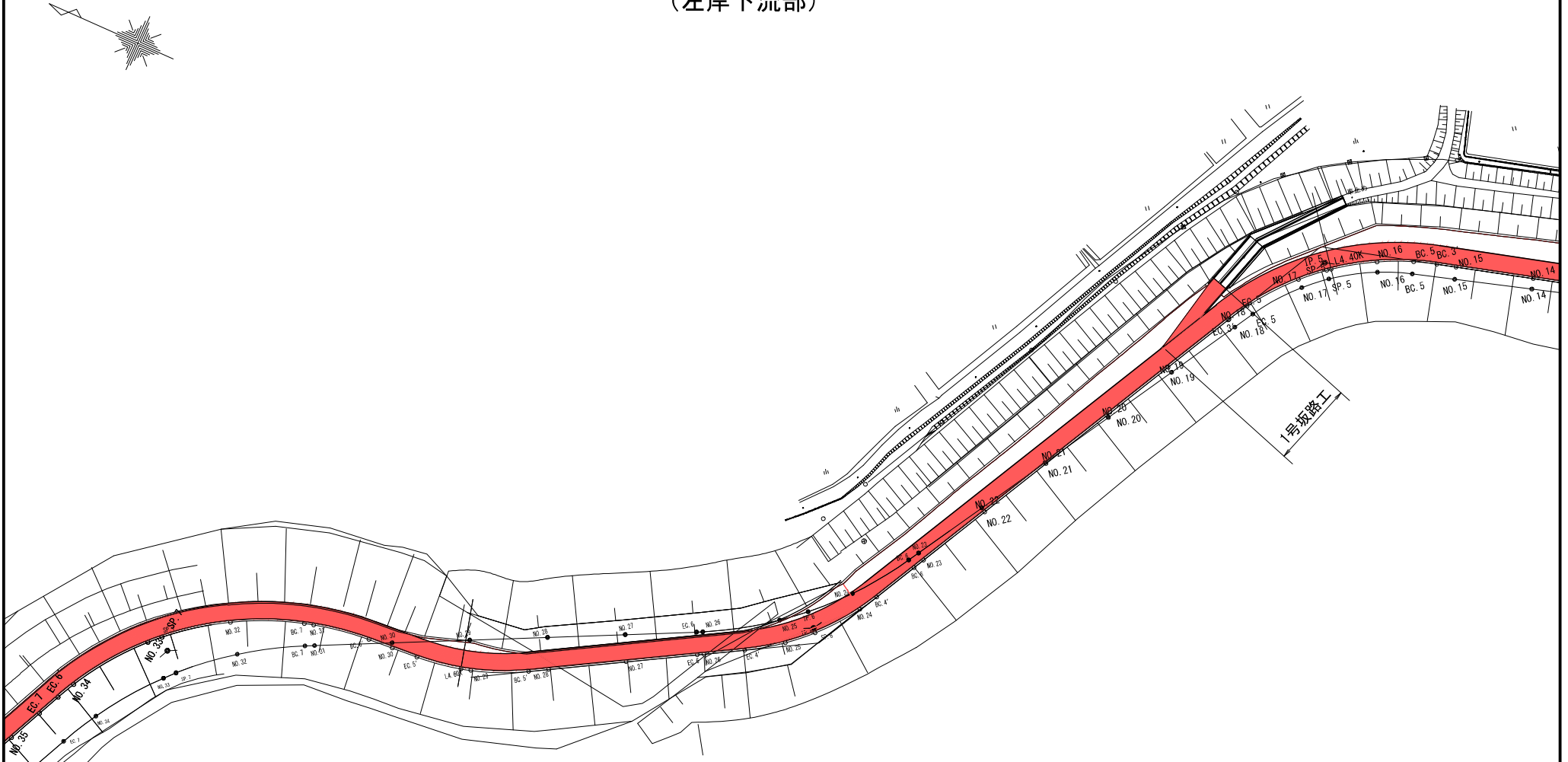


(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	平面図 (1)		
縮尺	1:500	図面番号	122 の 2
年月日	令和 8 年 1 月		
経計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

平面図 (2) S=1:500
(左岸下流部)



天端舗装工 A=6490.4m²

工事延長 L=1631.1m

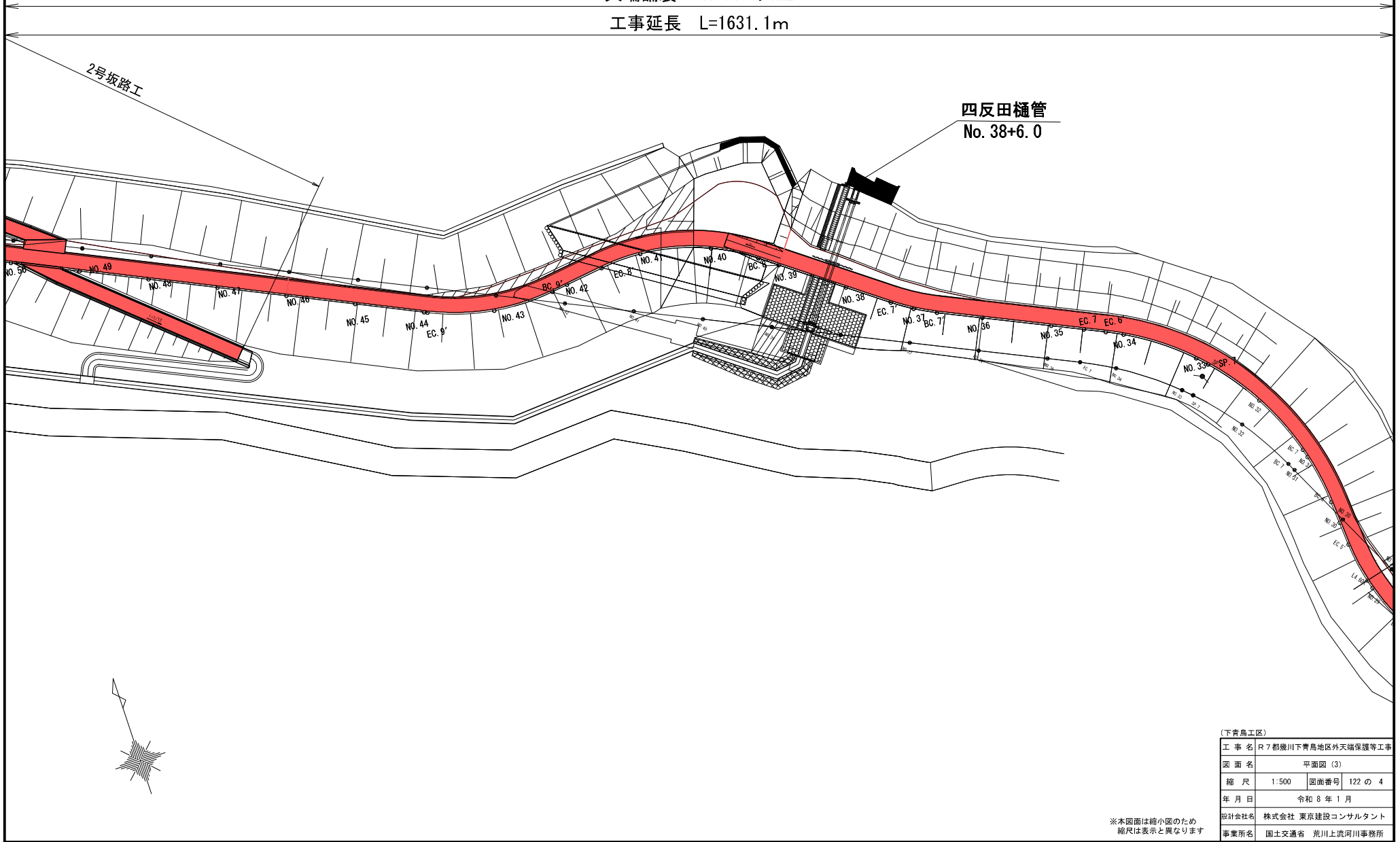
(下青島工区)	
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事
図面名	平面図 (2)
縮尺	1:500 図面番号 122 の 3
年月日	令和 8 年 1 月
経計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

平面図 (3) S=1:500
 (左岸下流部)

天端舗装工 A=6490.4m²

工事延長 L=1631.1m



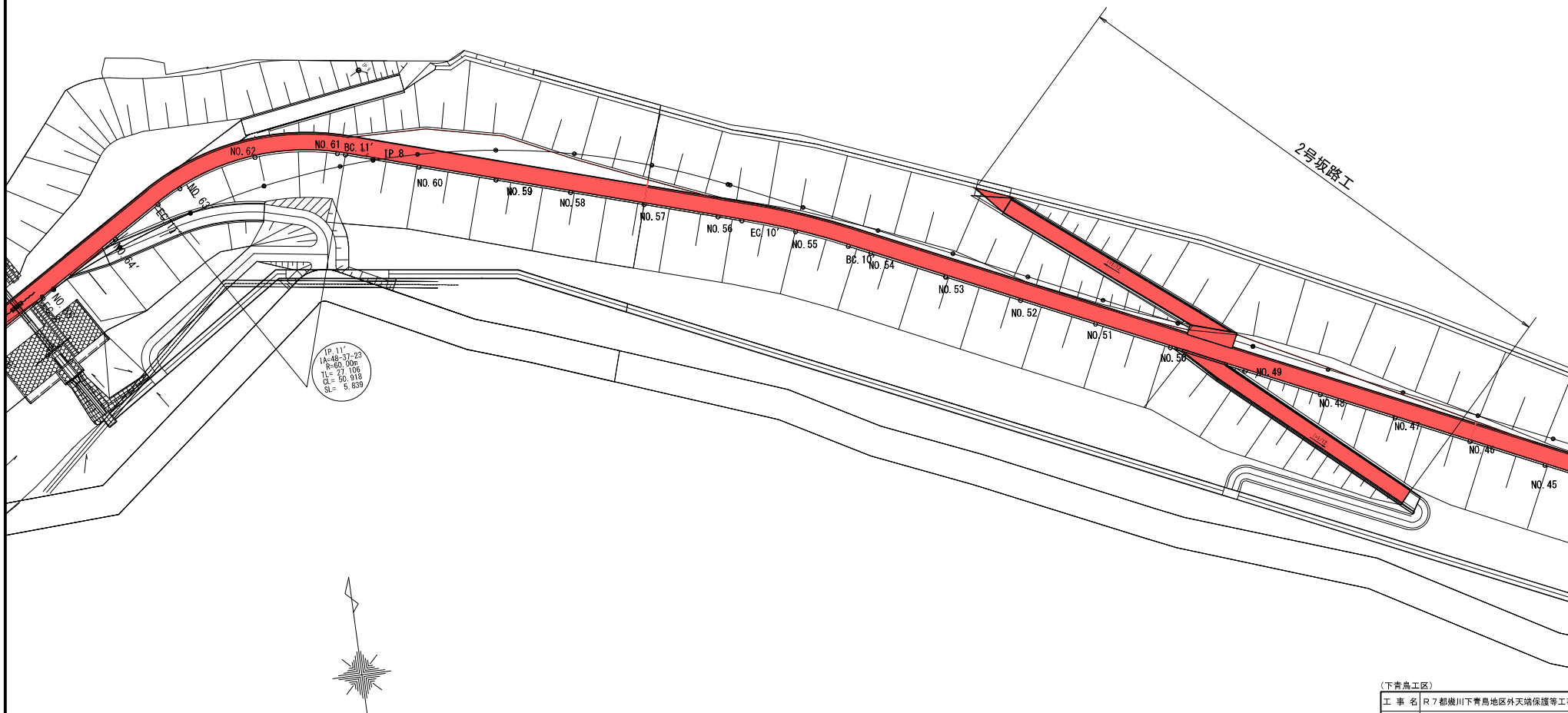
〔下青島工区〕	
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事
図面名	平面図 (3)
縮尺	1:500 図面番号 122 の 4
年月日	令和 8 年 1 月
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

※本図面は縮小図のため
 縮尺は表示と異なります

平面図 (4) S=1:500
 (左岸下流部)

天端舗装工 A=6490.4m²

工事延長 L=1631.1m



(下青島工区)

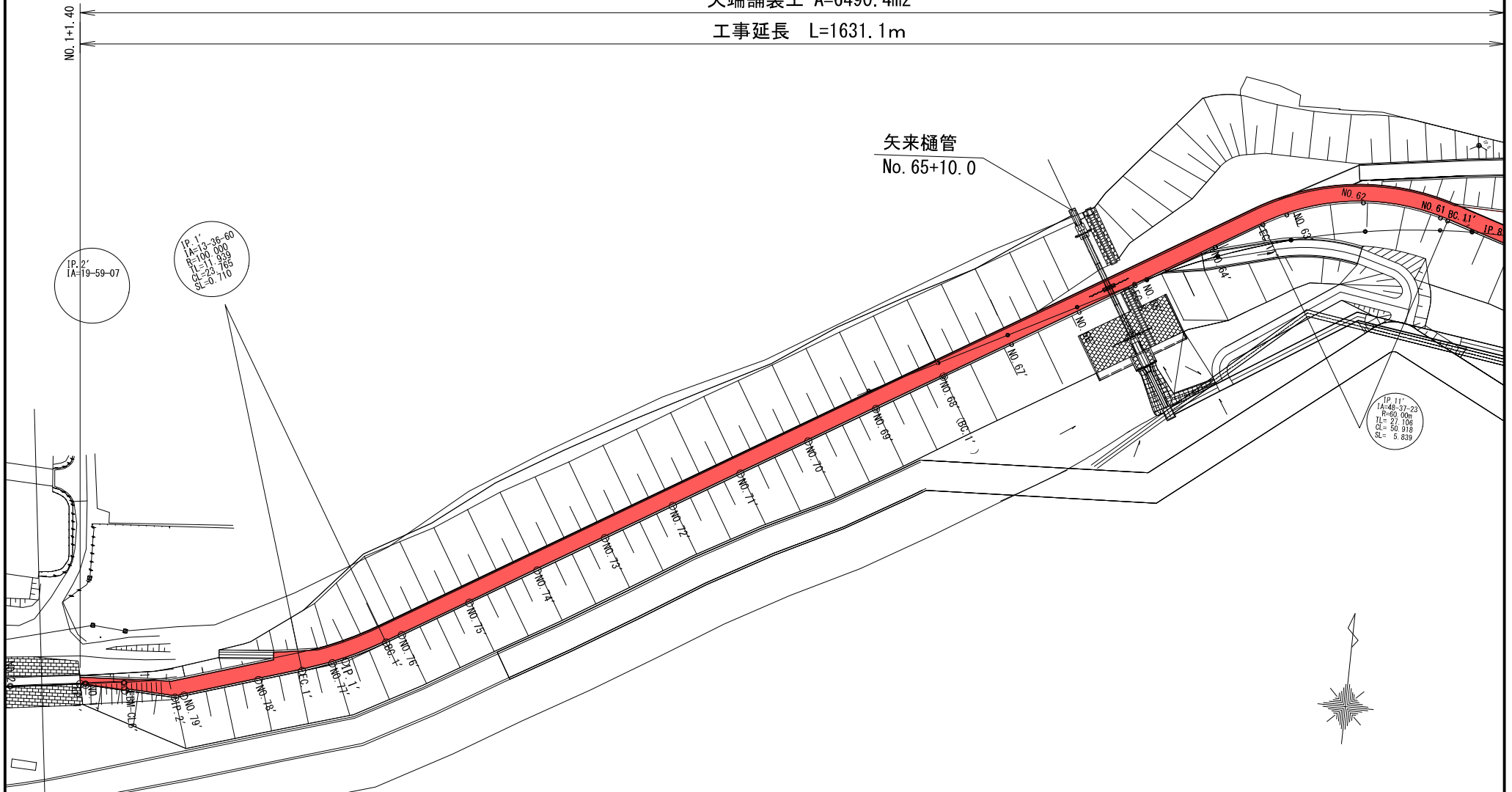
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	平面図 (4)		
縮尺	1:500	図面番号	122 の 5
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
 縮尺は表示と異なります

平面図 (5) S=1:500
 (左岸下流部)

天端舗装工 A=6490.4m²

工事延長 L=1631.1m



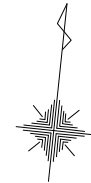
矢来樋管
 No. 65+10.0

NO. 1+1.40

IP. 2'
 IA=19-59-07

IP. 1'
 IA=19-36-60
 RL=100.000
 CL=23.989
 SL=0.710

IP. 11'
 IA=48-57-23
 RL=60.00m
 SL=27.108
 CL=30.918
 SL= 5.839



(下普高工区)

工事名	R7 都幾川下普島地区外天端保護等工事		
図面名	平面図 (5)		
縮尺	1:500	図面番号	122 の 6
年月日	令和 8 年 1 月		
経計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

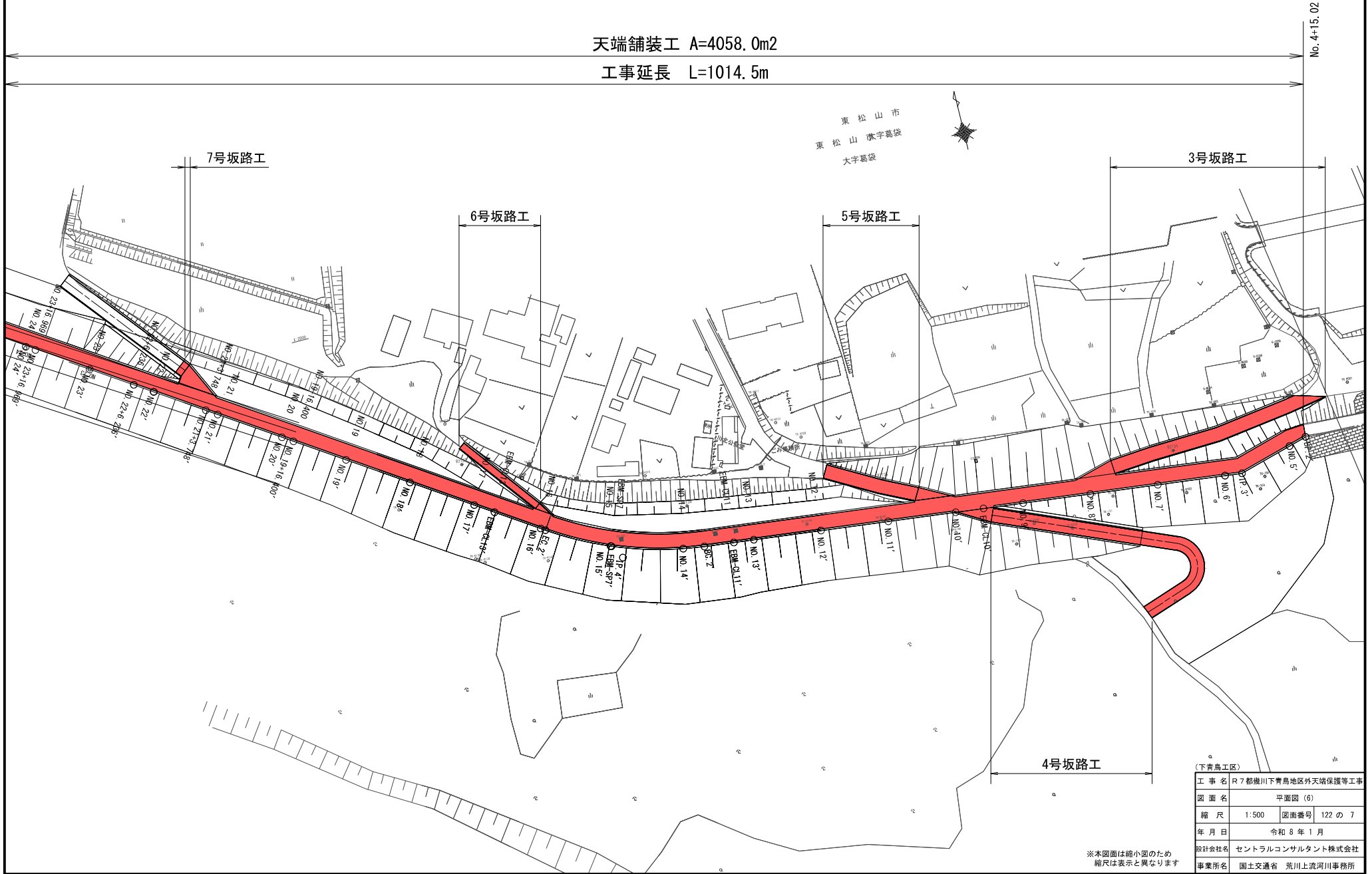
※本図面は縮小図のため
 縮尺は表示と異なります

平面図 (6) S=1:500
 (左岸上流部)

天端舗装工 A=4058.0m²

工事延長 L=1014.5m

No. 4+15.02



東松山市
 東松山 大字葛袋
 大字葛袋

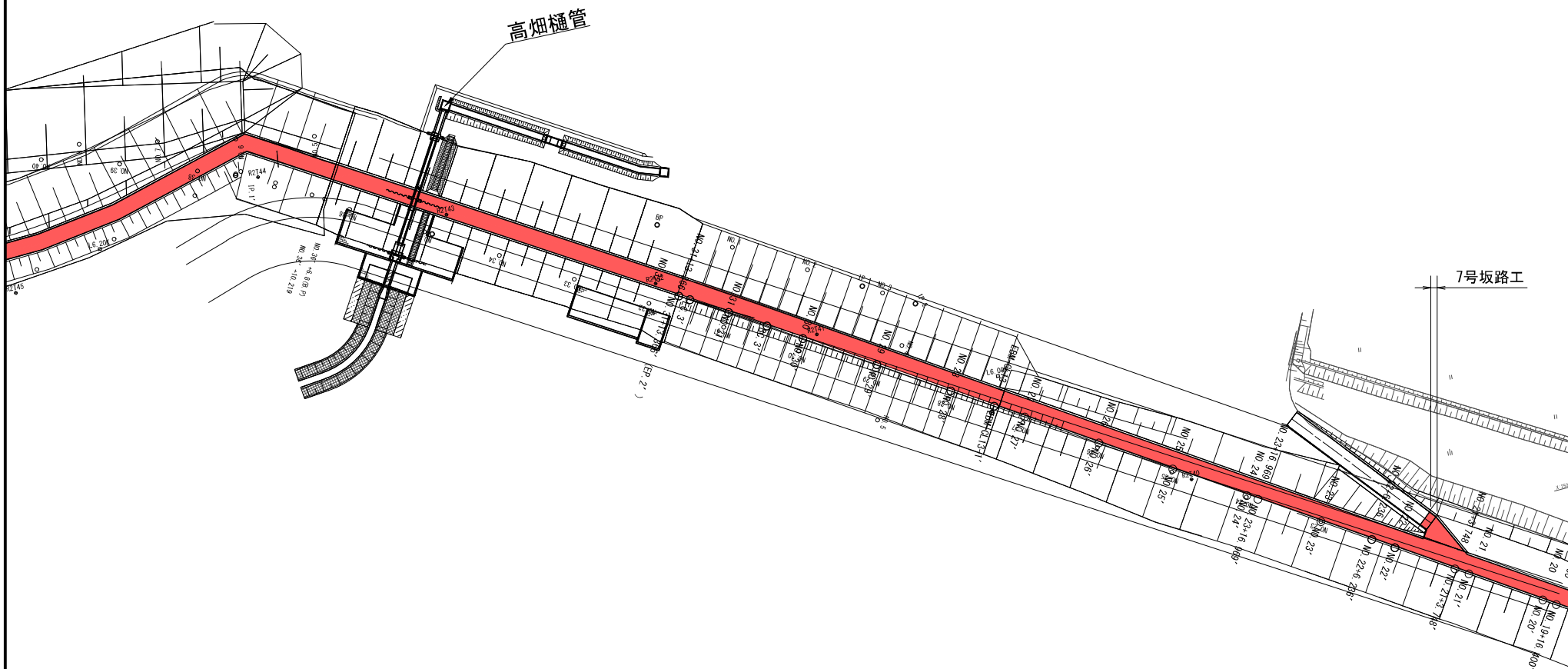
※本図面は縮小図のため
 縮尺は表示と異なります

(下昔高工区)	
工事名	R7 都幾川下昔島地区外天端保護等工事
図面名	平面図 (6)
縮尺	1:500 図面番号 122 の 7
年月日	令和 8 年 1 月
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

平面図 (7) S=1:500
(左岸上流部)

天端舗装工 A=4058.0m²

工事延長 L=1014.5m



(下青島工区)

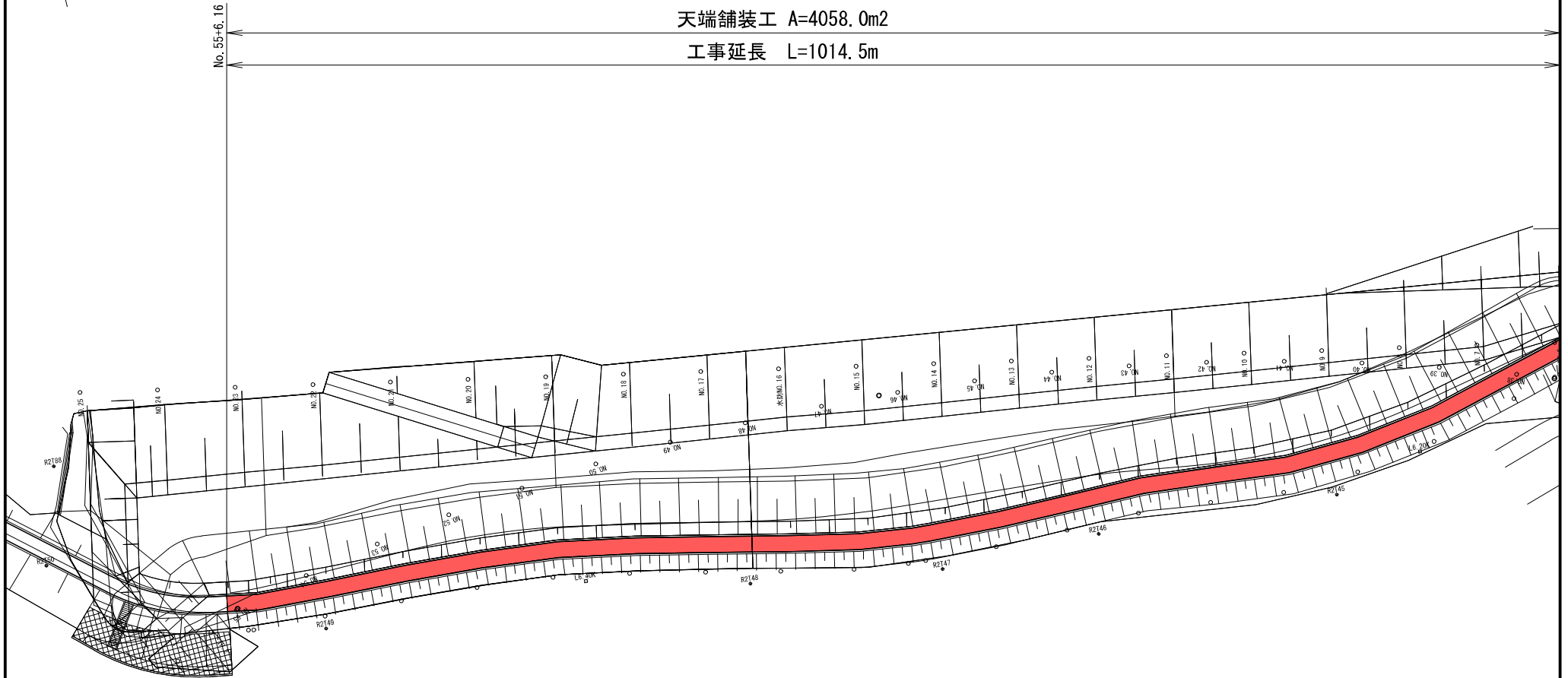
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	平面図 (7)		
縮尺	1:500	図面番号	122 の 8
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

平面図 (8) S=1:500
 (左岸上流部)

天端舗装工 A=4058.0m²

工事延長 L=1014.5m

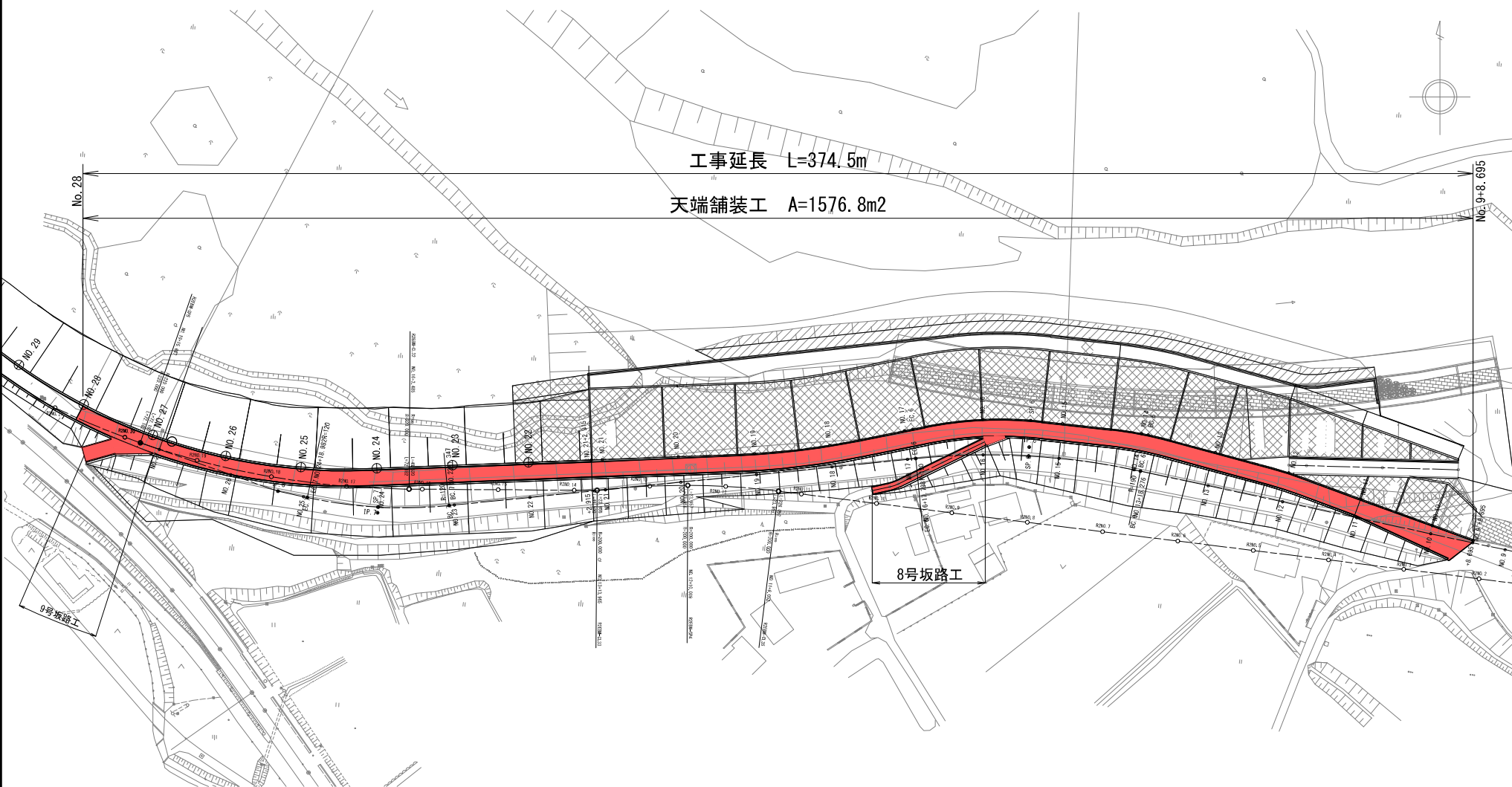


(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	平面図 (8)		
縮尺	1:500	図面番号	122 の 9
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
 縮尺は表示と異なります

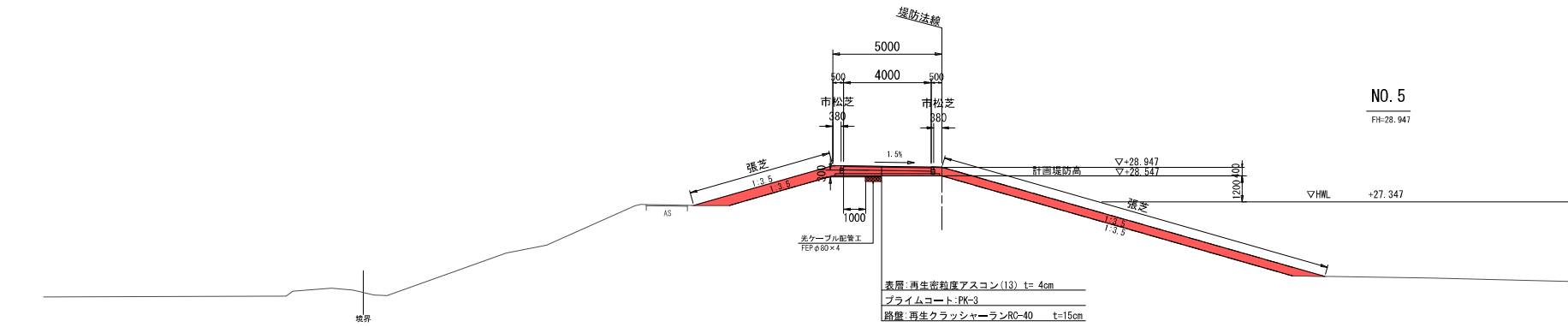
平面図 (9) S=1:500
 (右岸上流部)



(下青島工区)	
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事
図面名	平面図 (9)
縮尺	1:500 図面番号 122 の 10
年月日	令和 8 年 1 月
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

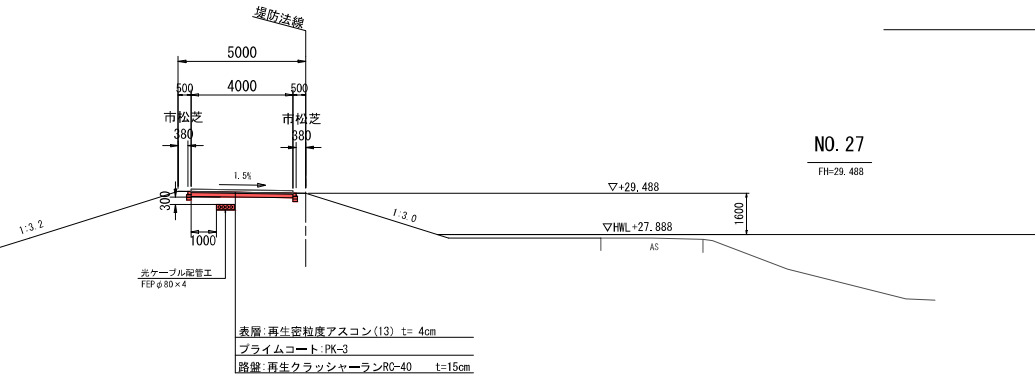
※本図面は縮小図のため
 縮尺は表示と異なります

標準断面図 (1) S=1:100 (左岸下流部)

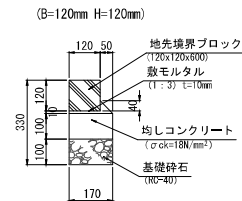


DL=AP. 20.000m

DL=AP. 20.000m



舗装止め詳細図 S=1:10



(下青島工区)

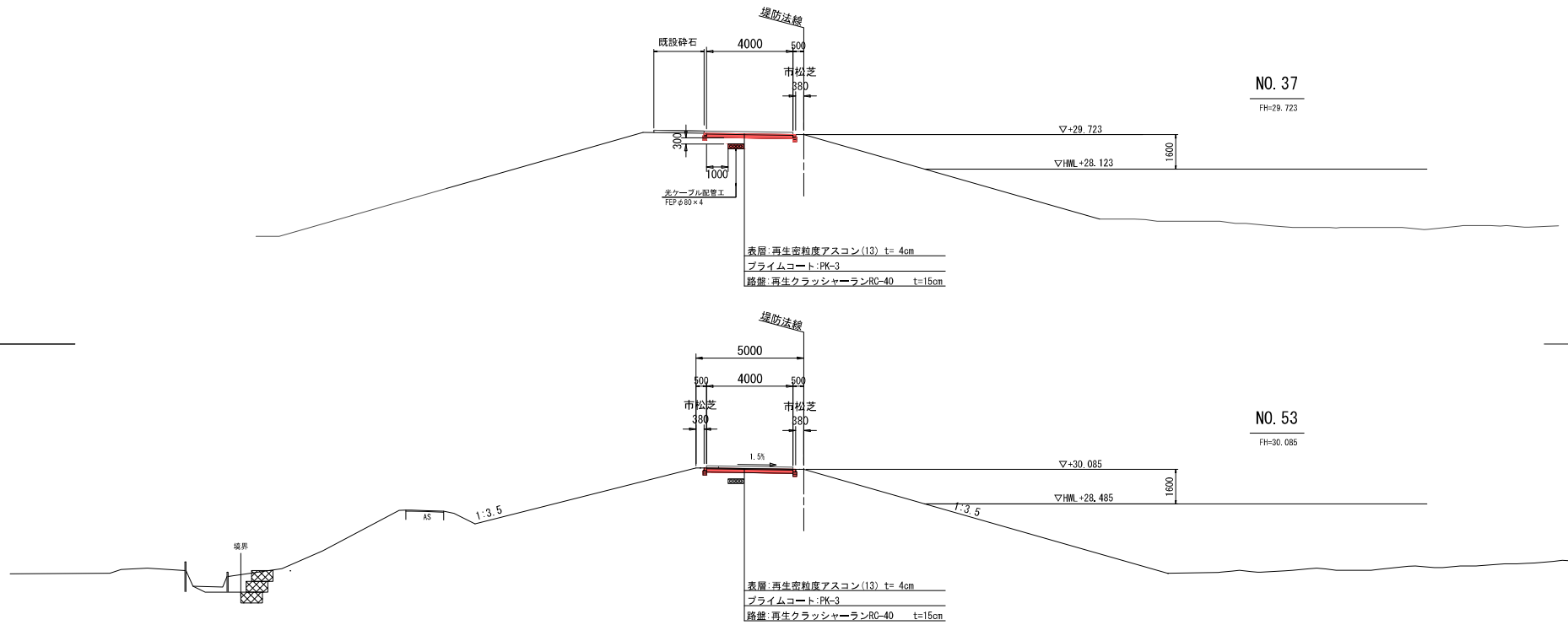
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	標準断面図 (1)		
縮尺	図示	図面番号	122 の 11
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

標準断面図 (2) S=1:100
(左岸下流部)

DL=AP, 20.000m

DL=AP, 20.000m

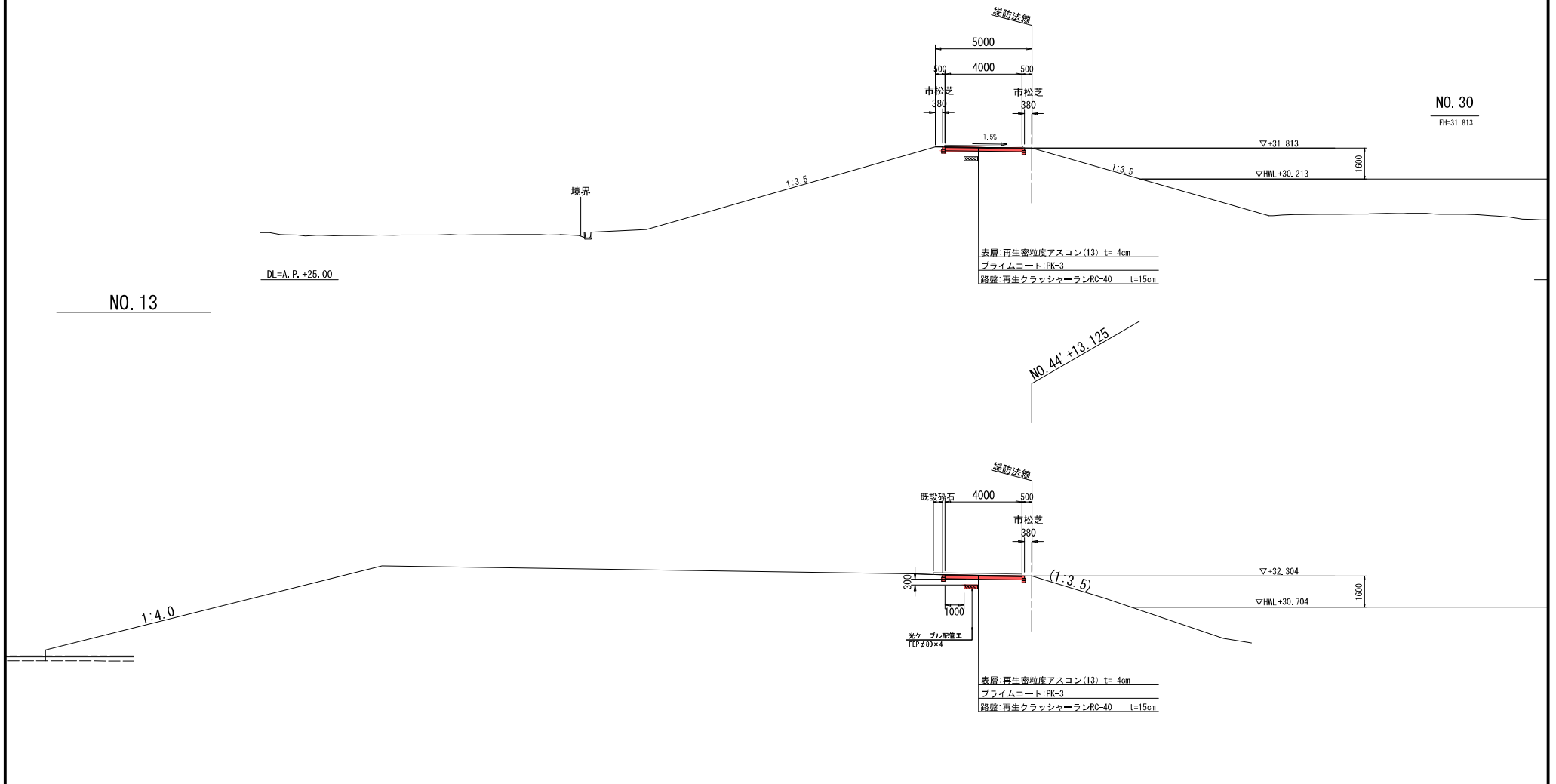


(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	標準断面図 (2)		
縮尺	図示	図面番号	122 の 12
年月日	令和 8 年 1 月		
経計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

標準断面図 (3) S=1:100
(左岸上流部)



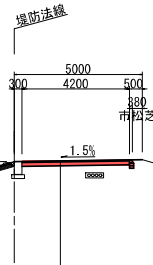
(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	標準断面図 (3)		
縮尺	図示	図面番号	122 の 13
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

標準断面図 (4) S=1:100 (右岸上流部)

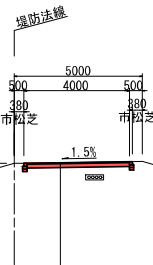
NO. 15
FH=31.014



表層:再生密粒度アスコン(13) t=4cm
 フライムコート:PK-3
 路盤:再生クラッシャーランRC-40 t=15cm

DL=A.P.+20.00

NO. 23
FH=31.240



表層:再生密粒度アスコン(13) t=4cm
 フライムコート:PK-3
 路盤:再生クラッシャーランRC-40 t=15cm

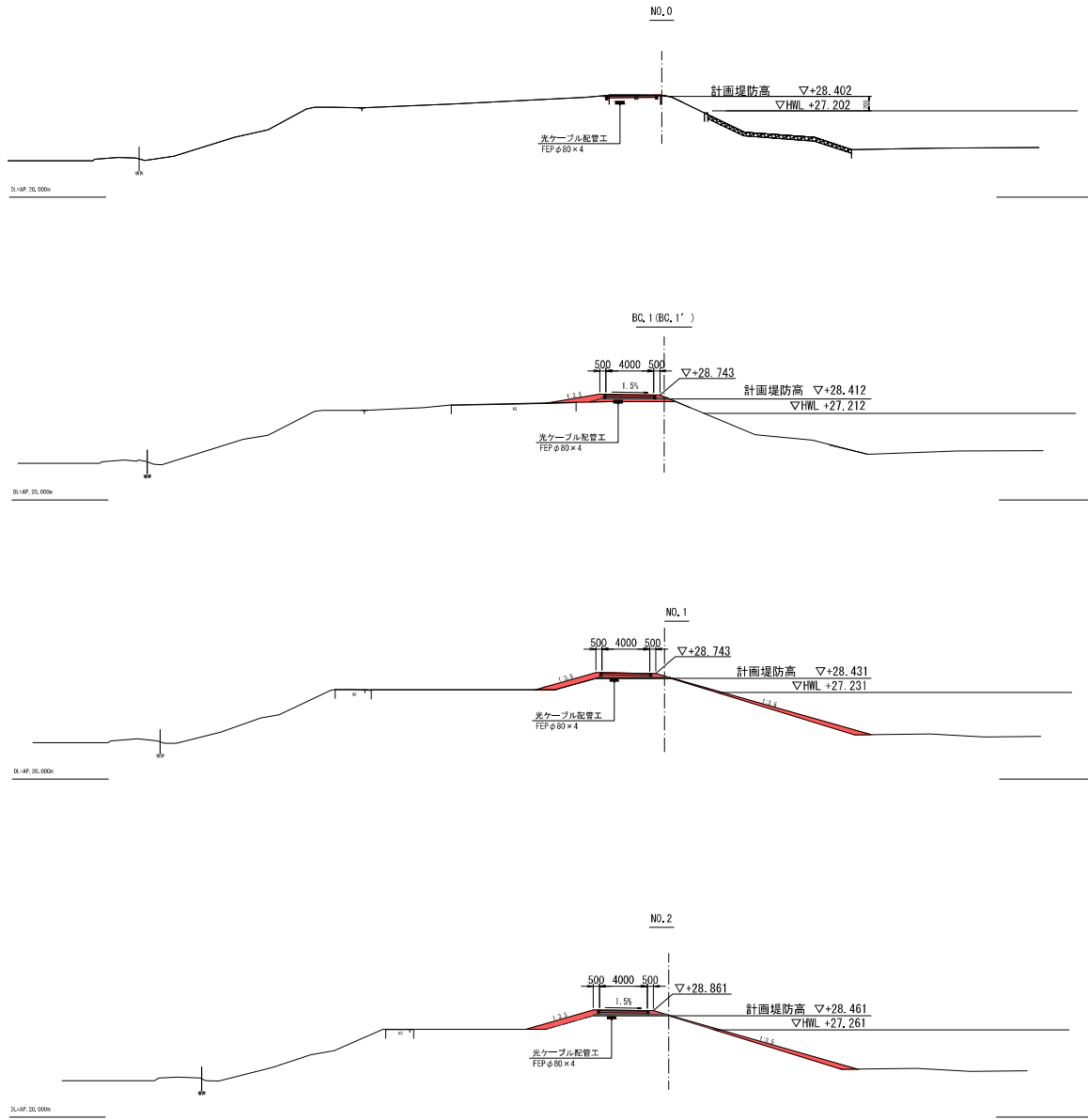
DL=A.P.+20.00

(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	標準断面図 (4)		
縮尺	図示	図面番号	122 の 14
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (1) S=1:200 (左岸下流部)

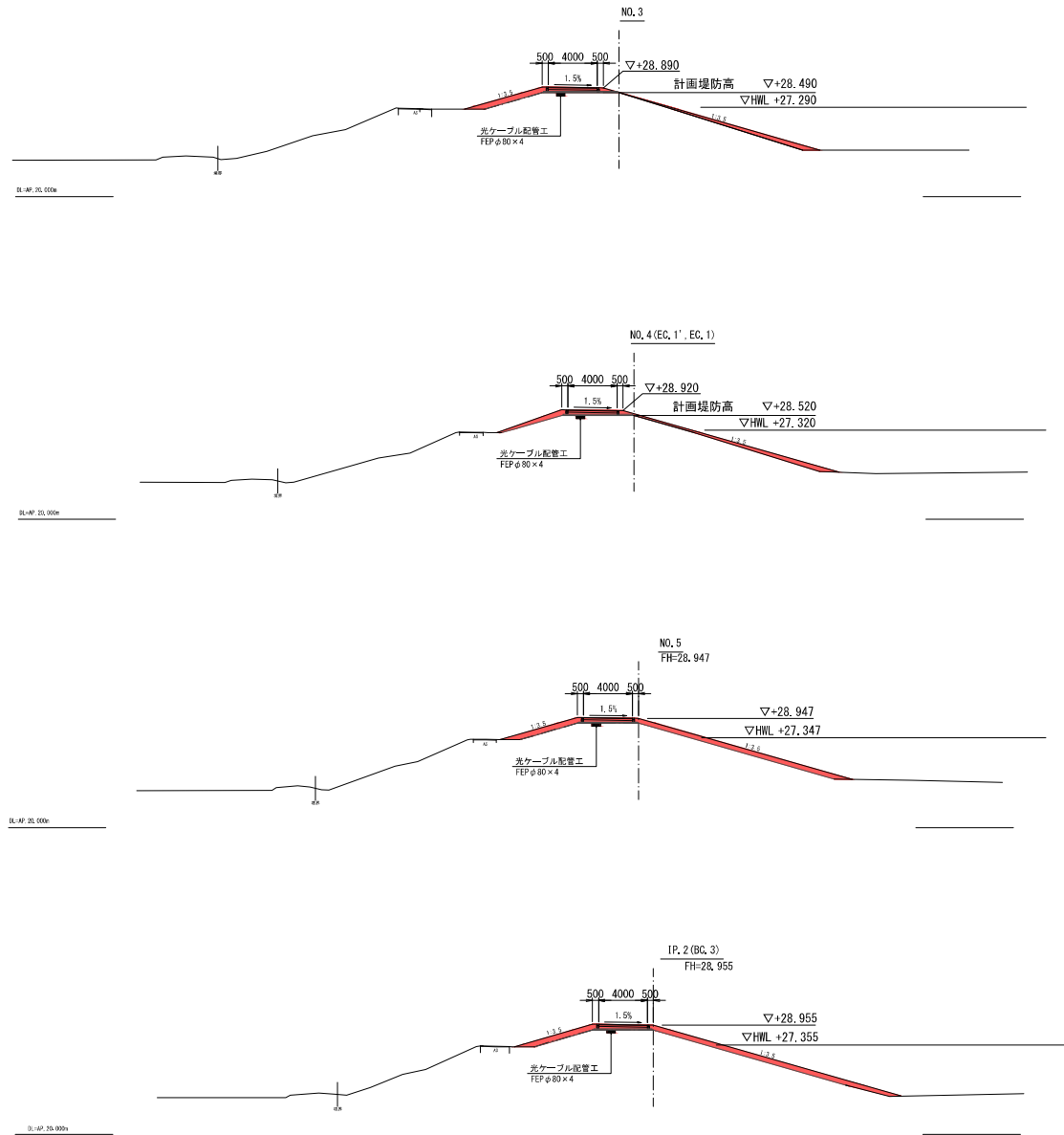


(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事	
図面名	横断図 (1)	
縮尺	1:200	図面番号 122 の 15
年月日	令和 8 年 1 月	
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント	
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所	

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (2) S=1:200 (左岸下流部)

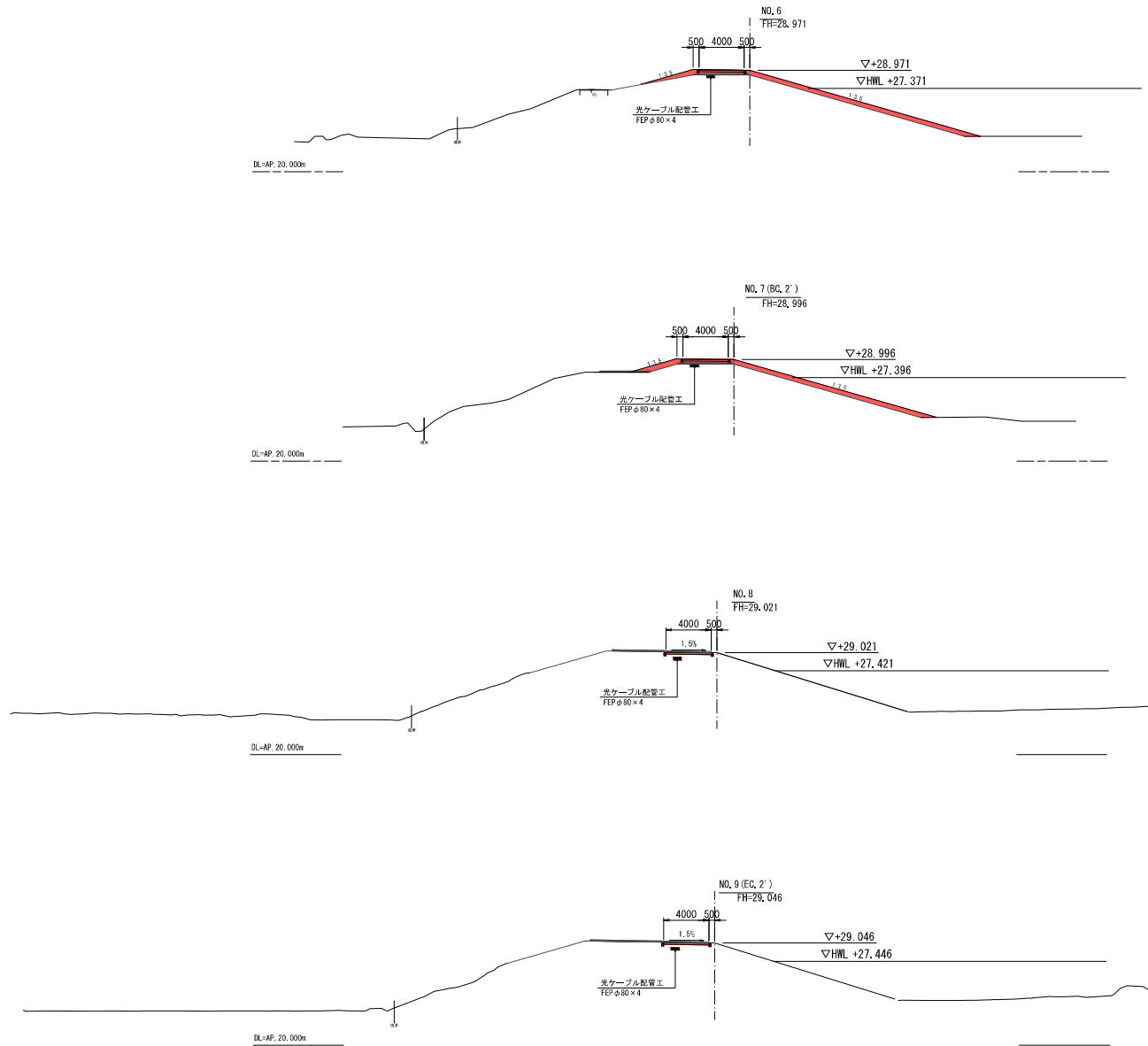


(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (2)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 16
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (3) S=1:200 (左岸下流部)

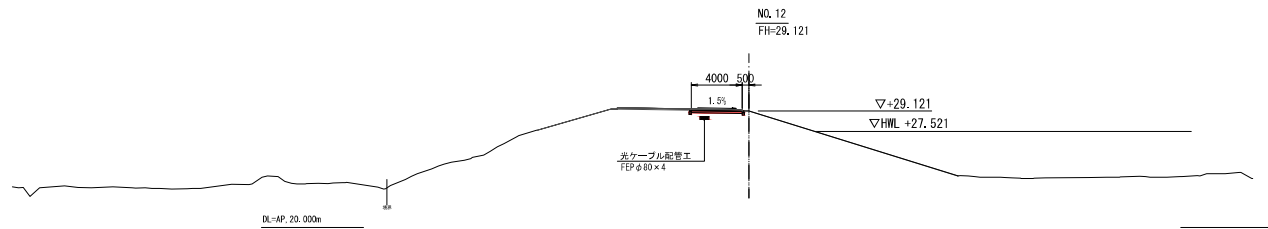
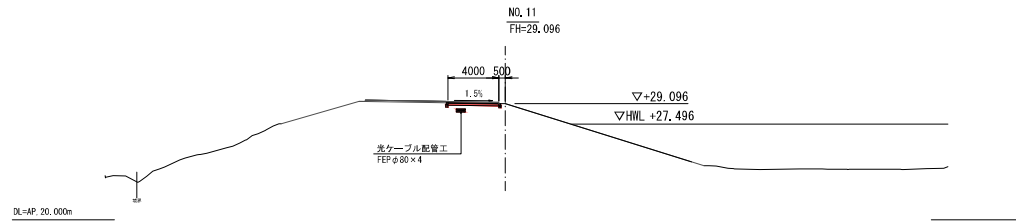
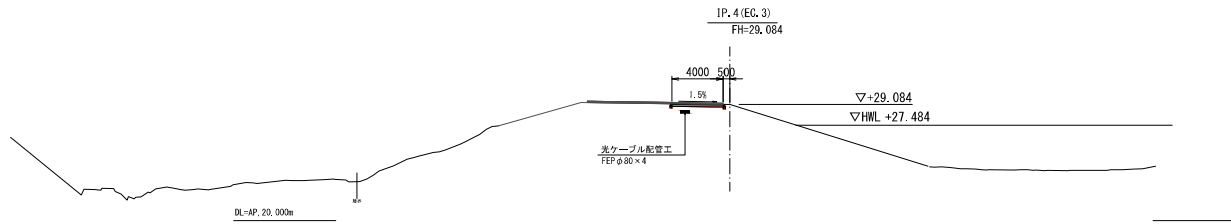
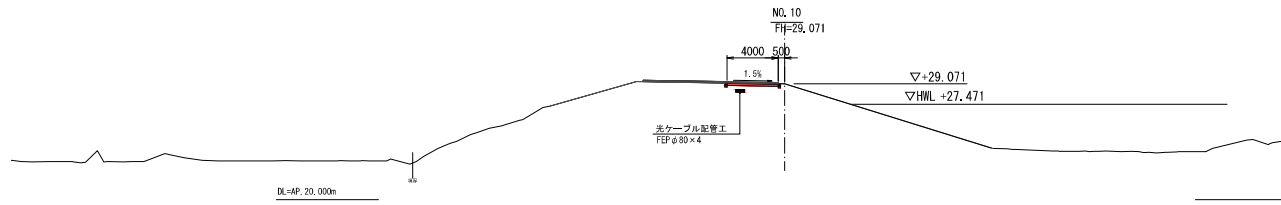


(下青島工区)

工 事 名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図 面 名	横断図 (3)		
縮 尺	1:200	図面番号	122 の 17
年 月 日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (4) S=1:200 (左岸下流部)



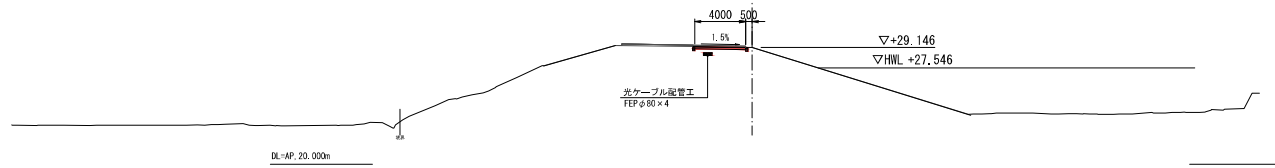
(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (4)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 18
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

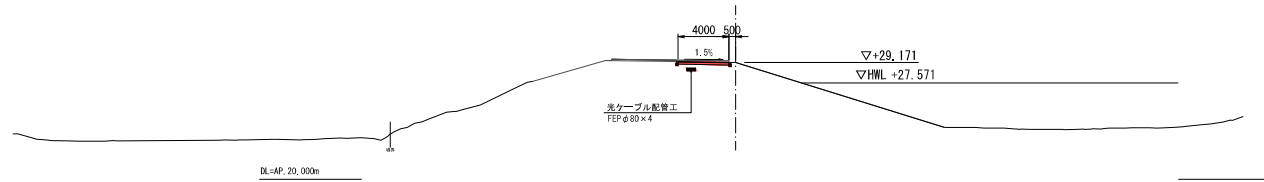
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (5) S=1:200 (左岸下流部)

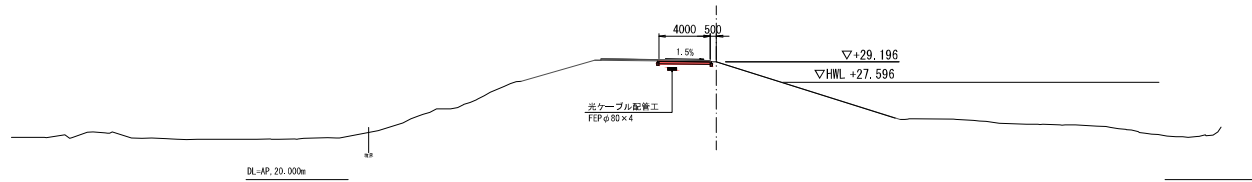
NO. 13
FF=29.146



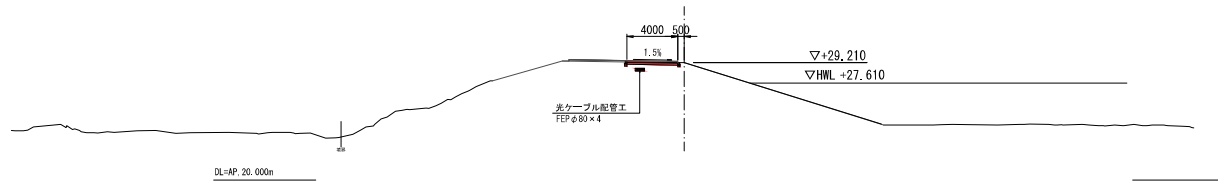
NO. 14
FF=29.171



NO. 15 (BC.3')
FF=29.196



BC.5
FF=29.210



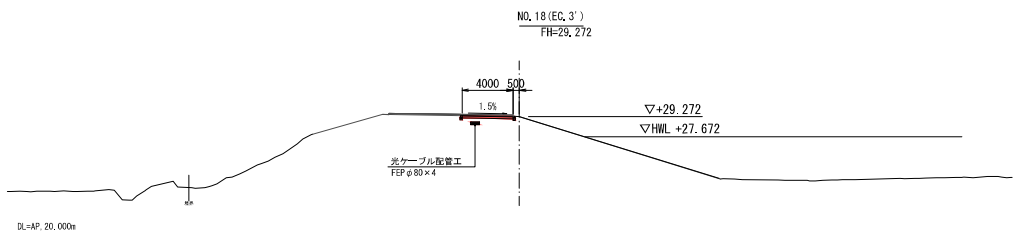
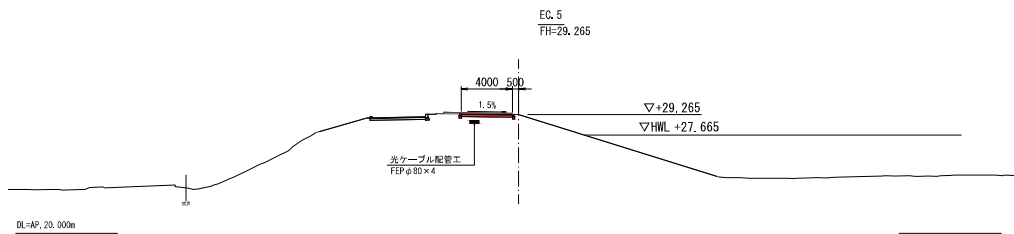
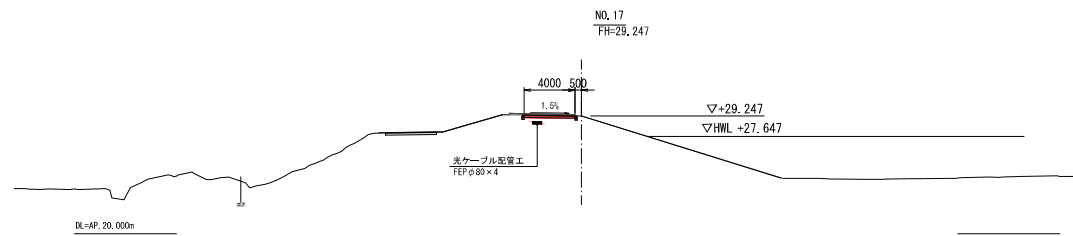
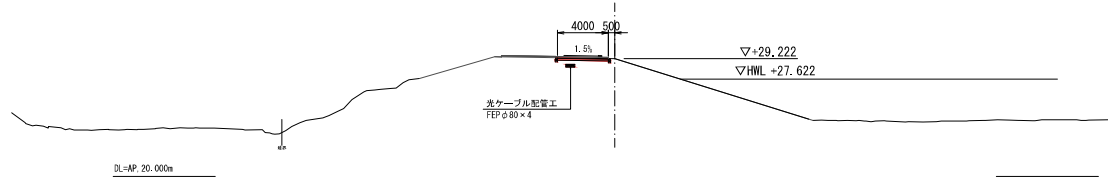
(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事	
図面名	横断図 (5)	
縮尺	1:200	図面番号 122 の 19
年月日	令和 8 年 1 月	
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント	
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所	

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (6) S=1:200 (左岸下流部)

NO. 16
FH=29, 222

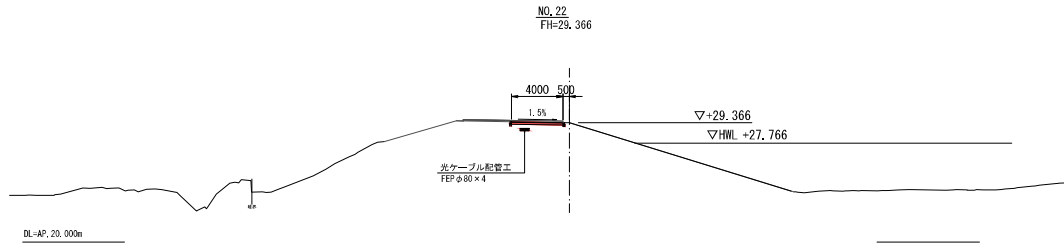
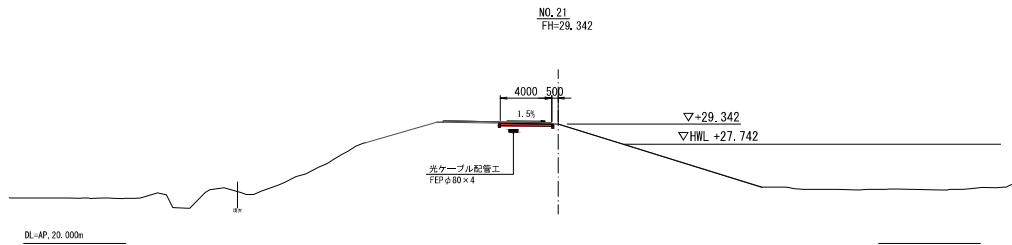
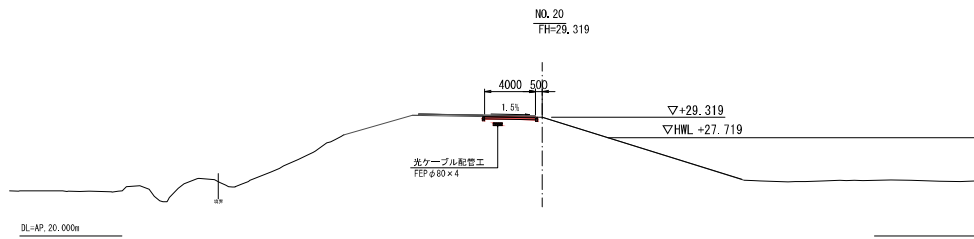
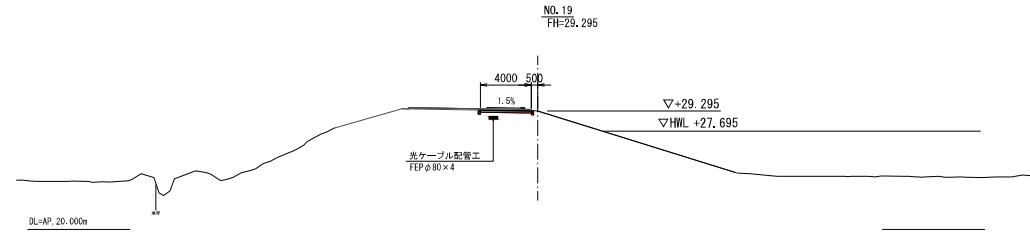


(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (6)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 20
年月日	令和 8 年 1 月		
経計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (7) S=1:200 (左岸下流部)

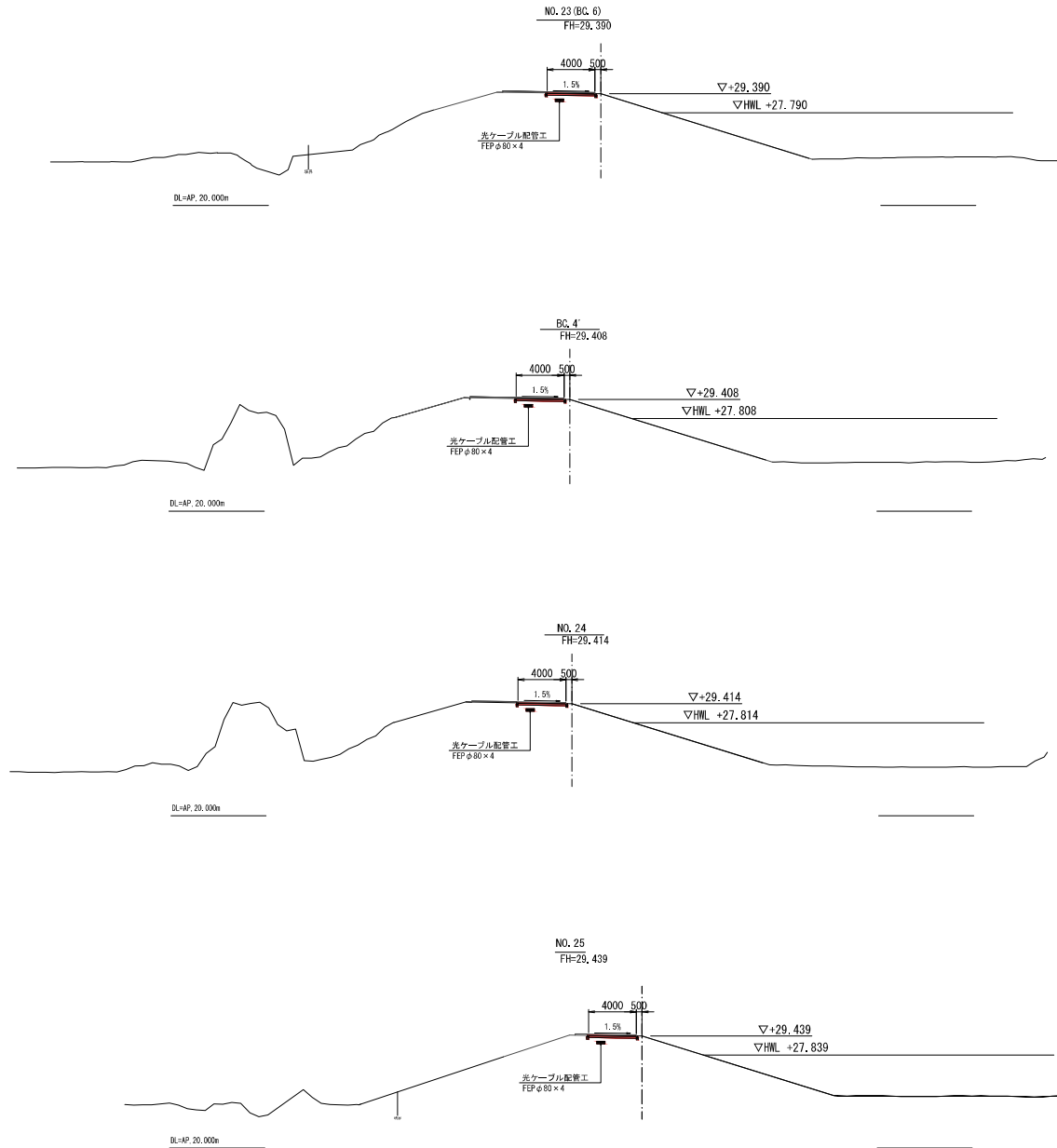


(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事	
図面名	横断図 (7)	
縮尺	1:200	図面番号 122 の 21
年月日	令和 8 年 1 月	
経計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント	
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所	

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (8) S=1:200 (左岸下流部)

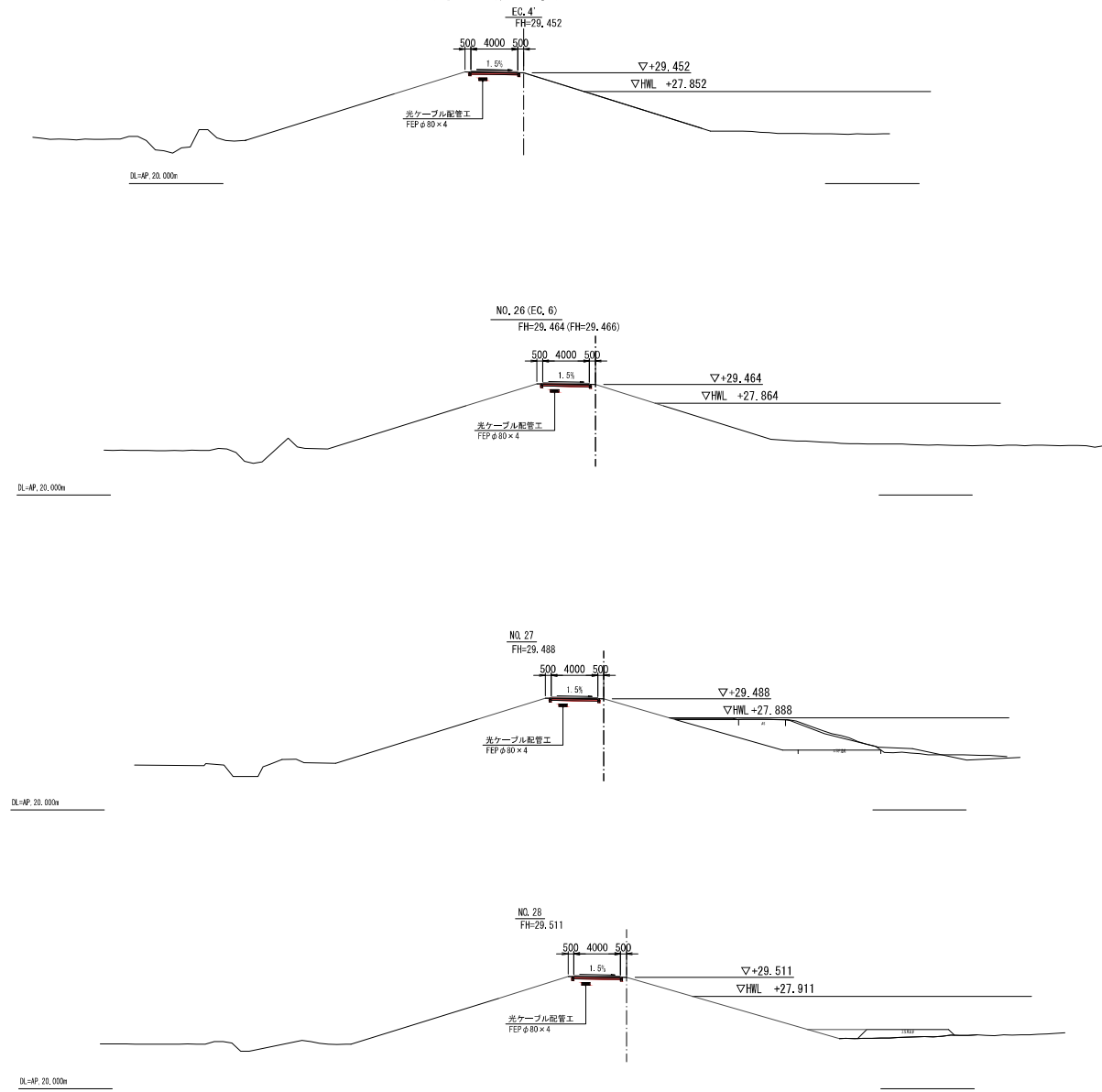


(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (8)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 22
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (9) S=1:200 (左岸下流部)

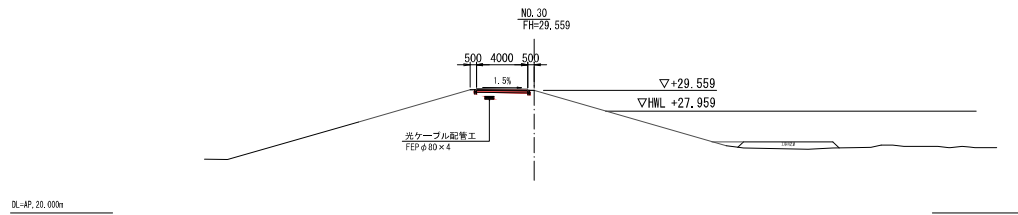
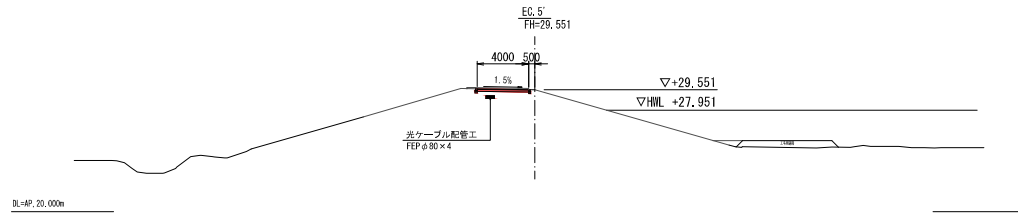
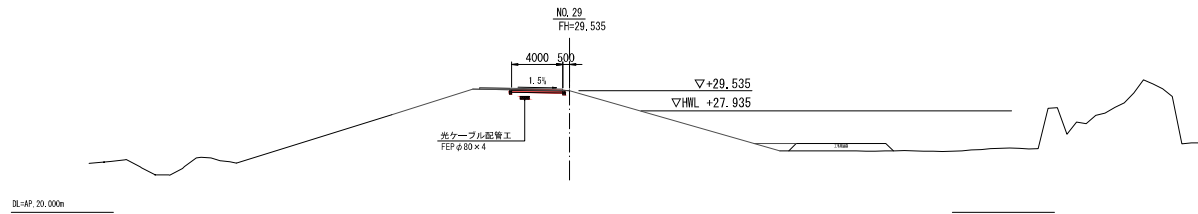
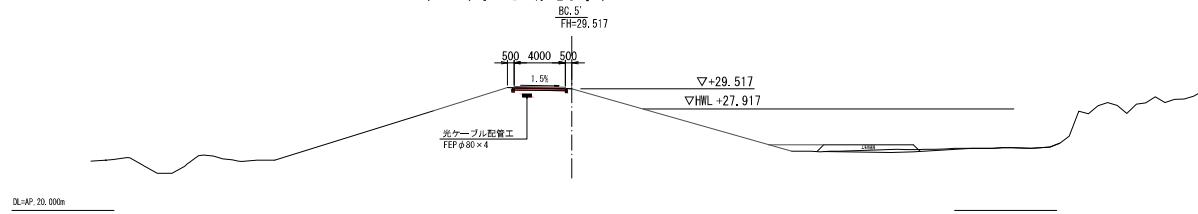


(下青島工区)

工 事 名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図 面 名	横断図 (9)		
縮 尺	1:200	図面番号	122 の 23
年 月 日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (10) S=1:200 (左岸下流部)

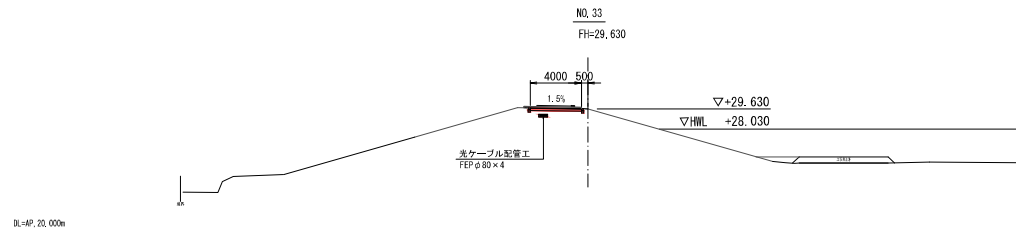
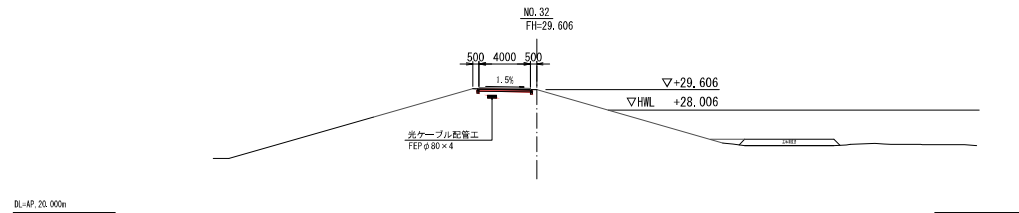
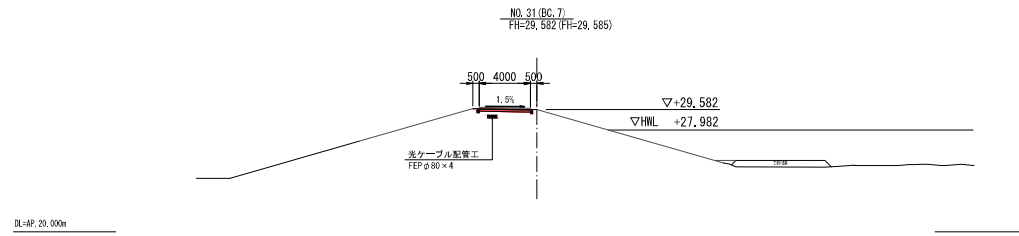
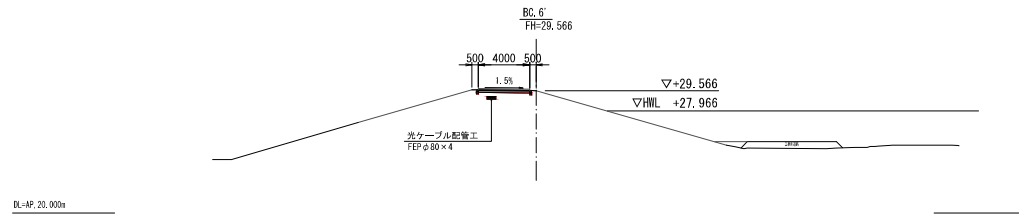


(下青島工区)

工 事 名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図 面 名	横断図 (10)		
縮 尺	1:200	図面番号	122 の 24
年 月 日	令和 8 年 1 月		
経 計 会 社 名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事 業 所 名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (11) S=1:200 (左岸下流部)

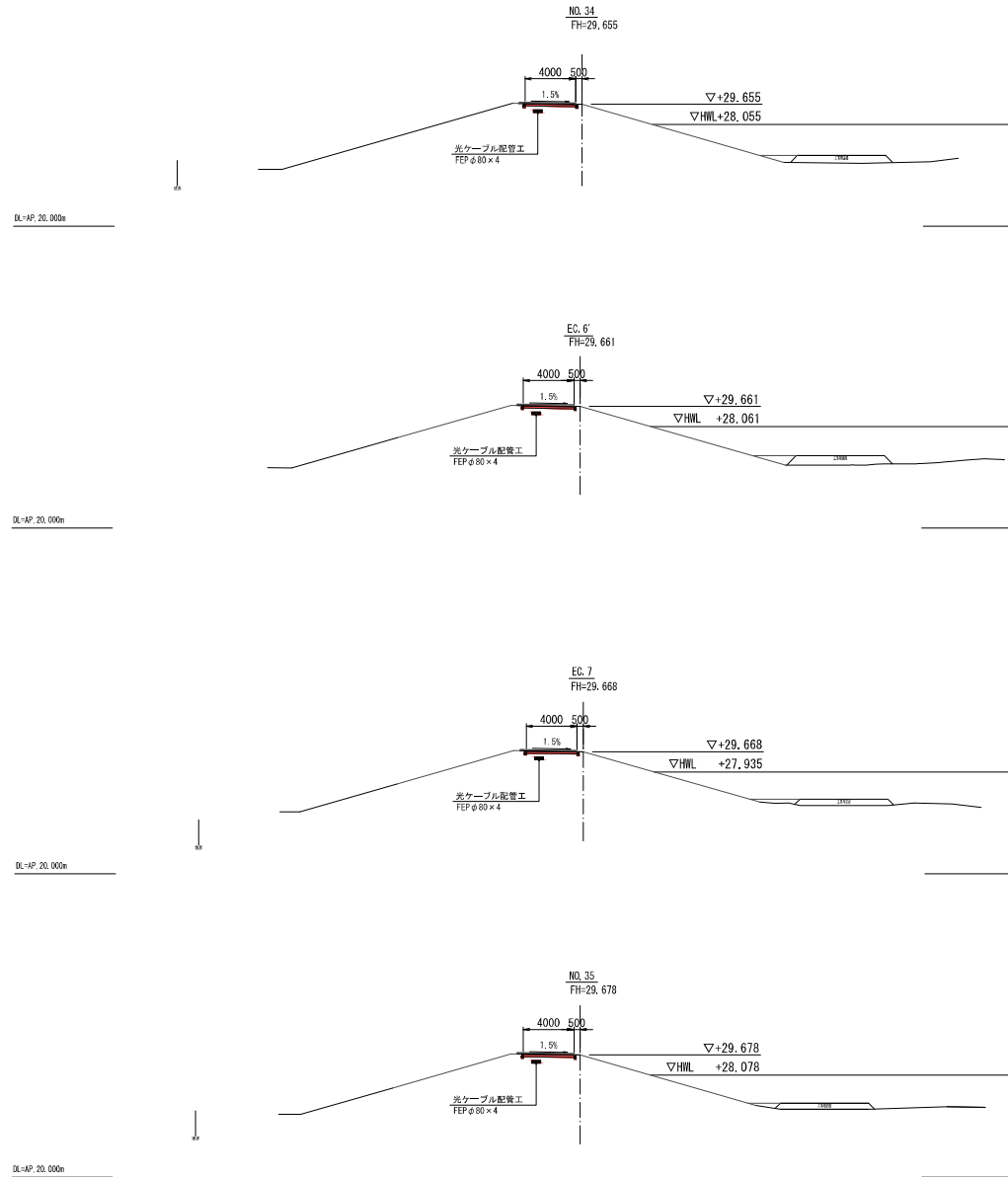


(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (11)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 25
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (12) S=1:200 (左岸下流部)

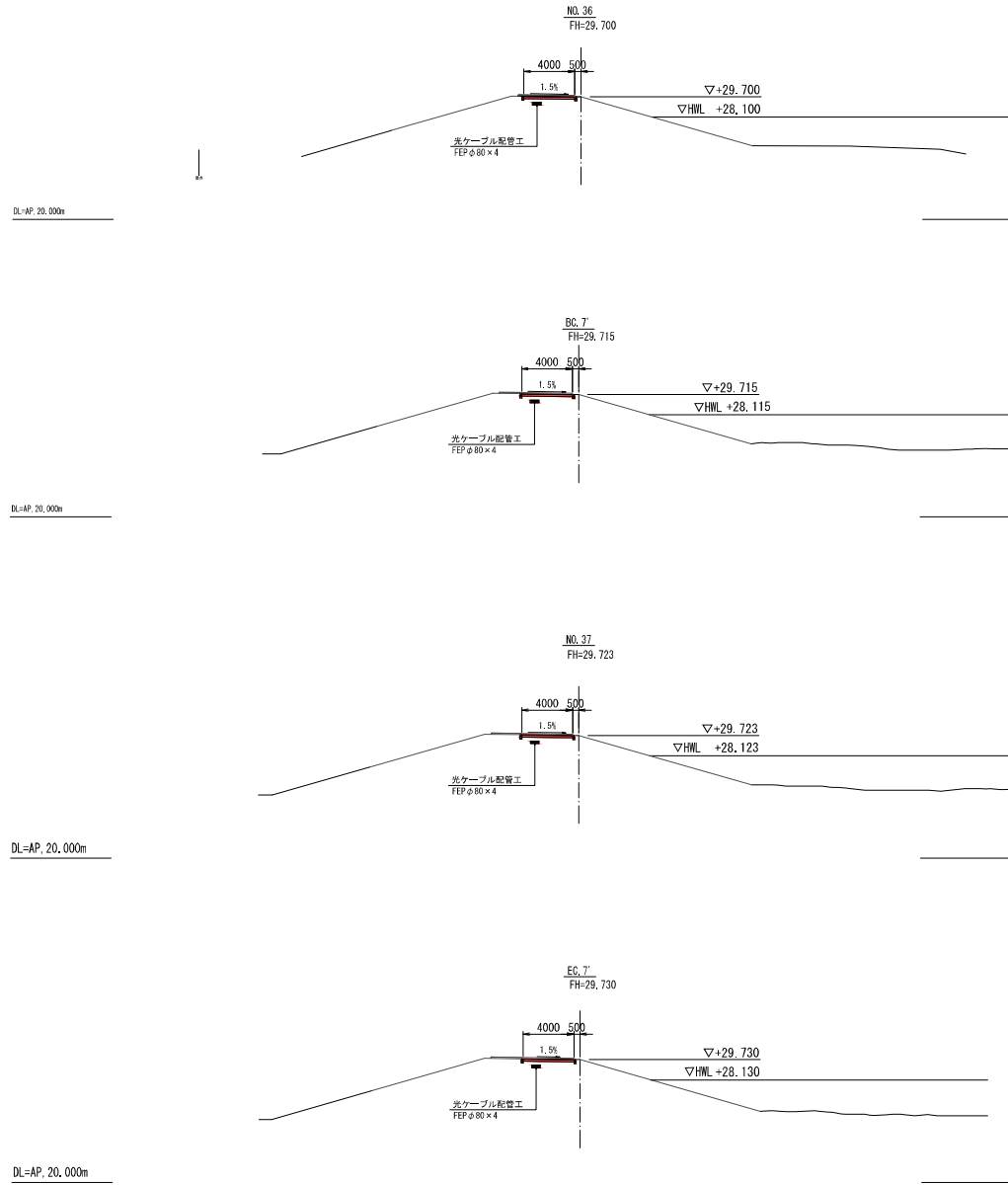


(下青島工区)

工 事 名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事	
図 面 名	横断図 (12)	
縮 尺	1:200	図面番号 122 の 26
年 月 日	令和 8 年 1 月	
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント	
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所	

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

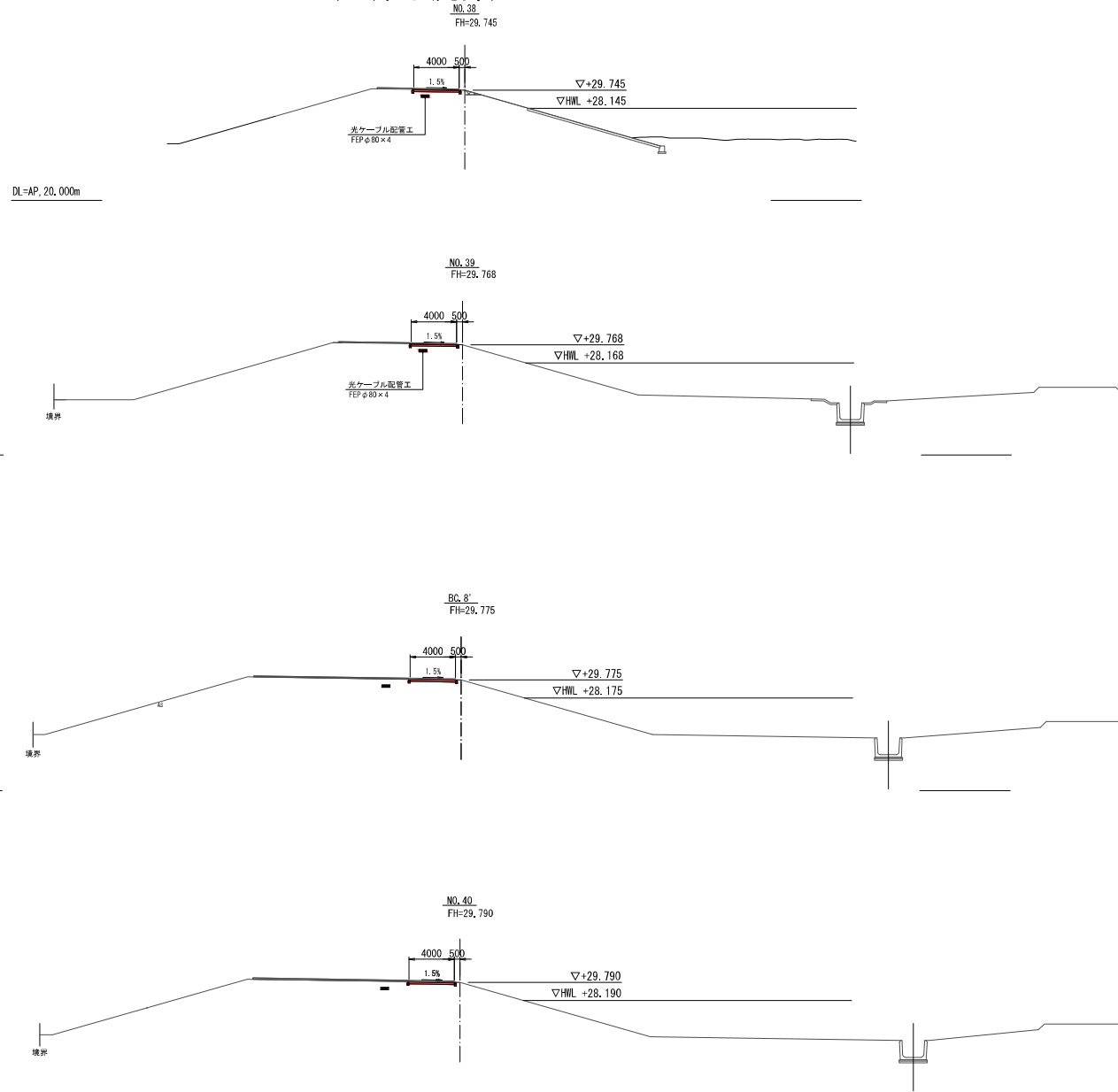
横断図 (13) S=1:200 (左岸下流部)



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

(下青島工区)	
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事
図面名	横断図 (13)
縮尺	1:200 図面番号 122 の 27
年月日	令和 8 年 1 月
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

横断図 (14) S=1:200 (左岸下流部)

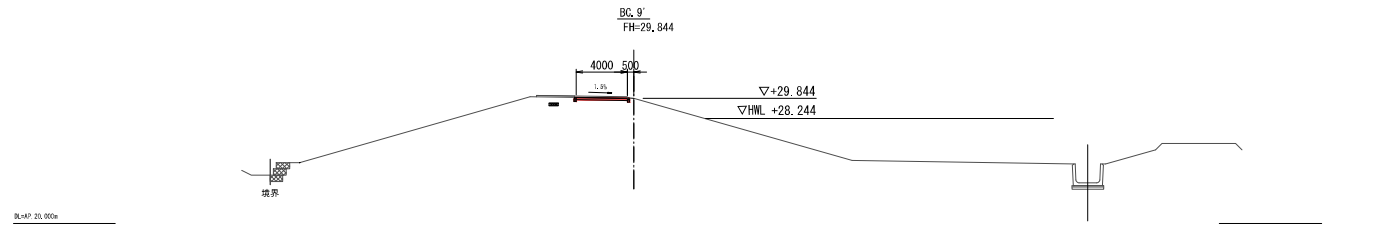
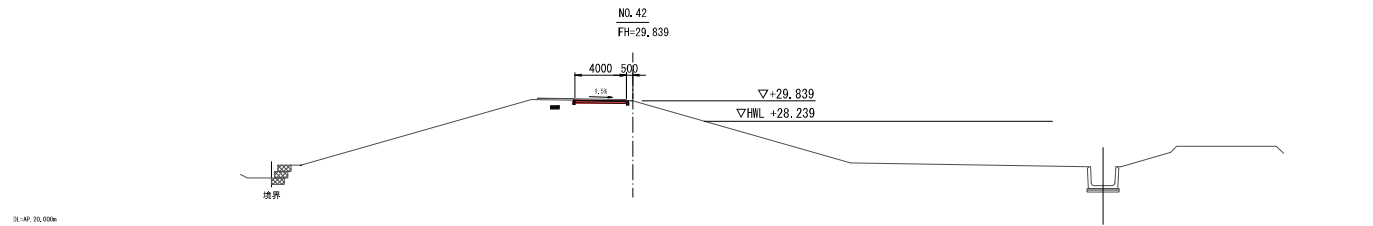
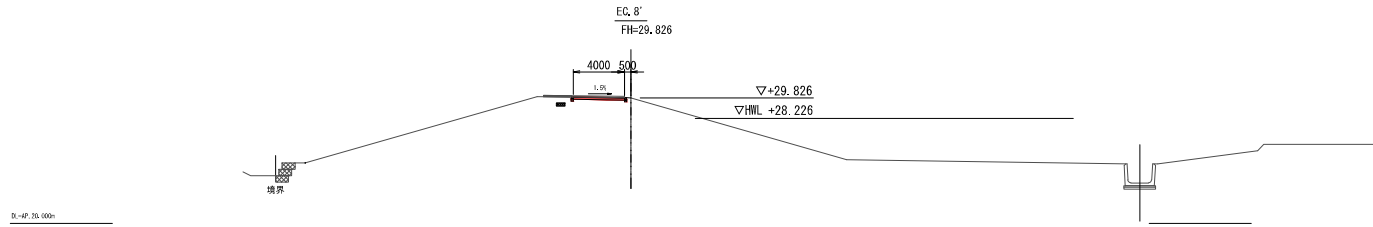
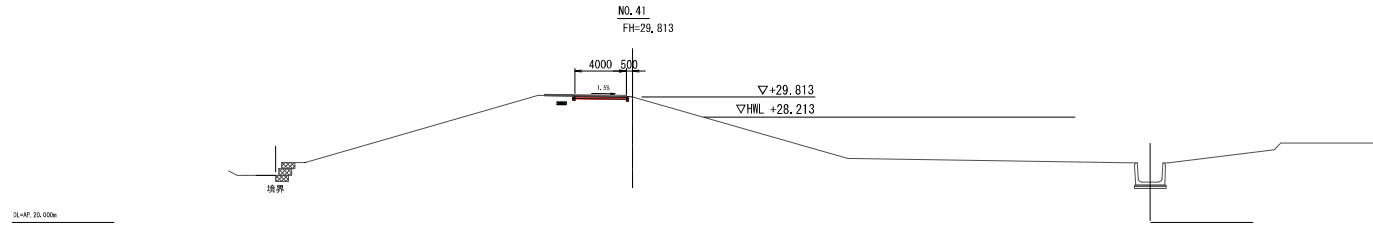


※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

(下普高工区)

工 事 名	R7 都幾川下普島地区外天端保護等工事		
図 面 名	横断図 (14)		
縮 尺	1:200	図面番号	122 の 28
年 月 日	令和 8 年 1 月		
経 営 社 名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事 業 所 名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

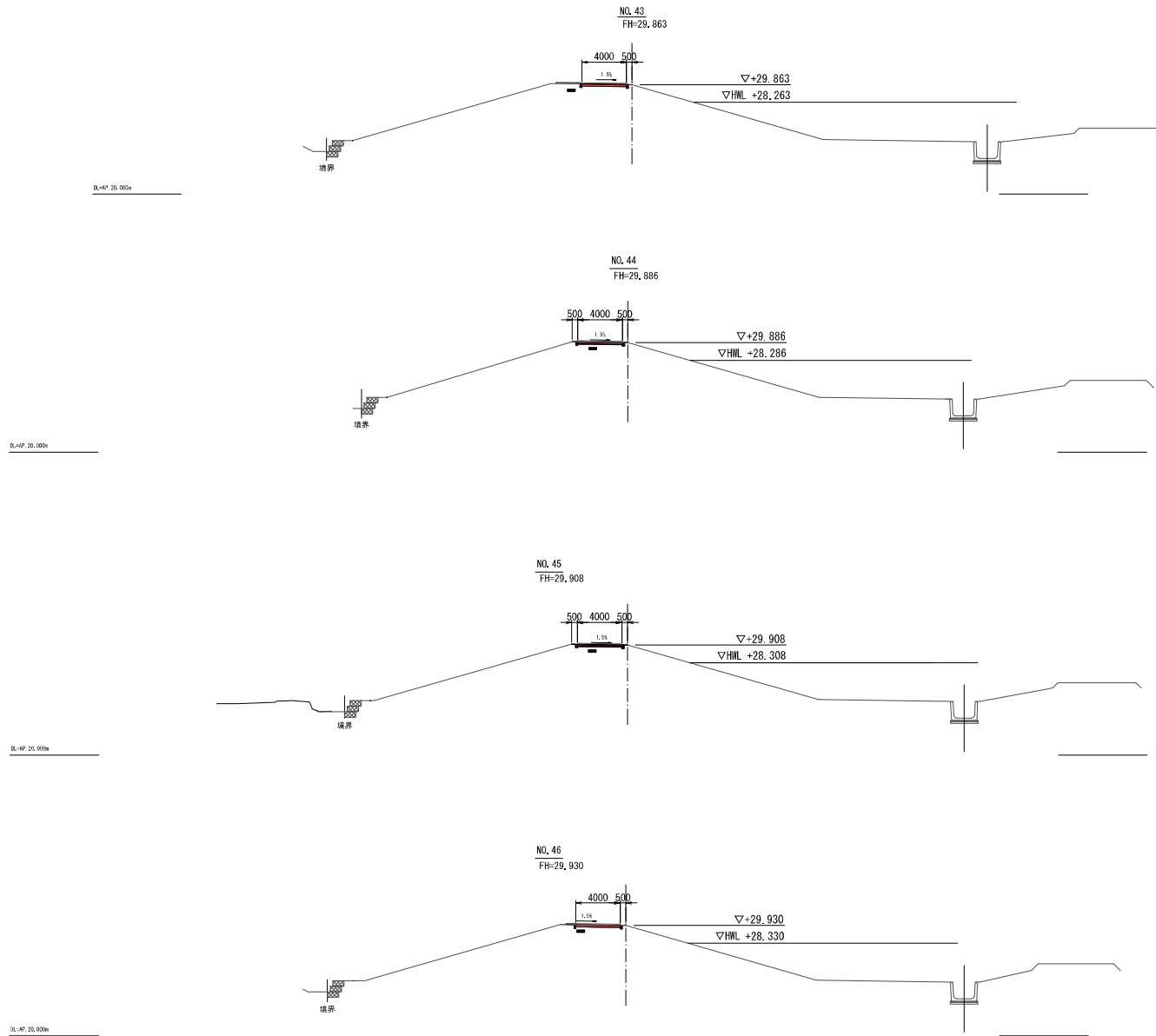
横断図 (15) S=1:200 (左岸下流部)



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

(下青島工区)	
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事
図面名	横断図 (15)
縮尺	1:200 図面番号 122 の 29
年月日	令和 8 年 1 月
経計会社名	中央コンサルタント株式会社
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

横断図 (16) S=1:200 (左岸下流部)



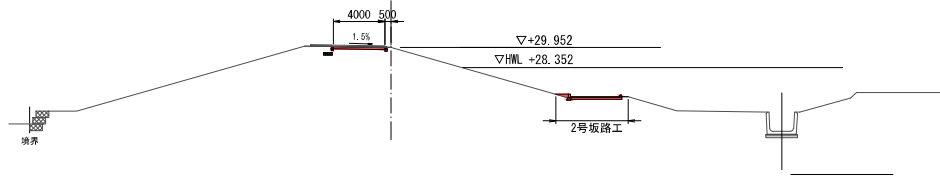
(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (16)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 30
年月日	令和 8 年 1 月		
経計会社名	中央コンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

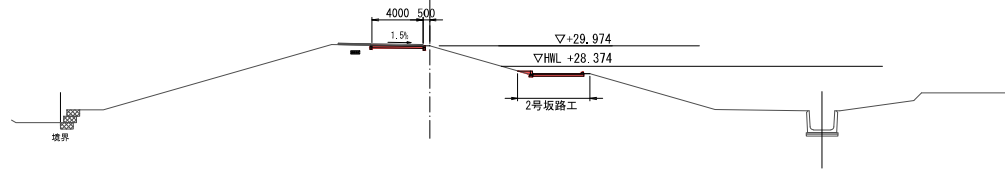
横断図 (17) S=1:200 (左岸下流部)

NO. 47
FH=29.952



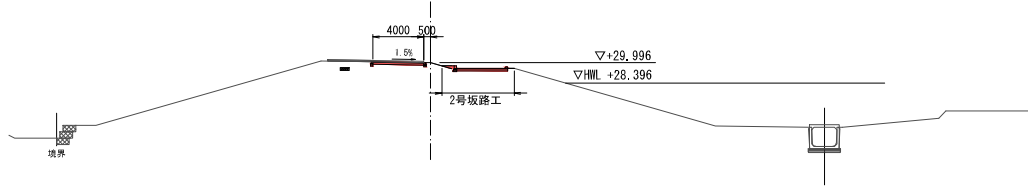
DL=AP. 29.000m

NO. 48
FH=29.974



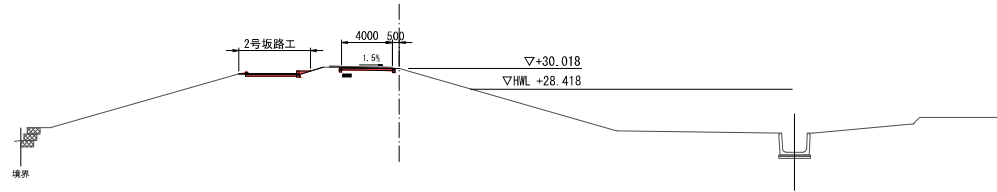
DL=AP. 29.000m

NO. 49
FH=29.996



DL=AP. 29.000m

NO. 50
FH=30.018



DL=AP. 29.000m

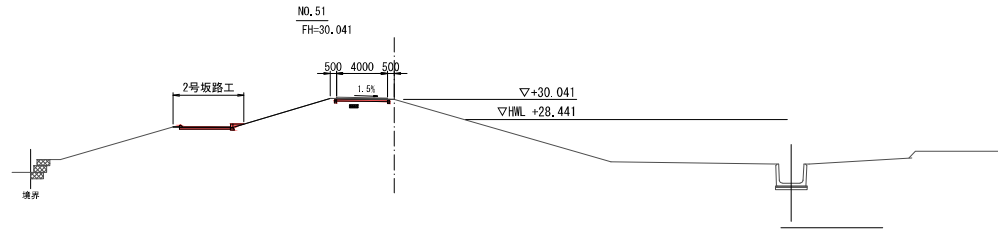
(下青島工区)

工 事 名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図 面 名	横断図 (17)		
縮 尺	1:200	図面番号	122 の 31
年 月 日	令和 8 年 1 月		
経 計 会 社 名	中央コンサルタント株式会社		
事 業 所 名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

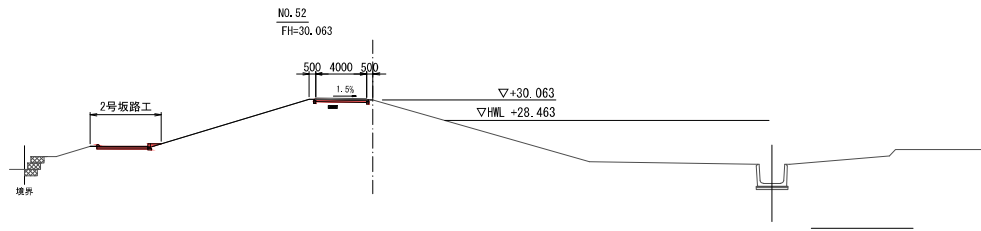
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (18) S=1:200 (左岸下流部)

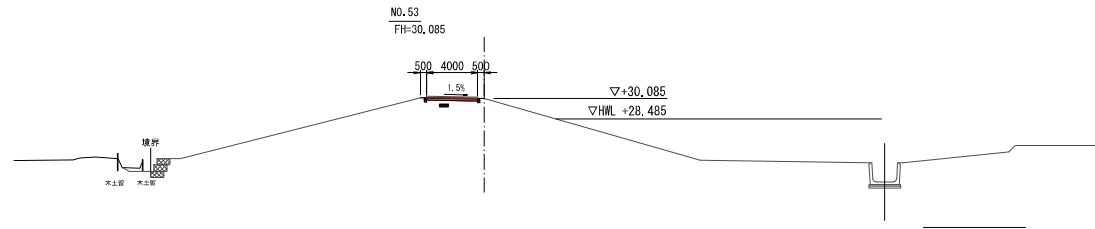
D=AP_28.000m



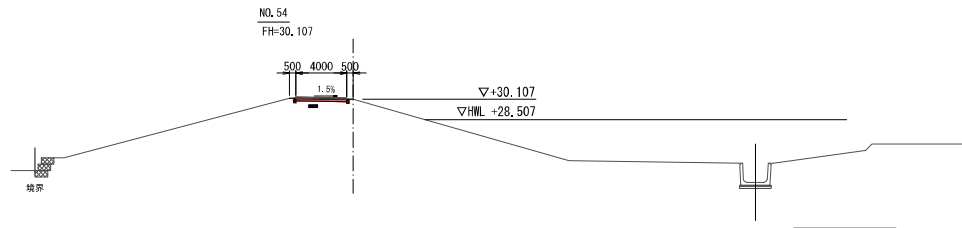
D=AP_28.000m



D=AP_28.000m



D=AP_28.000m

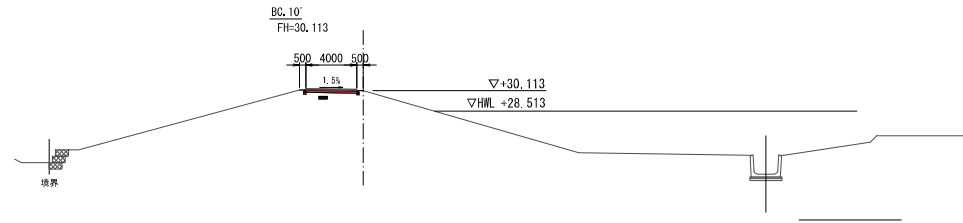


※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

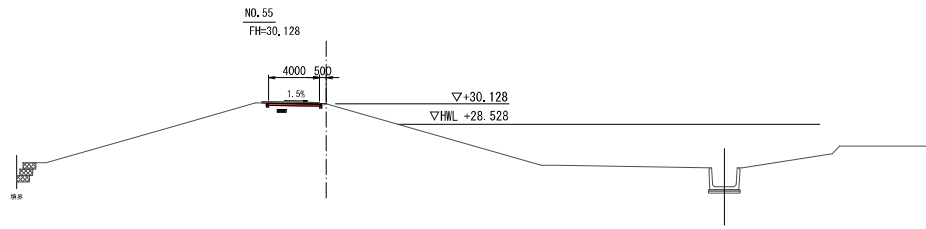
(下青島工区)	
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事
図面名	横断図 (18)
縮尺	1:200 図面番号 122 の 32
年月日	令和 8 年 1 月
経計会社名	中央コンサルタント株式会社
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

横断図 (19) S=1:200 (左岸下流部)

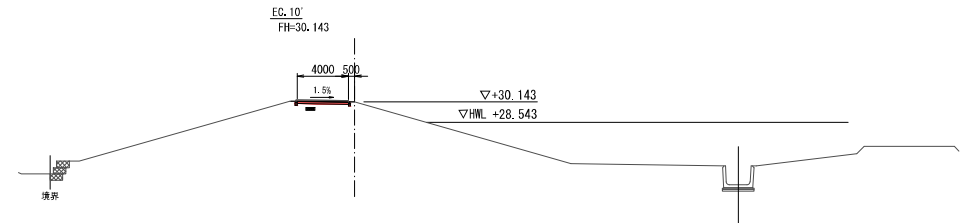
U-AP: 20.000m



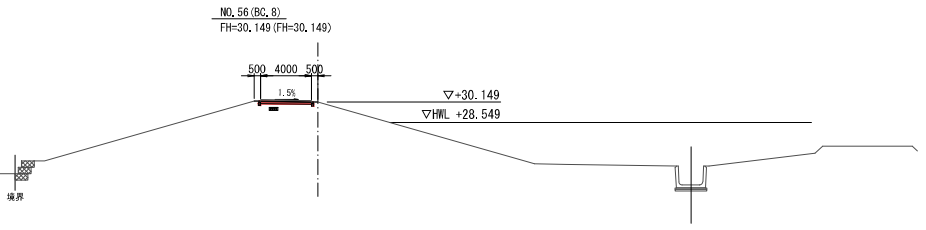
U-AP: 20.000m



U-AP: 20.000m



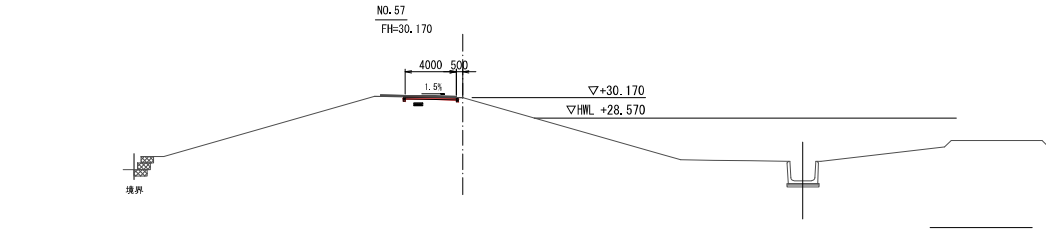
U-AP: 20.000m



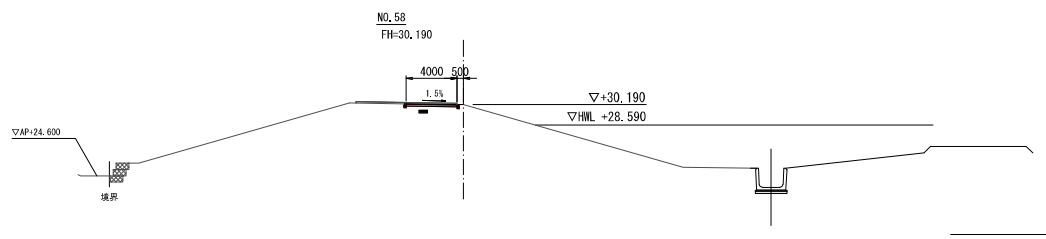
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

(下青島工区)	
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事
図面名	横断図 (19)
縮尺	1:200
図面番号	122 の 33
年月日	令和 8 年 1 月
設計会社名	中央コンサルタント株式会社
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

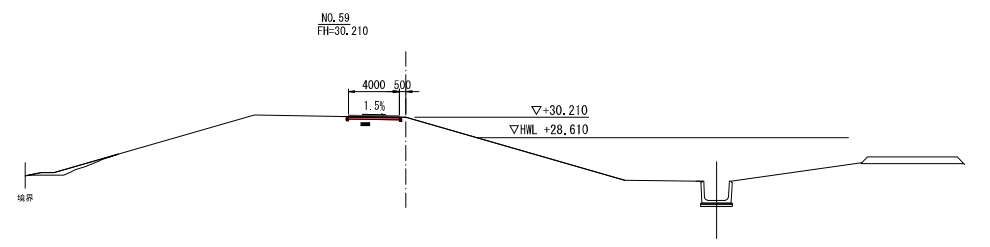
横断図 (20) S=1:200 (左岸下流部)



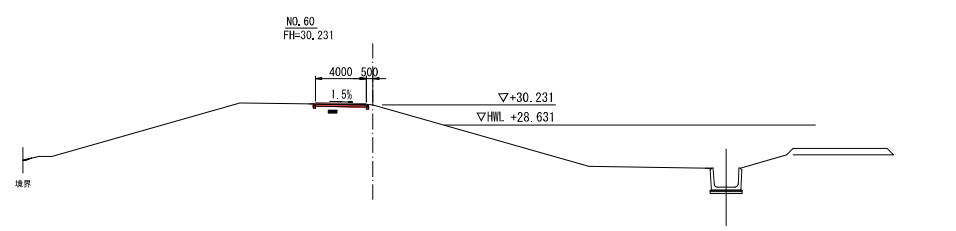
DL=AP. 24.600



DL=AP. 20.000m



DL=AP. 20.000m

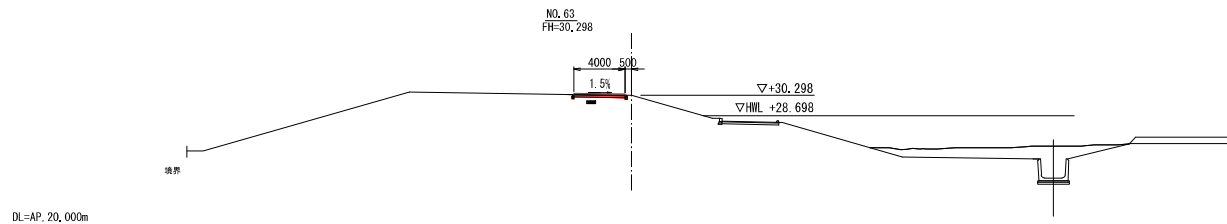
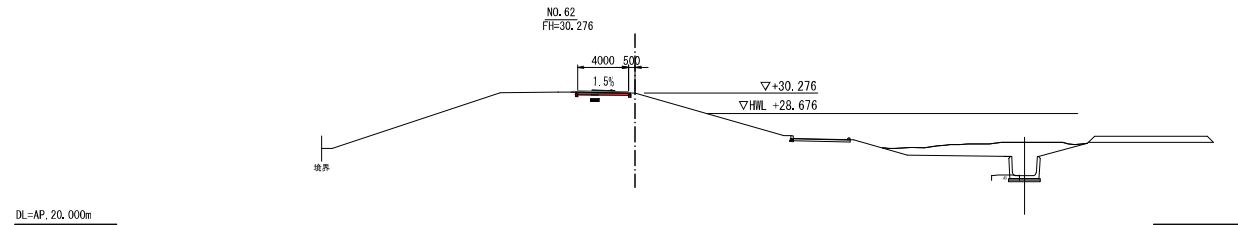
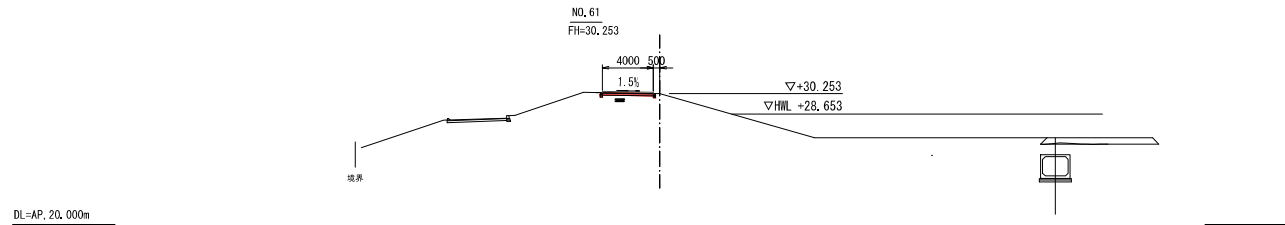
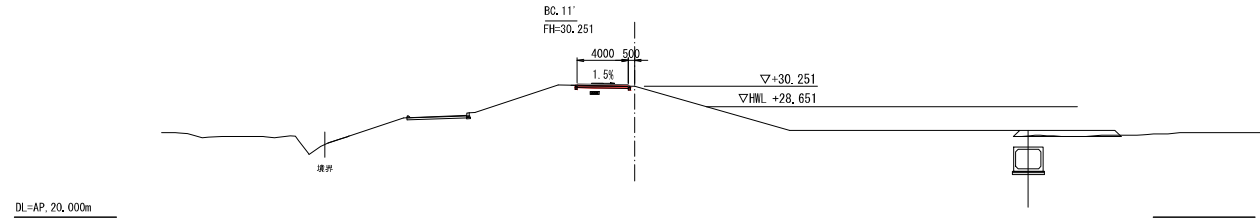


※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (20)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 34
年月日	令和 8 年 1 月		
経計会社名	中央コンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

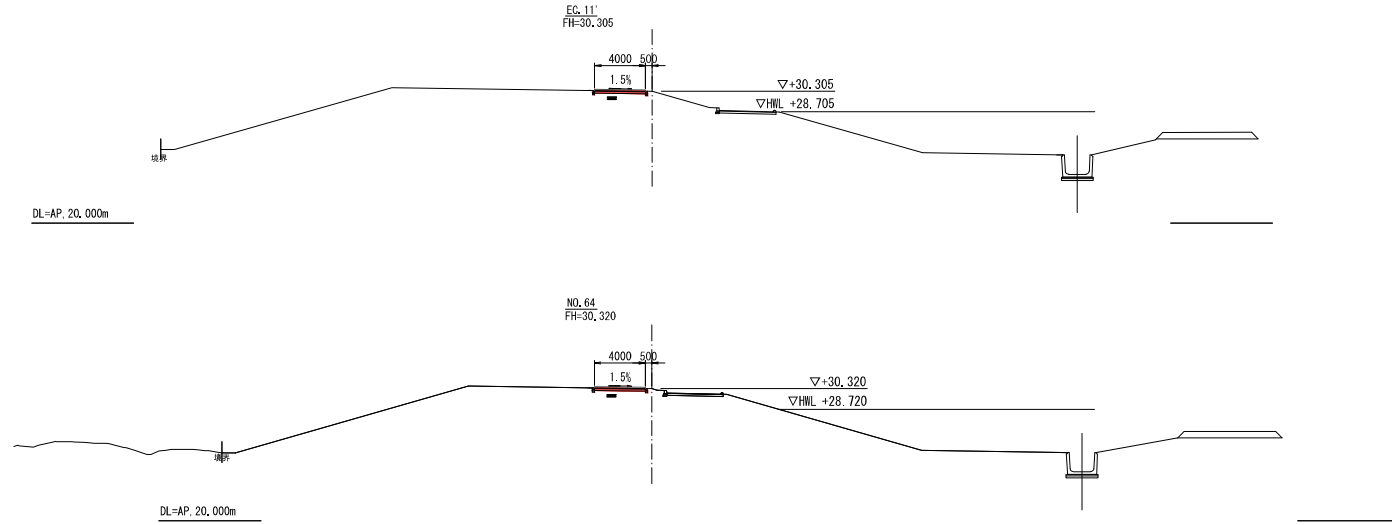
横断図 (21) S=1:200 (左岸下流部)



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

(下普高工区)	
工事名	R7 都幾川下普島地区外天端保護等工事
図面名	横断図 (21)
縮尺	1:200
図面番号	122 の 35
年月日	令和 8 年 1 月
経計会社名	中央コンサルタント株式会社
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

横断図 (22) S=1:200
(左岸下流部)



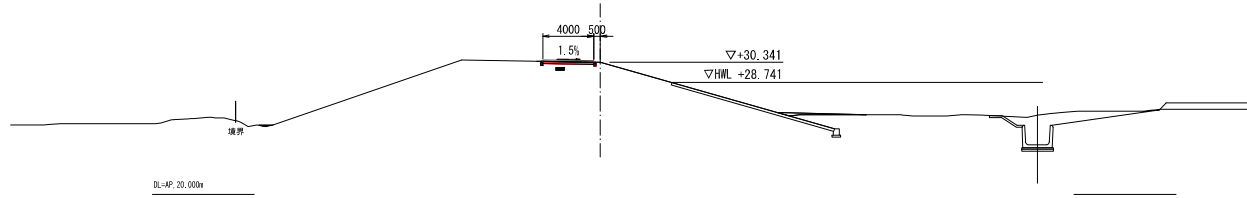
(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (22)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 36
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	中央コンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

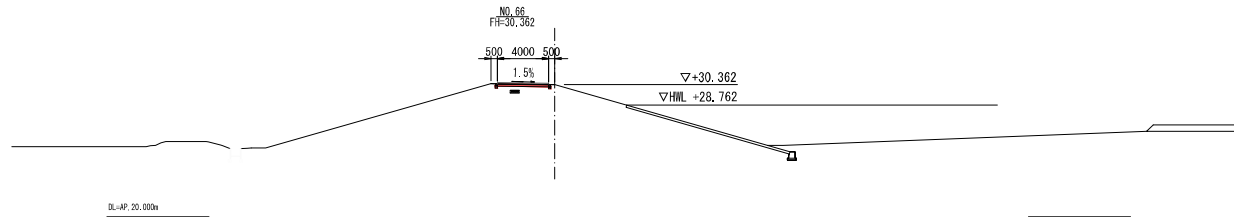
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (23) S=1:200 (左岸下流部)

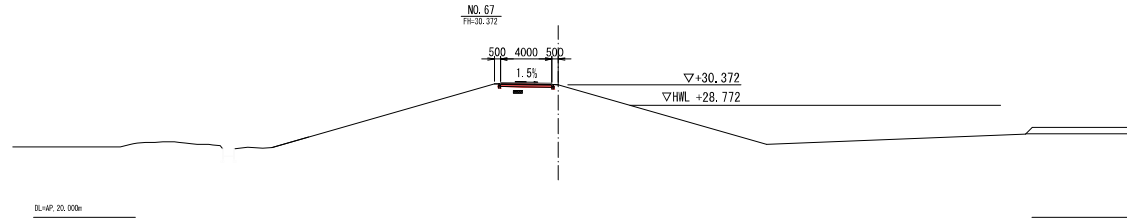
NO. 65 (EG. 8)
FH=30.341 (FH=30.345)



NO. 66
FH=30.362



NO. 67
FH=30.372

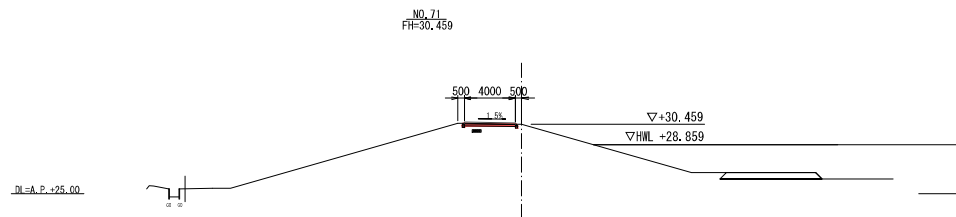
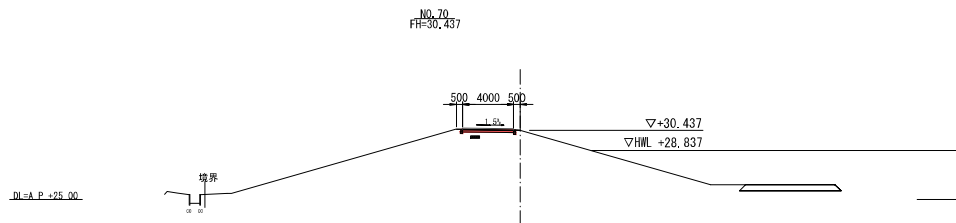
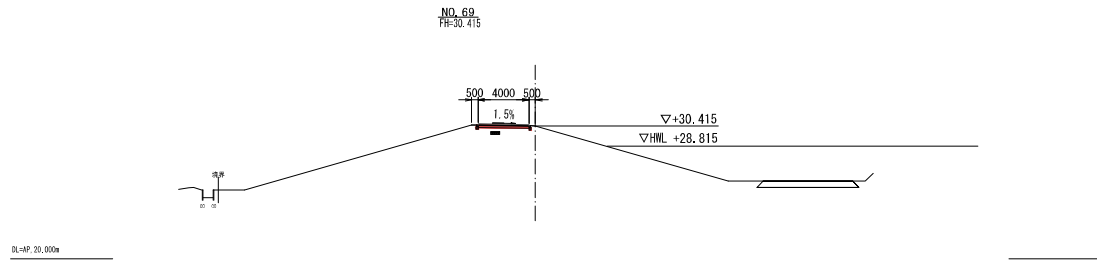
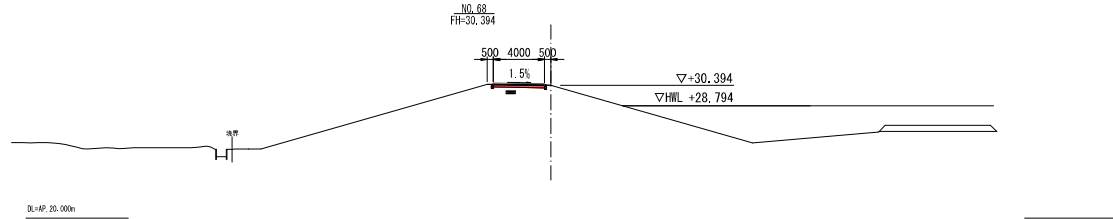


(下普高工区)

工事名	R7 都幾川下普島地区外天端保護等工事	
図面名	横断図 (23)	
縮尺	1:200	図面番号 122 の 37
年月日	令和 8 年 1 月	
経計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント	
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所	

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (24) S=1:200 (左岸下流部)



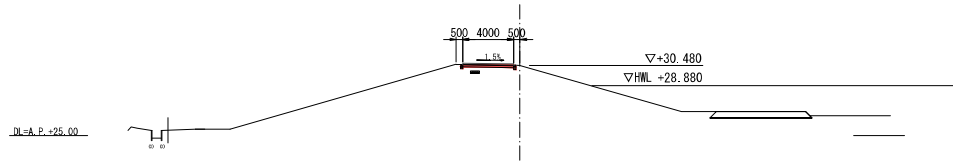
(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (24)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 38
年月日	令和 8 年 1 月		
経計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

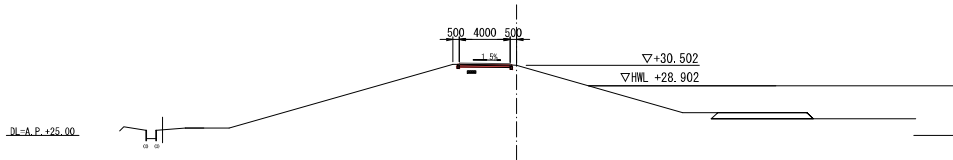
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (25) S=1:200 (左岸下流部)

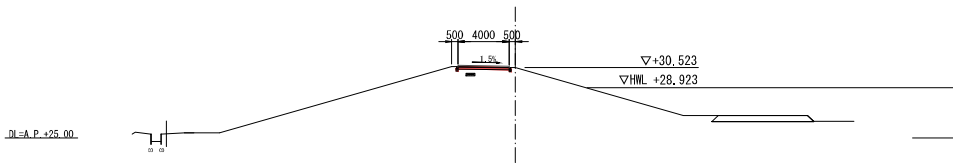
NO.72
FH=30.480



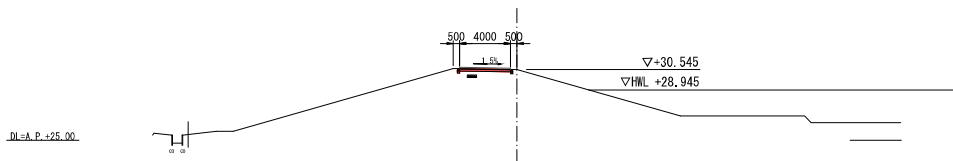
NO.73
FH=30.502



NO.74
FH=30.523



NO.75
FH=30.545

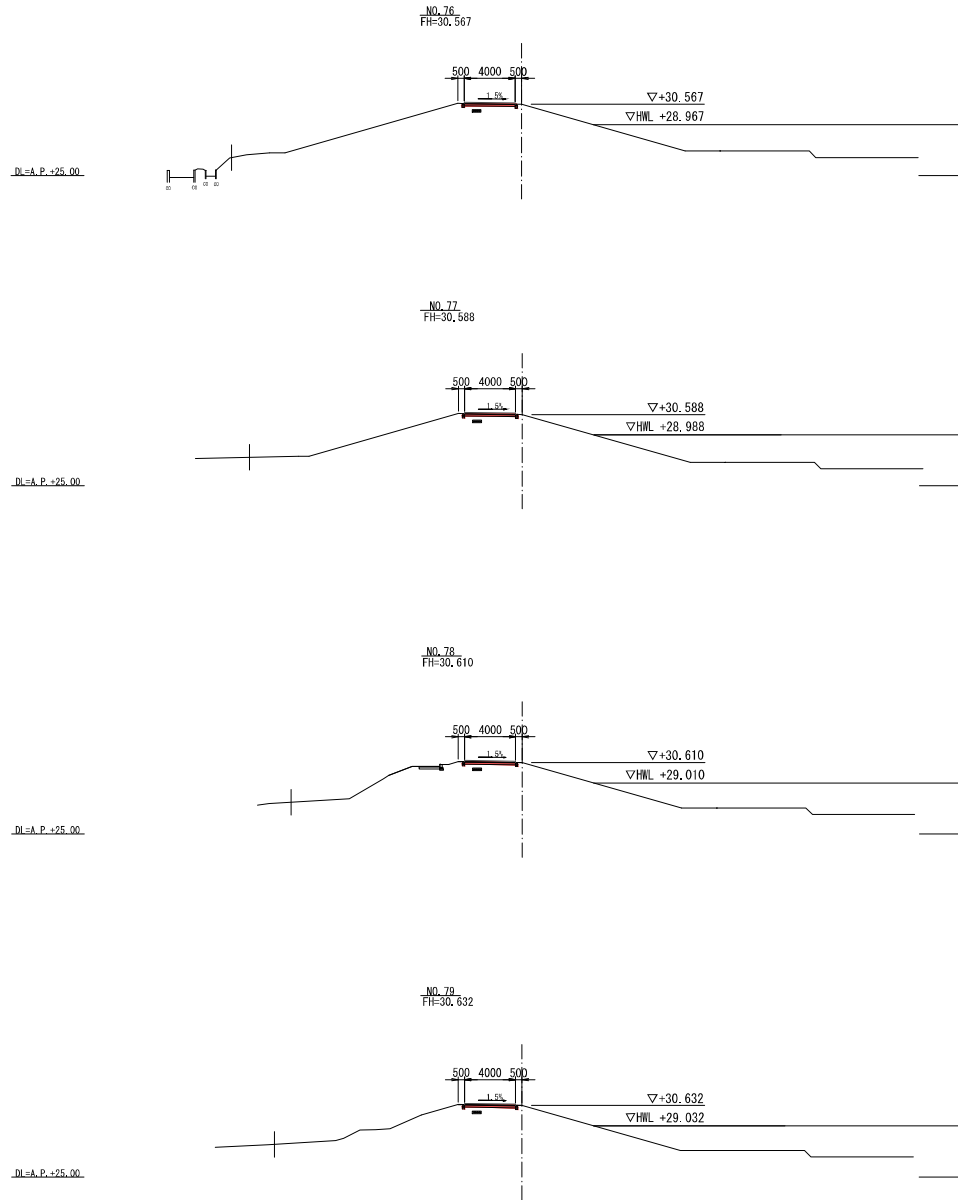


(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (25)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 39
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

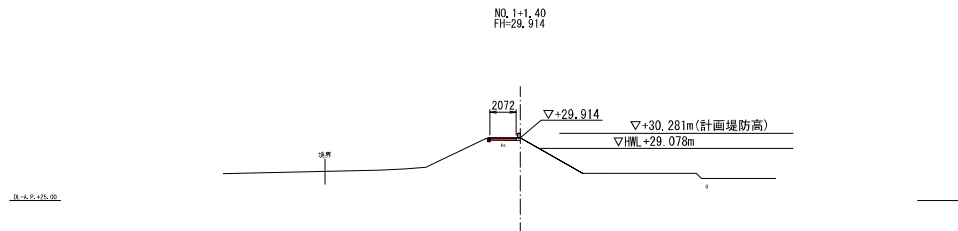
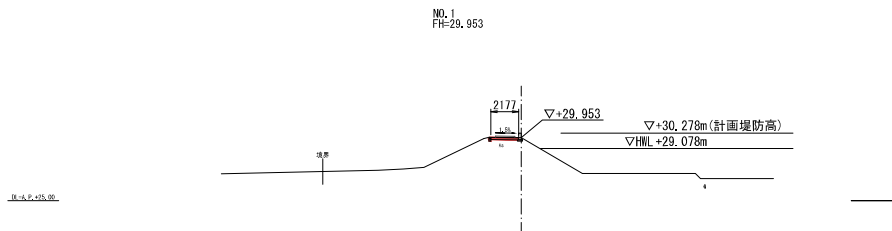
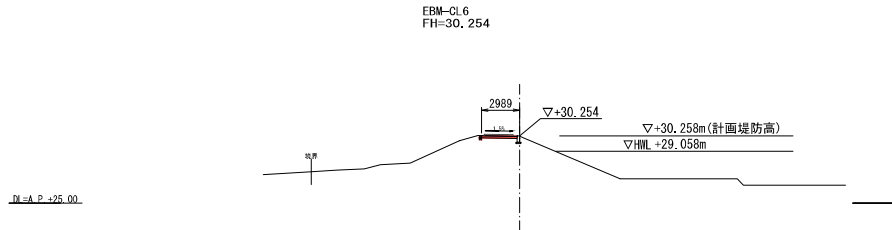
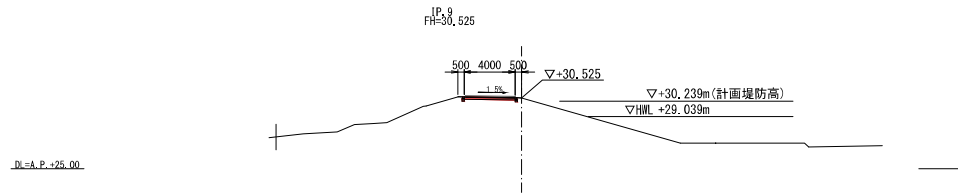
横断図 (26) S=1:200 (左岸下流部)



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

(下青島工区)	
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事
図面名	横断図 (26)
縮尺	1:200 図面番号 122 の 40
年月日	令和 8 年 1 月
経計会社名	セントラルコンサルタント株式会社
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

横断図 (27) S=1:200 (左岸下流部)



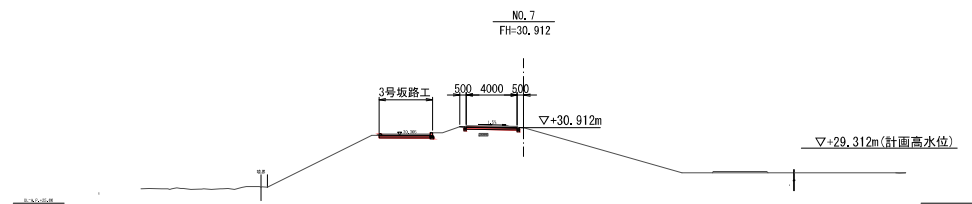
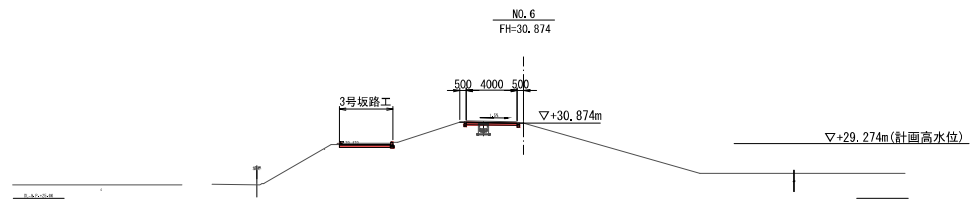
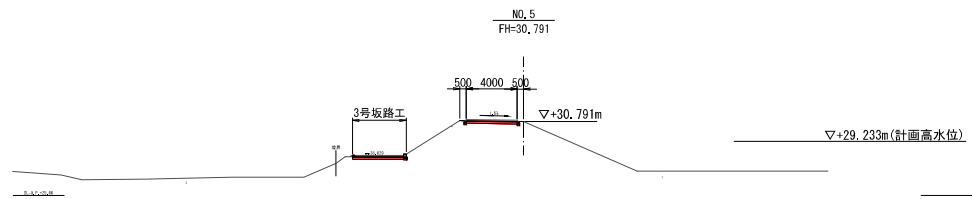
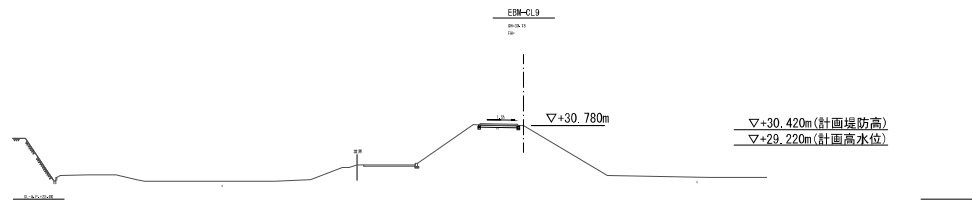
(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事	
図面名	横断図 (27)	
縮尺	1:200	図面番号 122 の 41
年月日	令和 8 年 1 月	
経計会社名	セントラルコンサルタント株式会社	
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所	

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (28) (左岸上流部)

S=1:200



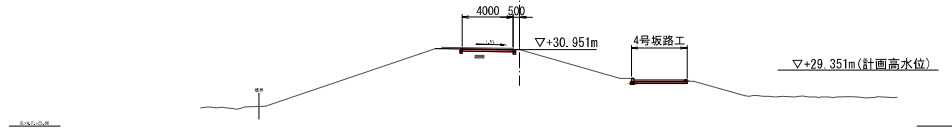
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

〔下青島工区〕	
工事名	R7 郡幾川下青島地区外天端保護等工事
図面名	横断図 (28)
縮尺	1:200 図面番号 122 の 42
年月日	令和 8 年 1 月
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

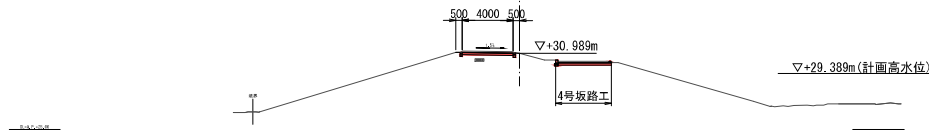
横断図 (29) (左岸上流部)

S=1:200

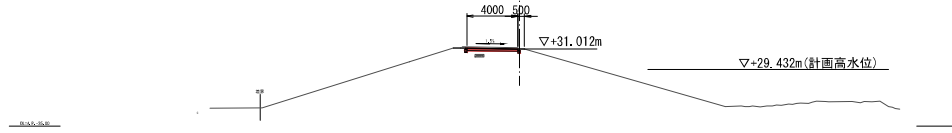
NO. 8
FH=30.951



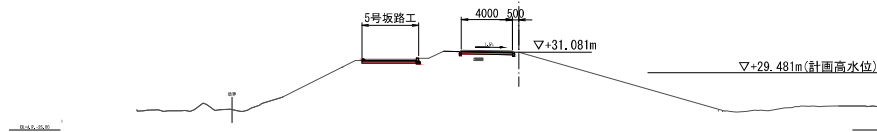
NO. 9
FH=30.989



NO. 10
FH=31.032



NO. 11
FH=31.081



(下青島工区)

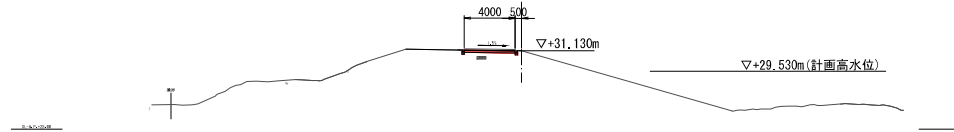
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事	
図面名	横断図 (29)	
縮尺	1:200	図面番号 122 の 43
年月日	令和 8 年 1 月	
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社	
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所	

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

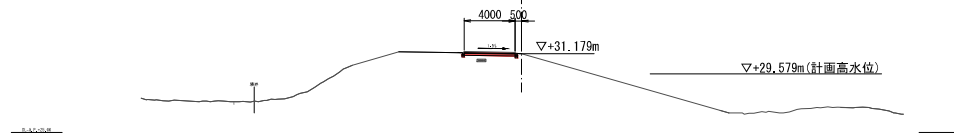
横断図 (30) (左岸上流部)

S=1:200

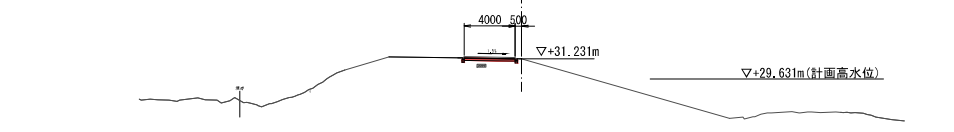
NO. 12
FH=31.130



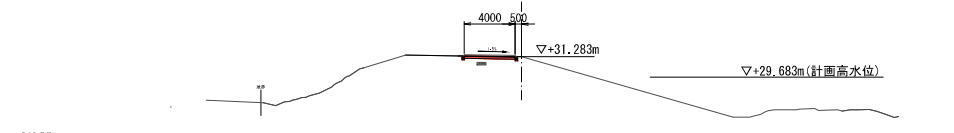
NO. 13
FH=31.179



NO. 14
FH=31.231



NO. 15
FH=31.283



(下青島工区)

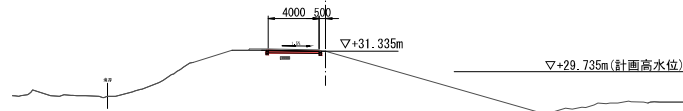
工事名	R7 郡幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (30)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 44
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

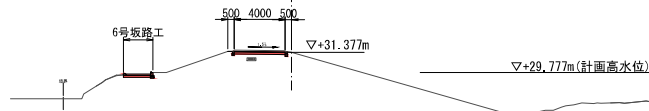
横断図 (31) (左岸上流部)

S=1:200

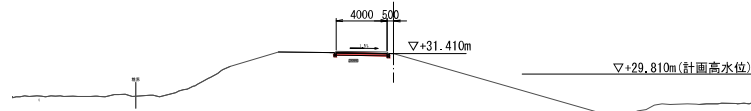
NO. 16
FH=31.335



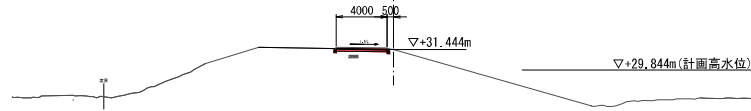
NO. 17
FH=31.377



NO. 18
FH=31.410



NO. 19
FH=31.444



(下青島工区)

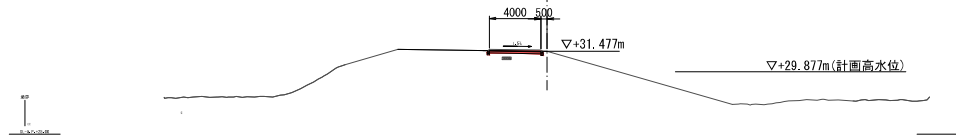
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事	
図面名	横断図 (31)	
縮尺	1:200	図面番号 122 の 45
年月日	令和 8 年 1 月	
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社	
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所	

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

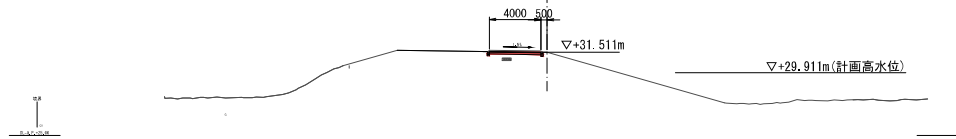
横断図 (32) (左岸上流部)

S=1:200

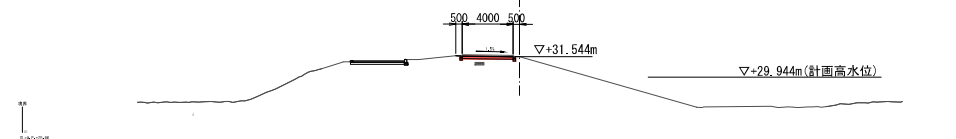
NO. 20
FH=31.477



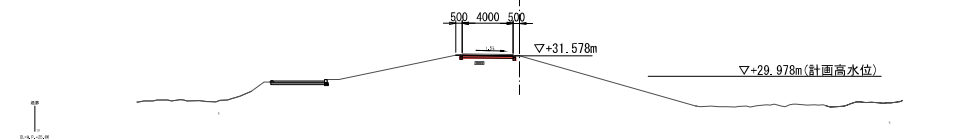
NO. 21
FH=31.511



NO. 22
FH=31.544



NO. 23
FH=31.578



(下青島工区)

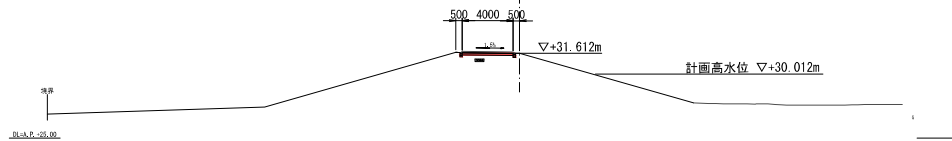
工事名	R7 郡幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (32)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 46
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

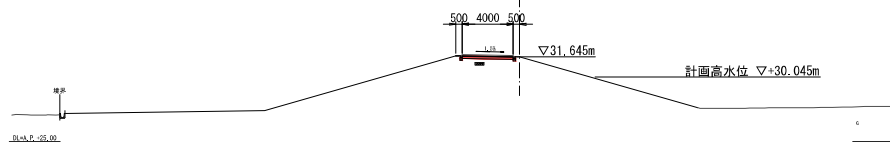
横断図 (33) (左岸上流部)

S=1:200

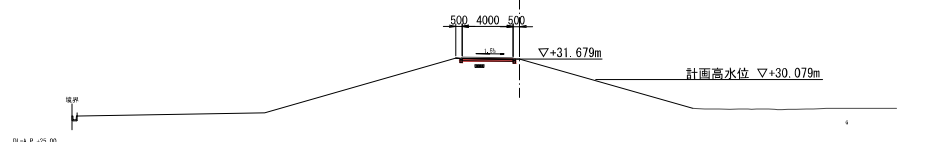
NO. 24
FH=31.612



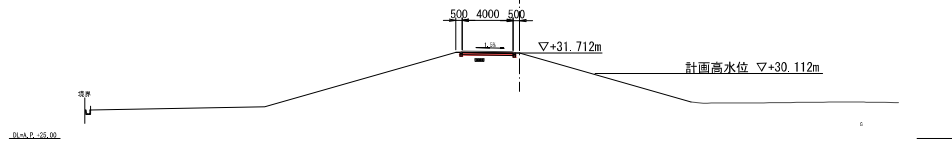
NO. 25
FH=31.645



NO. 26
FH=31.679



NO. 27
FH=31.712



(下青島工区)

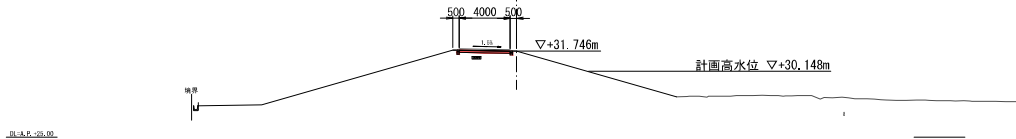
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (33)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 47
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

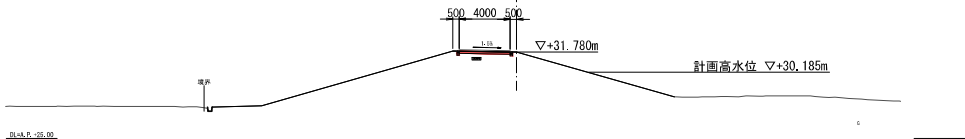
横断図 (34) (左岸上流部)

S=1:200

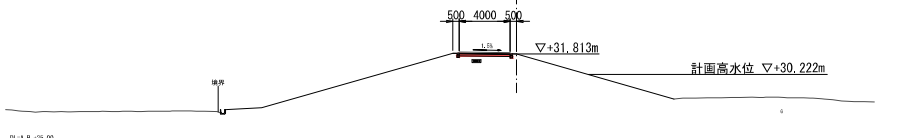
NO.28
FH=31.746



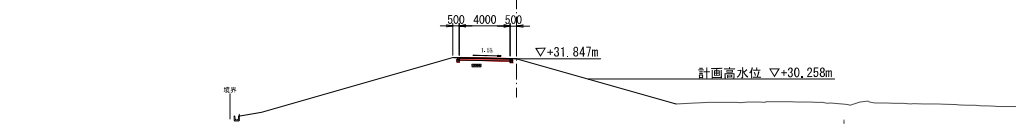
NO.29
FH=31.780



NO.30
FH=31.813



NO.31
FH=31.847

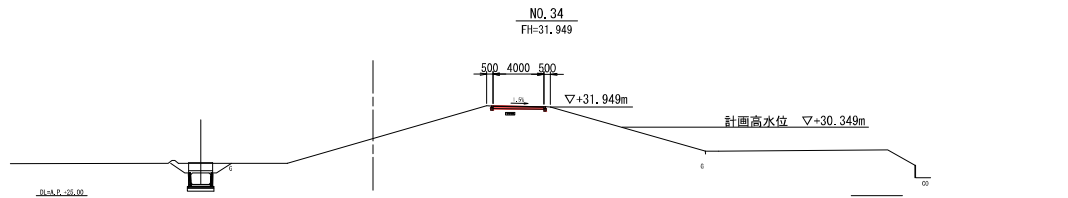
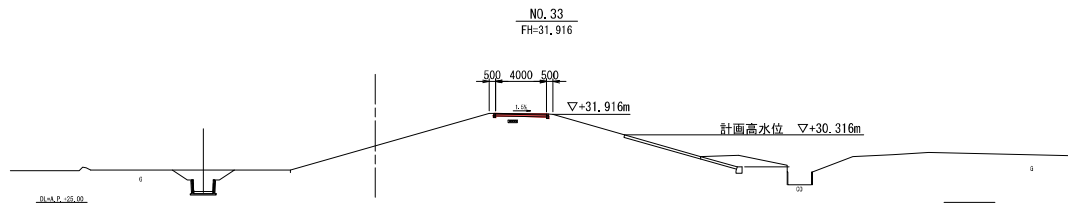
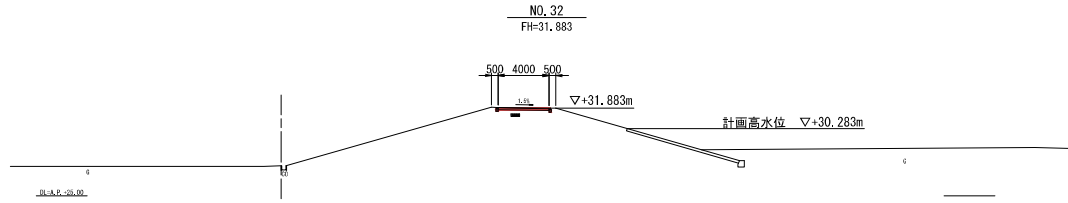


(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (34)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 48
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (35) S=1:200
(左岸上流部)

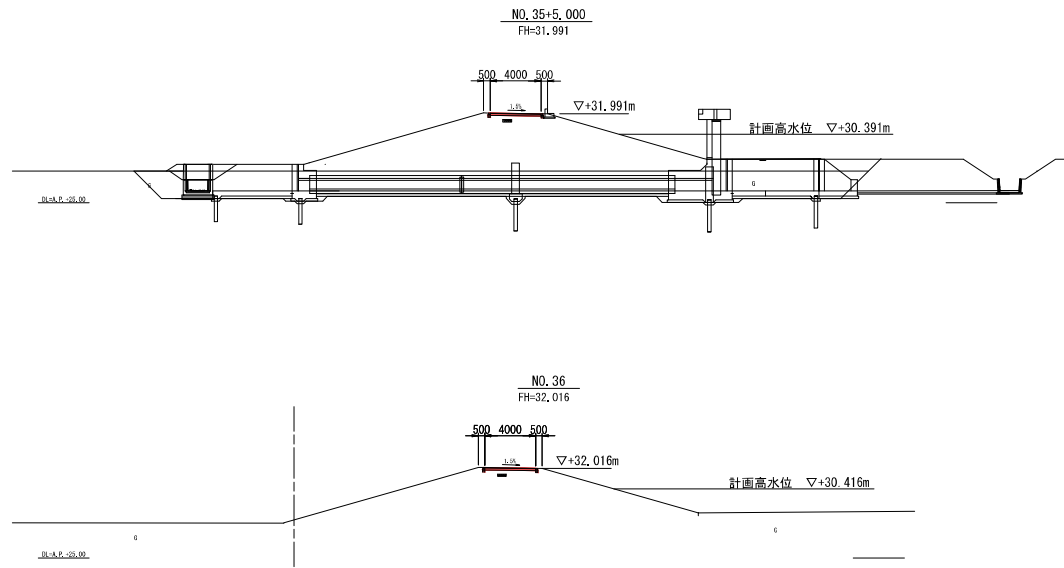


(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事	
図面名	横断図 (35)	
縮尺	1:200	図面番号 122 の 49
年月日	令和 8 年 1 月	
設計会社名	株式会社建設技術研究所	
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所	

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (36) S=1:200
 (左岸上流部)



(下青島工区)

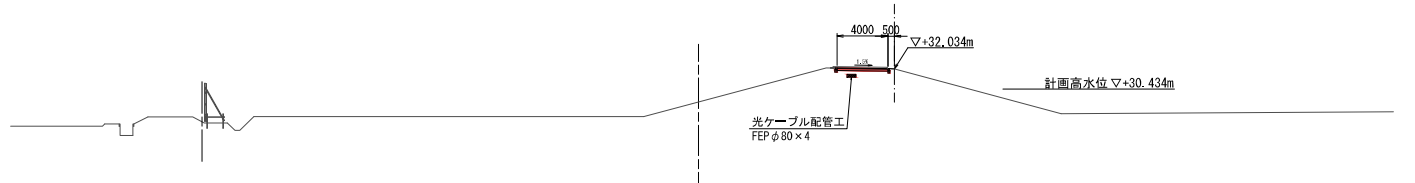
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (36)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 50
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	株式会社建設技術研究所		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
 縮尺は表示と異なります

横断図 (37) (左岸上流部)

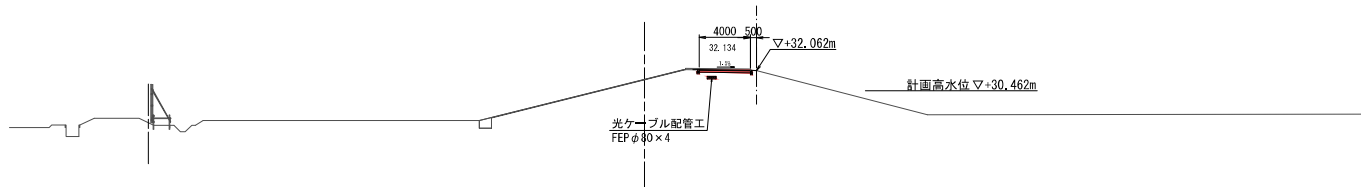
S=1:200

NO. 5



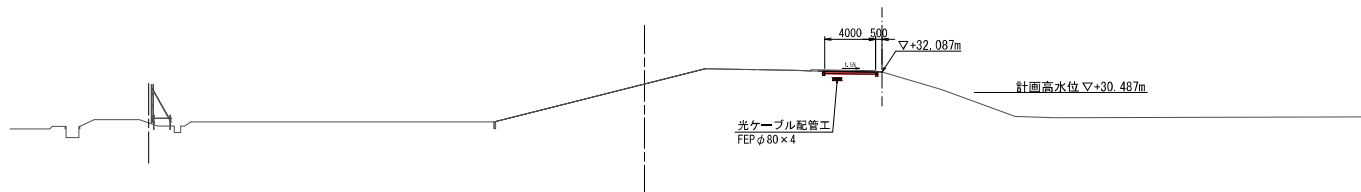
AP-20_00

NO. 6



AP-20_00

NO. 7



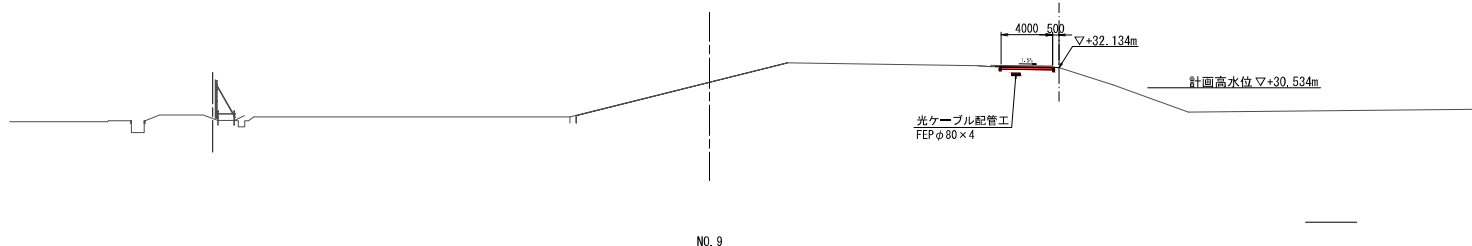
AP-20_00

(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (37)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 51
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

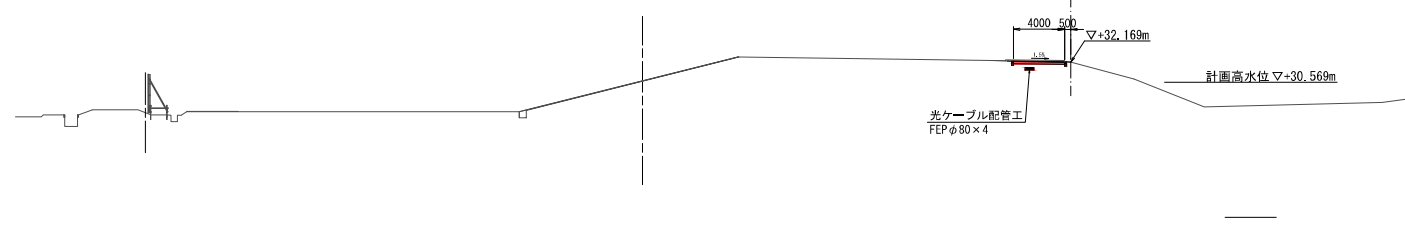
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (38) S=1:200
 (左岸上流部)
 NO. 8



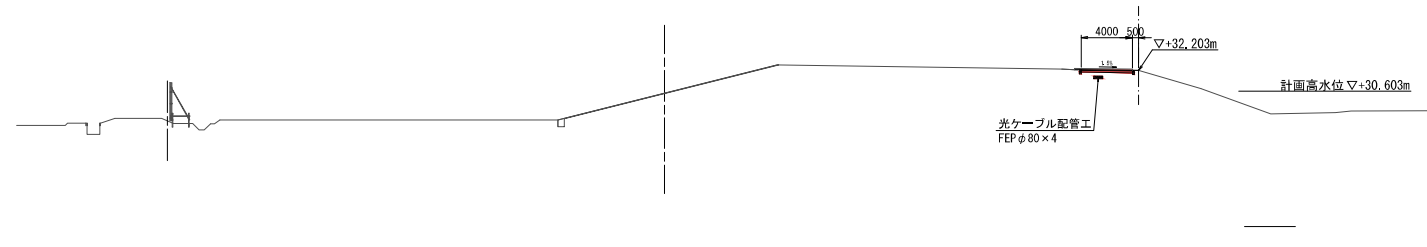
AP-20.00

NO. 9



AP-20.00

NO. 10



AP-20.00

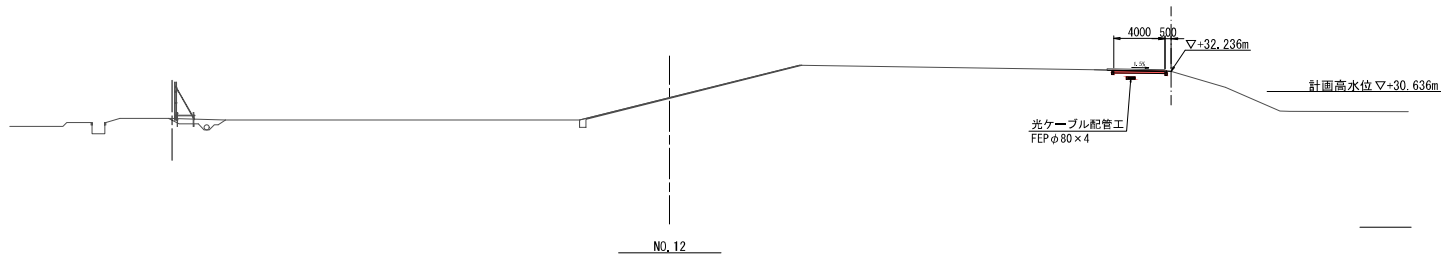
(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (38)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 52
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

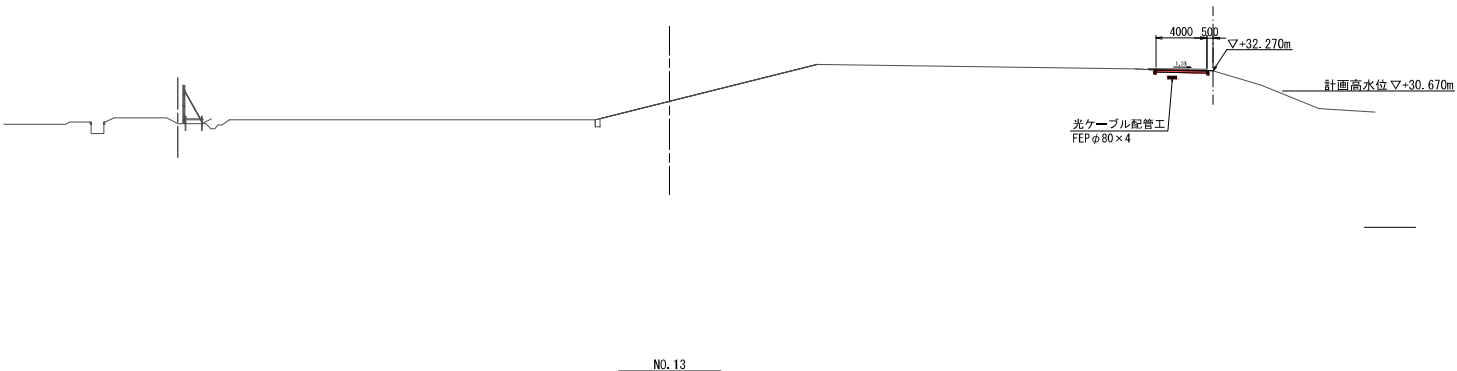
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (39) S=1:200
(左岸上流部)

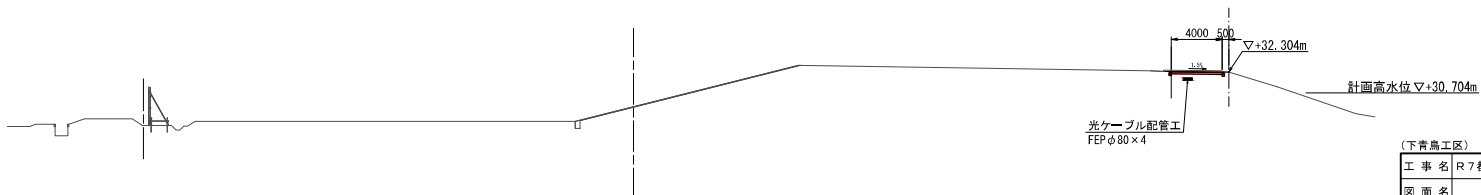
NO. 11



AP-20.00



AP-20.00



AP-20.00

(下青島工区)

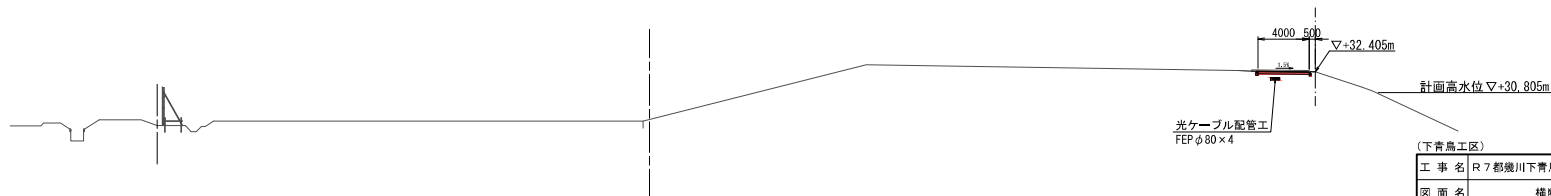
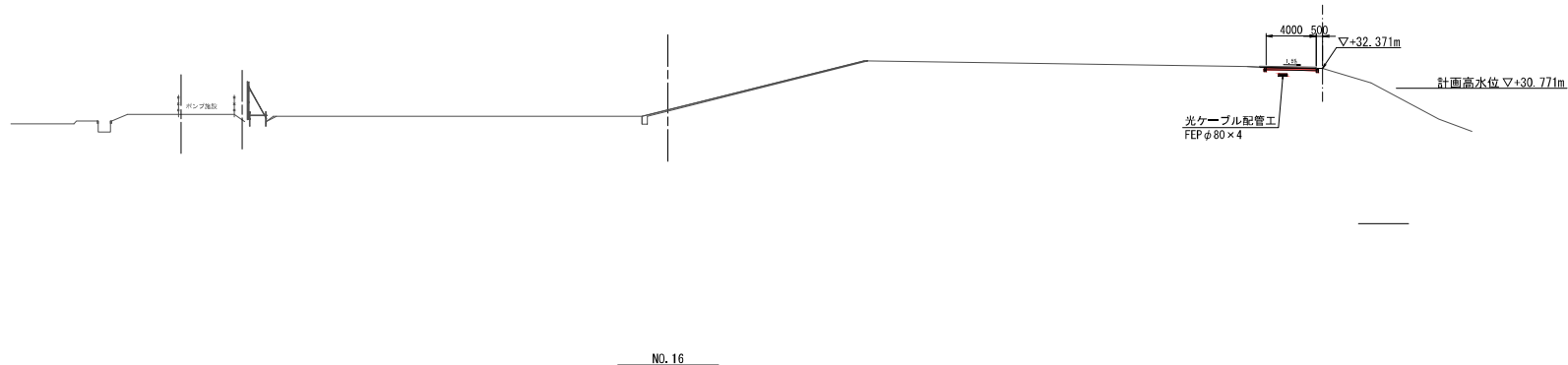
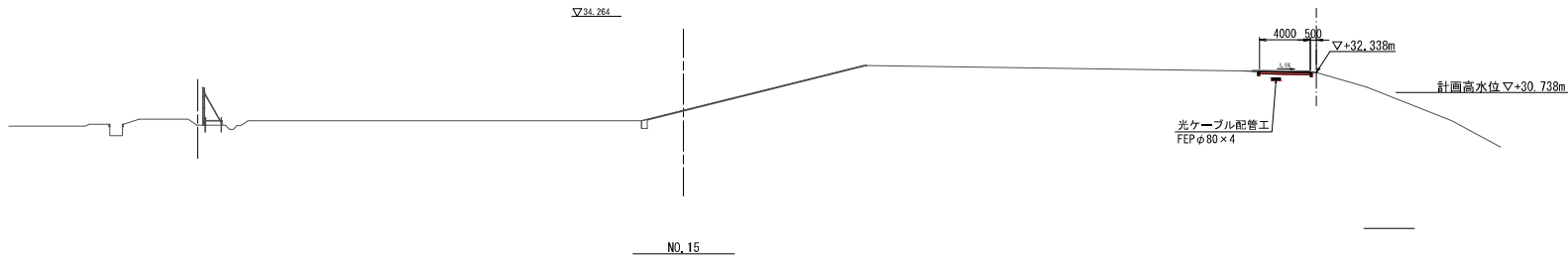
工事名	R7 郡幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (39)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 53
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (40) (左岸上流部)

S=1:200

NO. 14

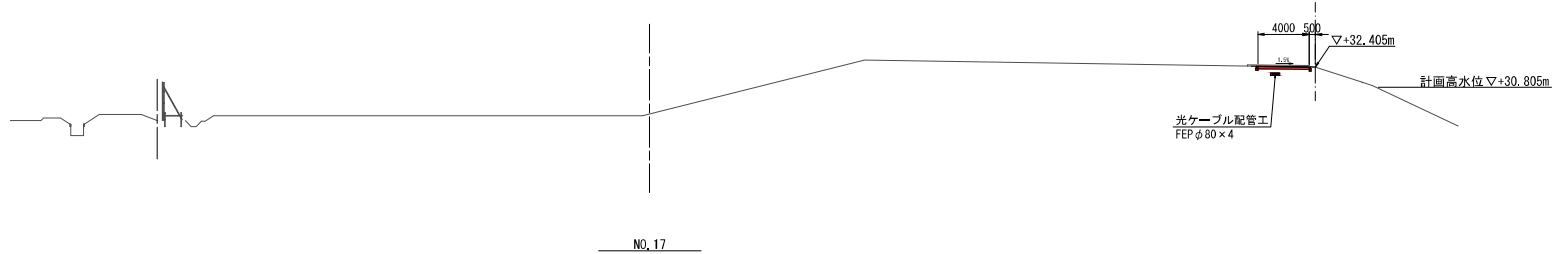


(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (40)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 54
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

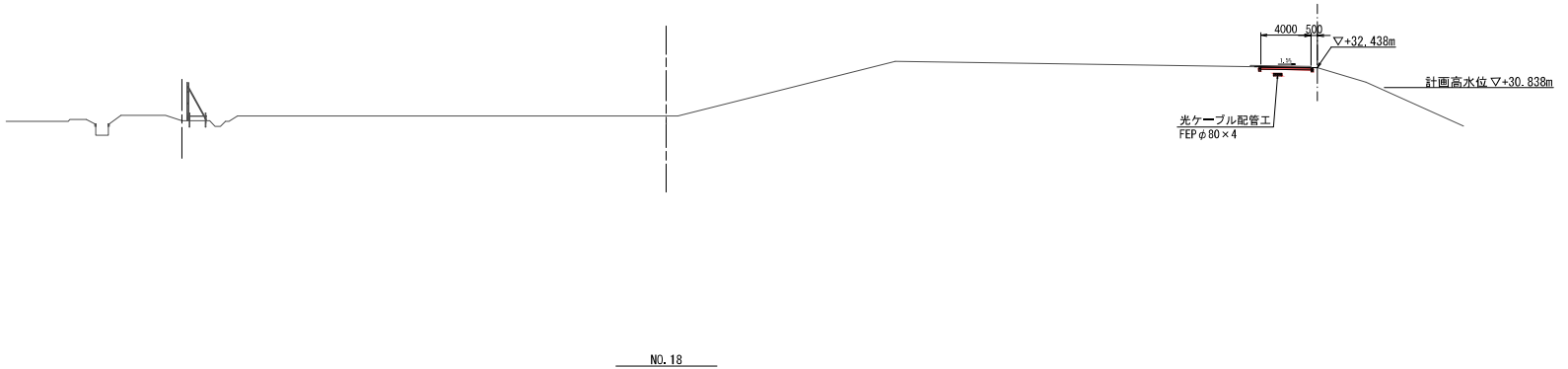
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (41) S=1:200
 (左岸上流部)
 NO.16+10



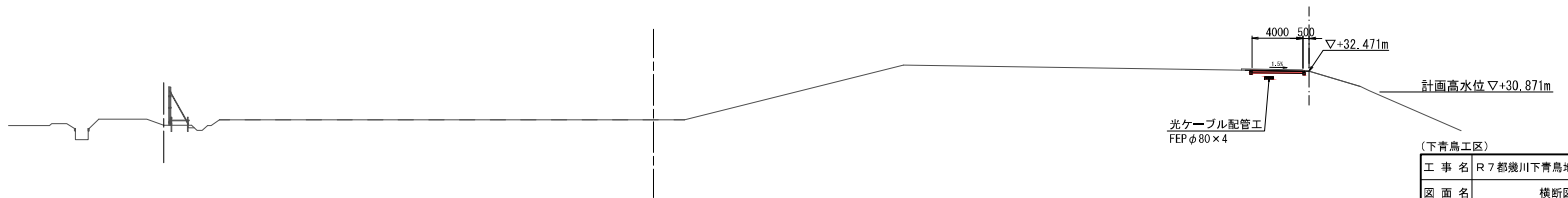
AP-20.00

NO.17



AP-20.00

NO.18



AP-20.00

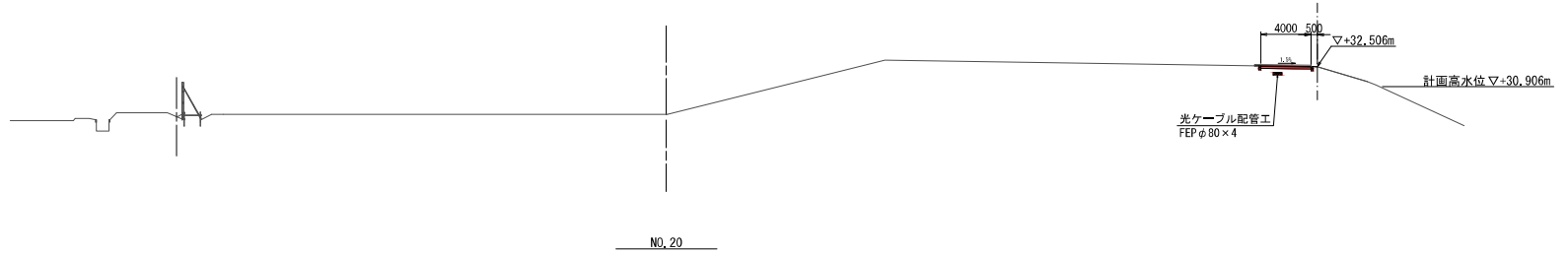
(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (41)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 55
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
 縮尺は表示と異なります

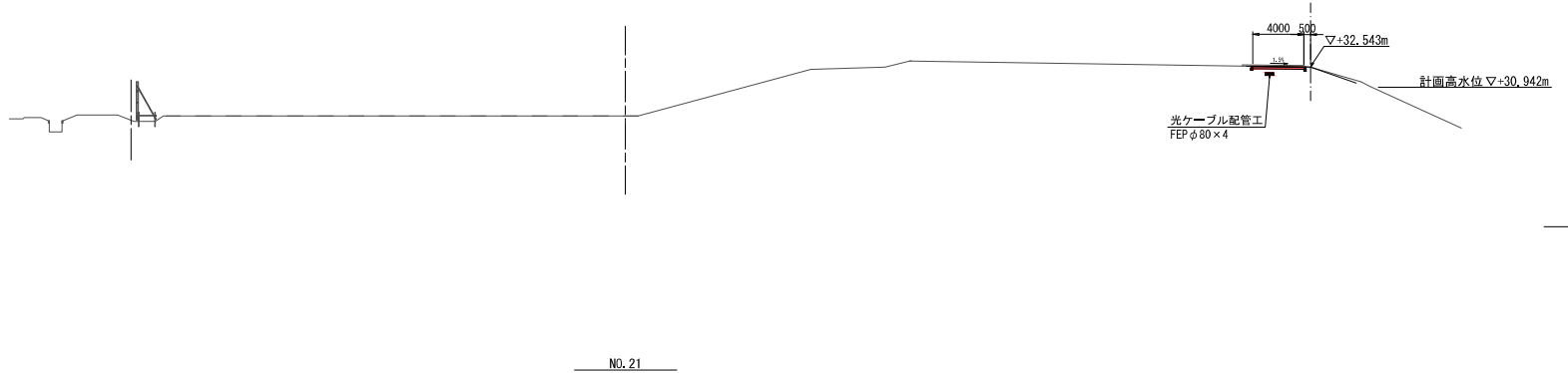
横断図 (42) S=1:200
(左岸上流部)

NO. 19



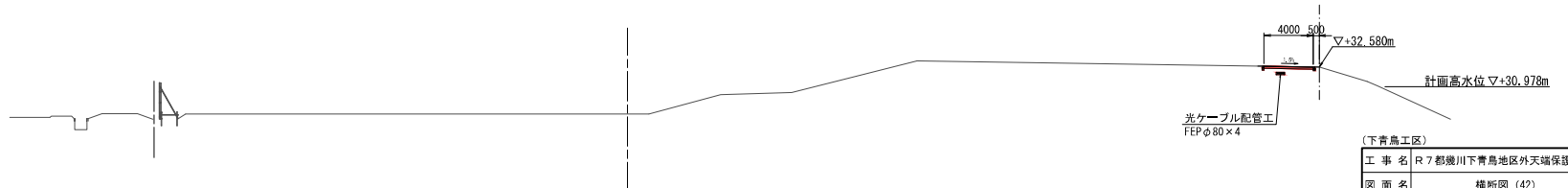
AP-20.00

NO. 20



AP-20.00

NO. 21



AP-20.00

NO. 22

(下青島工区)

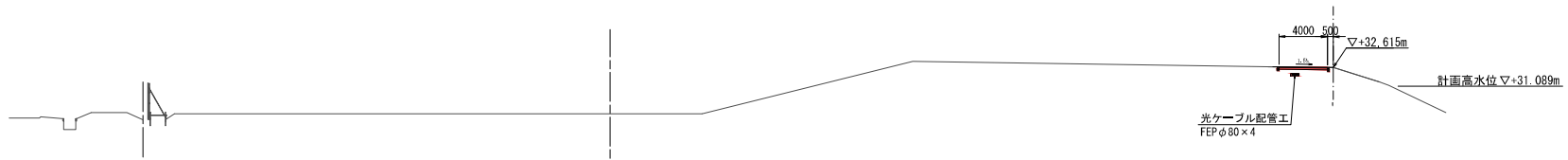
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (42)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 56
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (43)
(左岸上流部)

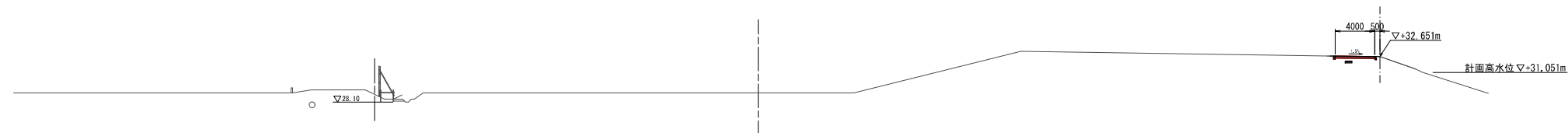
S=1:200

NO. 22



AP-23.00

NO. 23



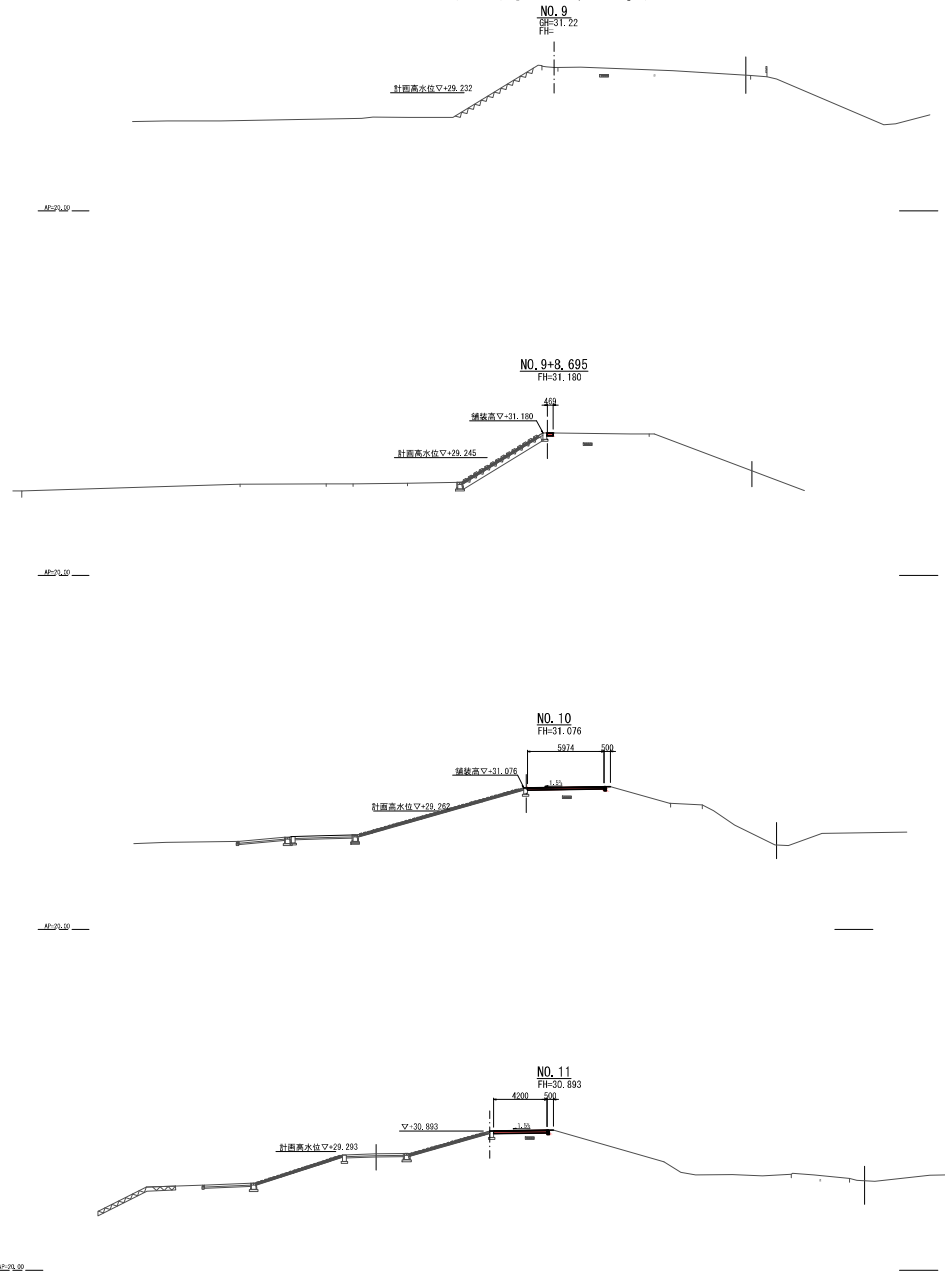
AP-20.00

(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (43)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 57
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (44) S=1:200 (右岸上流部)



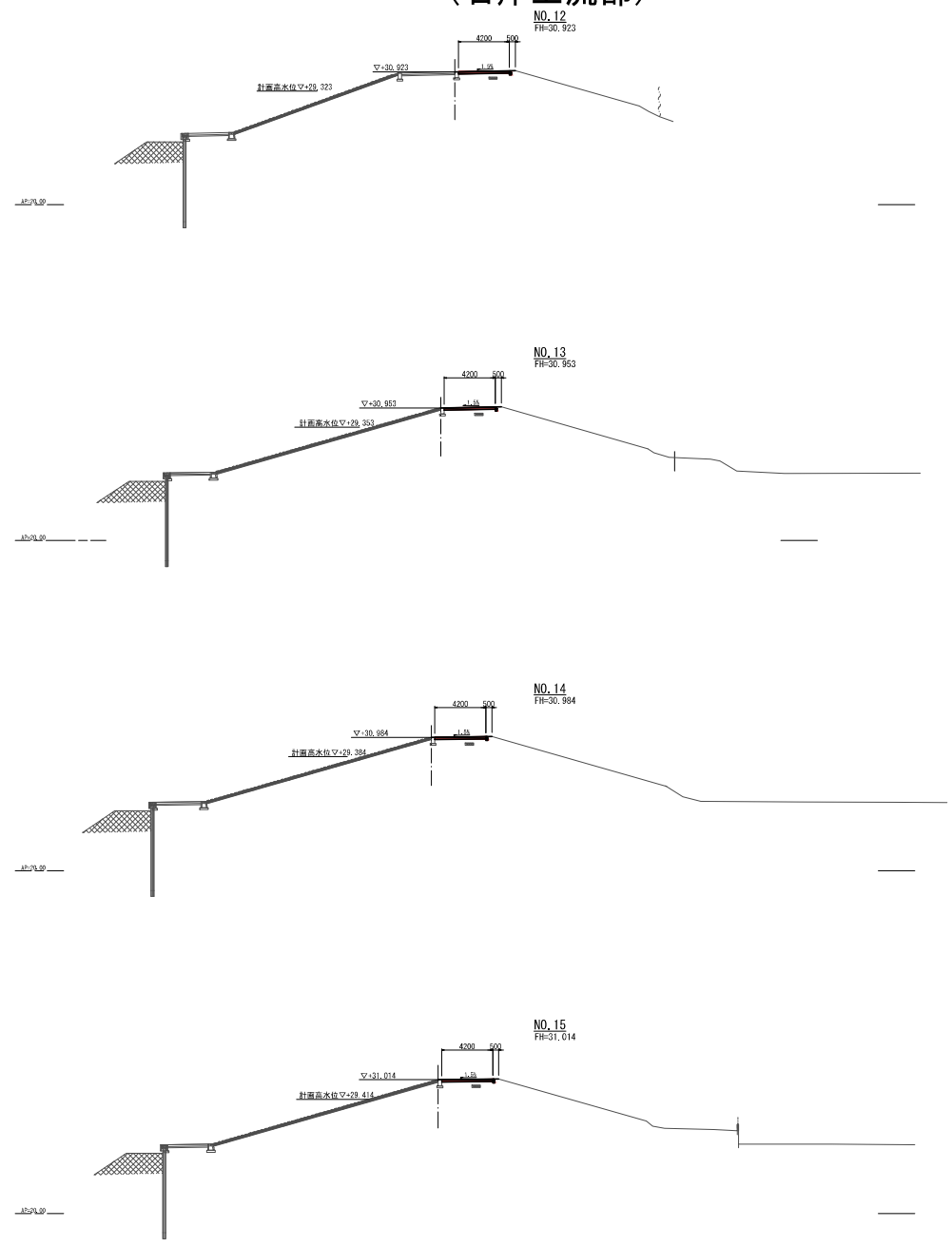
(下青島工区)

工事名	R7 郡幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (44)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 58
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (45) (右岸上流部)

S=1:200



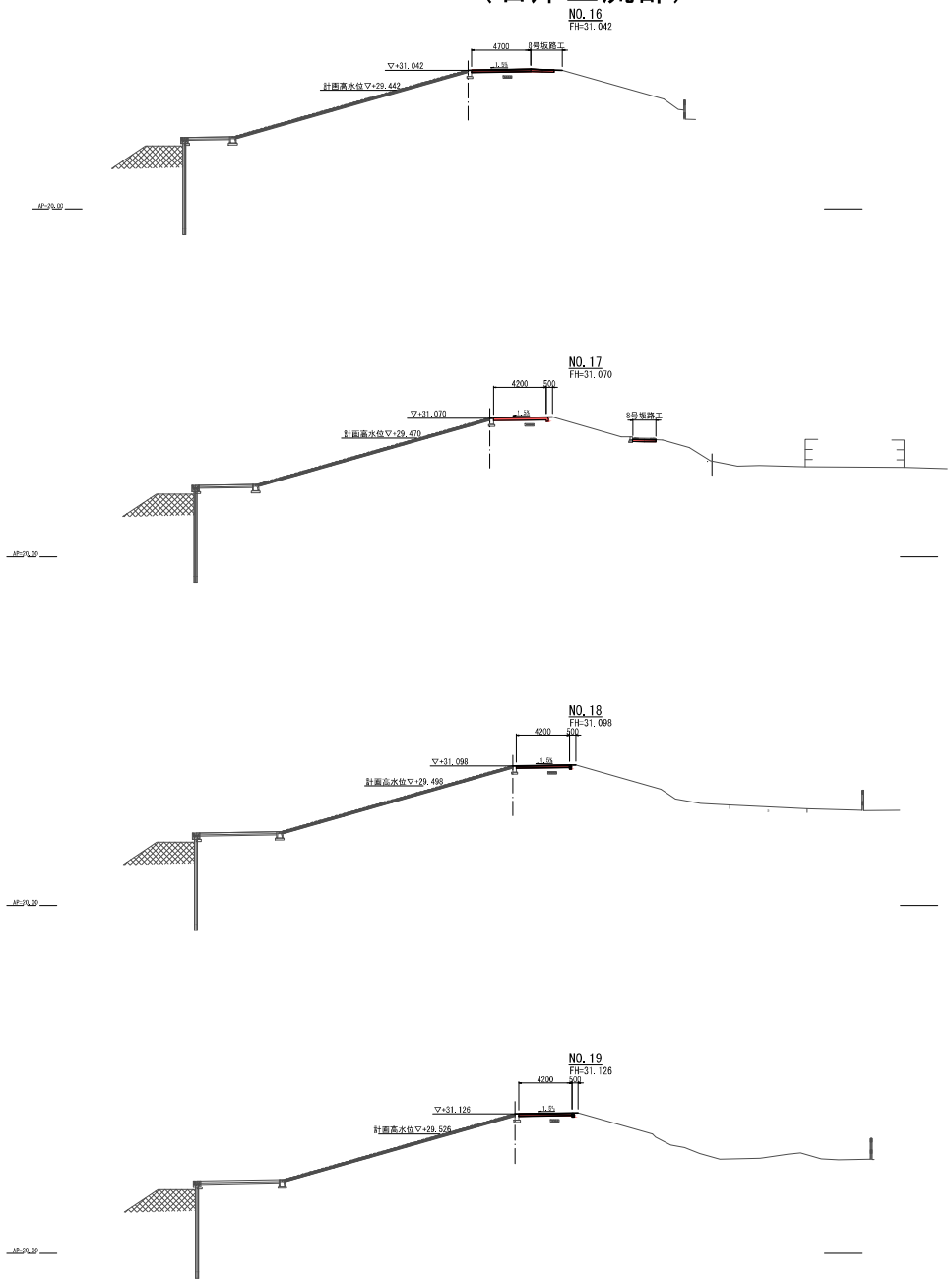
(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (45)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 59
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (46) (右岸上流部)

S=1:200



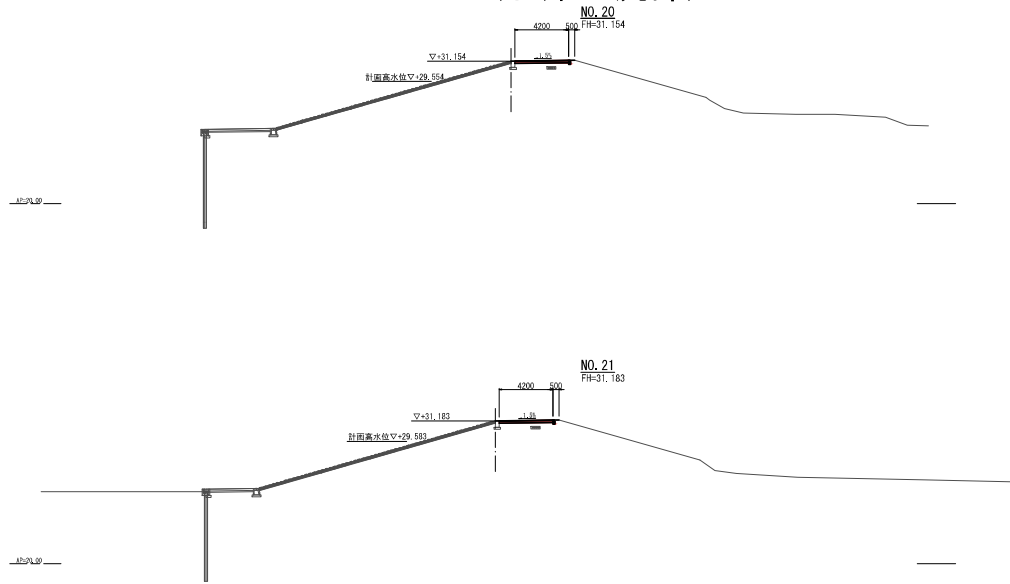
(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (46)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 60
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (47) (右岸上流部)

S=1:200



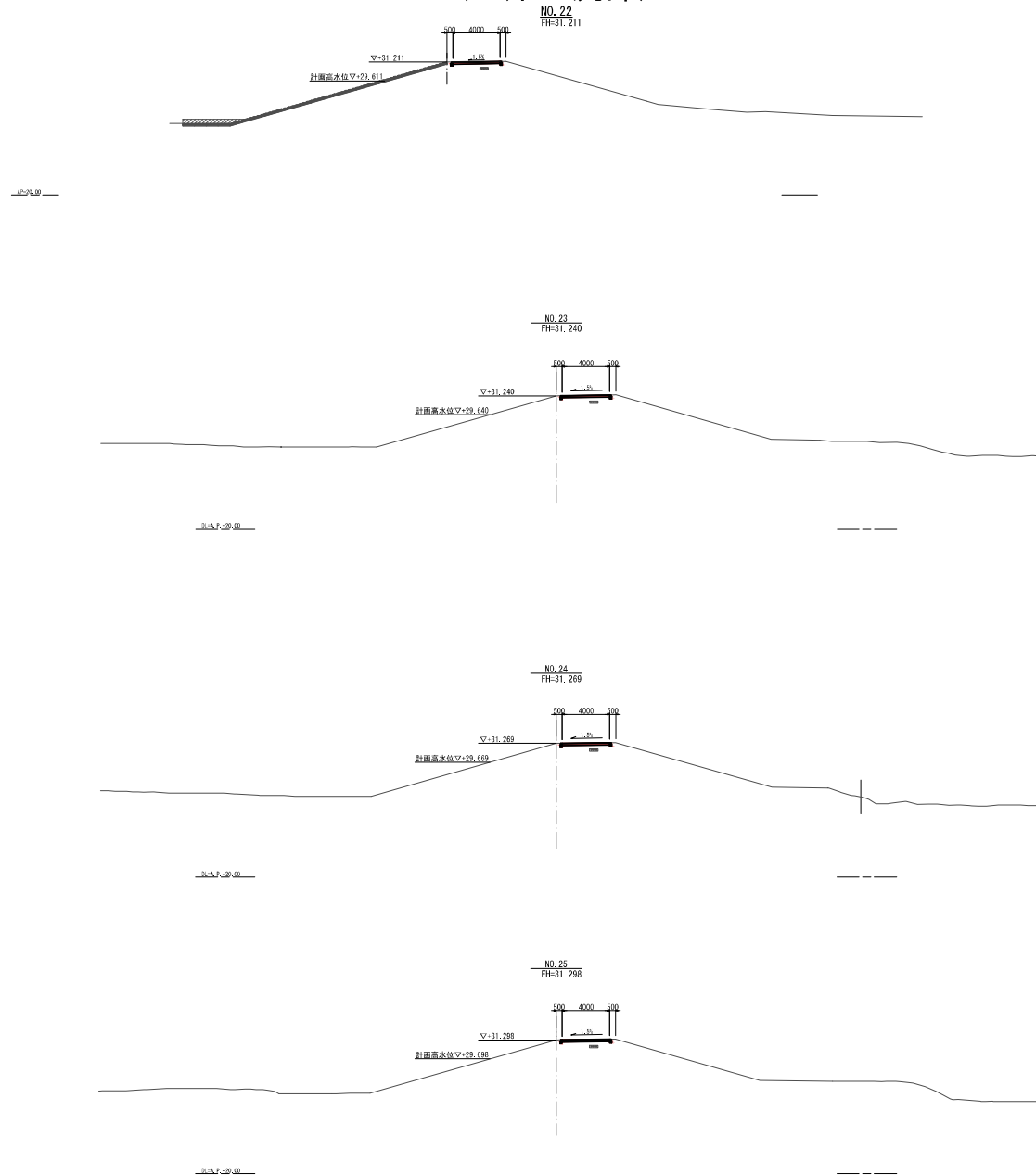
(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (47)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 61
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (48) (右岸上流部)

S=1:200



(下青島工区)

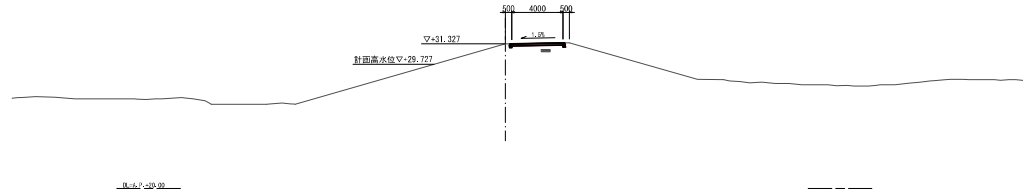
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (48)		
縮尺	1:200	図面番号	122 の 62
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	日本工営株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

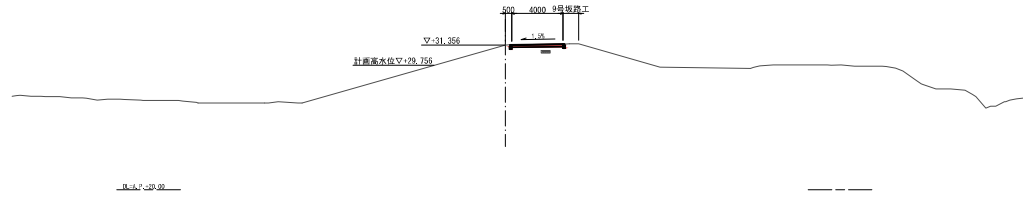
横断図 (49) (右岸上流部)

S=1:200

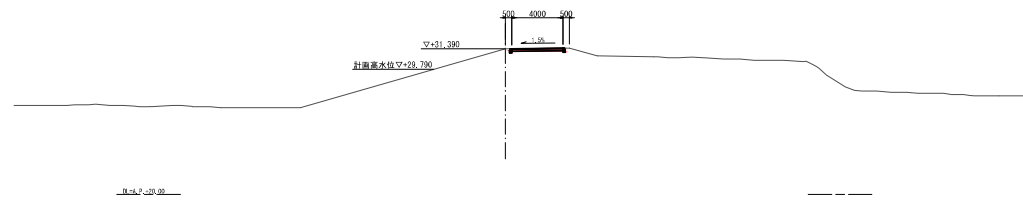
NO. 26
FH=31.327



NO. 27
FH=31.356



NO. 28
FH=31.390

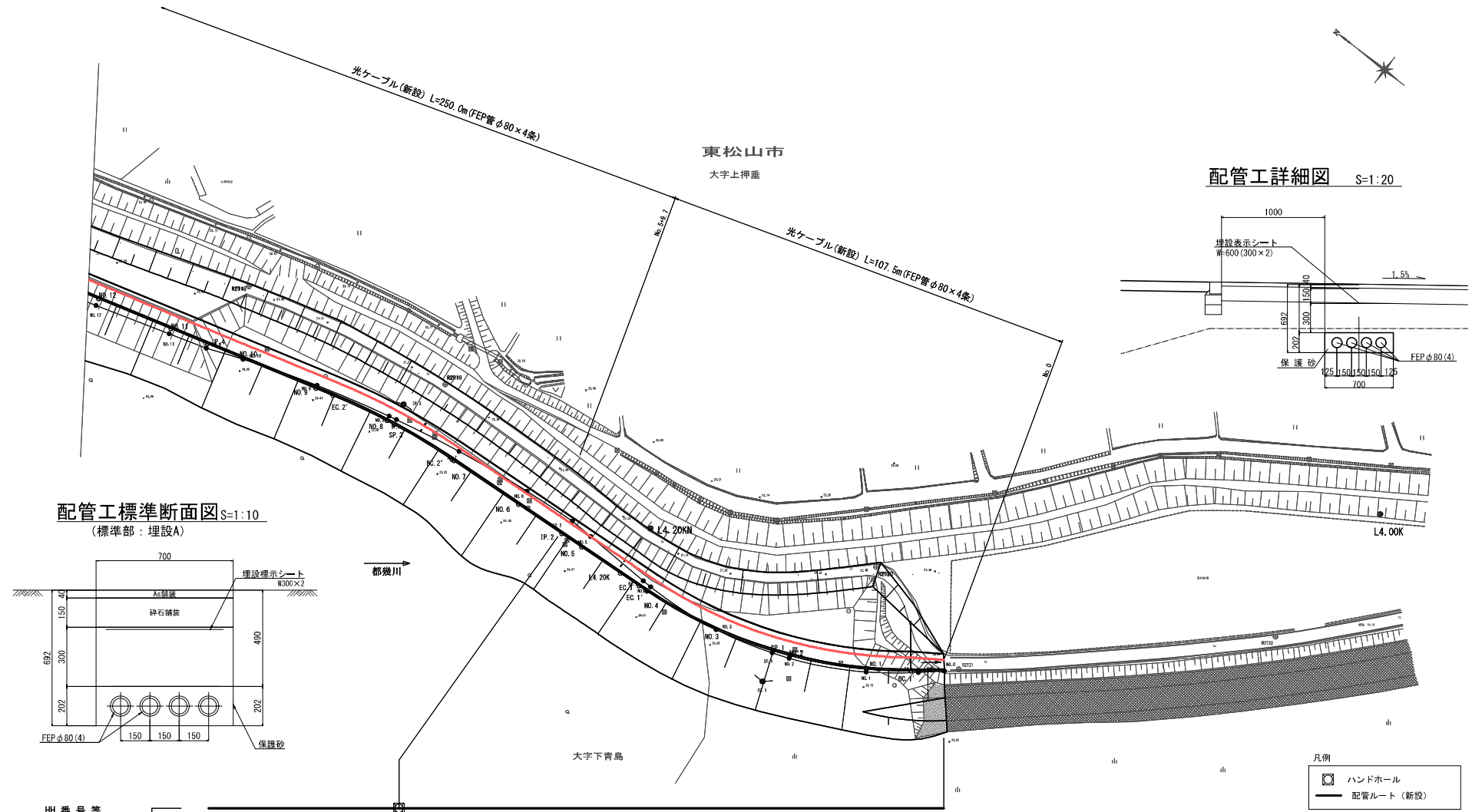


(下青島工区)

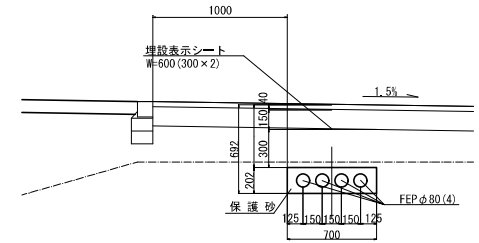
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事	
図面名	横断図 (49)	
縮尺	1:200	図面番号 122 の 63
年月日	令和 8 年 1 月	
設計会社名	日本工営株式会社	
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所	

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

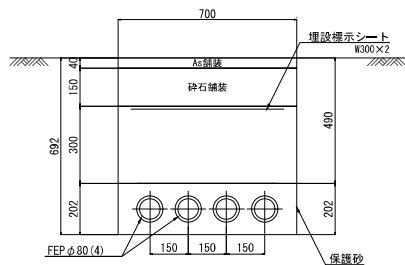
光ケーブル埋設詳細図(1) S=1:500 (左岸下流部)



配管工詳細図 S=1:20



配管工標準断面図 S=1:10
(標準部: 埋設A)



HH 番号等
HH タイプ

Na.5+9.7
HH-No.1 (新設)
1200×600×H600
T-8

区間長 (m)

250.0m

107.5m

土工事種別

埋設工 A L=248.6m

埋設工 A L=106.8m

配管種別

FEP80×4

FEP80×4

- 凡例
- ハンドホール
 - 配管ルート (新設)

(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	光ケーブル埋設詳細図(1)		
縮尺	図示	図面番号	122 の 64
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

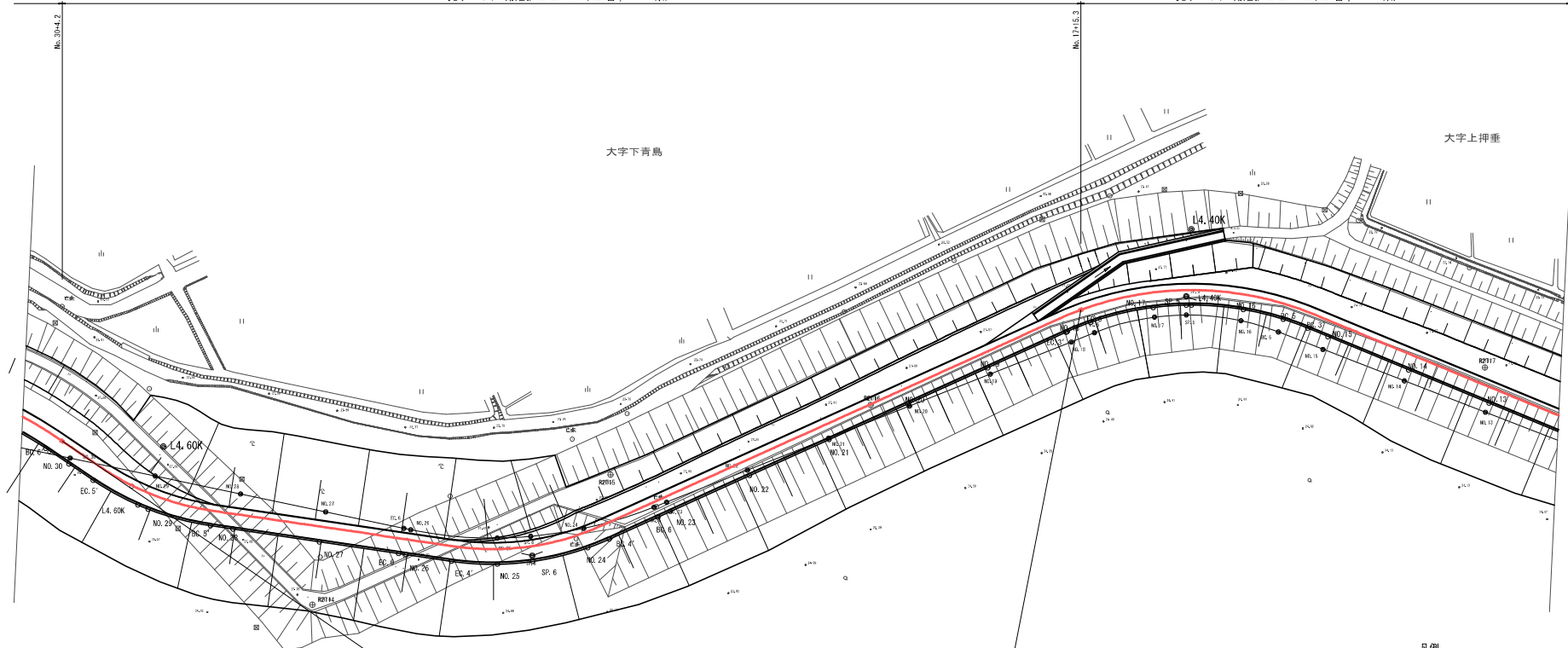
光ケーブル埋設詳細図 (2) S=1:500 (左岸下流部)



東松山市


光ケーブル(新設) L=250.0m(FEP管φ80×4条)

光ケーブル(新設) L=250.0m(FEP管φ80×4条)



都幾川

凡例

-  ハンドホール
-  配管ルート(新設)

HH 番号等
HH タイプ

	No. 30+4.2 HH-No.3 (新設) 1200×600×H600 T-8	No. 17+15.3 HH-No.2 (新設) 1200×600×H600 T-8	
区間長 (m)	188.4m	250.0m	250.0m
土工事種別	埋設工 A L=187.0m	埋設工 A L=248.6m	埋設工 A L=248.6m
配管種別	FEP80×4	FEP80×4	FEP80×4

(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	光ケーブル埋設詳細図(2)		
縮尺	1:500	図面番号	122 の 65
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

光ケーブル埋設詳細図 (3) S=1:500 (左岸下流部)

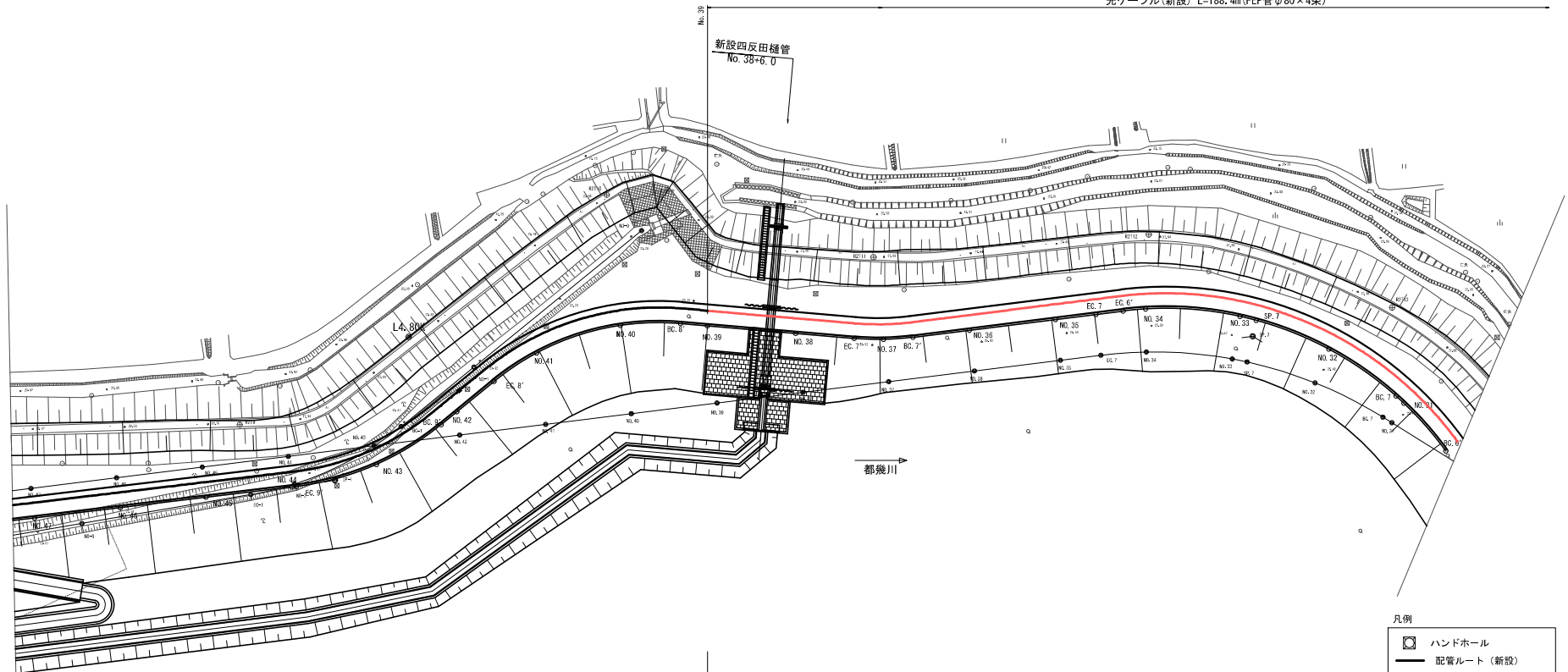


東松山市

大字下青島

光ケーブル(新設) L=188.4m (FEP管 φ80×4条)

新設四反田樋管
No. 38+6.0



HH 番号等
HH タイプ

No.39

区間長 (m)

188.4m

土工事種別

埋設工 A L=187.0m

配管種別

FEP80×4

凡例

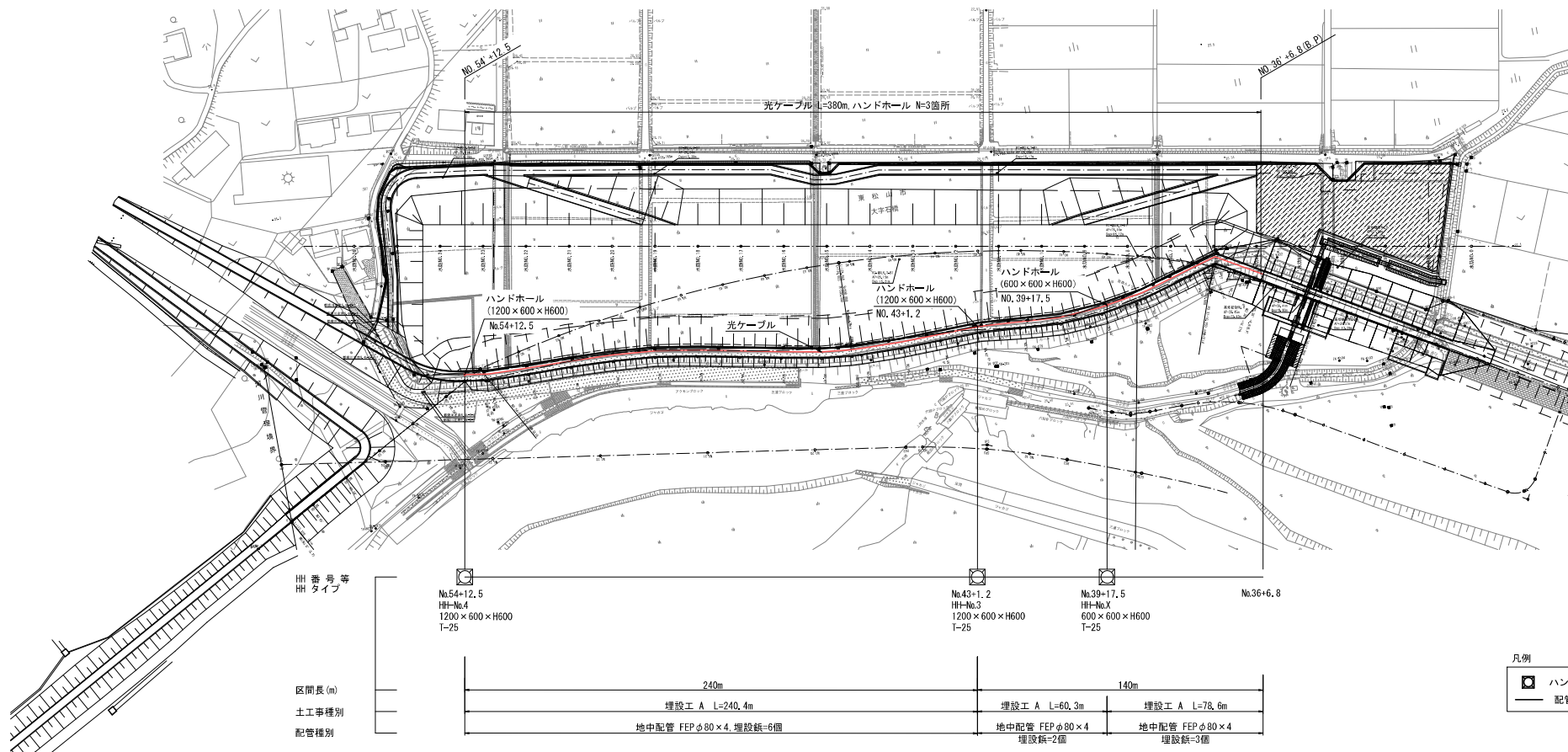
- ハンドホール
- 配管ルート (新設)

(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	光ケーブル埋設詳細図(3)		
縮尺	1:500	図面番号	122 の 66
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

光ケーブル埋設詳細図 (4) S=1:1000 (左岸上流部)



配管工詳細図

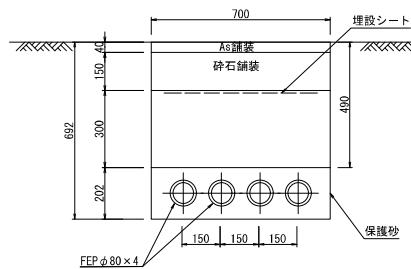
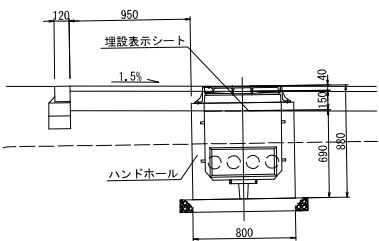
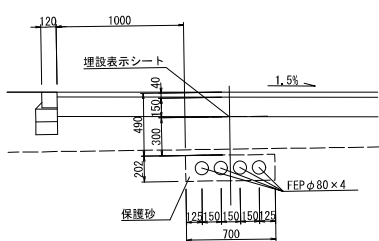
S=1:20

配管標準断面図

S=1:10

埋設表示シート

Non-scale

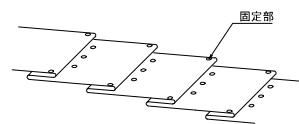


注意 この下に重要通信ケーブルあり

連絡先 国土交通省 荒川上流河川事務所 *****

注：上図は、折込前の状態である。

折込構造図



備考

1. 折込倍率は、2倍とする
2. 色は、地色を赤とし、文字色を黒とする。

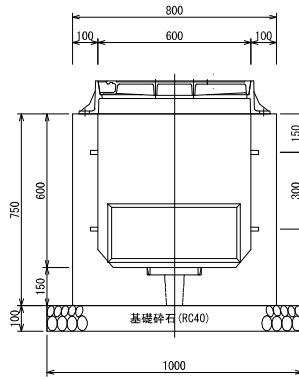
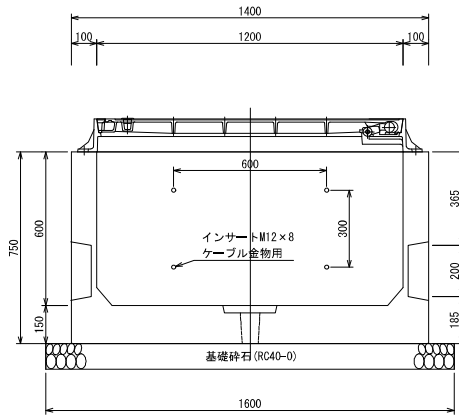
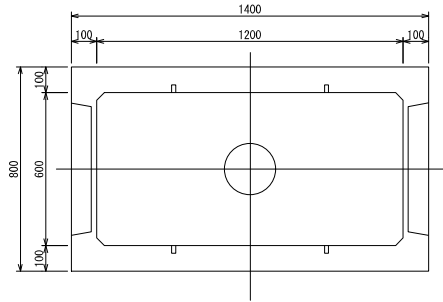
(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	光ケーブル埋設詳細図 (4)		
縮尺	図示	図面番号	122 の 67
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

ハンドホール詳細図 (1) (左岸下流部)

ハンドホール1200×600×H600 S=1:10



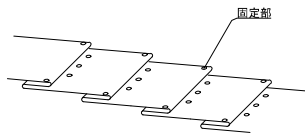
埋設表示シート S=1:10



注意 この下に重要通信ケーブルあり
連絡先 国土交通省 荒川上流河川事務所 ****-****-****

注：上図は、折込前の状態である。

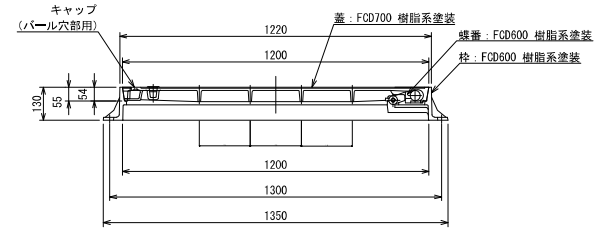
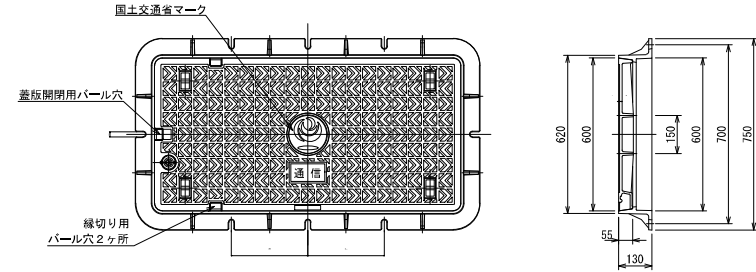
折込構造図



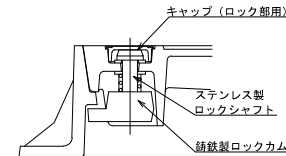
備考

1. 折込倍率は、2倍とする
2. 色は、地色を赤とし、文字色を黒とする。

ハンドホール鉄蓋 S=1:10
(ロック式)



施錠部詳細図 S=1:3



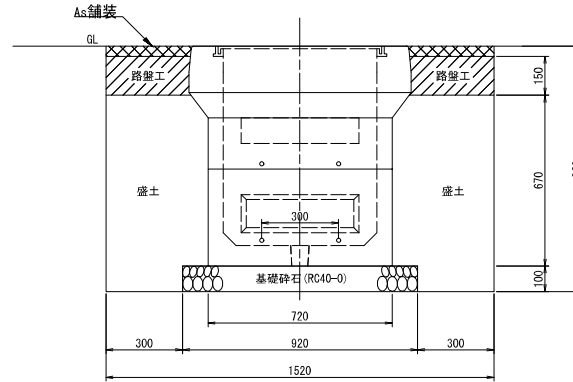
(下青島工区)

工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	ハンドホール詳細図 (1)		
縮尺	図示	図面番号	122 の 68
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

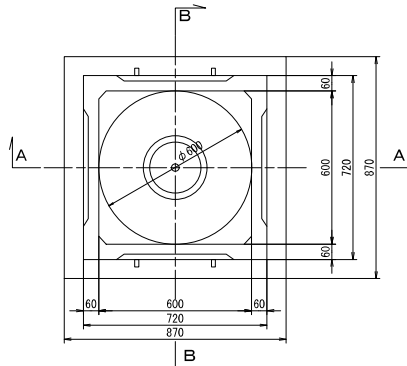
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

ハンドホール詳細図(2) (左岸上流部)

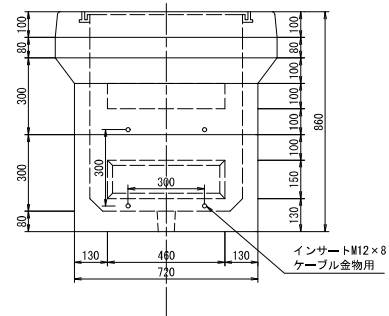
ハンドホール設置図
600×600×H600 S=1:10



ハンドホール600×600×H600 S=1:10

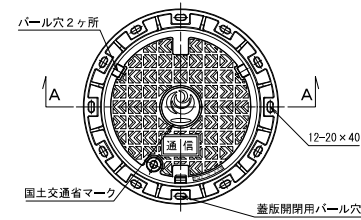


A-A断面

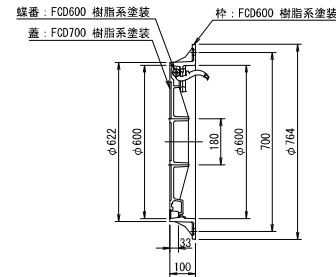


インサートM12×8
ケーブル金物用

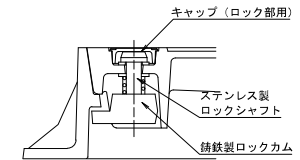
ハンドホール鉄蓋 S=1:10
(ロック式)



A-A断面



施錠部詳細図 S=1:3



(下青島工区)

工事名	R7郡幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	ハンドホール詳細図(2)		
縮尺	図示	図面番号	122の69
年月日	令和8年1月		
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

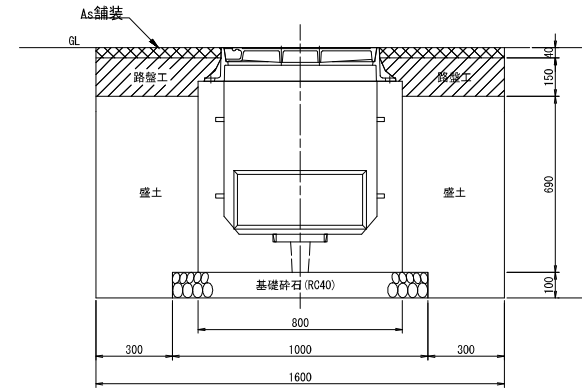
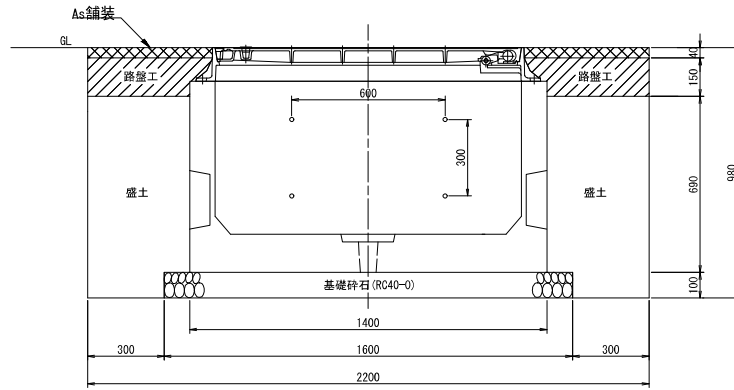
ハンドホール詳細図(3)

(左岸上流部)

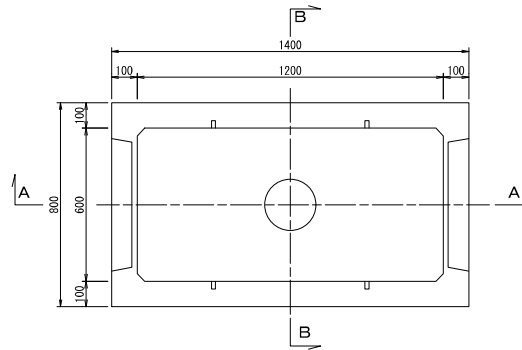
ハンドホール設置図

1200×600×H600

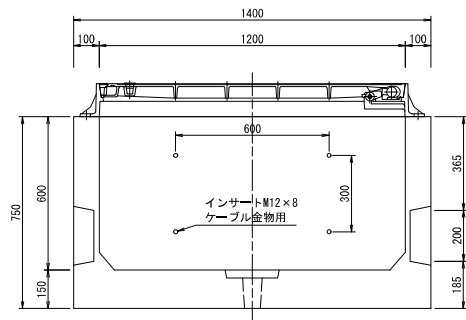
S=1:10



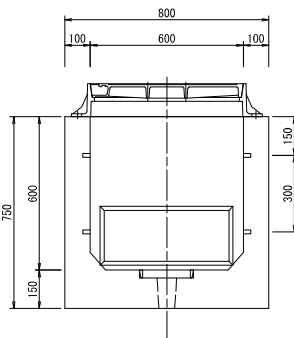
ハンドホール1200×600×H600 S=1:10



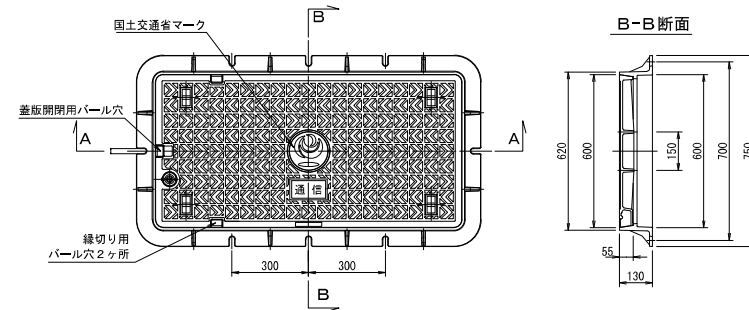
A-A断面



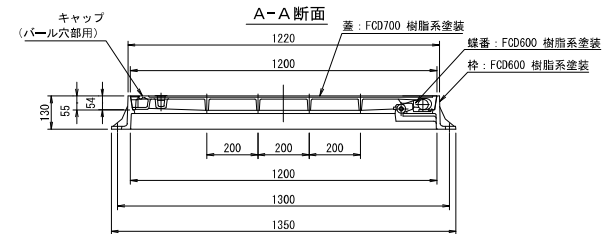
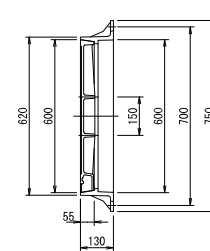
B-B断面



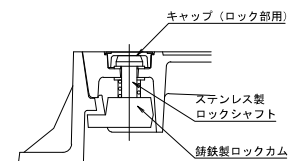
ハンドホール鉄蓋 S=1:10
(ロック式)



B-B断面



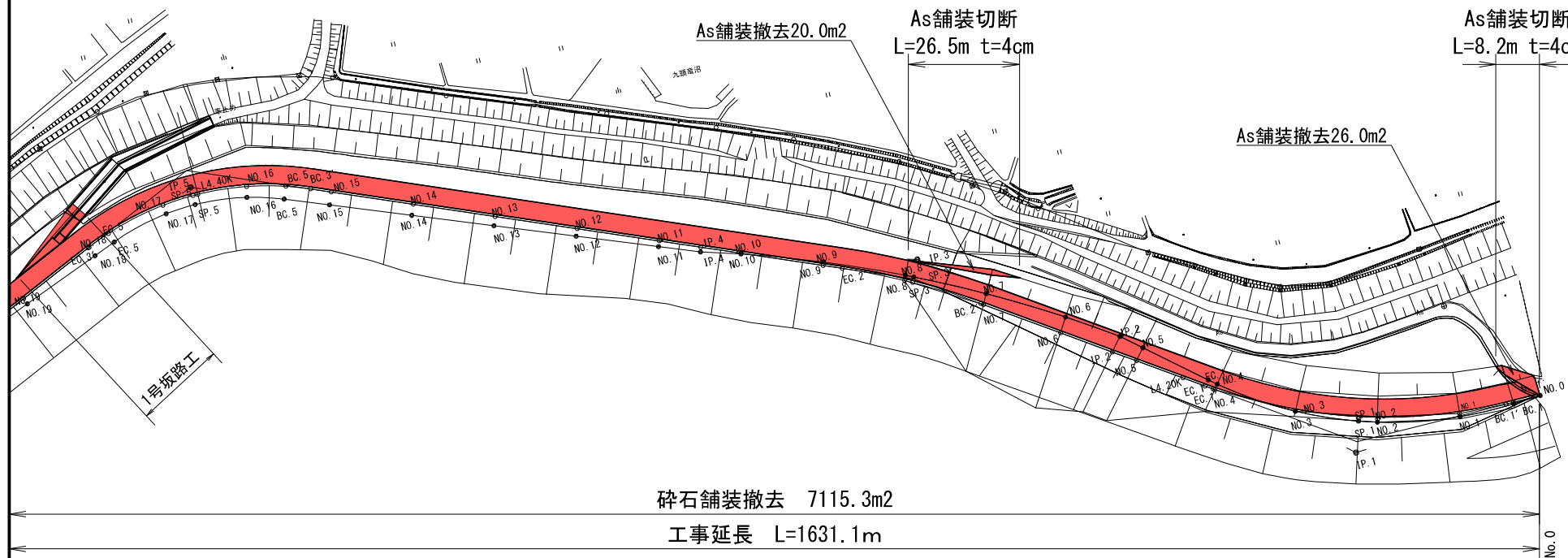
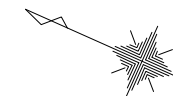
施錠部詳細図 S=1:3



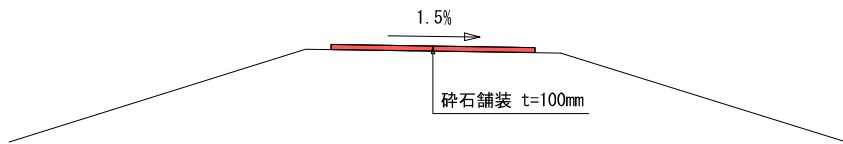
(下青島工区)	
工事名	R7郡幾川下青島地区外天端保護等工事
図面名	ハンドホール詳細図(3)
縮尺	図示 図面番号 122の70
年月日	令和8年1月
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

構造物撤去工図 (1) S=1:500
(左岸下流部)



撤去舗装構成 S=1:50



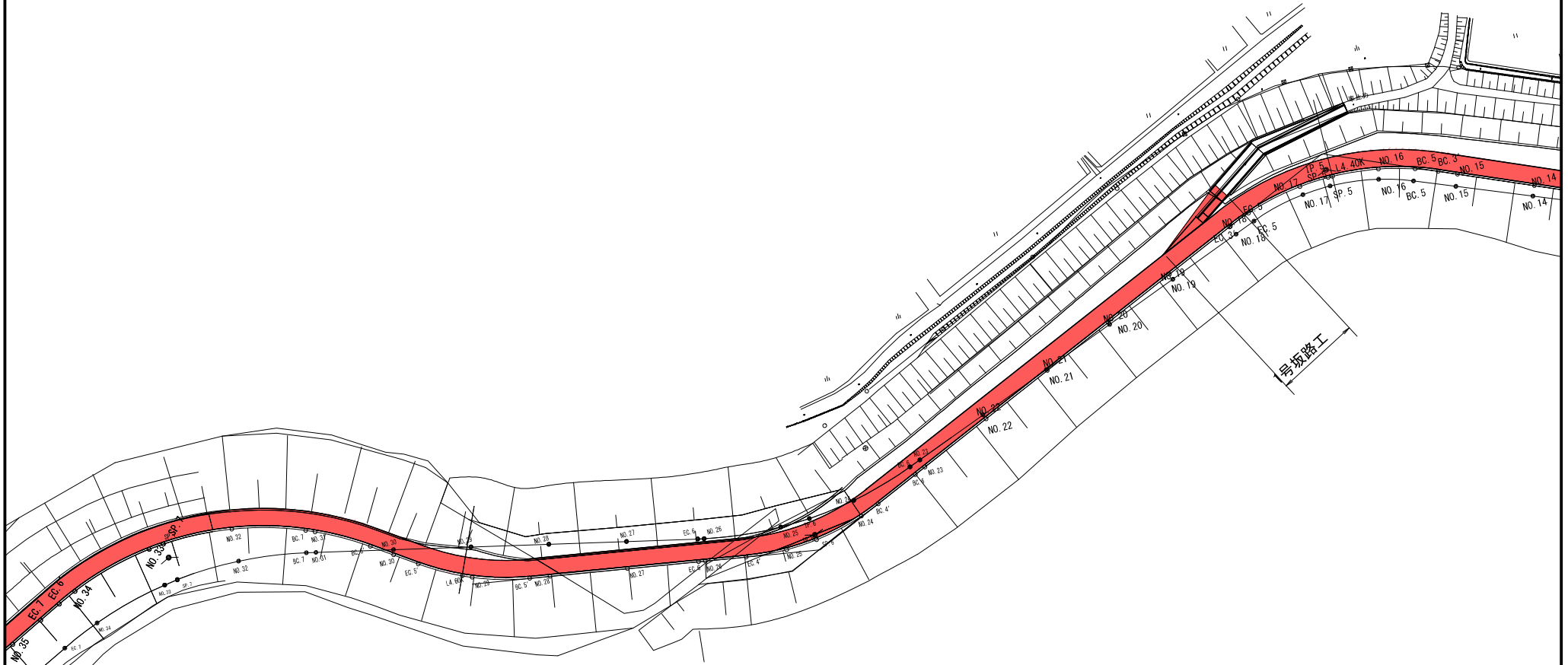
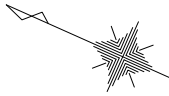
(下青島工区)

工事名	R7郡幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	構造物撤去工図 (1)		
縮尺	図示	図面番号	122 の 71
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名			
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

構造物撤去工図 (2)
(左岸下流部)

S=1:500



碎石舗装撤去 7115.3m²

工事延長 L=1631.1m

(下青島工区)

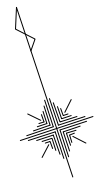
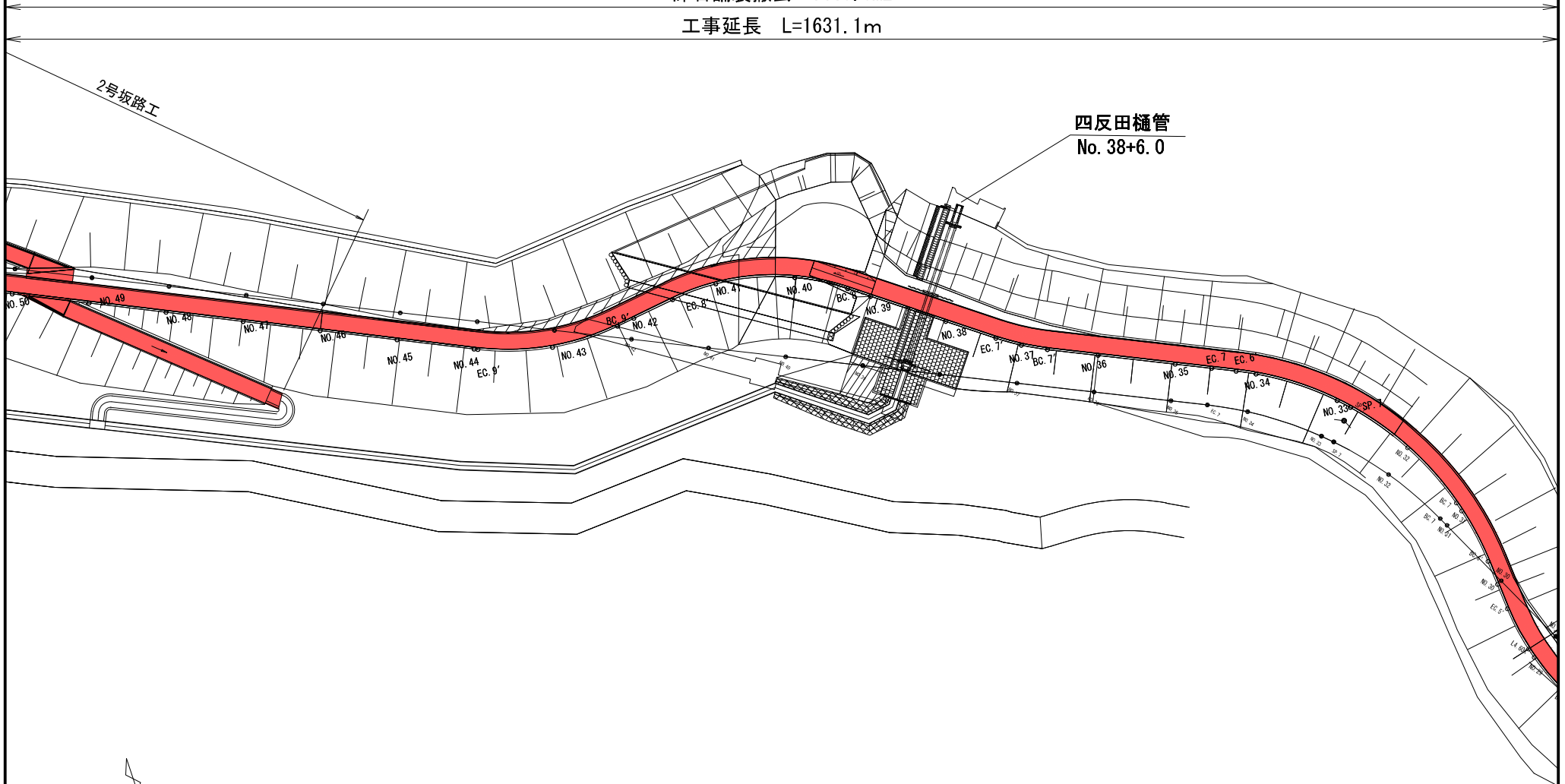
工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	構造物撤去工図 (2)		
縮尺	1:500	図面番号	122 の 72
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名			
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

構造物撤去工図 (3) S=1:500
(左岸下流部)

碎石舗装撤去 7115.3m²

工事延長 L=1631.1m



(下青島工区)

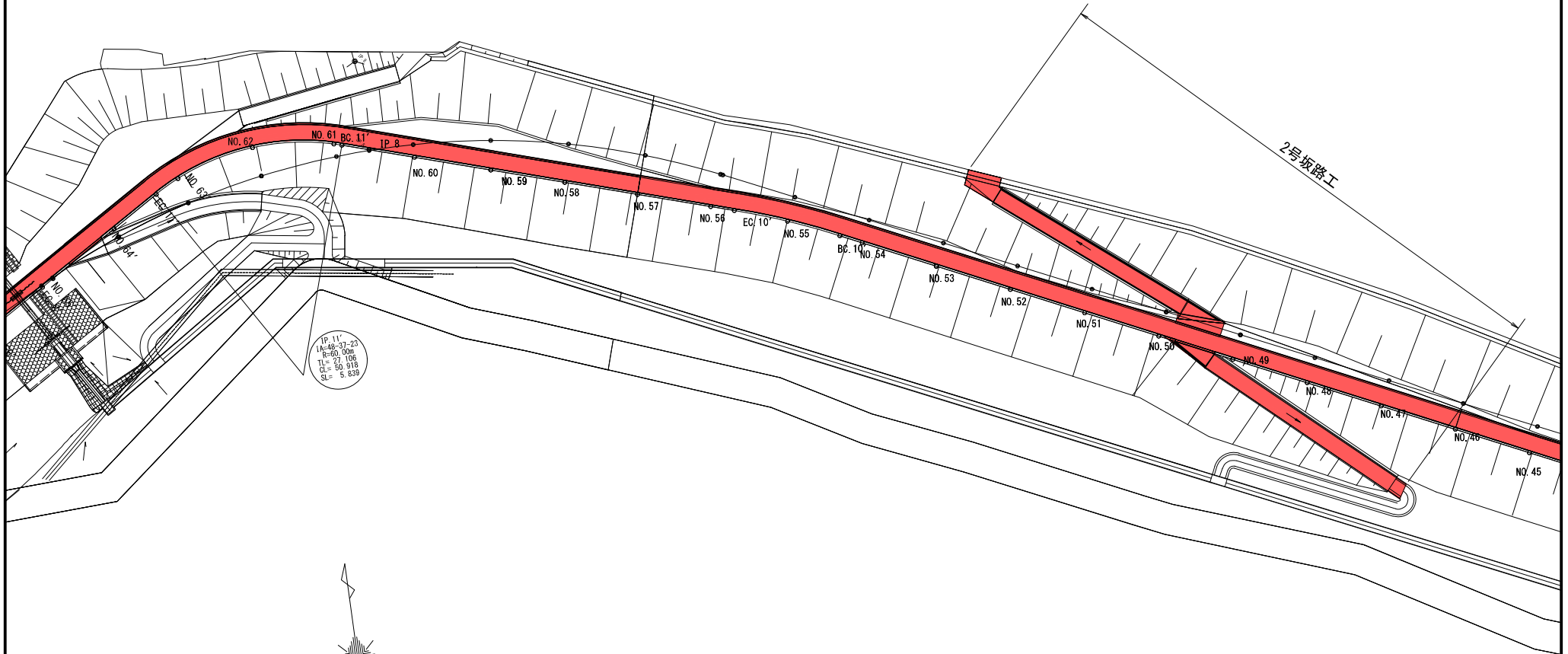
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	構造物撤去工図 (3)		
縮尺	1:500	図面番号	122 の 73
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名			
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

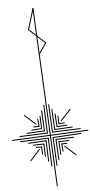
構造物撤去工図 (4) S=1:500
(左岸下流部)

碎石舗装撤去 7115.3m²

工事延長 L=1631.1m



IP: 11'
A=48-37-23
R=60.00m
L= 27.106
Cl= 50.918
Sl= 9.839



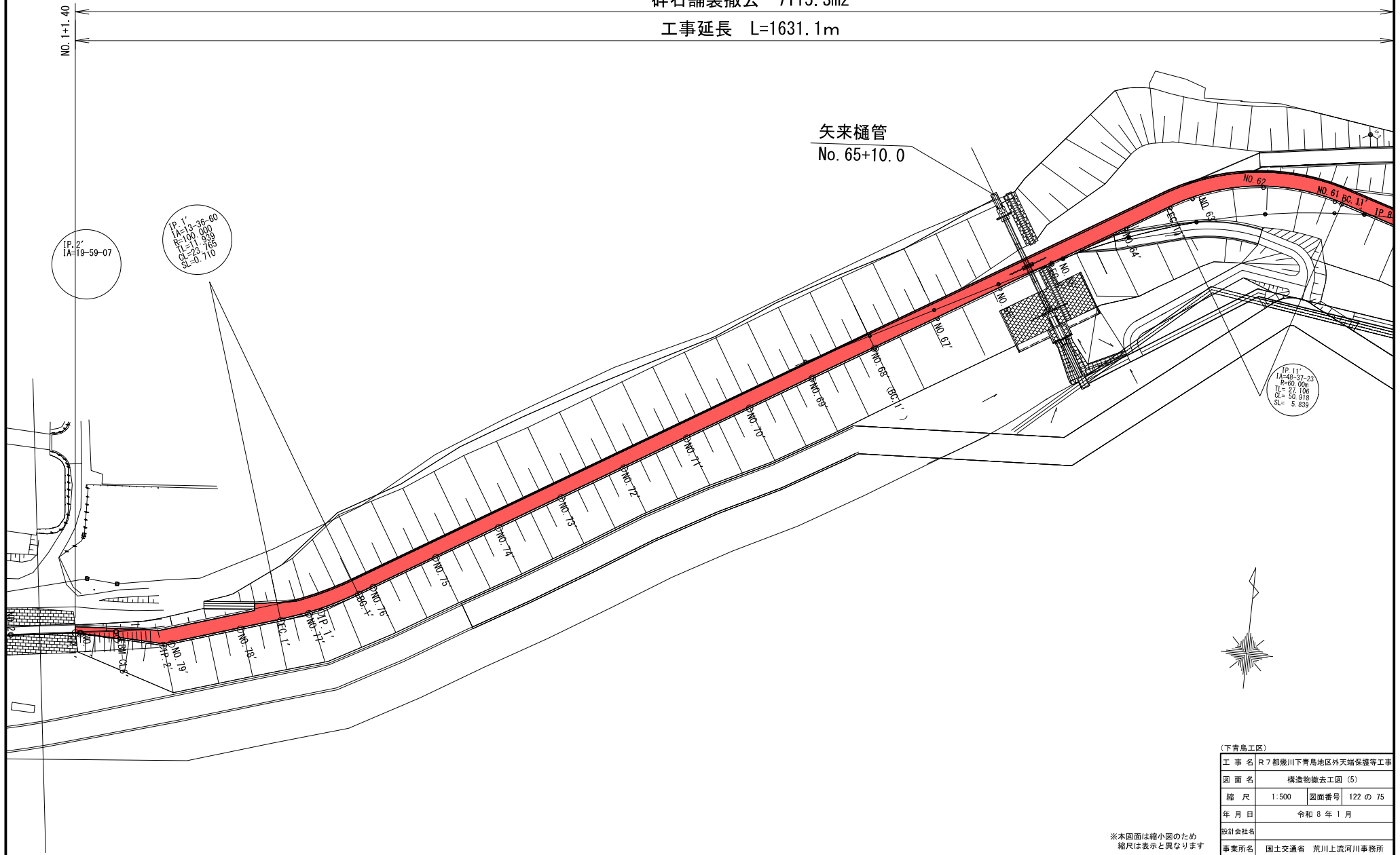
(下青島工区)	
工事名	R7郡幾川下青島地区外天端保護等工事
図面名	構造物撤去工図 (4)
縮尺	1:500
図面番号	122 の 74
年月日	令和 8 年 1 月
設計会社名	
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

構造物撤去工図 (5) S=1:500
(左岸下流部)

碎石舗装撤去 7115.3m²

工事延長 L=1631.1m



(下青島工区)

工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	構造物撤去工図 (5)		
縮尺	1:500	図面番号	122 の 75
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	国土交通省 荒川上流河川事務所		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

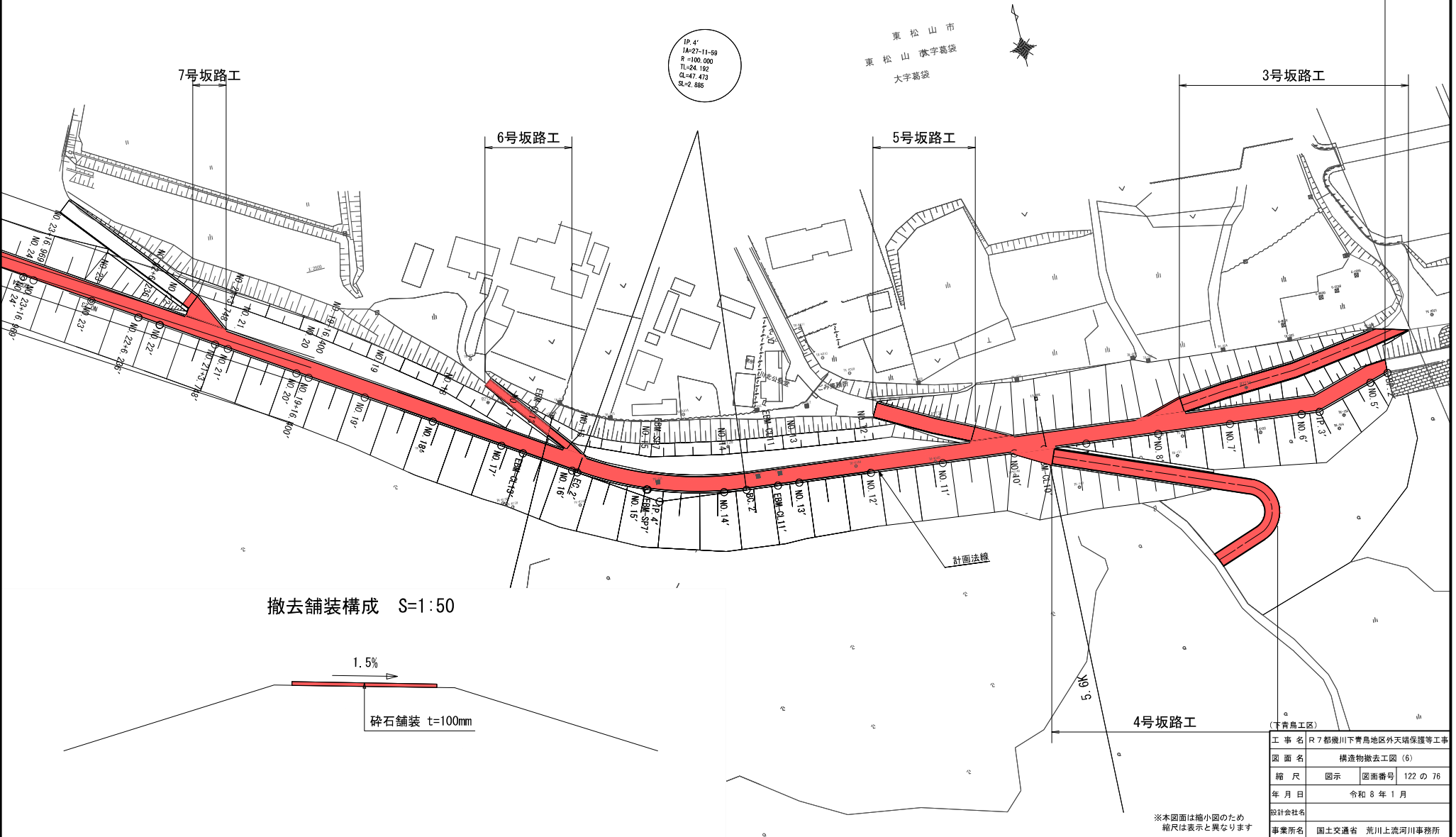
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

構造物撤去工図 (6) S=1:500
(左岸上流部)

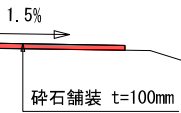
碎石舗装撤去 4050.5m²

工事延長 L=1014.5m

No. 4+15.02



撤去舗装構成 S=1:50



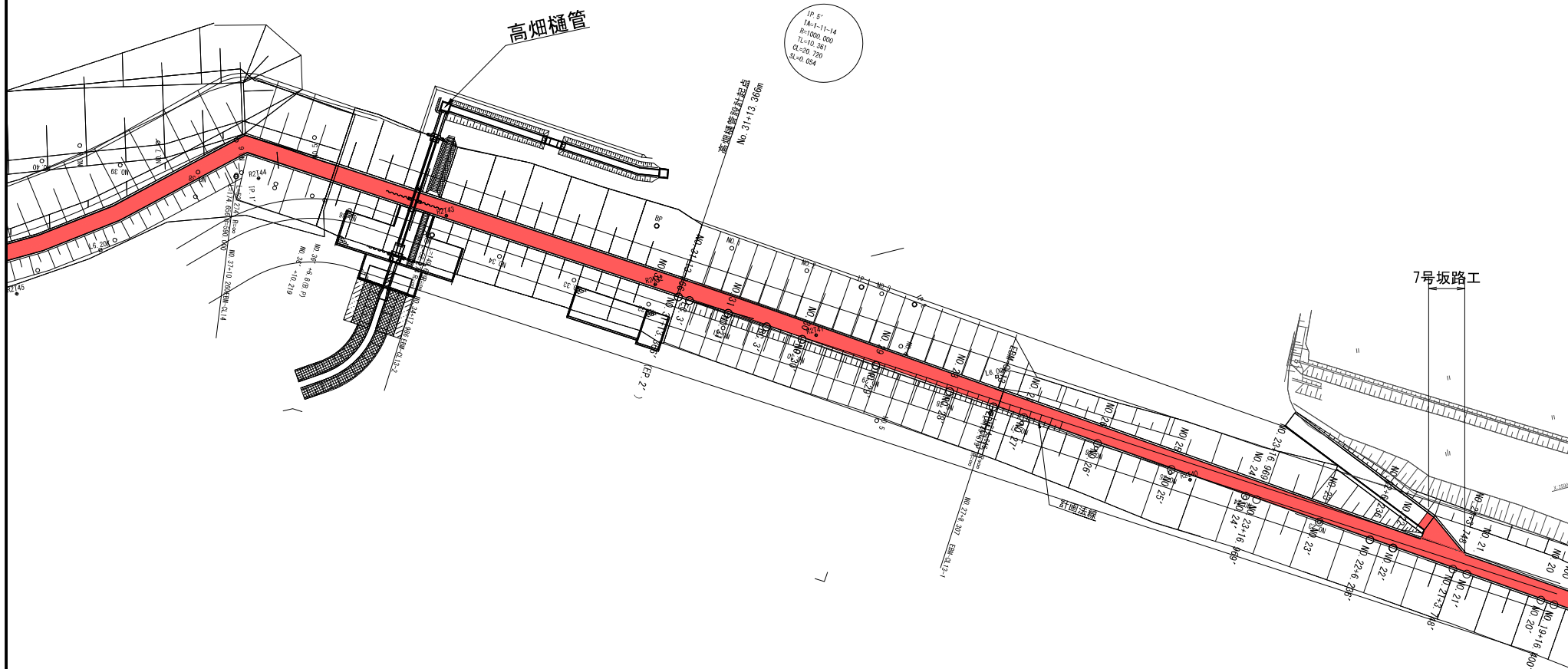
工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	構造物撤去工図 (6)		
縮尺	図示	図番番号	122 の 76
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名			
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

構造物撤去工図 (7) S=1:500
(左岸上流部)

碎石舗装撤去 4050.5m²

工事延長 L=1014.5m



7号坂路工

(下青島工区)	
工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事
図面名	構造物撤去工図 (7)
縮尺	1:500 図面番号 122 の 77
年月日	令和 8 年 1 月
設計会社名	
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

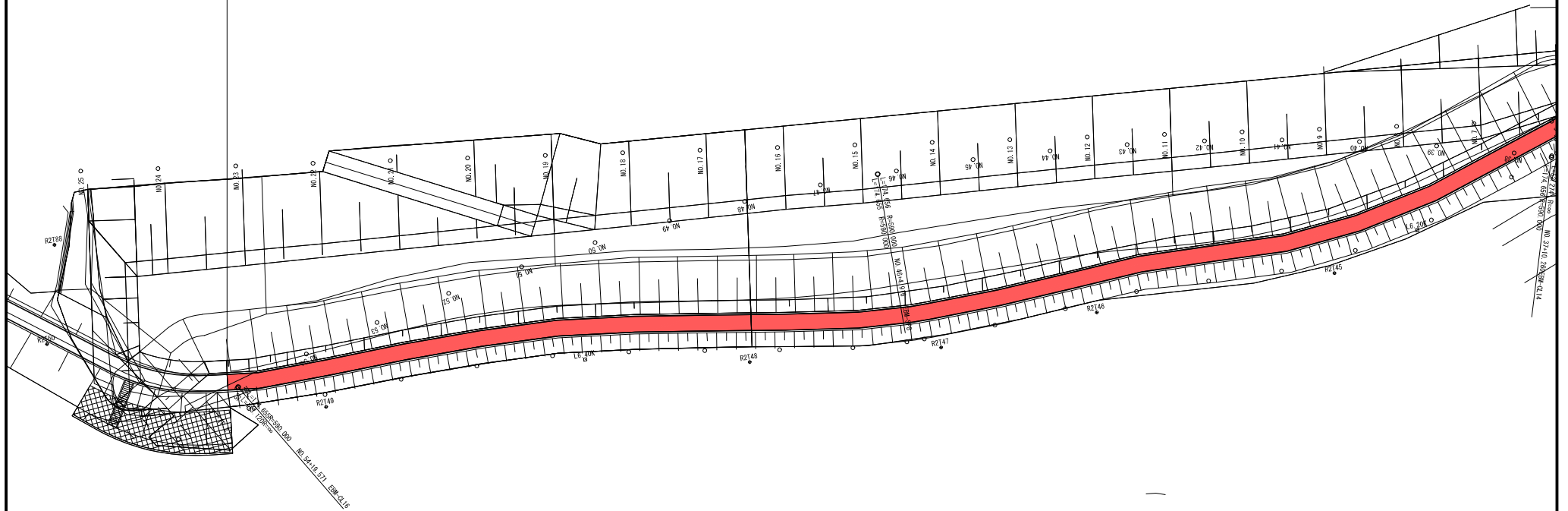
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

構造物撤去工図 (8) S=1:500
(左岸上流部)

碎石舗装撤去 4050.5m²

工事延長 L=1014.5m

No. 55+6.16

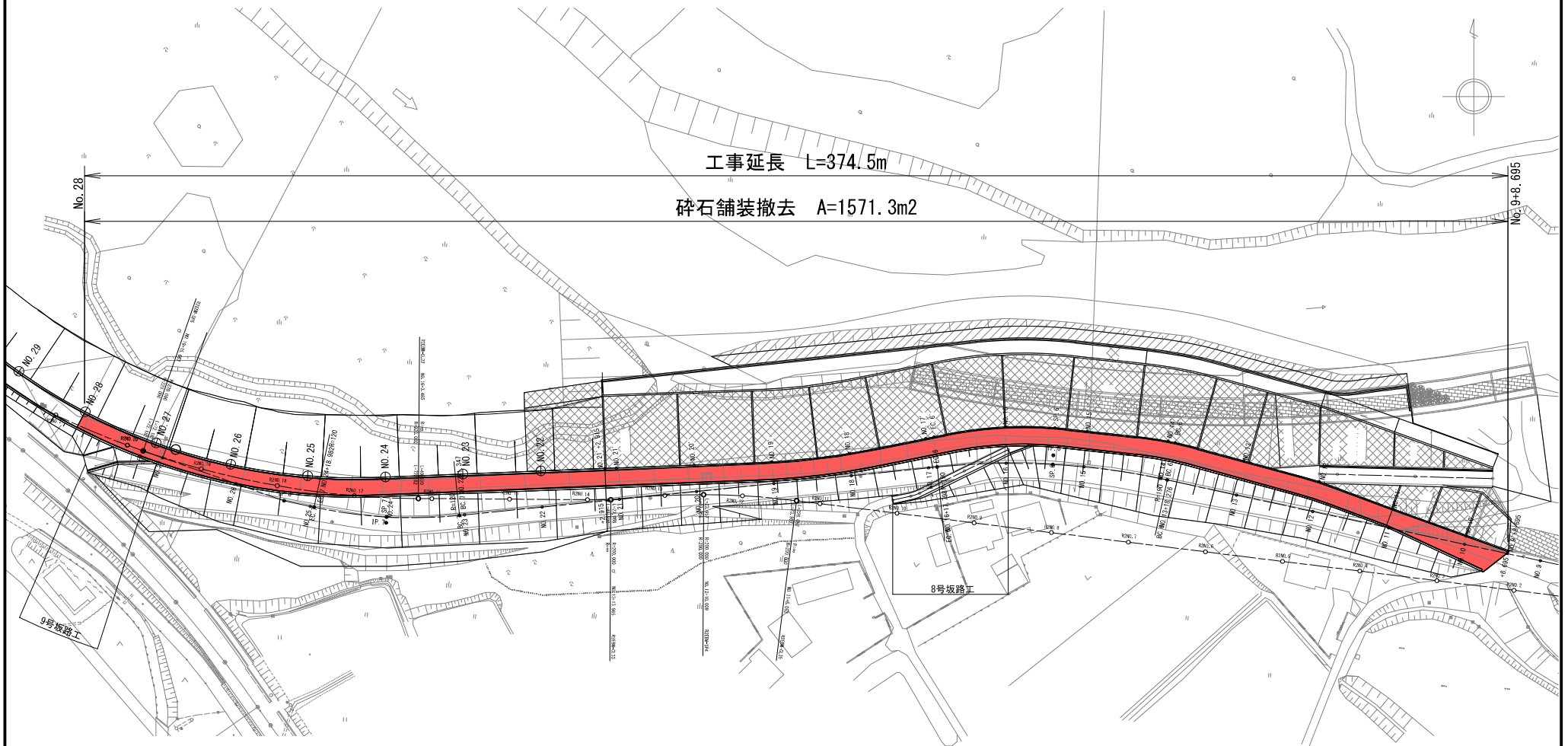


(下青島工区)

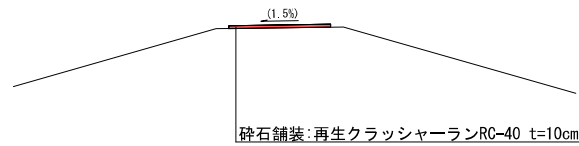
工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	構造物撤去工図 (8)		
縮尺	1:500	図面番号	122 の 78
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名			
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

構造物撤去工図 (9) S=1:500
(右岸上流部)



撤去舗装構成 S=1:50



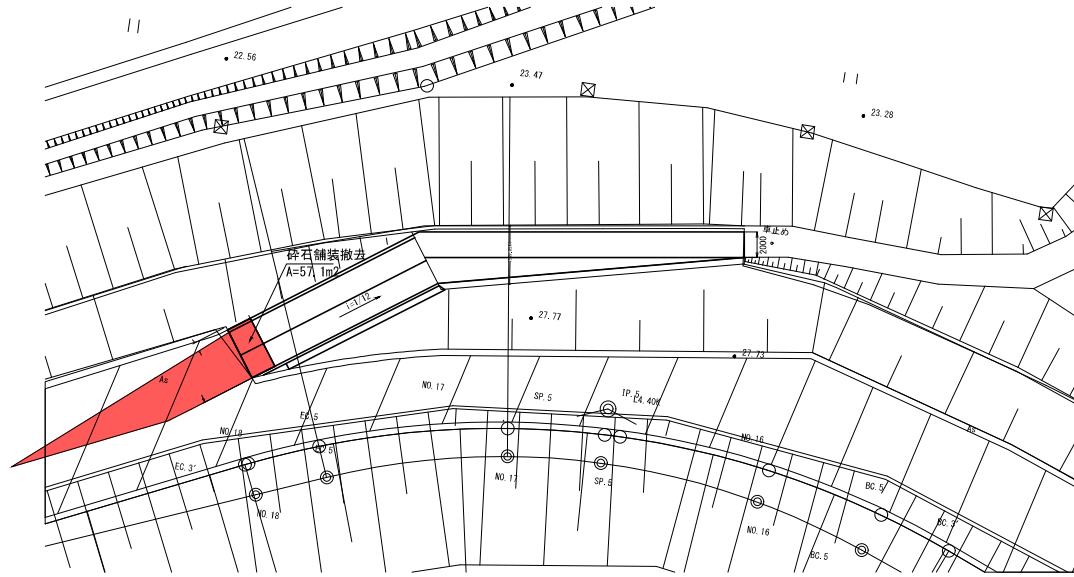
(下青島工区)

工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事	
図面名	構造物撤去工図 (9)	
縮尺	図示	図面番号 122 の 79
年月日	令和 8 年 1 月	
設計会社名		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所	

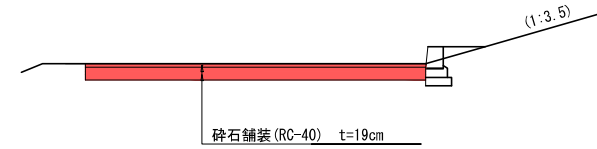
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

構造物撤去工図 (10) (1号坂路)

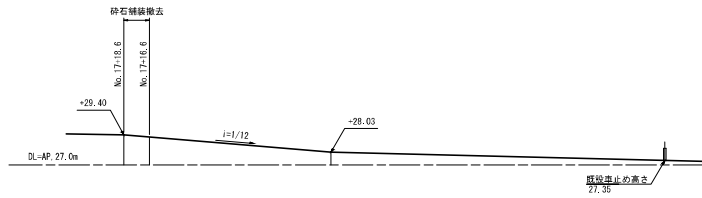
平面図 S=1:200



撤去舗装構成
標準断面図 S=1:30



展開図 S=1:200



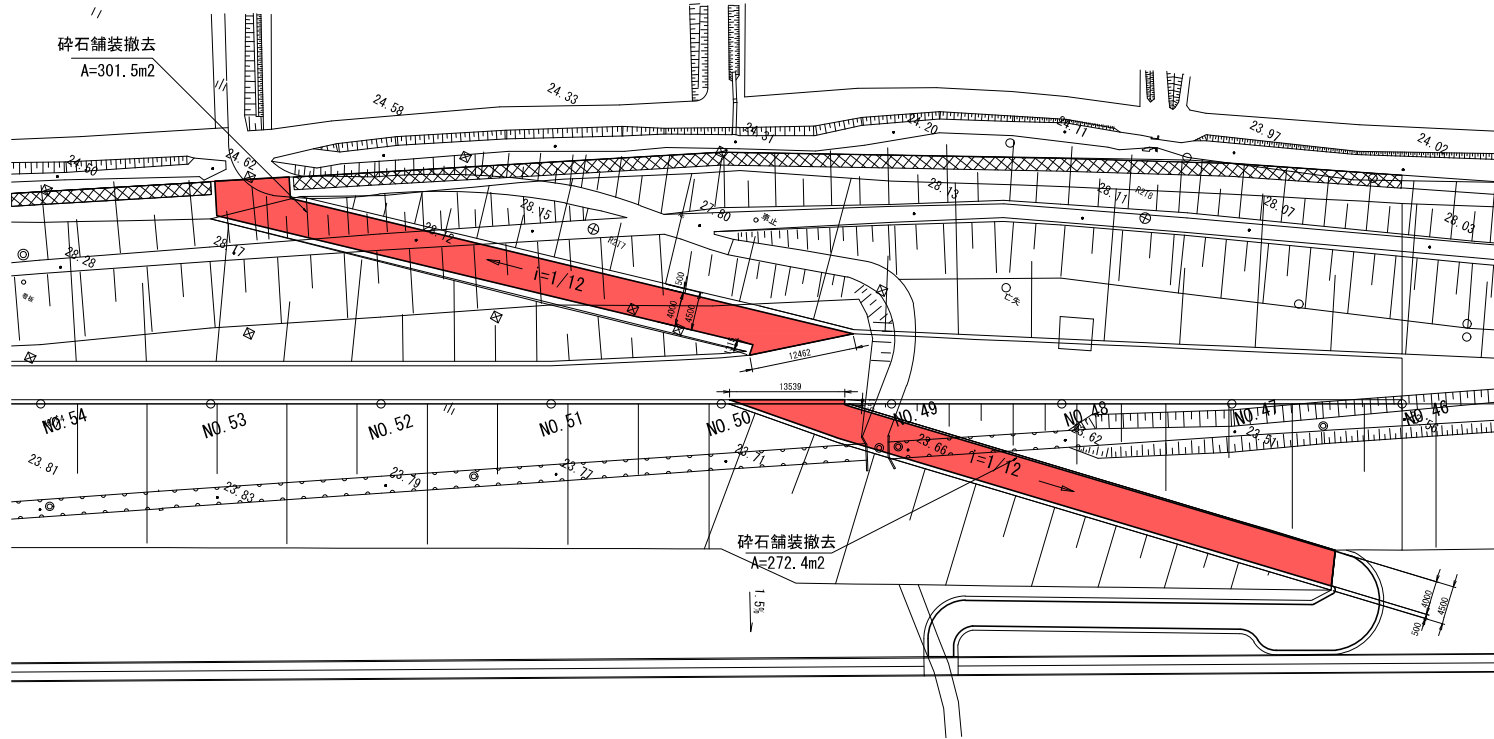
(下青島工区)

工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	構造物撤去工図 (10)		
縮尺	図示	図面番号	122 の 80
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名			
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

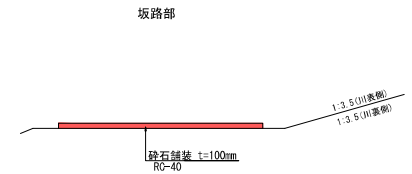
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

構造物撤去工図 (11) (2号坂路)

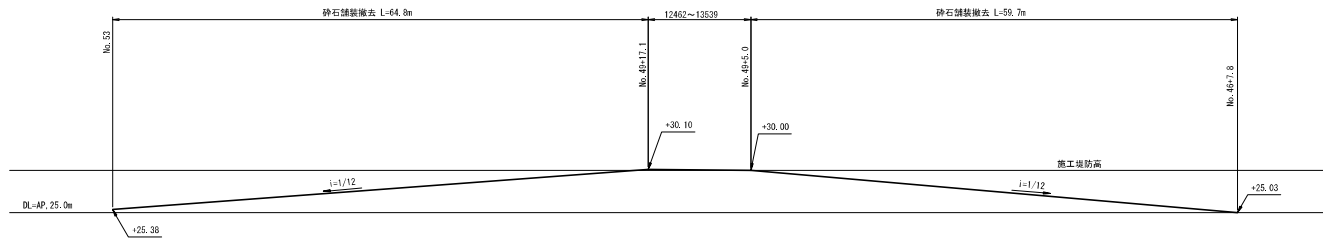
平面図 S=1:300



撤去舗装構成
砕石舗装標準断面図 S=1:50



展開図 S=1:300



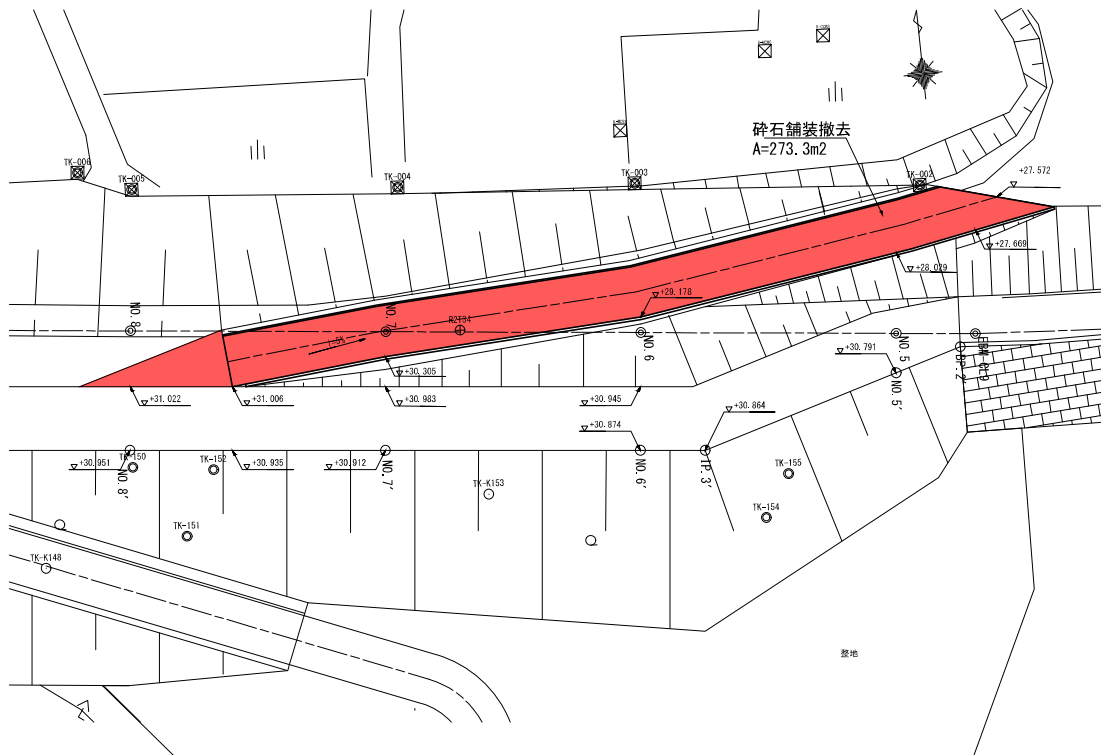
(下青島工区)

工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	構造物撤去工図 (11)		
縮尺	図示	図面番号	122 の 81
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	国土交通省 荒川上流河川事務所		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

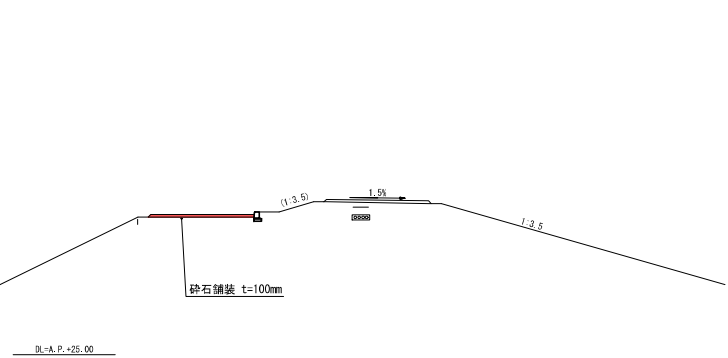
構造物撤去工図 (12) (3号坂路)

平面図 S=1:200

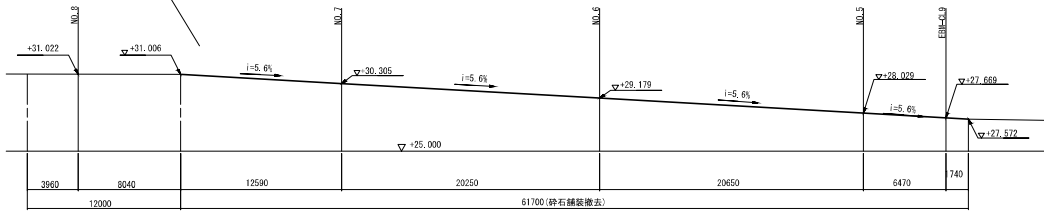


撤去舗装構成
標準断面図

S=1:100



縦断面図 S=1:200

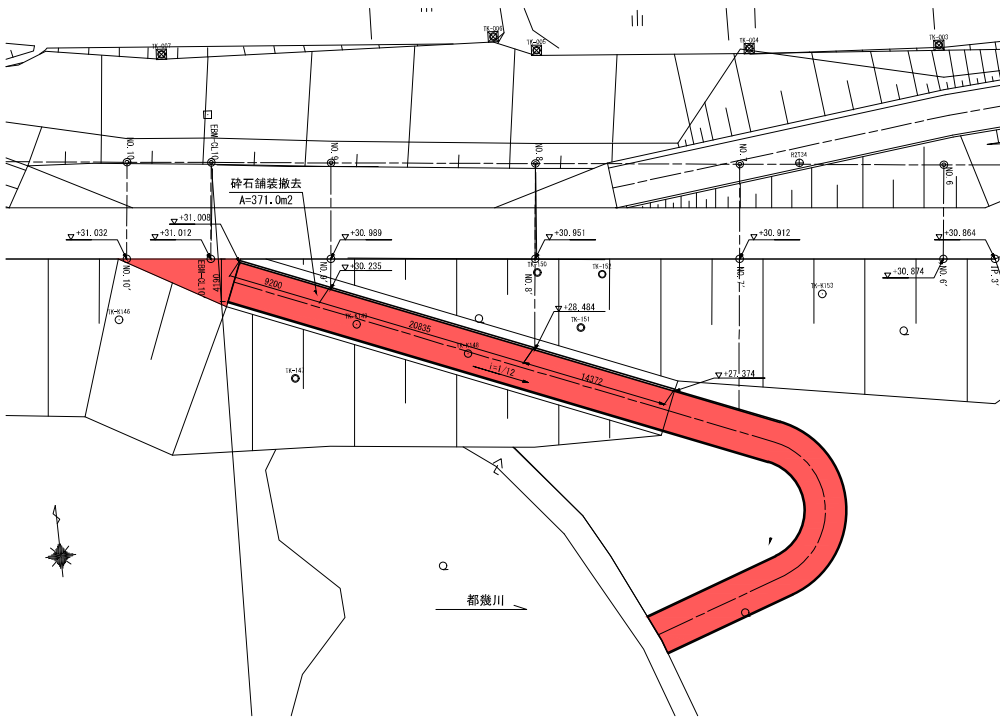


〔下青島工区〕	
工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事
図面名	構造物撤去工図 (12)
縮尺	図示 図面番号 122 の 82
年月日	令和8年1月
設計会社名	
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

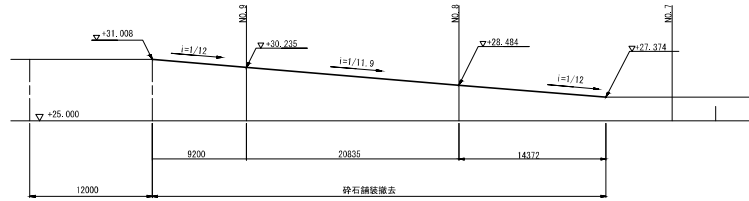
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

構造物撤去工図 (13) (4号坂路)

平面図 S=1:250



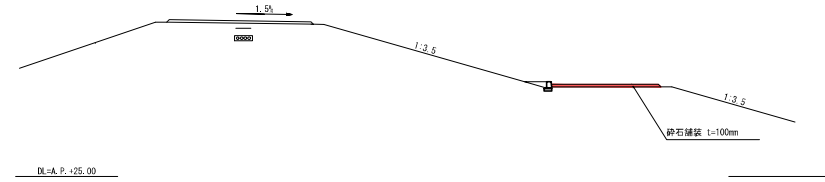
縦断面図 S=1:250



撤去舗装構成
標準断面図

S=1:100

(NO. 8)

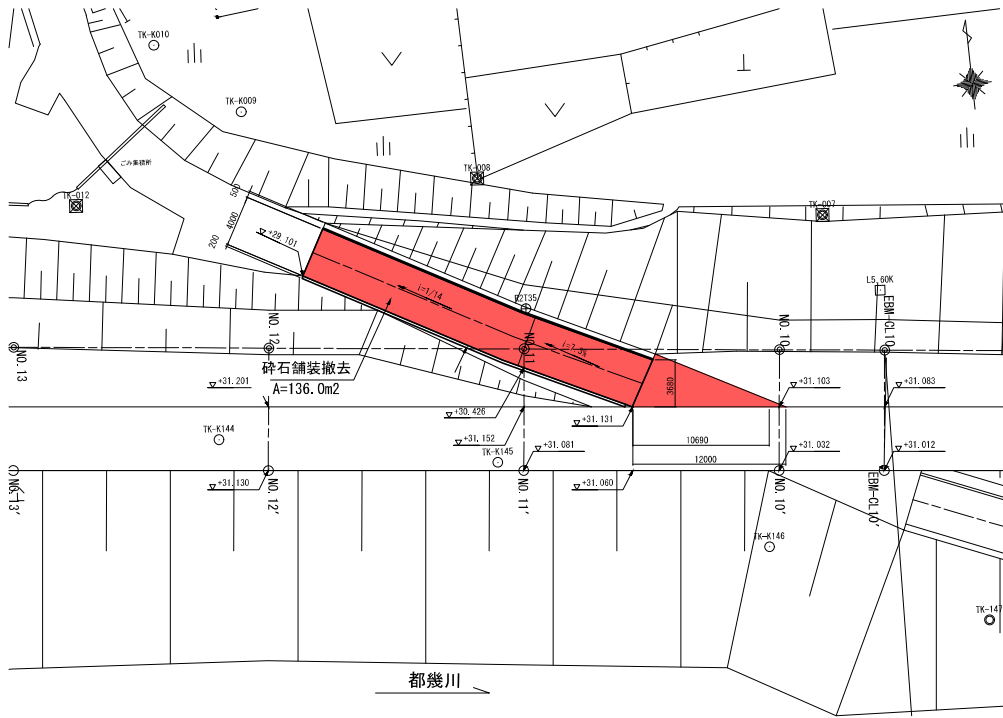


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

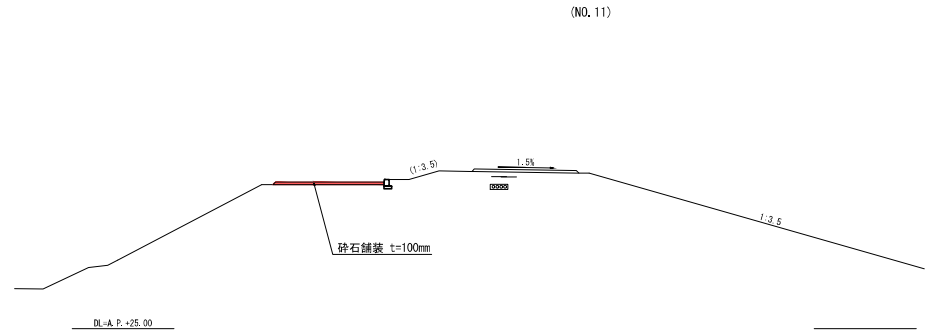
〔下青島工区〕	
工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事
図面名	構造物撤去工図 (13)
縮尺	図示 図面番号 122 の 83
年月日	令和 8 年 1 月
設計会社名	
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

構造物撤去工図 (14) (5号坂路)

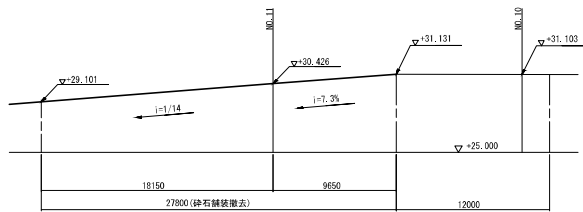
平面図 S=1:200



撤去舗装構成
標準断面図 S=1:100



縦断面図 S=1:200

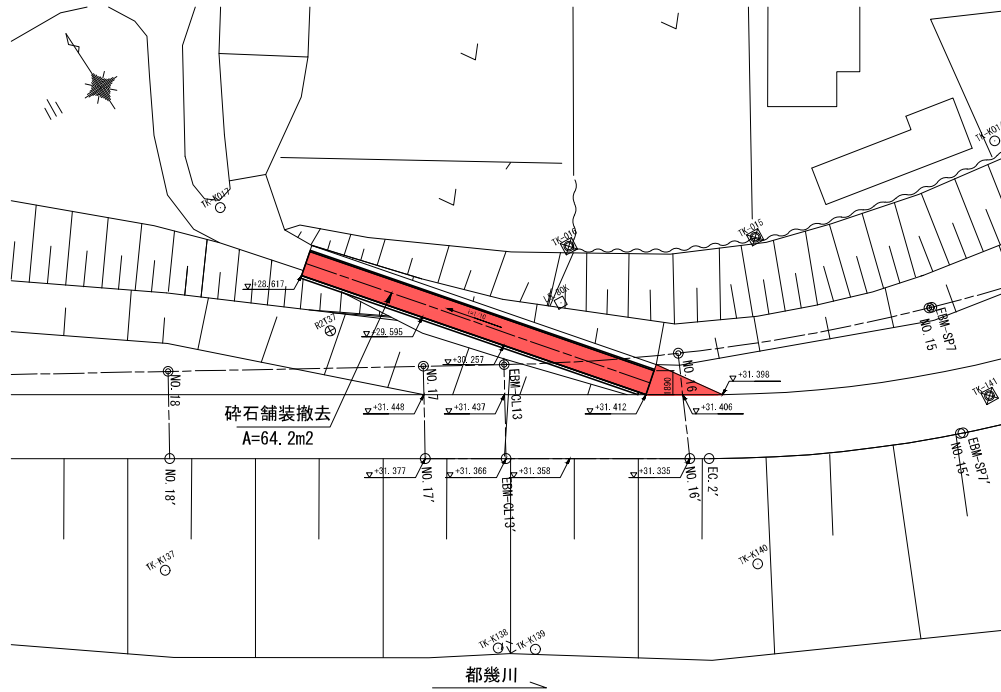


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

〔下青島工区〕	
工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事
図面名	構造物撤去工図 (14)
縮尺	図示 図面番号 122 の 84
年月日	令和 8 年 1 月
設計会社名	
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

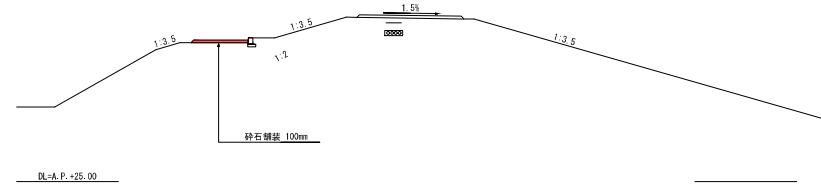
構造物撤去工図 (15) (6号坂路)

平面図 S=1:200

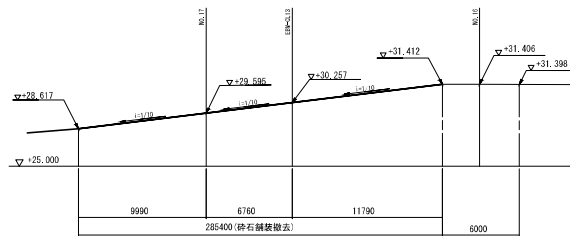


撤去舗装構成
標準断面図

S=1:100



縦断面図 S=1:200



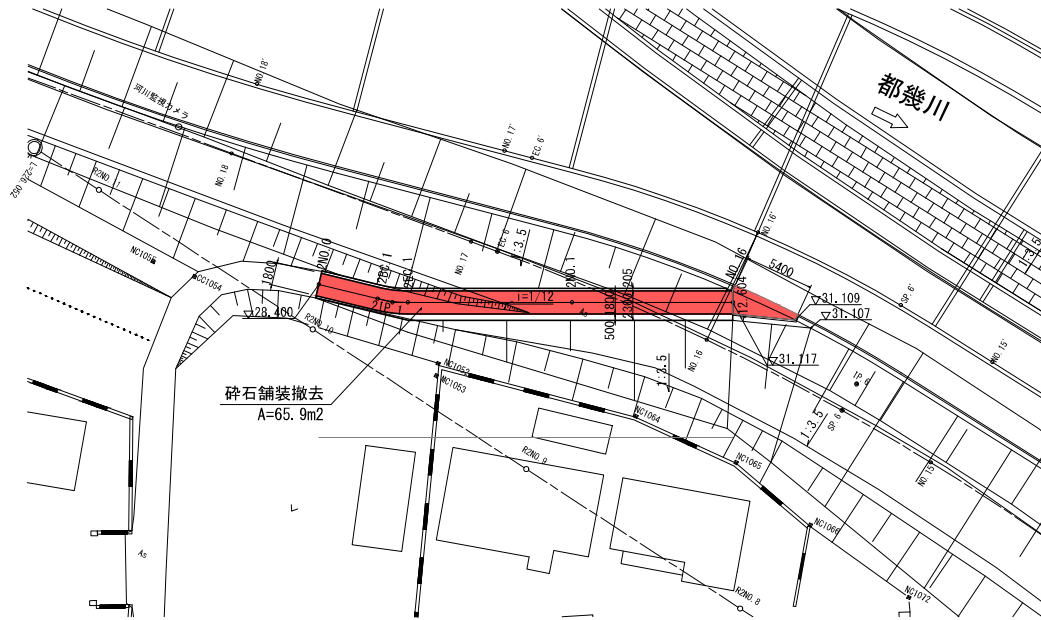
(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	構造物撤去工図 (15)		
縮尺	図示	図面番号	122 の B5
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名			
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

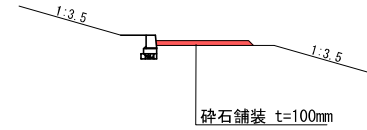
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

構造物撤去工図 (17) (8号坂路)

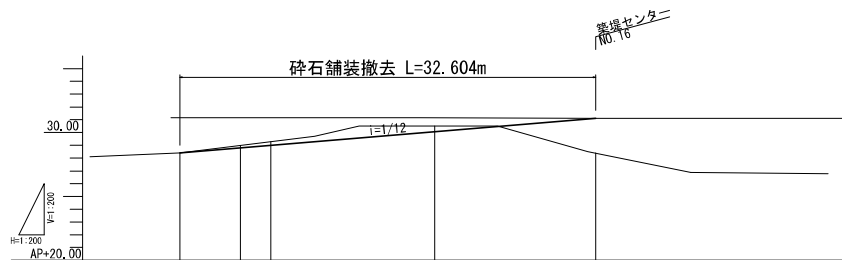
平面図
S=1:200



撤去舗装構成
坂路工標準断面図
S=1:50



縦断面図
S=1:200



断面 標高	計画 標高	地盤 標高	長観 埋戻	掘削 埋戻	取 巻	繰 組
28.400	28.400	28.400	0.000	0.000	-2M0.0	
28.795	28.795	28.795	4.743	4.743	-2B0.1	
28.994	28.994	28.994	7.133	7.133	-2E0.1	
30.067	30.067	30.067	2.867	2.867	-2M0.1	
31.117	31.117	28.381	2.604	2.604	+12.604	

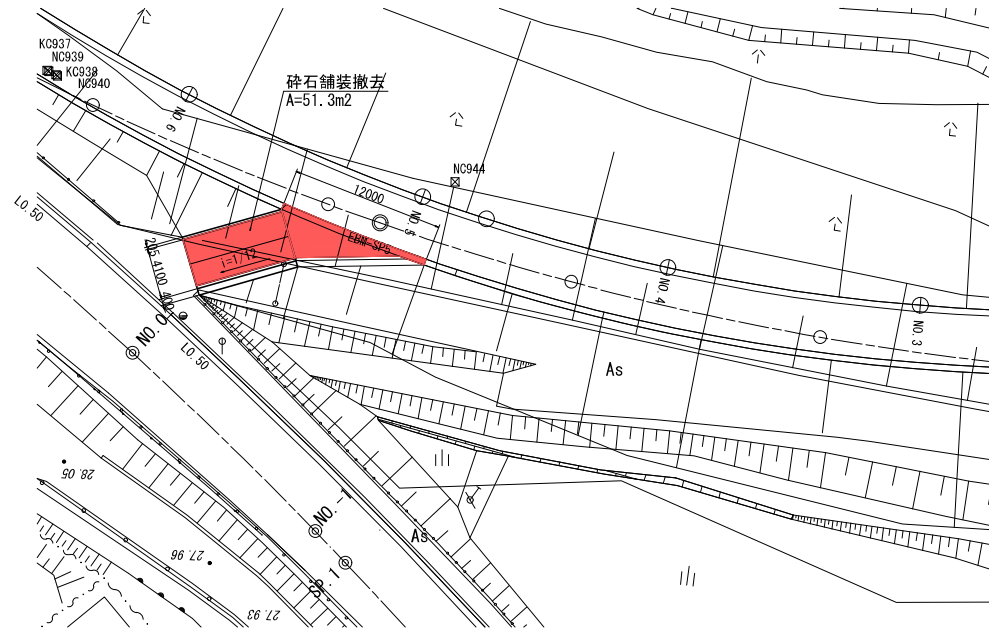
(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	構造物撤去工図 (17)		
縮尺	図示	図面番号	122 の 87
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名			
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

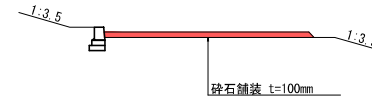
構造物撤去工図 (18) (9号坂路)

平面図 S=1:200

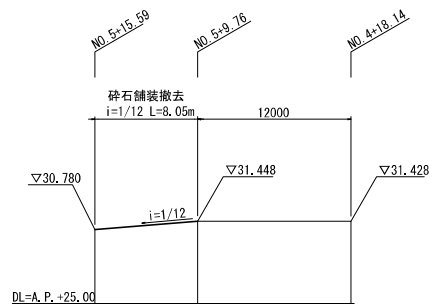


撤去舗装構成
断面図 S=1:50

川裏側



縦断図 S=1:200



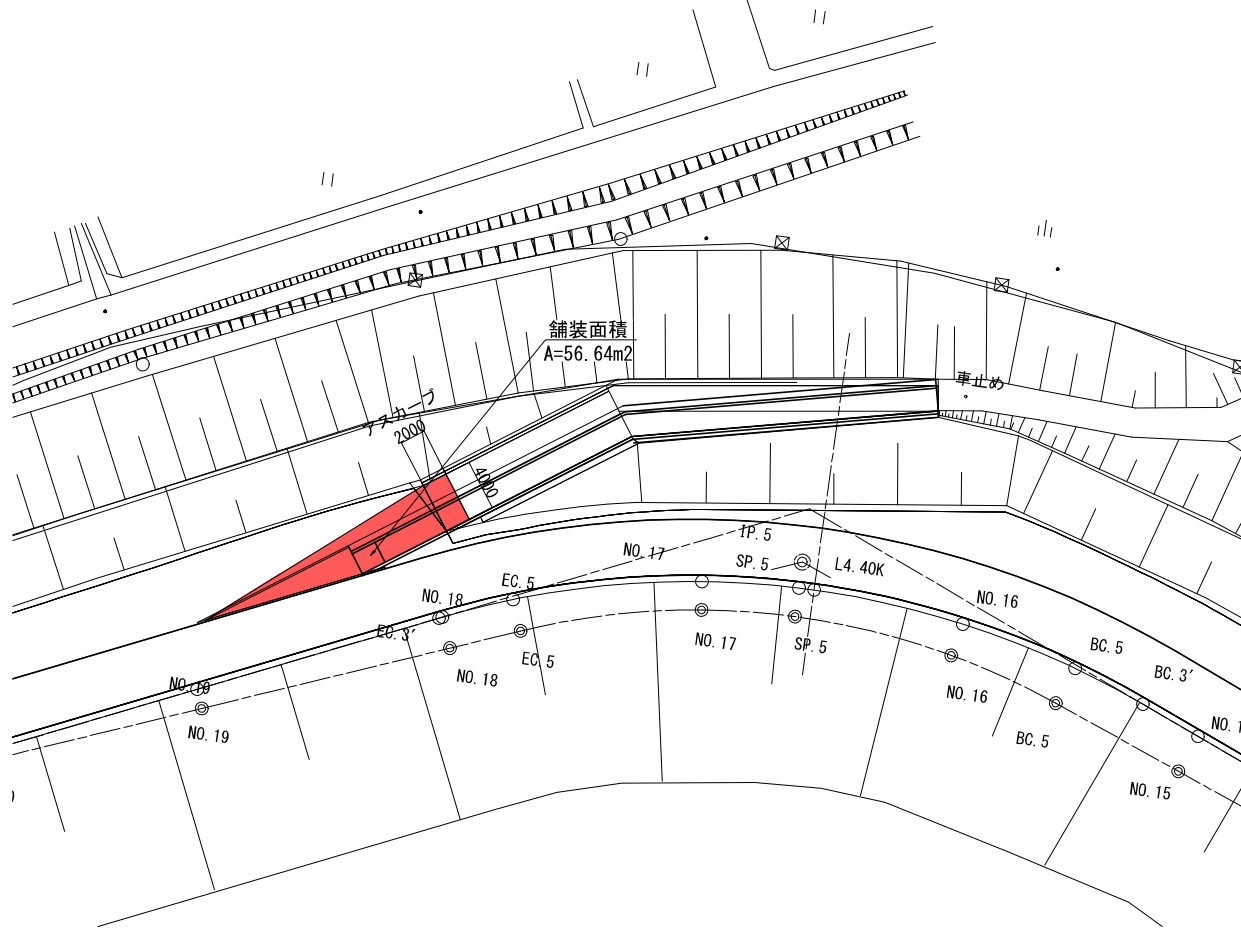
(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	構造物撤去工図 (18)		
縮尺	図示	図面番号	122 の 88
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名			
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

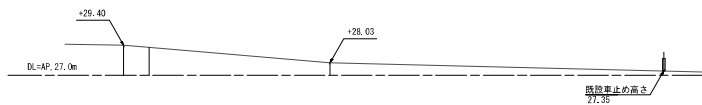
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

坂路工詳細図 (1) (1号坂路)

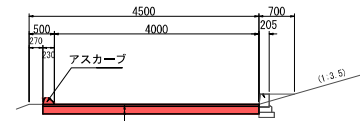
平面図 S=1:200



展開図 S=1:200

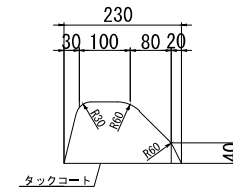


標準断面図 S=1:50



表層:再生密粒度アスコン(13) t=4cm
 プライムコート:PK-3
 路盤:再生クラッシャーランRC-40 t=15cm

アスカーブ詳細図 S=1:5



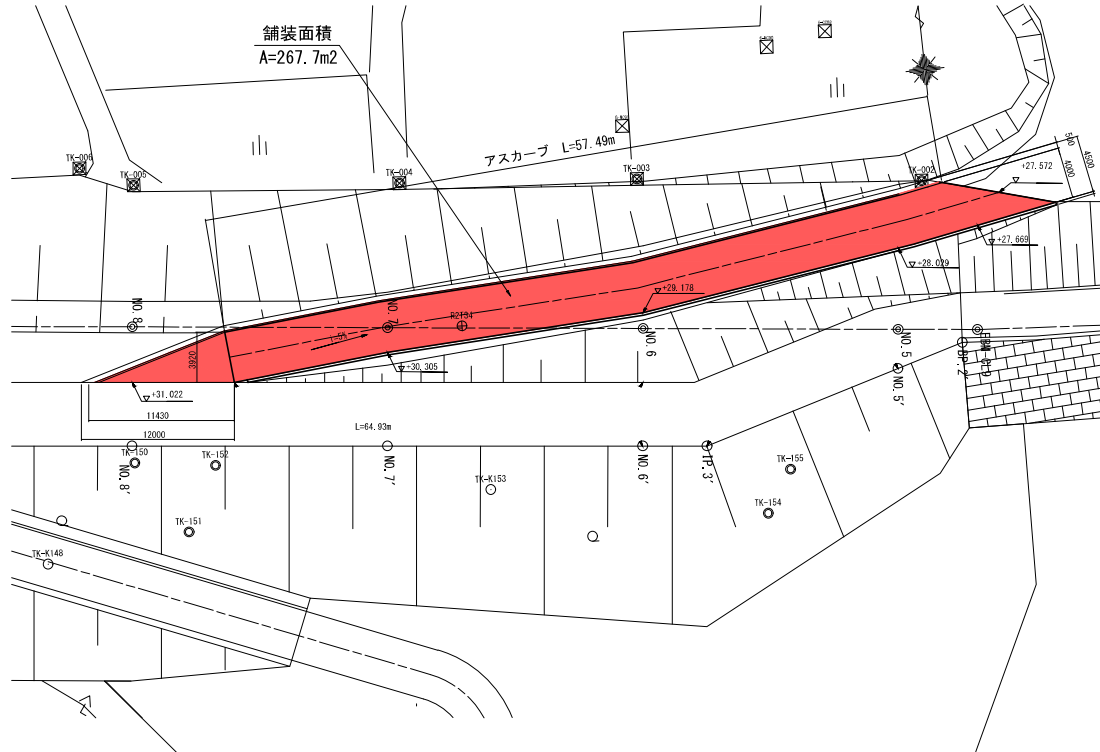
(下青島工区)

工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	坂路工詳細図 (1)		
縮尺	図示	図面番号	122 の 89
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

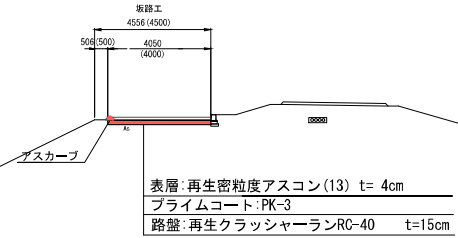
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

坂路工詳細図 (3) (3号坂路)

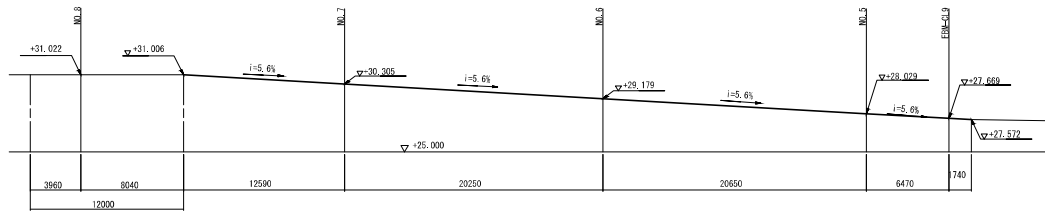
平面図 S=1:200



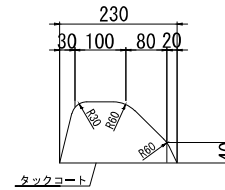
標準断面図 S=1:100



縦断面図 S=1:200



アスカープ詳細図 S=1:5



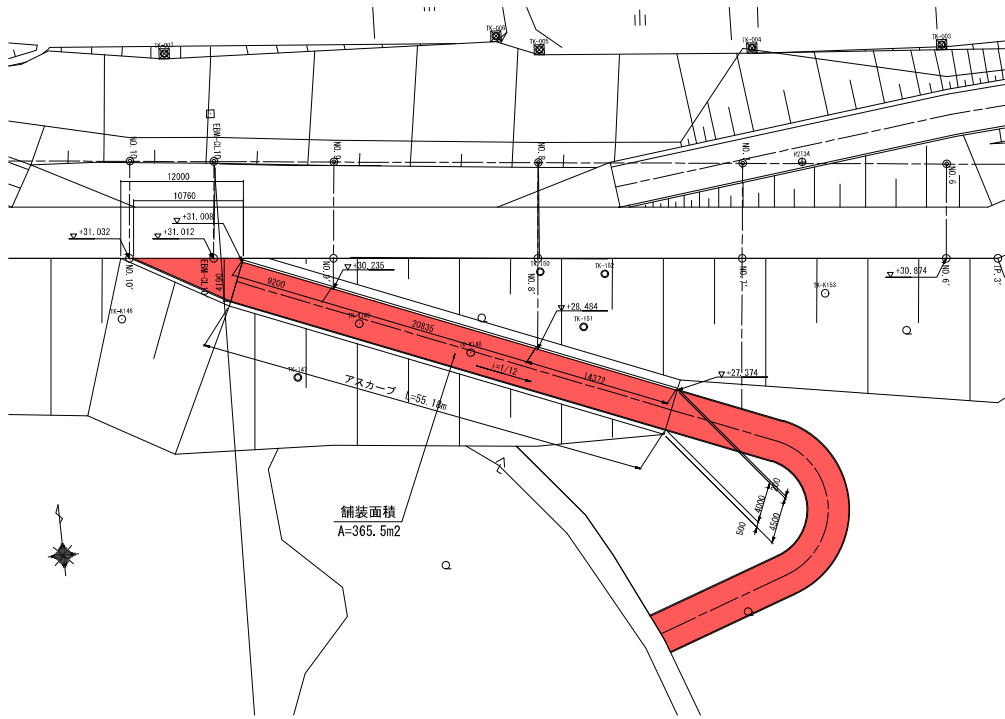
(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	坂路工詳細図 (3)		
縮尺	図示	図面番号	122 の 91
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

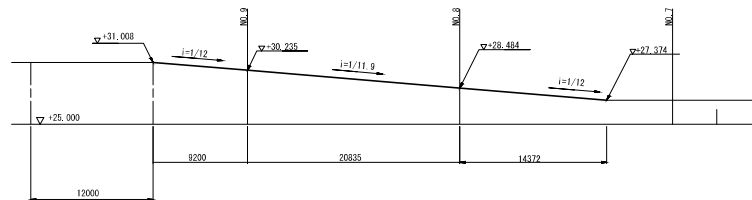
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

坂路工詳細図 (4) (4号坂路)

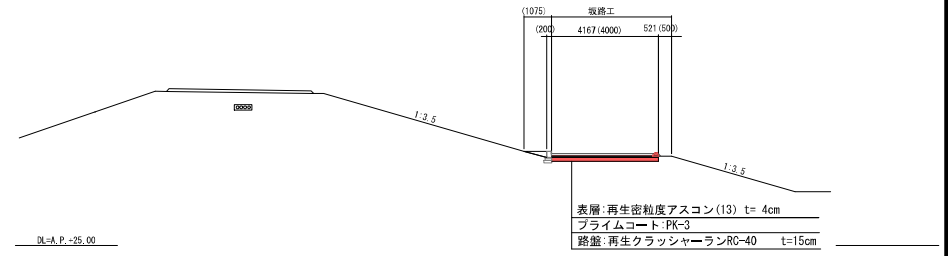
平面図 S=1:250



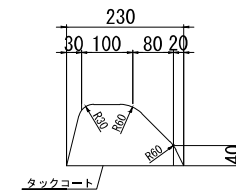
縦断面図 S=1:250



標準断面図 S=1:100



アスカーブ詳細図 S=1:5

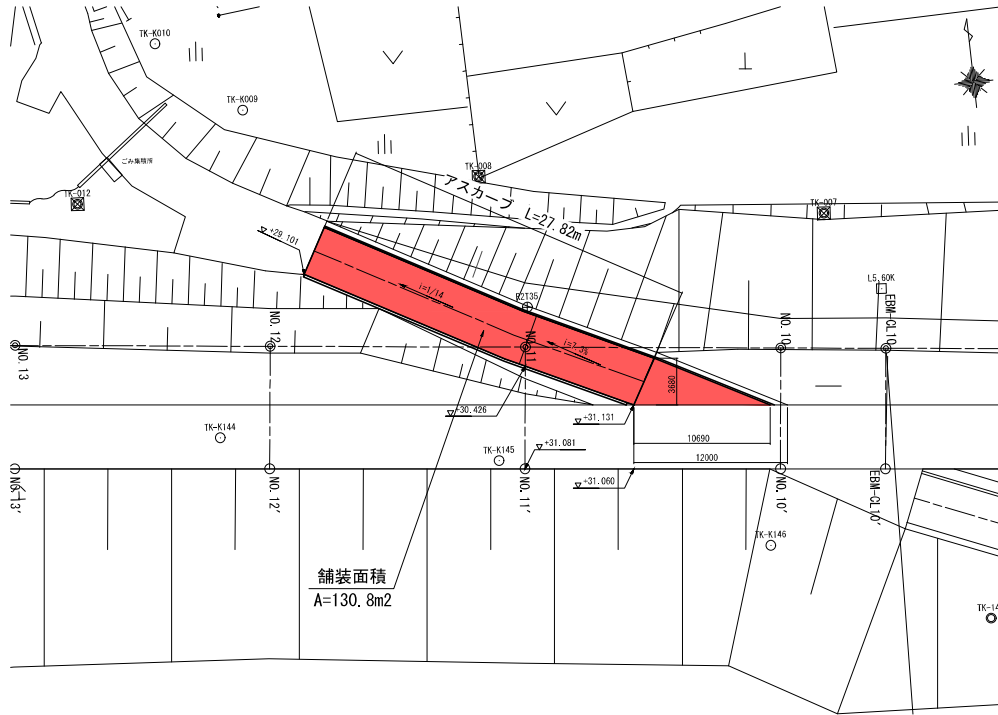


※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

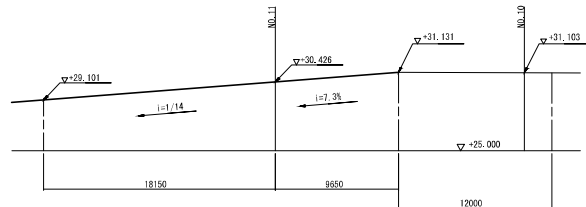
〔下青島工区〕	
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事
図面名	坂路工詳細図 (4)
縮尺	図示 図面番号 122 の 92
年月日	令和 8 年 1 月
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

坂路工詳細図 (5) S=1:200 (5号坂路)

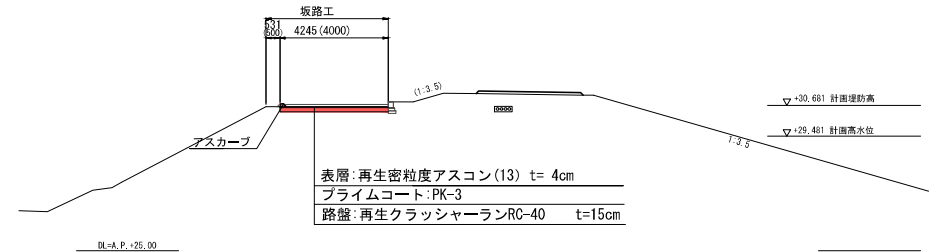
平面図 S=1:200



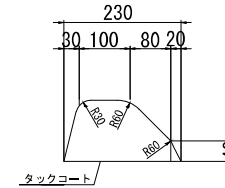
縦断面図 S=1:200



標準断面図 S=1:100



アスカーブ詳細図 S=1:5



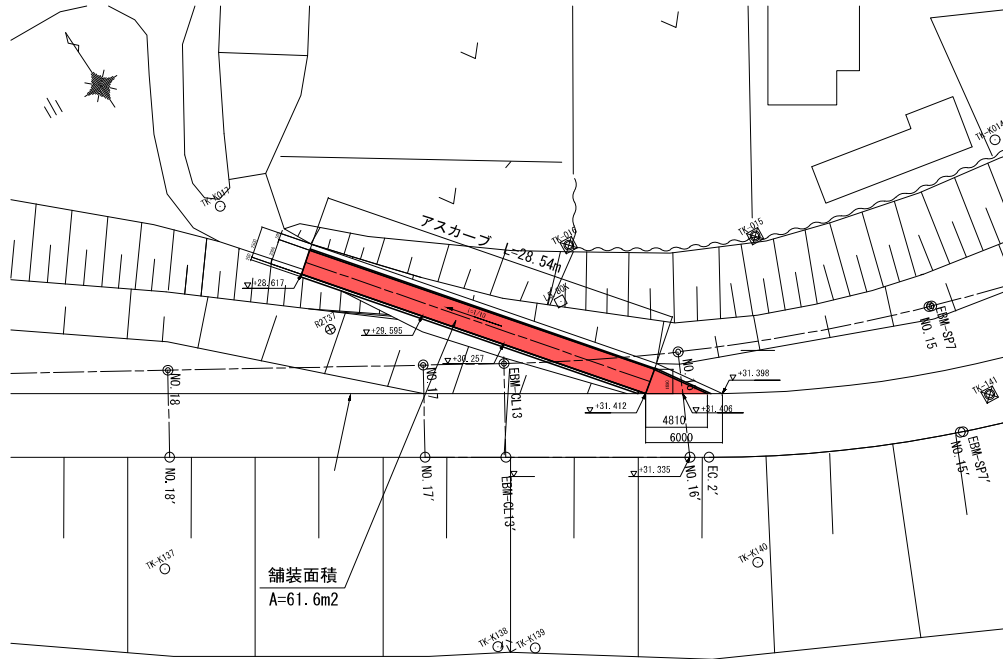
(下青島工区)

工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	坂路工詳細図 (5)		
縮尺	図示	図面番号	122 の 93
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

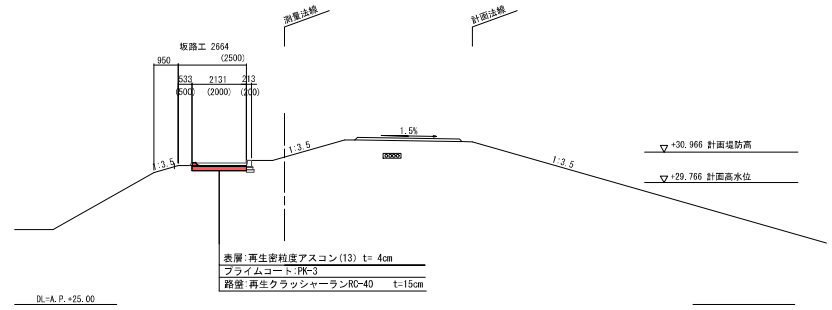
坂路工詳細図 (6) (6号坂路)

平面図 S=1:200

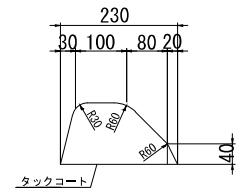


舗装面積
A=61.6m²

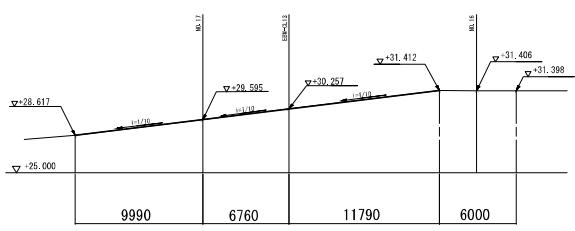
標準断面図 S=1:100



アスカーブ詳細図 S=1:5



縦断面図 S=1:200



(下青島工区)

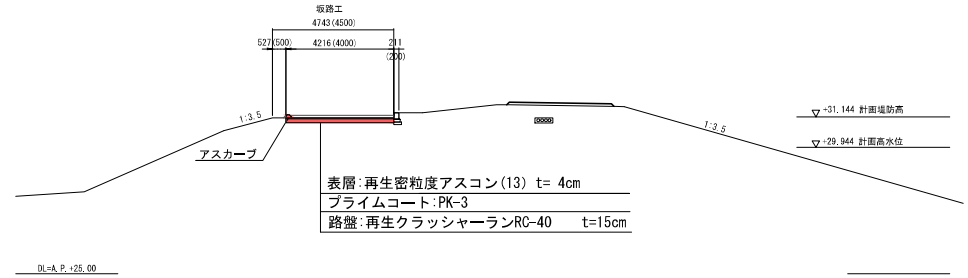
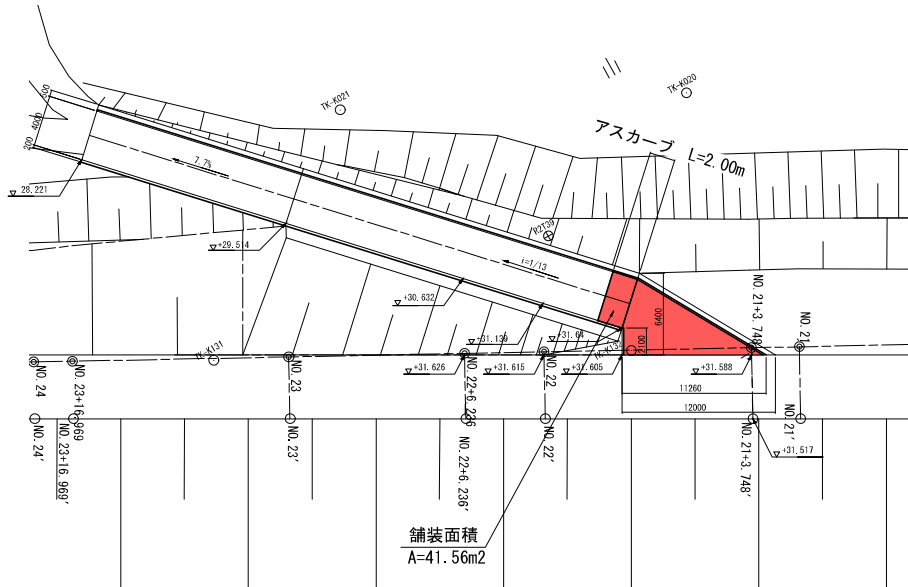
工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	坂路工詳細図 (6)		
縮尺	図示	図面番号	122 の 94
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	セントラルコンサルタンツ株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

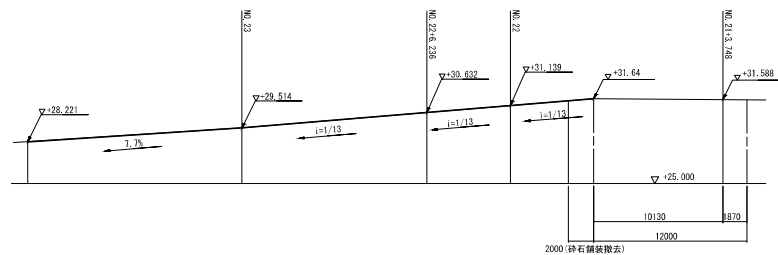
坂路工詳細図 (7) S=1:200 (7号坂路)

平面図 S=1:200

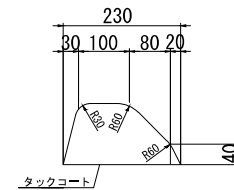
標準断面図 S=1:100



縦断面図 S=1:200



アスカーブ詳細図 S=1:5

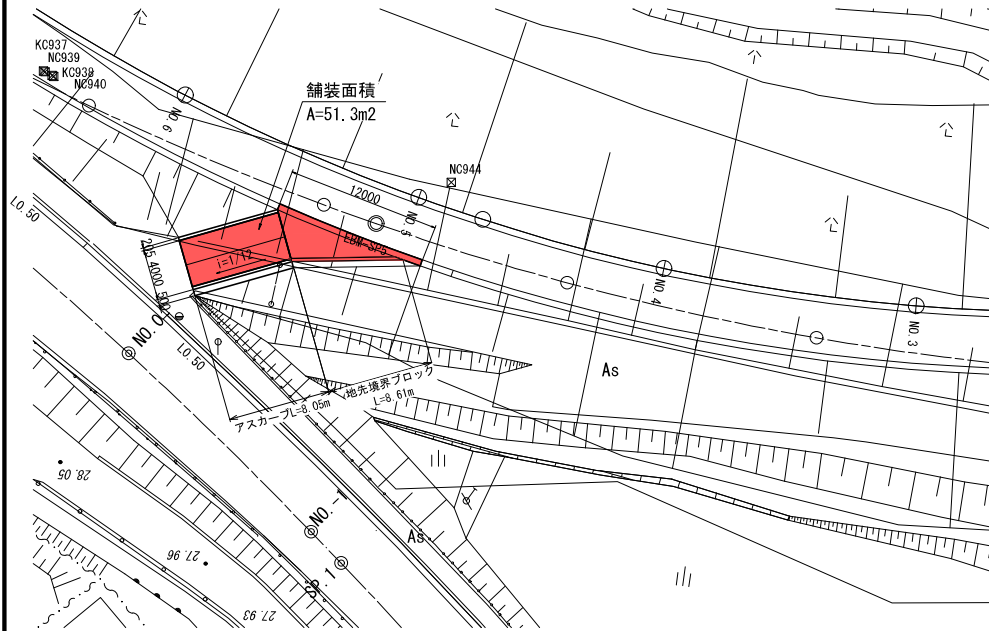


※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

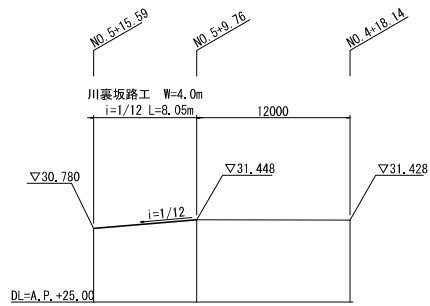
(下青島工区)	
工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事
図面名	坂路工詳細図(7)
縮尺	図示 図面番号 122の95
年月日	令和8年1月
設計会社名	セントラルコンサルタン株式会社
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

坂路工詳細図 (9) S=1:200 (9号坂路)

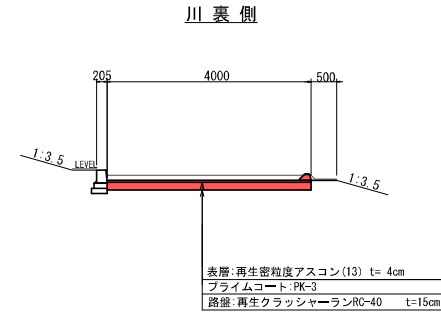
平面図 S=1:200



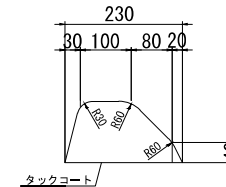
縦断面図 S=1:200



坂路工標準断面図 S=1:50



アスカーブ詳細図 S=1:5

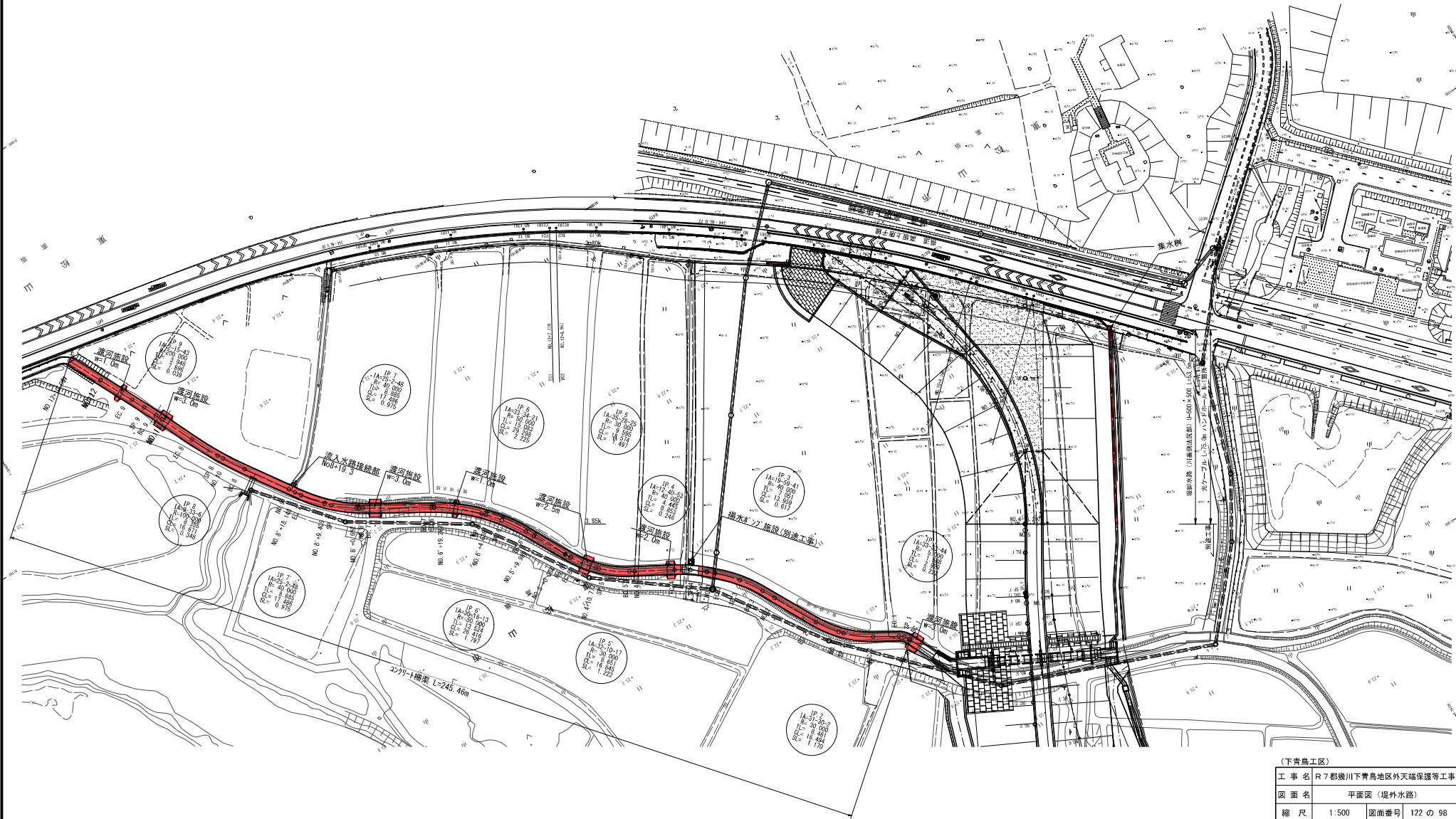


(下青島工区)

工事名	R7郡幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	坂路工詳細図(9)		
縮尺	図示	図面番号	122の97
年月日	令和8年1月		
設計会社名	日本工営株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

平面図 S=1:500
(堤外水路)

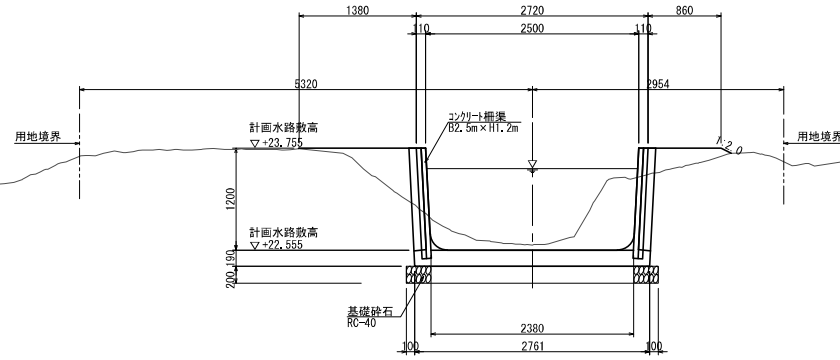


(下青島工区)

工事名	R7郡幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	平面図(堤外水路)		
縮尺	1:500	図面番号	122の98
年月日	令和8年1月		
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

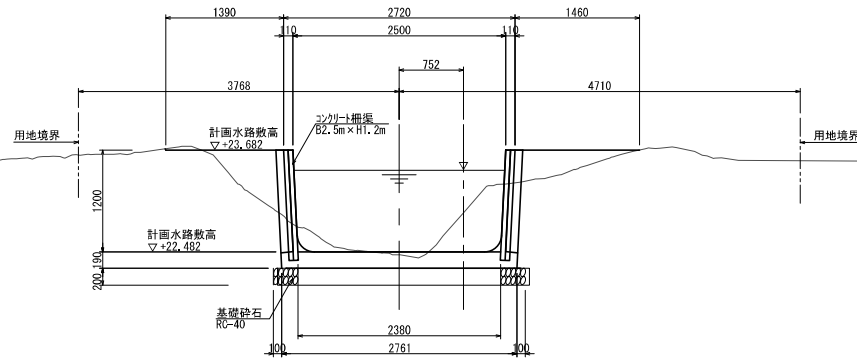
標準横断面図(1) S=1:30
(堤外水路)
NO. 4



DL=20.0

DL=20.0

NO. 6'



DL=20.0

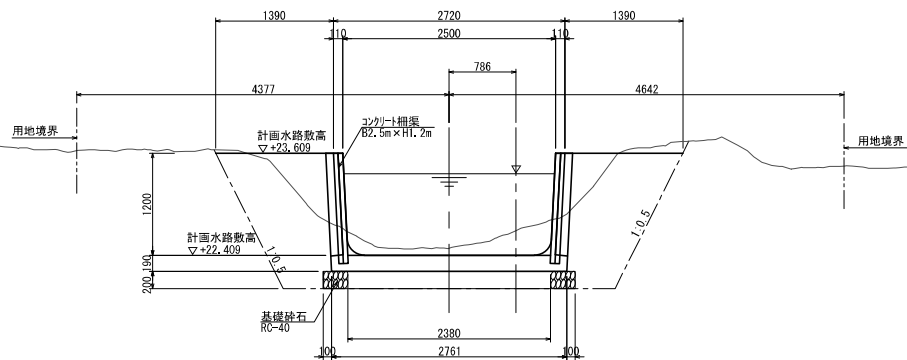
DL=20.0

(下青島工区)		高さA.P.表示	
工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	標準断面図(1)		
縮尺	1:30	図面番号	122の100
年月日	令和8年1月		
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

標準横断面図(2) S=1:30
(堤外水路)

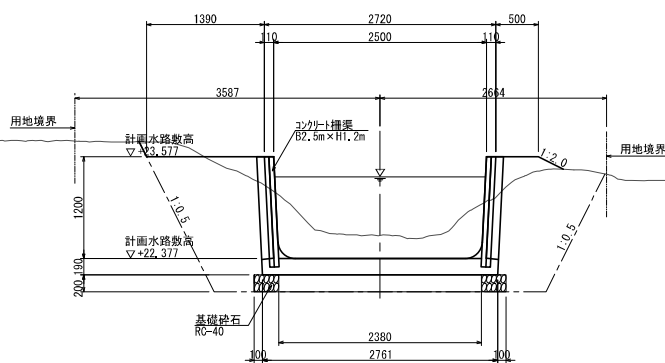
NO. 8



DL=20.0

DL=20.0

NO. 10



DL=20.0

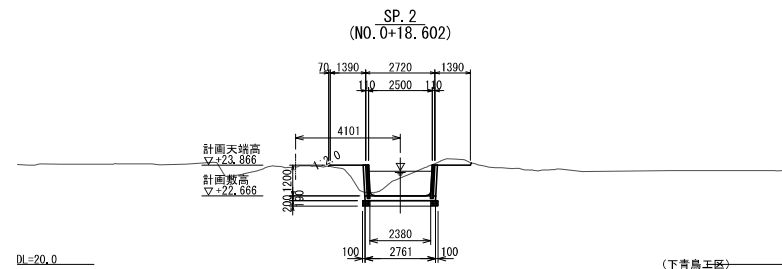
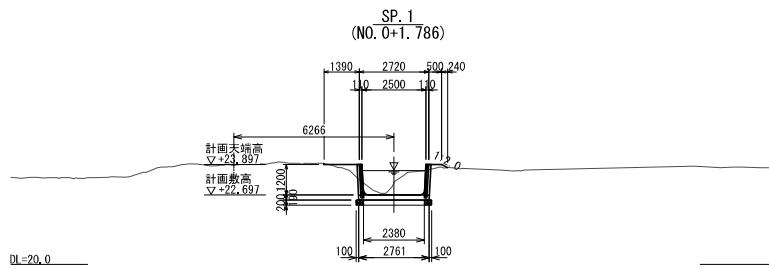
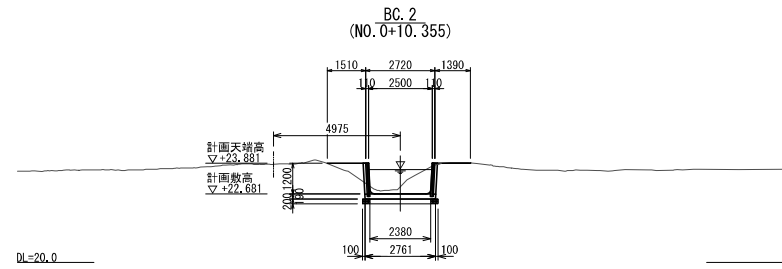
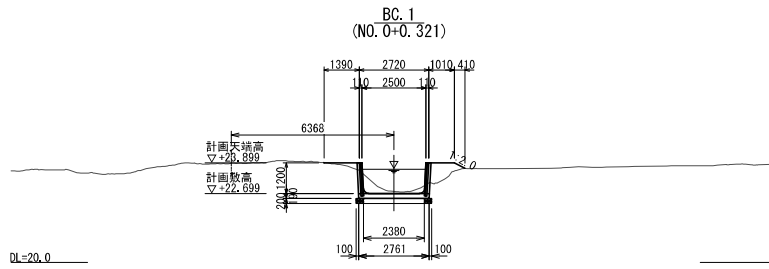
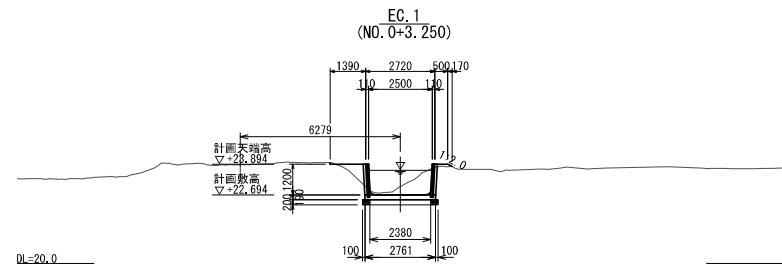
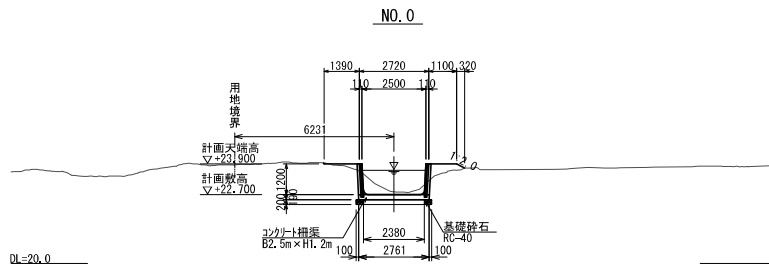
DL=20.0

(下青島工区) 高さA.P.表示

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	標準断面図(2)		
縮尺	1:30	図面番号	122 の 101
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断面図 (1) S=1:100 (堤外水路)

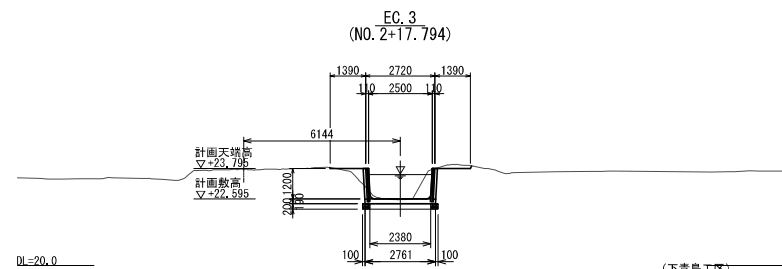
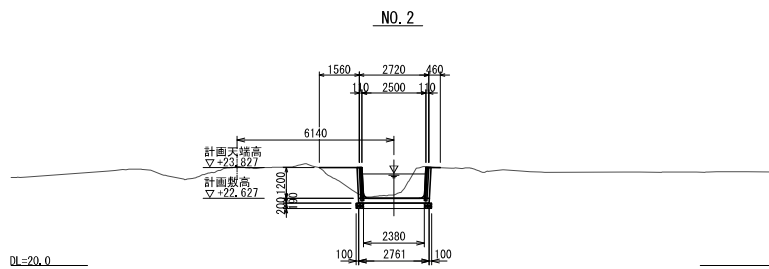
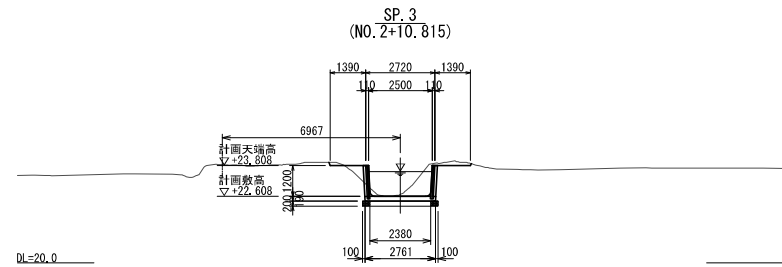
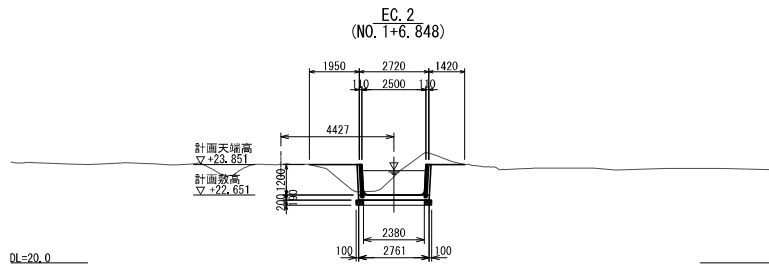
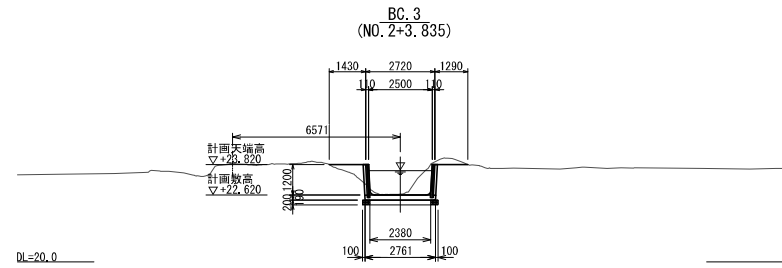
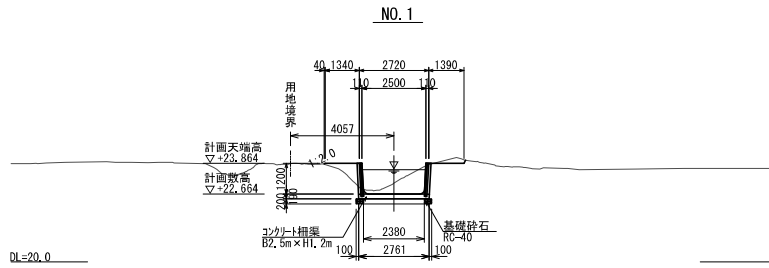


※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

(下青島工務) 高さA.P.表示

工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断面図(1)(堤外水路)		
縮尺	1:100	図面番号	122の102
年月日	令和8年1月		
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

横断図 (2) S=1:100
(堤外水路)

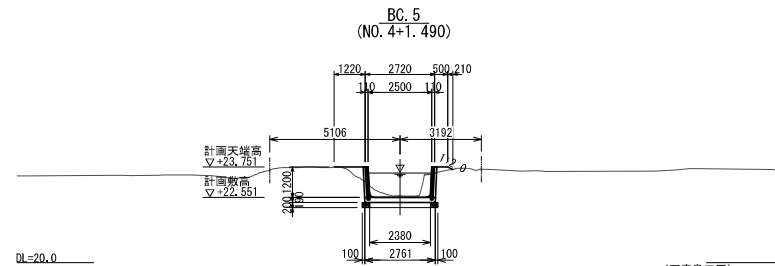
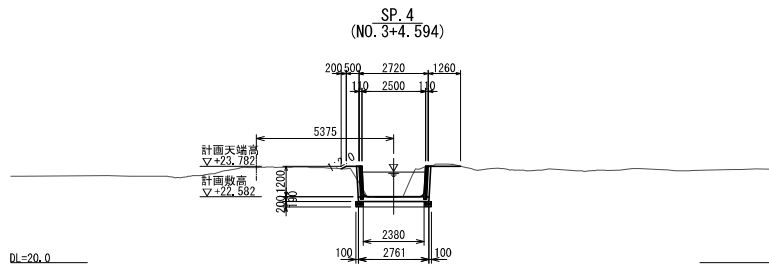
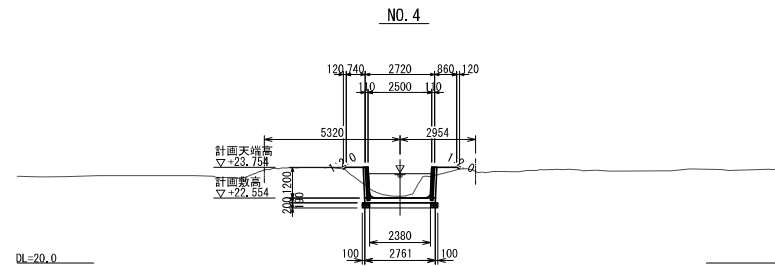
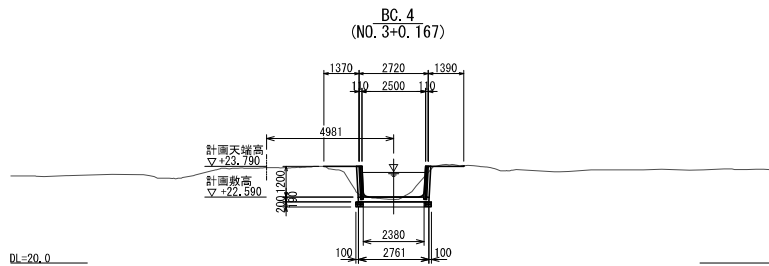
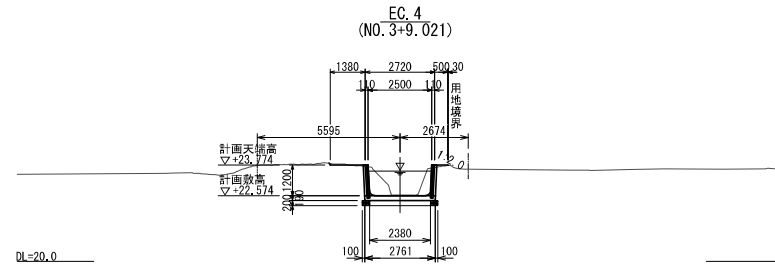
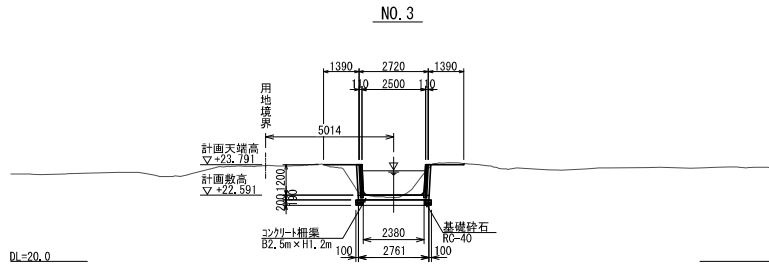


(下青島工区) 高さA.P.表示

工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図(2)(堤外水路)		
縮尺	1:100	図面番号	122の103
年月日	令和8年1月		
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図 (3) S=1:100 (堤外水路)

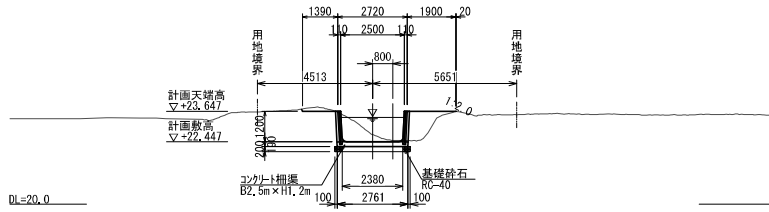


※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

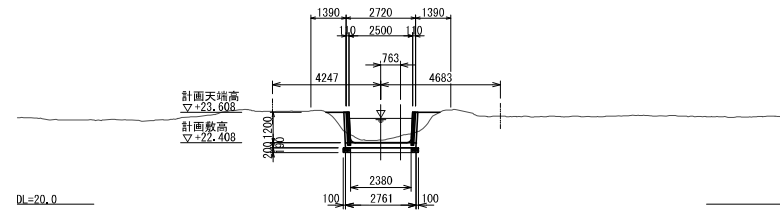
(下青島工区) 高さA.P.表示	
工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事
図面名	横断図(3)(堤外水路)
縮尺	1:100 図面番号 122の104
年月日	令和8年1月
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

横断図 (5) S=1:100 (堤外水路)

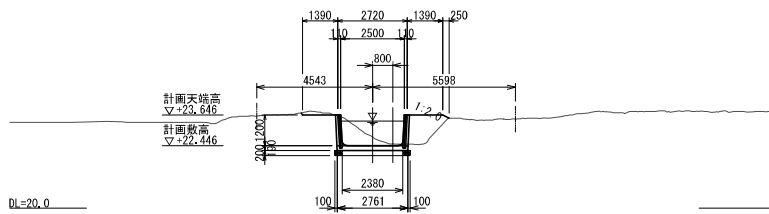
NO. 6' +19.287



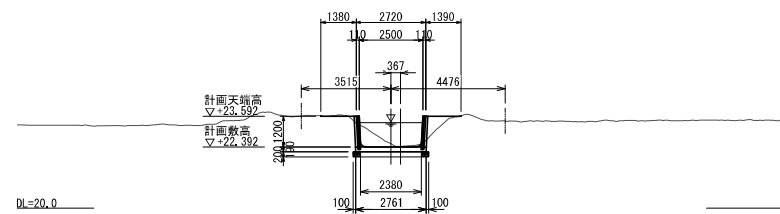
NO. 8' +0.662



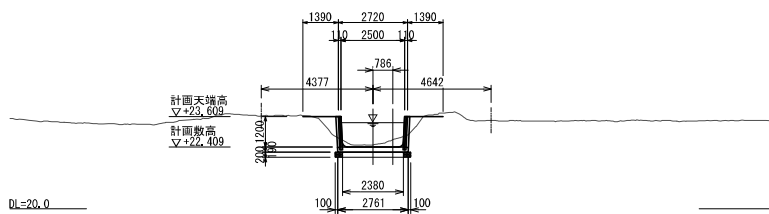
NO. 7'



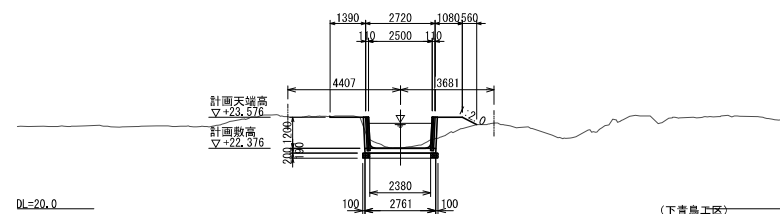
NO. 8' +9.405



NO. 8'



NO. 8' +18.148

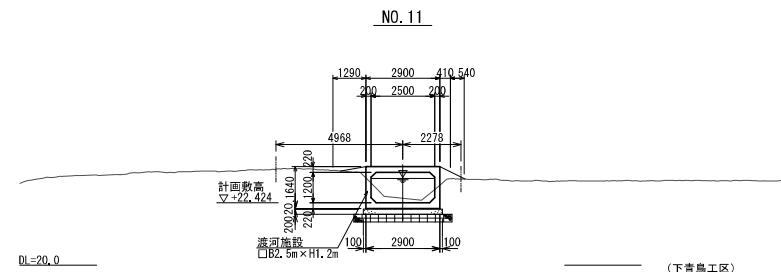
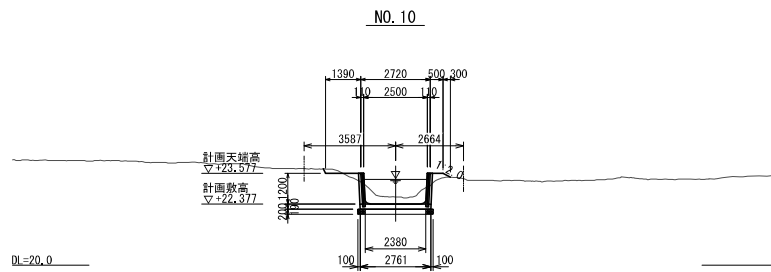
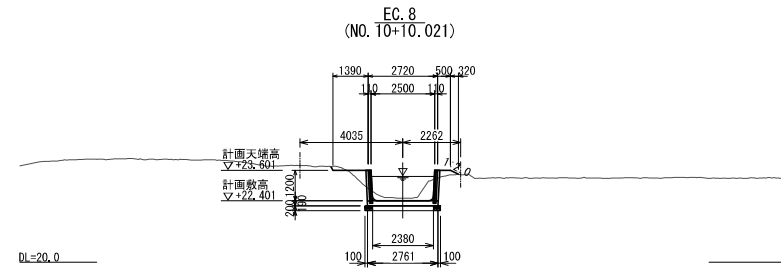
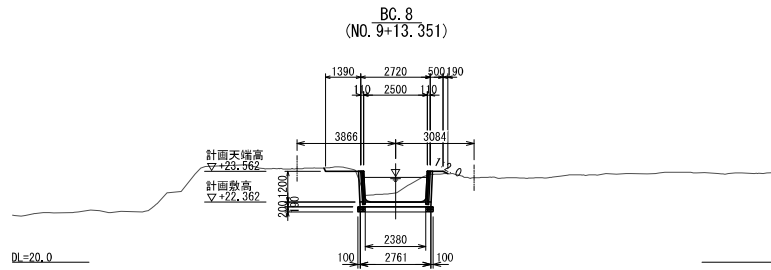
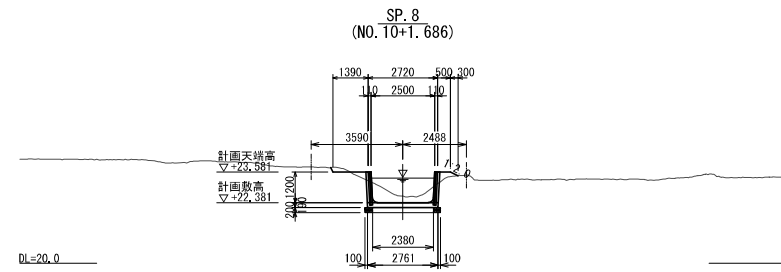
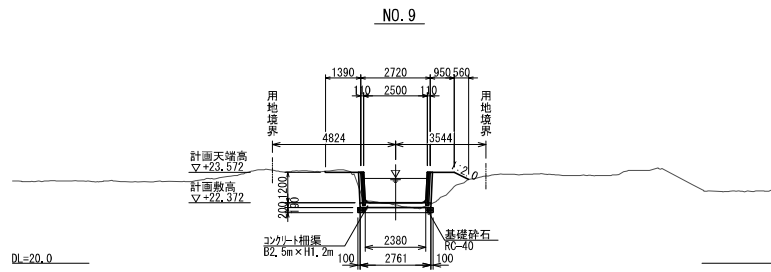


(下青島工区) 高さA.P.表示

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図 (5) (堤外水路)		
縮尺	1:100	図面番号	122 の 106
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

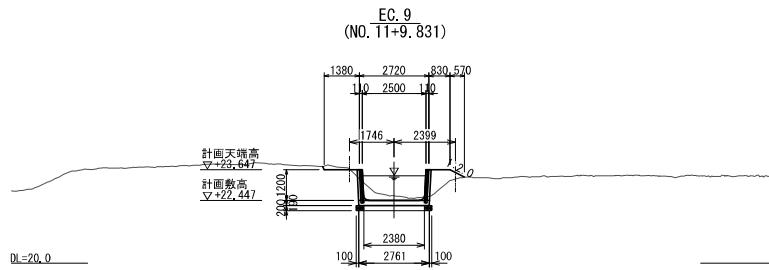
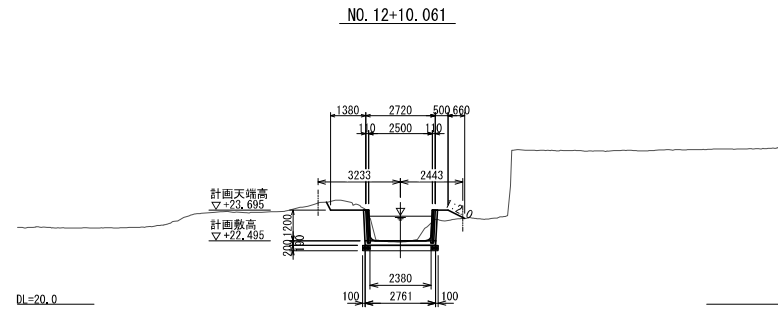
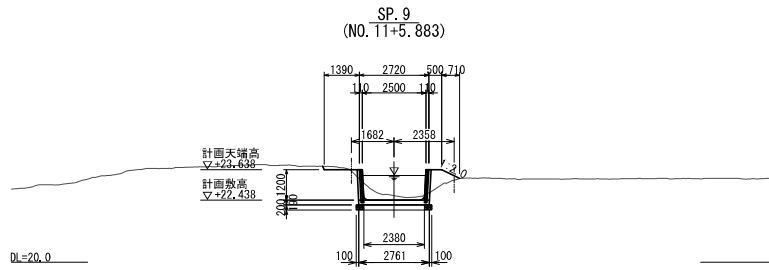
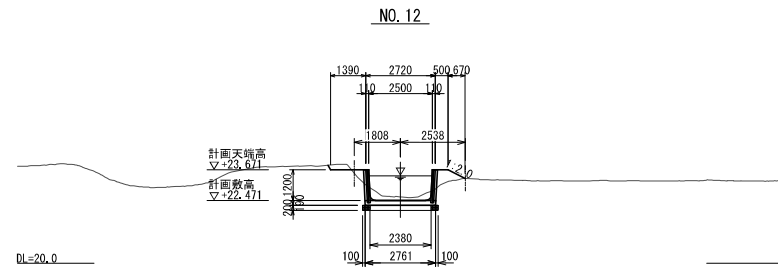
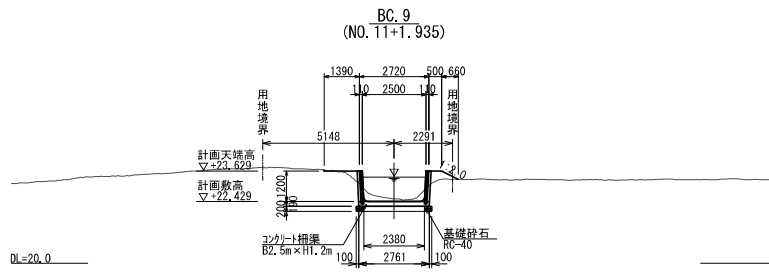
横断面 (6) S=1:100 (堤外水路)



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

(下青島工区)		高さA.P.表示
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事	
図面名	横断面 (6) (堤外水路)	
縮尺	1:100	図面番号 122 の 107
年月日	令和 8 年 1 月	
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社	
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所	

横断図 (7) S=1:100 (堤外水路)

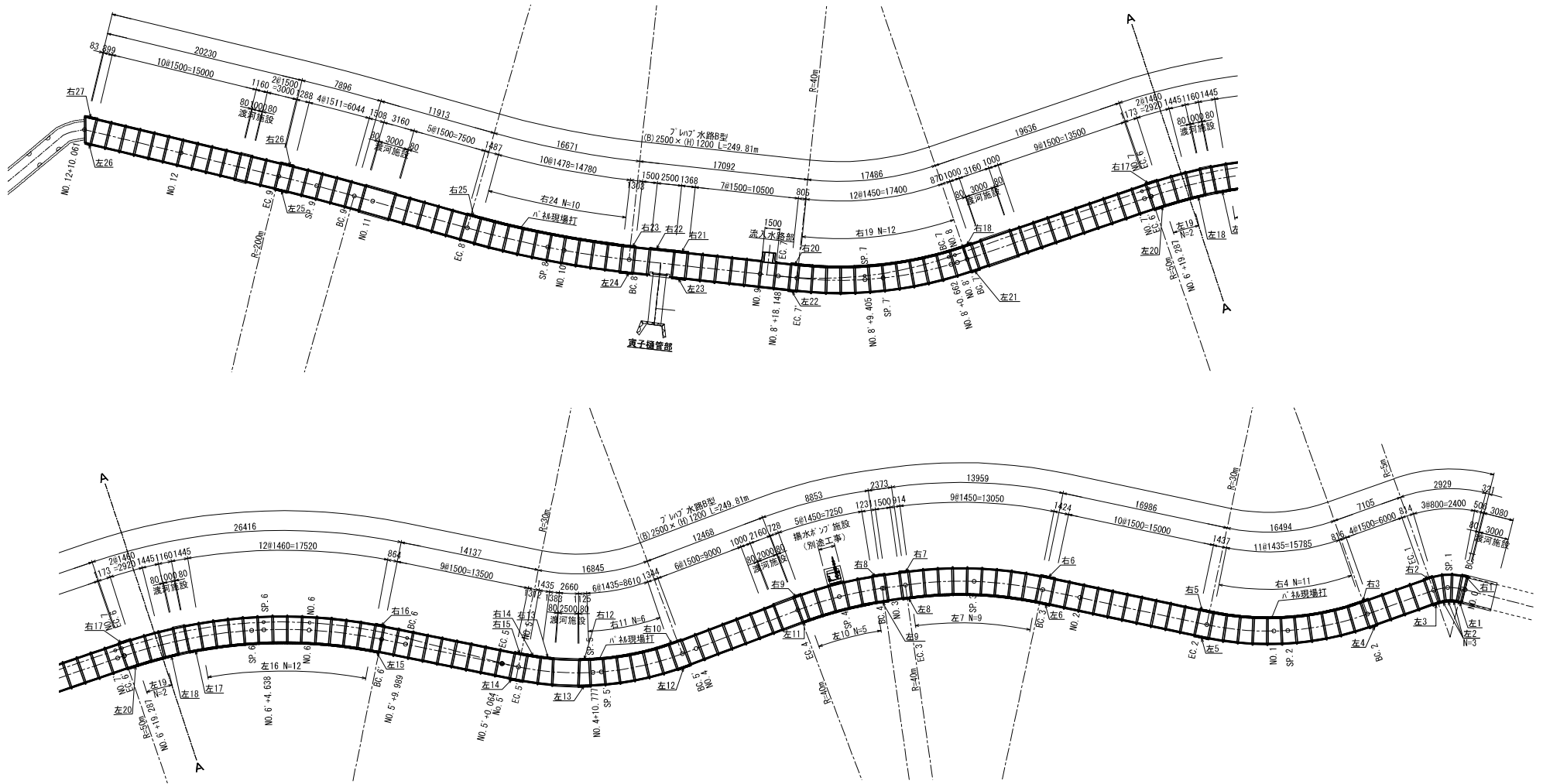
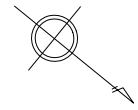


※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

(下青島工区) 高さA.P.表示	
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事
図面名	横断図(7) (堤外水路)
縮尺	1:100 図面番号 122 の 108
年月日	令和 8 年 1 月
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

構造図(1) S=1:200 (堤外水路)

平面図

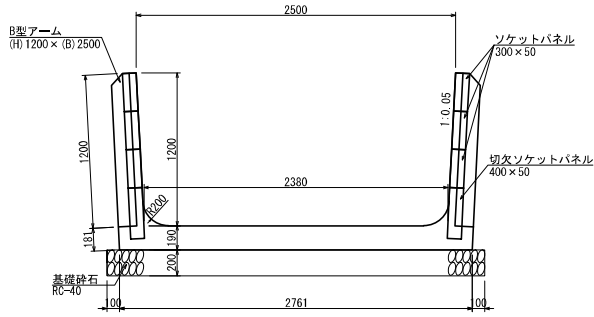


※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

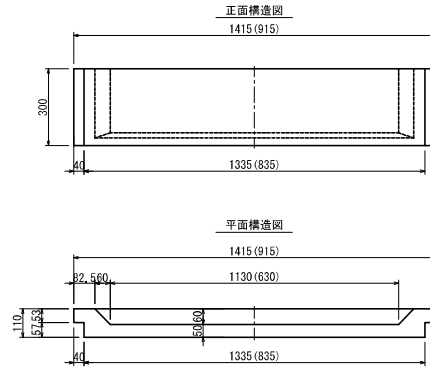
構造図(2) (堤外水路)

標準断面図
S=1:20

プレハブ水路B型

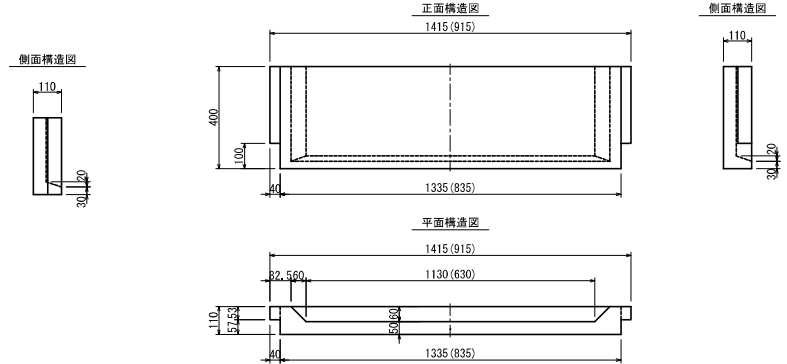


ハ' 枠構造図
S=1:10



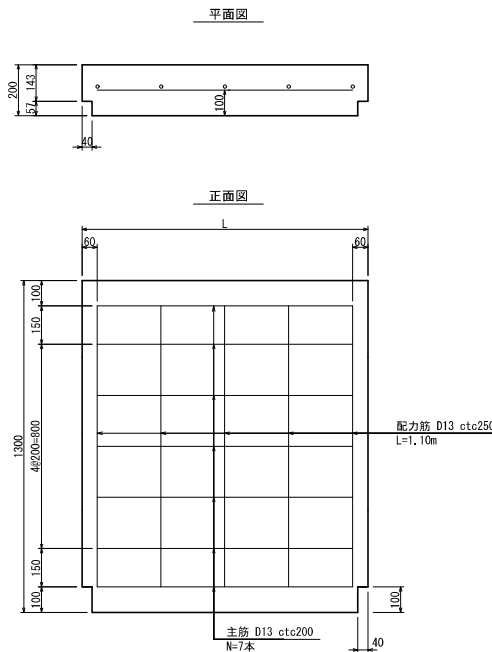
※ () 内数値は300×50×915枠を示す。

切欠ハ' 枠構造図
S=1:10



※ () 内数値は400×50×915枠を示す。

現場打ちハ' 枠参考図
S=1:10



数量表 一式当り

製品番号	サイズ		規格	数量	参考質量	摘要
	H	B				
プレハブ水路B型 アーム						
	1200	2500	標準	174本	307kg	
合計				174本		

数量表 一式当り

製品番号	サイズ				規格	数量	参考質量	摘要
	B	t	x	L				
プレハブ水路B型 ソケットパネル								
	300	50	x	915	標準	27枚	42kg	
			x	1415	標準	624枚	63kg	
プレハブ水路B型 ソケット切欠パネル								
	400	50	x	915	標準	9枚	54kg	
			x	1415	標準	208枚	81kg	

現場打ちハ' 枠数量表

番号	長さ (m)	枚数	コンクリート (m ³)	型枠 (m ²)	鉄筋 D13		D1095 鋼筋		適用	
					主筋 (本)	配力筋 (本)	鉄筋量 (kg)	重量 (kg)		
架1	0.603	1	0.12	2.00	0.383	7	1.100	3	6.0	6.0
架2	0.614	1	0.20	2.94	0.694	7	1.100	4	9.3	9.3
架3	0.739	1	0.19	2.71	0.619	7	1.100	4	8.7	8.7
架4	1.302	11	3.85	48.41	1.192	7	1.100	6	185.6	182.8
架5	1.386	11	0.34	4.34	1.298	7	1.100	6	15.3	15.1
架6	1.365	11	0.35	4.59	1.245	7	1.100	6	15.3	15.2
架7	0.960	1	0.22	3.07	0.740	7	1.100	4	9.8	9.8
架8	1.196	1	0.30	4.05	1.096	7	1.100	6	14.1	14.0
架9	0.685	1	0.17	2.55	0.565	7	1.100	4	8.4	8.4
架10	1.238	1	0.31	4.21	1.118	7	1.100	6	14.4	14.3
架11	1.302	6	1.09	26.41	1.182	7	1.100	6	88.2	88.8
架12	0.946	1	0.24	3.33	0.828	7	1.100	5	11.3	11.2
架13	1.196	1	0.30	4.08	1.076	7	1.100	6	14.1	14.0
架14	1.302	1	0.33	4.40	1.182	7	1.100	6	14.9	14.8
架15	1.212	1	0.31	4.13	1.092	7	1.100	6	14.2	14.1
架16	0.824	1	0.21	2.97	0.704	7	1.100	4	9.3	9.3
架17	1.138	1	0.29	3.91	1.018	7	1.100	6	13.7	13.6
架18	0.800	1	0.20	2.89	0.680	7	1.100	4	9.2	9.2
架19	1.333	12	4.07	53.63	1.213	7	1.100	6	181.1	180.2
架20	0.732	1	0.18	2.69	0.612	7	1.100	4	8.7	8.7
架21	1.298	1	0.33	4.39	1.178	7	1.100	6	14.8	14.7
架22	2.500	1	0.64	7.99	2.380	7	1.100	11	28.8	28.7
架23	1.224	1	0.31	4.17	1.104	7	1.100	6	14.3	14.2
架24	1.388	10	3.54	46.59	1.268	7	1.100	7	165.9	165.0
架25	1.406	1	0.36	4.71	1.296	7	1.100	7	16.7	16.6
架26	1.323	1	0.31	4.16	1.103	7	1.100	6	14.3	14.2
架27	1.192	1	0.29	3.85	1.032	7	1.100	6	13.8	13.7
架28	0.968	1	0.29	3.85	1.032	7	1.100	2	3.9	3.9
架29	0.821	3	0.39	6.17	0.401	7	1.100	3	18.3	18.2
架30	0.674	1	0.17	2.52	0.554	7	1.100	4	8.3	8.3
架31	0.752	1	0.19	2.75	0.622	7	1.100	4	8.8	8.8
架32	1.386	1	0.35	4.65	1.266	7	1.100	7	16.6	16.5
架33	1.343	1	0.34	4.52	1.223	7	1.100	6	15.2	15.1
架34	1.322	9	3.05	40.42	1.212	7	1.100	6	135.8	135.1
架35	0.829	1	0.21	2.98	0.709	7	1.100	4	9.4	9.4
架36	1.137	1	0.29	3.91	1.017	7	1.100	6	13.7	13.6
架37	1.332	5	1.70	22.45	1.212	7	1.100	6	75.4	75.0
架38	0.832	1	0.16	2.39	0.510	7	1.100	4	8.0	8.0
架39	1.311	1	0.33	4.43	1.191	7	1.100	6	14.5	14.5
架40	1.166	1	0.30	3.99	1.045	7	1.100	6	13.9	13.8
架41	1.272	1	0.32	4.31	1.152	7	1.100	6	14.7	14.6
架42	0.779	1	0.20	2.83	0.659	7	1.100	4	9.0	9.0
架43	1.361	12	4.13	54.57	1.231	7	1.100	6	182.6	181.7
架44	1.322	1	0.34	4.46	1.202	7	1.100	6	15.0	14.9
架45	1.322	1	0.34	4.46	1.202	7	1.100	6	15.0	14.9
架46	1.351	2	0.69	9.10	1.231	7	1.100	6	30.4	30.2
架47	1.075	1	0.21	3.72	0.956	7	1.100	5	12.2	12.1
架48	0.800	1	0.20	2.89	0.680	7	1.100	4	9.2	9.2
架49	0.738	1	0.18	2.71	0.618	7	1.100	4	8.7	8.7
架50	1.298	1	0.33	4.39	1.178	7	1.100	6	14.8	14.7
架51	1.242	1	0.32	4.22	1.122	7	1.100	6	14.5	14.4
架52	1.214	1	0.31	4.14	1.094	7	1.100	6	14.3	14.2
架53	0.605	1	0.12	2.01	0.385	7	1.100	3	6.0	6.0
合計			35.07	476.38					1578.30	

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

(下青島工区)
工 事 名 R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事

図 面 名 構造図(2)

縮 尺 図示 図面番号 122 の 110

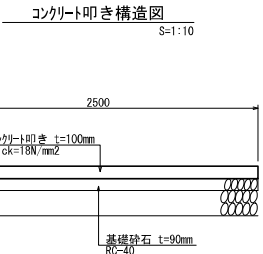
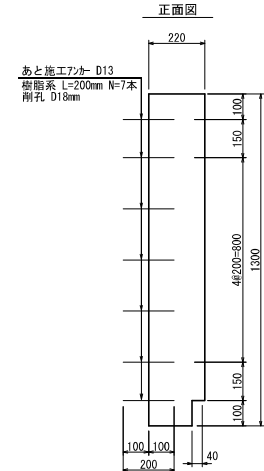
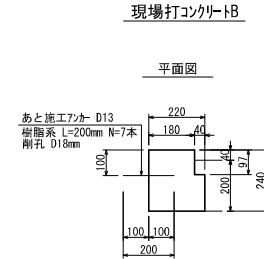
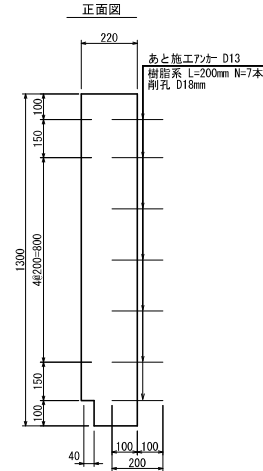
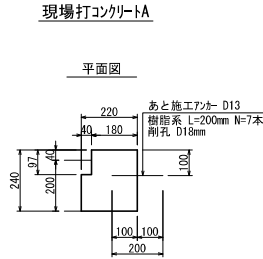
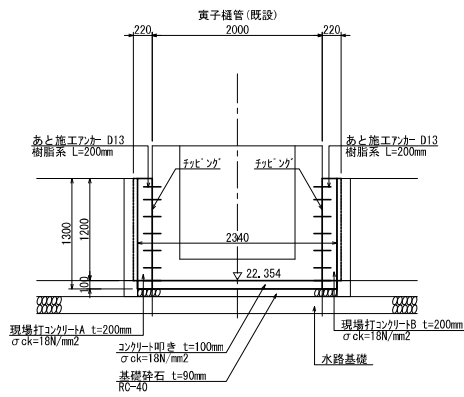
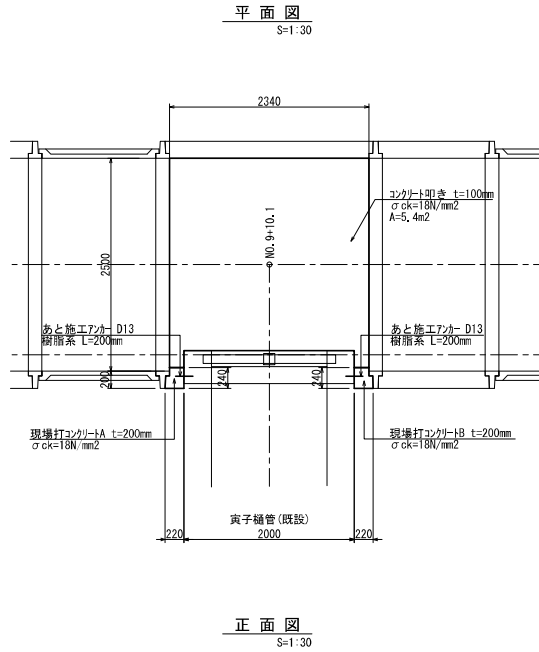
年 月 日 令和 8 年 1 月

設計会社名 三井共同建設コンサルタント株式会社

事業所名 国土交通省 荒川上流河川事務所

構造図(3) (堤外水路:寅子樋管接続部)

現場打コンクリート構造図
S=1:10



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

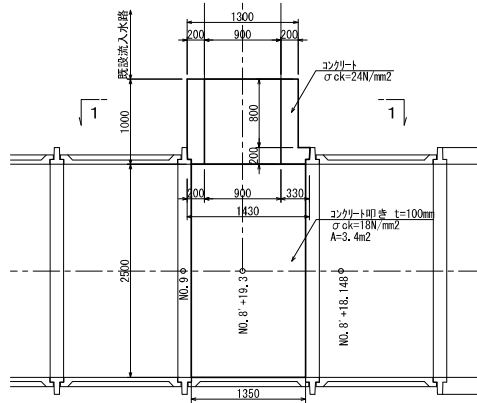
(下青島工区)

工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	構造図(3)		
縮尺	図示	図面番号	122 の 111
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

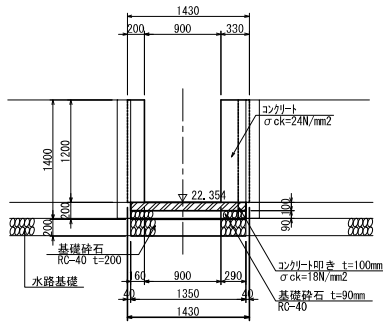
構造図(4)

(堤外水路: No9付近流入水路接続部)

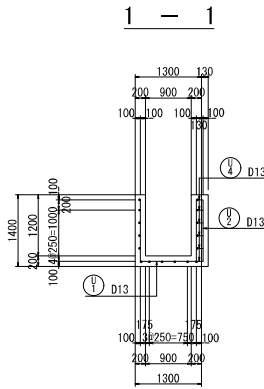
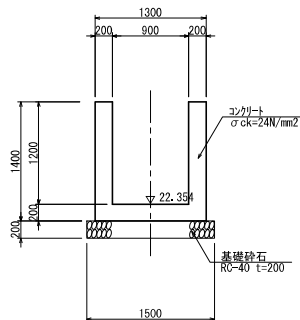
平面図
S=1:30



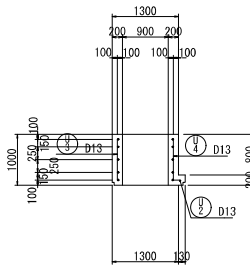
正面図
S=1:30



1-1
S=1:30

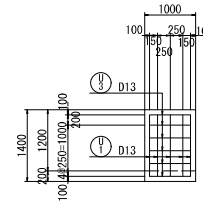


2-2

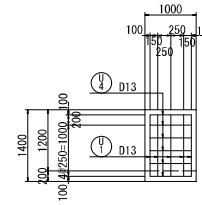


水路配筋図
S=1:30

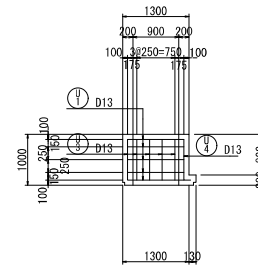
3-3



4-4



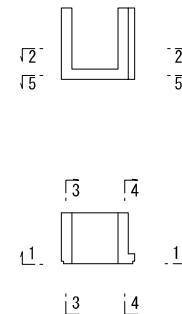
5-5



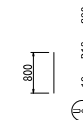
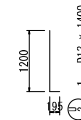
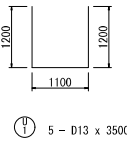
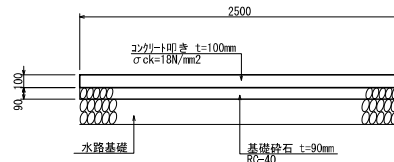
鉄筋質量表

記号	径	長さ (mm)	本数 (本)	単位質量 (kg/m)	一本当り質量 (Kg)	質量 (Kg)	摘要
U ₁	D13	3500	5	0.995	3.483	17.4	L
2	*	1400	1	*	1.393	1.4	L
3	*	800	10	*	0.796	8.0	L
4	*	930	6	*	0.925	5.6	L
					D13	32.4	Kg
					合計	32.4	Kg

位置図



コンクリート叩き構造図
S=1:10



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります
(下青島工区)

工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	構造図(4)		
縮尺	図示	図面番号	122の112
年月日	令和8年1月		
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

渡河施設構造図 (堤外水路)

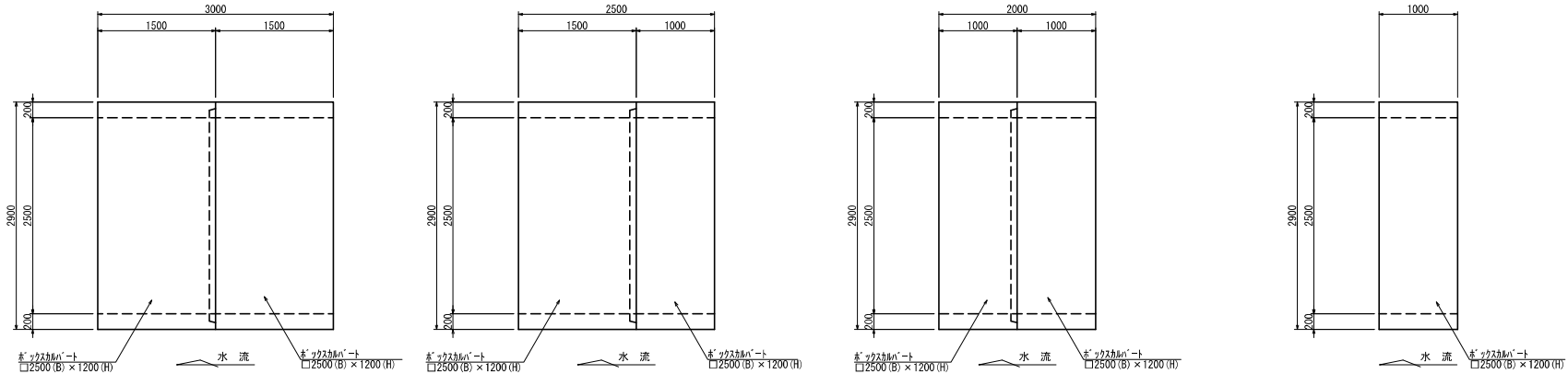
渡河施設割付図 S=1:30

渡河施設 W=3.0

渡河施設 W=2.5

渡河施設 W=2.0

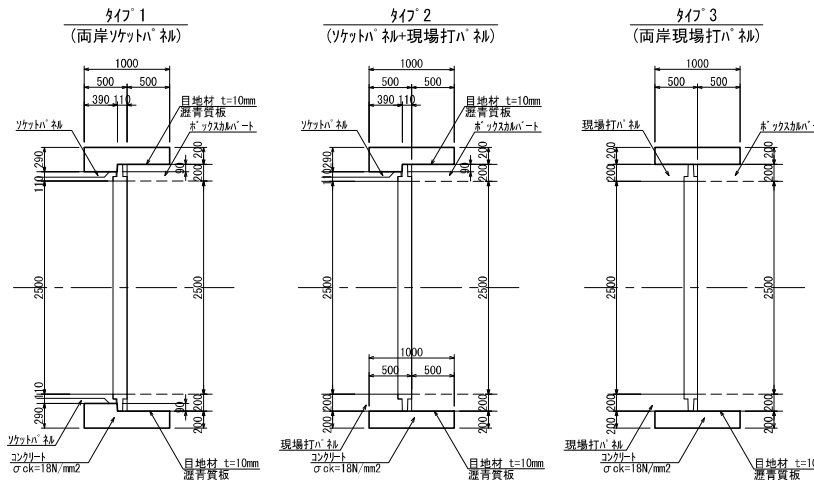
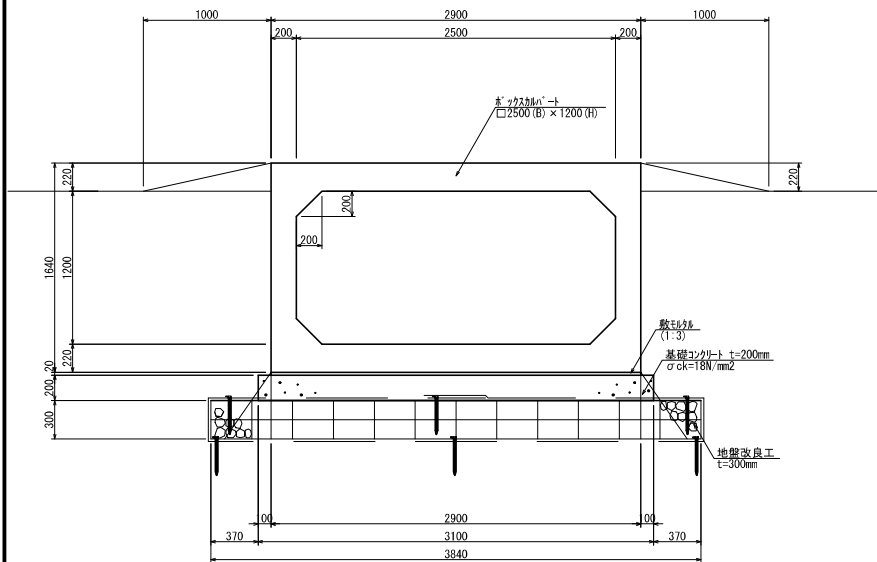
渡河施設 W=1.0



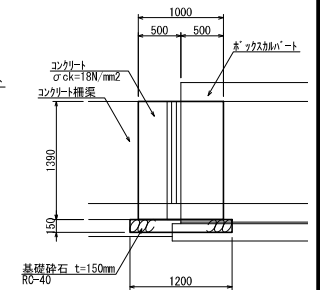
防護コンクリート S=1:30

平面図

標準断面図 S=1:20



縦断面図



数量表

名称	箇所	位置
タイプ1	7	NO.3+11.02 NO.7+14.0 NO.10+18.0 NO.11+1.00 NO.11+13.0 NO.11+14.0
タイプ2	3	NO.4+14.76 NO.6+12.5 NO.6+13.5
タイプ3	3	NO.0 NO.3+9.02 NO.4+12.26

数量表

名称	規格	単位	渡河施設幅 (1箇所当り)			
			3.0m	2.5m	2.0m	1.0m
渡河施設		箇所	3	1	1	2
ボックスハット	□2500×1200 L=1500	本	2	1	-	-
	□2500×1200 L=1000	本	-	1	2	1
敷砂利 (1:3)		m3	0.17	0.15	0.12	0.06
基礎コンクリート	t=200mm σck=18N/mm²	m2	9.30	7.75	6.20	3.10
型枠	一般型枠	m2	2.44	2.24	2.04	1.64
地盤改良工	t=300mm	m	3.94	3.44	2.94	1.94

(下青島工区)

工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	渡河施設構造図		
縮尺	1:20	図面番号	122の113
年月日	令和8年1月		
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

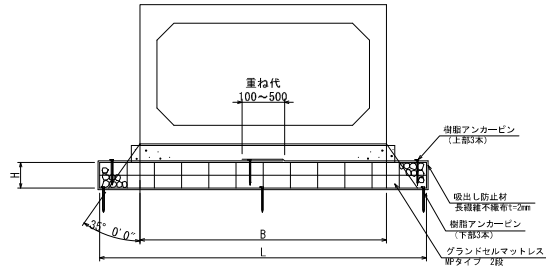
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

地盤改良工図 (堤外水路)

延長10m当り

標準断面図 S=1:30

ボックスカルバート
B2500×H1200



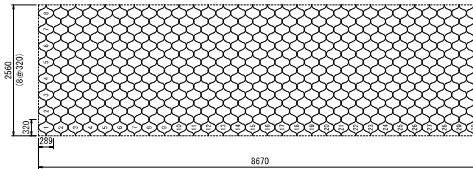
グラウンドセルマットレス寸法表

呼び名(上部工)	B(mm)	セルタイプ	H(mm)	セル高(mm)	段数(N)	セル巾(mm)	セル数	L(mm)	吸出し防止材(mm)
ボックスカルバート B2500×H1200	2,900	150MP	300	150	2	320	12	3,840	8,780

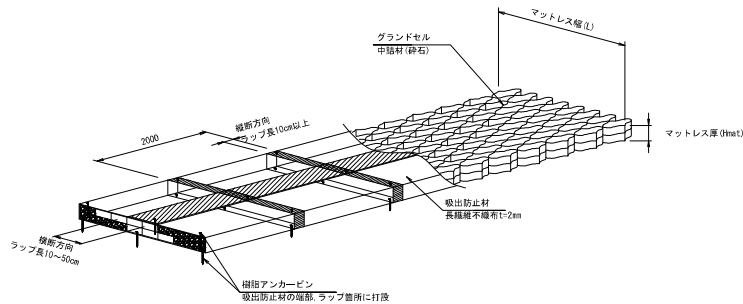
※敷設する地盤を過掘りや著しく軟弱な箇所には、砕石を用いて不陸調整(均し)を行うこと

特記事項	NETIS:CG-160016-VR
基礎地盤排水工	<ul style="list-style-type: none"> 適切な排水処理を施すこと 早期せき溜水が確認された場合は、速やかに排水対策を行うこと 施工中は、溜排水工を設けるなどジオセル内部へ水を導かないように排水処理を行うこと
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理は、労働安全衛生法および労働安全衛生規則などに遵守すること
基礎材料	<ul style="list-style-type: none"> 砕石、再生砕石などを使用する。 締固めは、最大乾燥密度の90% (割合) 以上を満足すること
基礎地盤	<ul style="list-style-type: none"> 設計条件との違いがみられる場合は、再度調査を行い設計の見直しなど適切な処理を行うこと
ジオセル	<ul style="list-style-type: none"> 製品は実物大実験などを行い性能を立証されているものとする シートと砕石のせん断抵抗角を確認している製品とする ジオセル摩擦係数は、滑降角度以上を保持すること (セル高150mmは210%以上、200mmは230%以上)

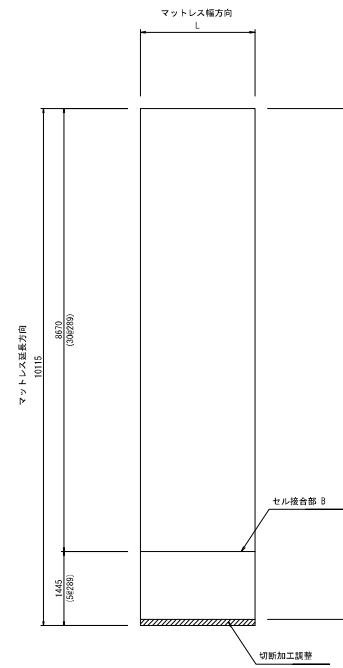
グラウンドセル標準展開
GN-150MP



グラウンドセルマットレス概要図

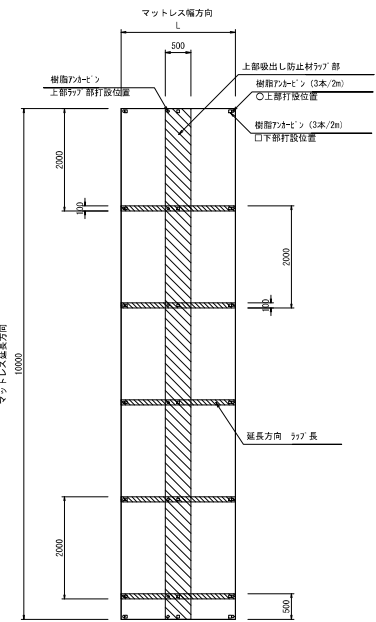


グラウンドセル割付図



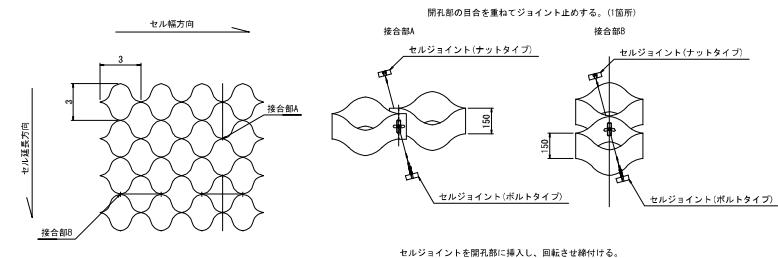
※グラウンドセルマットレス面積
B幅×厚N段×延長

吸出し防止材割付図



※樹幹アンカーピン 3本 × (延長ラップ数+両端)
※吸出し防止材面積
[(樹幹×厚L) × 2 + 0.5] × 延長

セル相互接合部詳細



セルの接合方法は、セルジョイントを用いる。
ただし、加工箇所等はタッピングビスまたはスチープルを推奨する。

セルジョイントを開孔部に挿入し、回転させ締付ける。

数量表

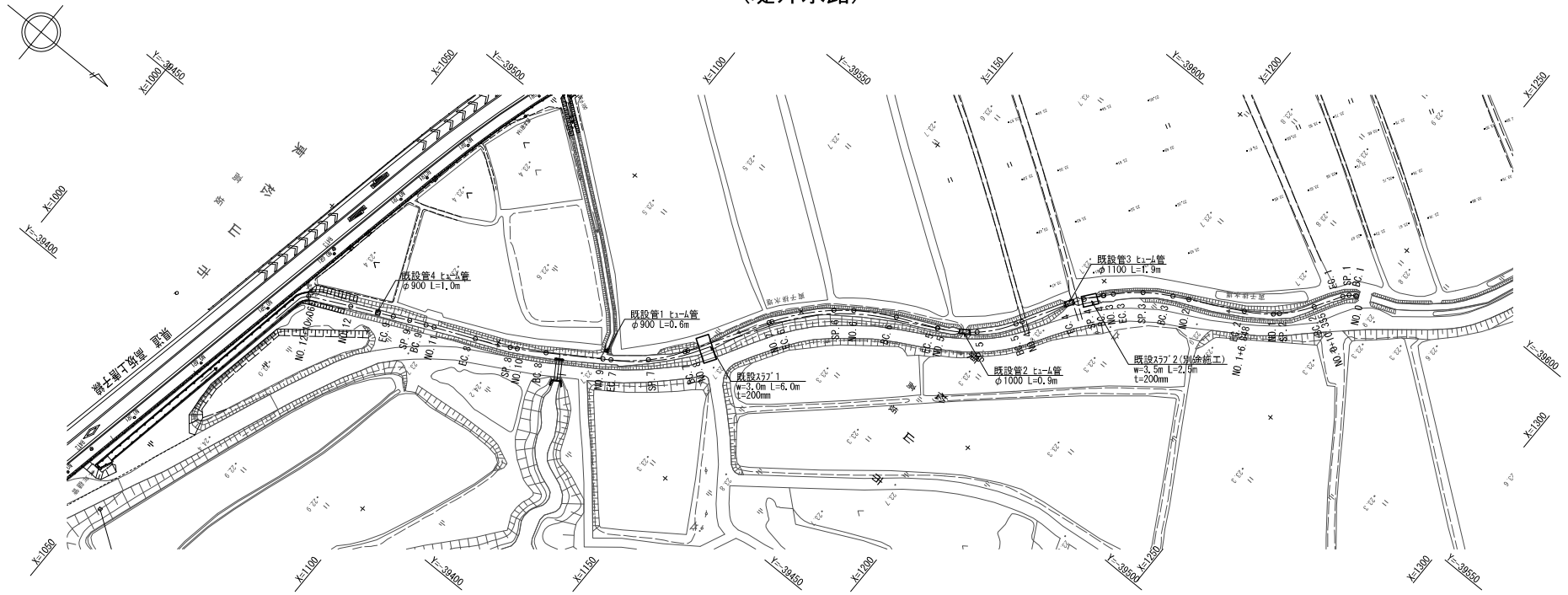
名称	規格	単位	数量	備考
グラウンドセル		m ²	93.2	(取率20%)
連結材		セット	94	
吸出し防止材	長繊維不織布 t=2mm	m ²	96.8	(取率5%)
樹幹アンカーピン	□20×300	本	42	
砕石	RC-40	m ³	12.7	(土量変化率10%)

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

(下青島工区)

工事名	R7郡幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	地盤改良工図		
縮尺	図示	図面番号	122の114
年月日	令和8年1月		
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

撤去工図 S=1:500 (堤外水路)



t=1管撤去数量表

番号	t=1管径(mm)	厚さ(mm)	長さ(mm)	コンクリート(m3)	適用
既設管1	900	75	600	0.14	有筋
既設管2	1000	85	900	0.26	有筋
既設管3	1100	88	1900	0.62	有筋
既設管4	900	75	1000	0.23	有筋

コンクリートスラブ撤去数量表

番号	幅(mm)	長さ(mm)	厚さ(mm)	コンクリート(m3)	適用
既設スラブ1	3000	6000	200	3.60	有筋(推定)
既設スラブ2(別途施工)	3500	2500	200	1.75	有筋(推定)

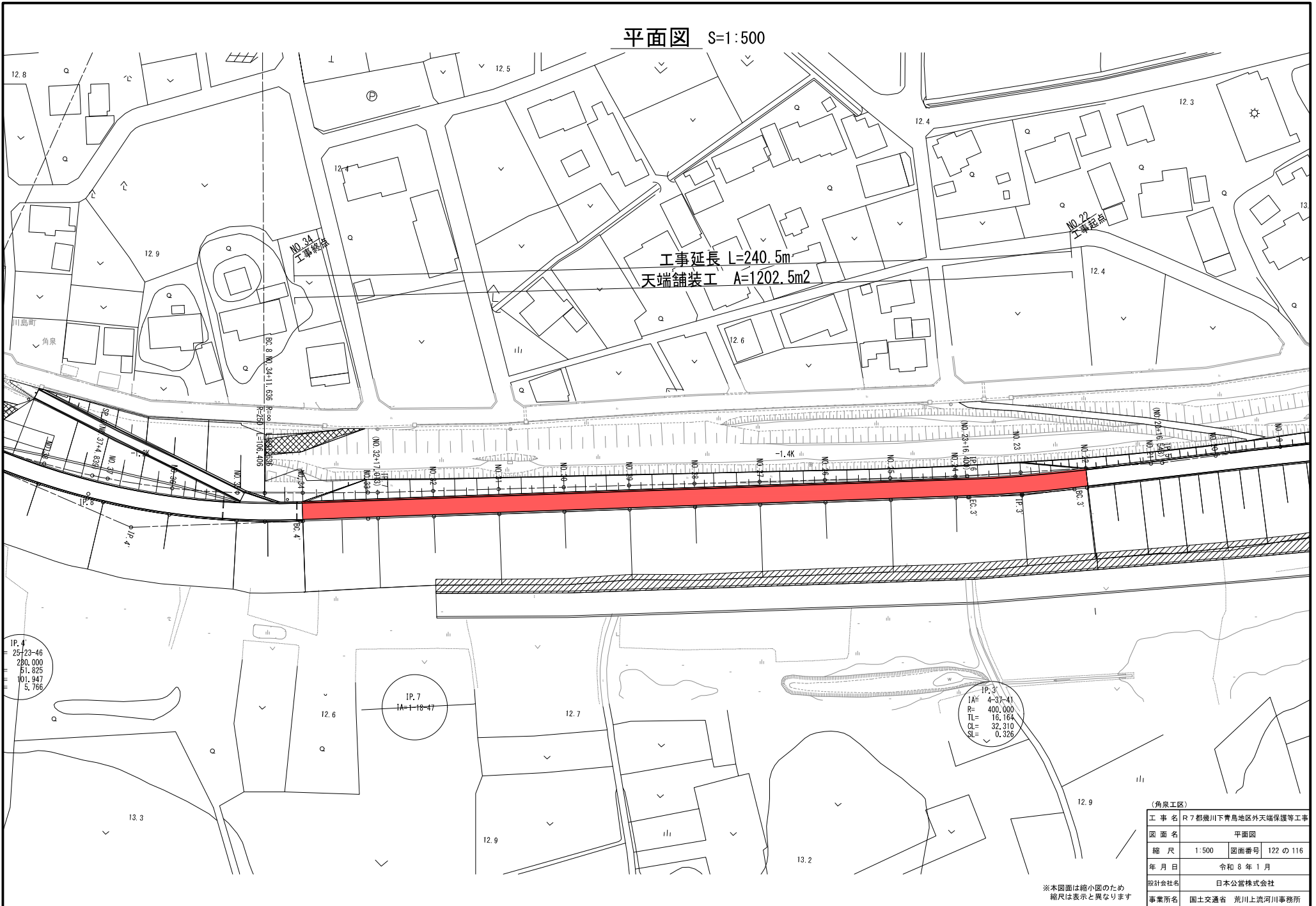
(下青島工区)

工事名	R7都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	撤去工図		
縮尺	1:500	図面番号	122の115
年月日	令和8年1月		
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

平面図 S=1:500

工事延長 L=240.5m
天端舗装工 A=1202.5m²



IP. 4
25-23-46
280.000
51.825
101.947
5.766

IP. 7
1A-1-18-47

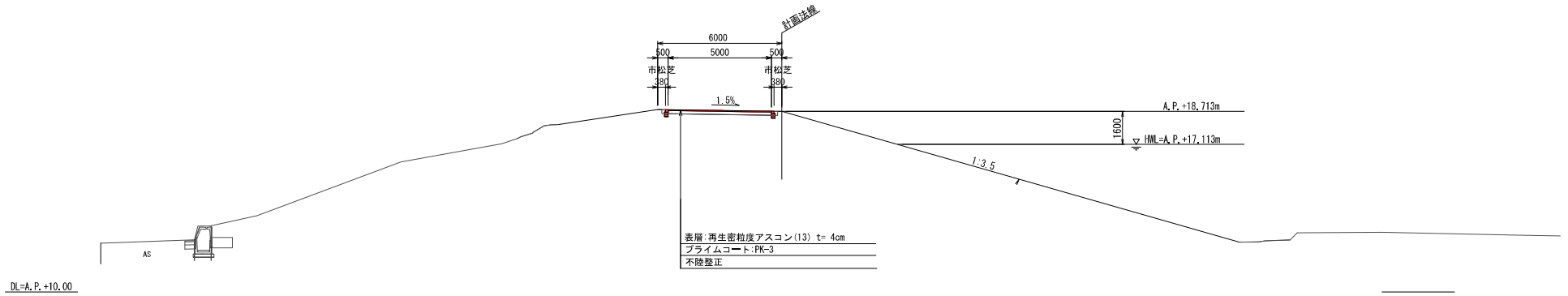
IP. 3
1A= 4-37-41
R= 400.000
TL= 16.164
CL= 32.310
SL= 0.326

(角泉工区)	
工事名	R7郡幾川下青島地区外天端保護等工事
図面名	平面図
縮尺	1:500
図面番号	122の116
年月日	令和8年1月
設計会社名	日本公営株式会社
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所

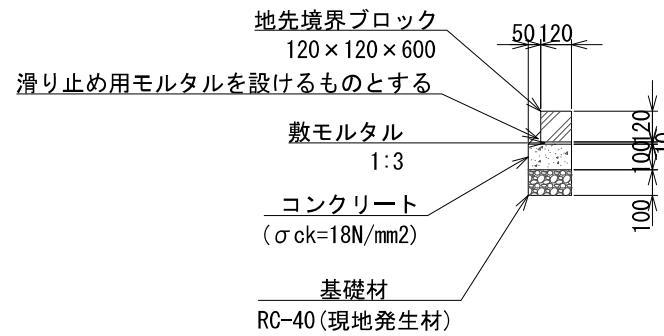
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

標準断面図

S=1:100



舗装止め詳細図 S=1:10



(角京工区)

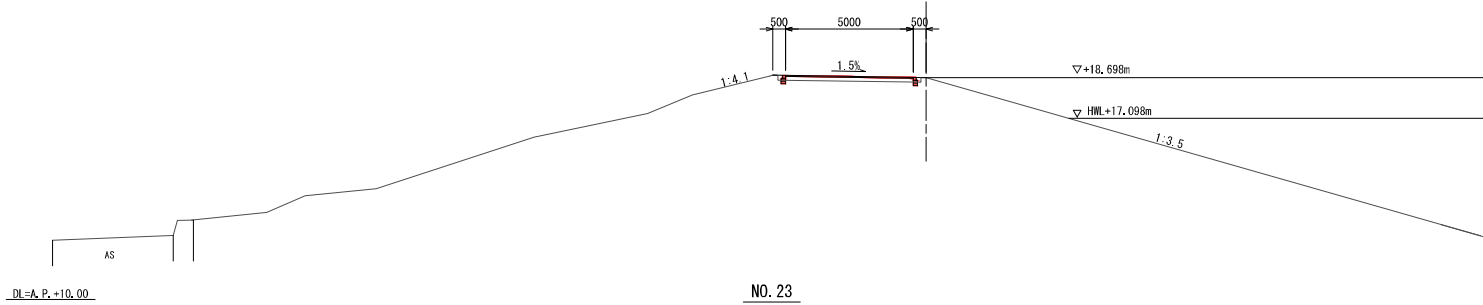
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	標準断面図		
縮尺	図示	図面番号	122 の 117
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	日本公営株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

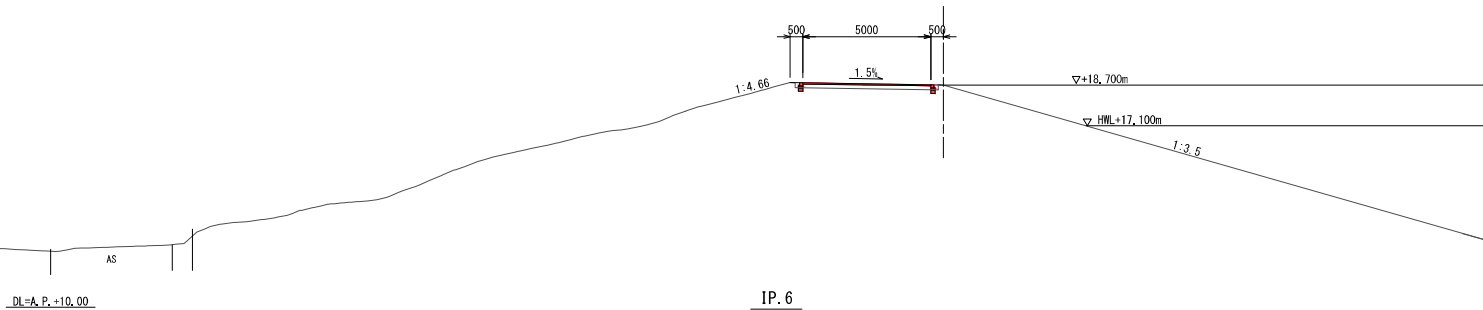
横断図(1)

S=1:100

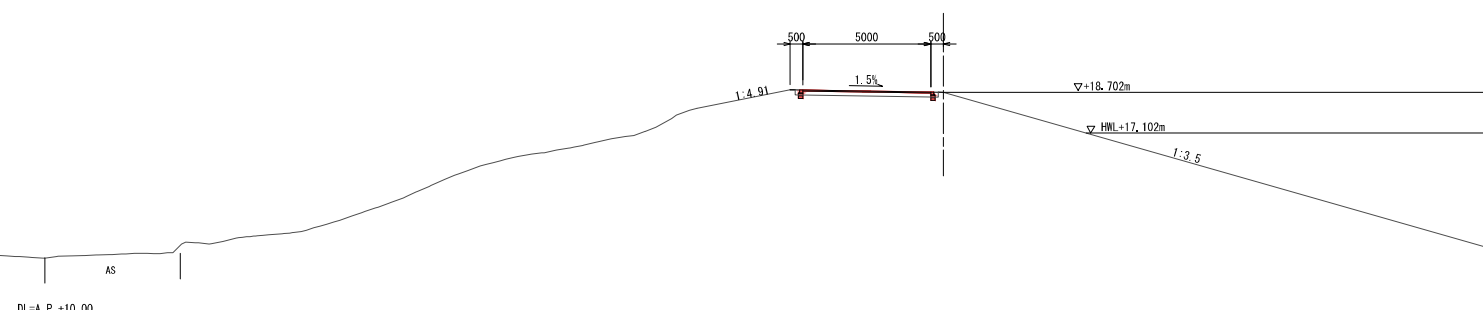
NO. 22
FH=18.698



NO. 23
FH=18.700



IP. 6
FH=18.702



(角京工区)

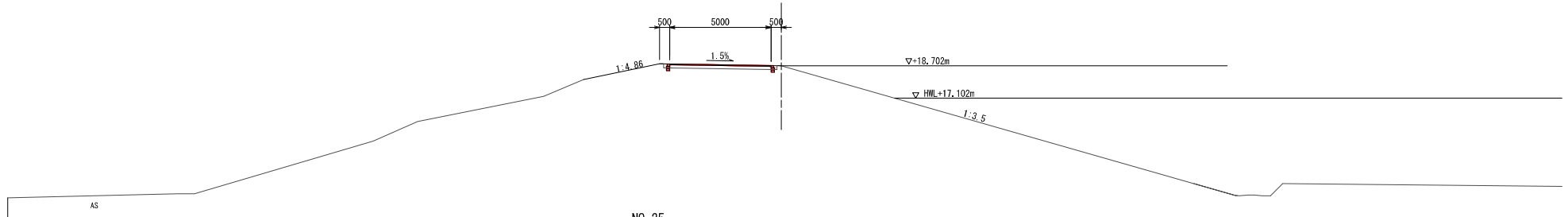
工事名	R7 都幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図(1)		
縮尺	1:100	図面番号	122 の 118
年月日	令和 8 年 1 月		
設計会社名	日本公営株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

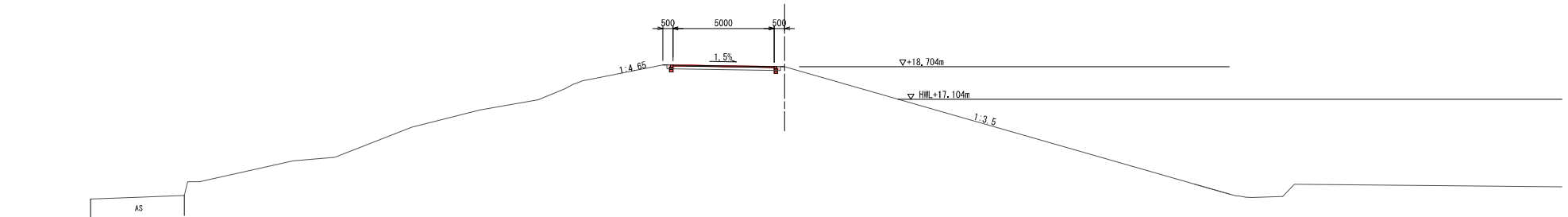
横断図(2)

S=1:100

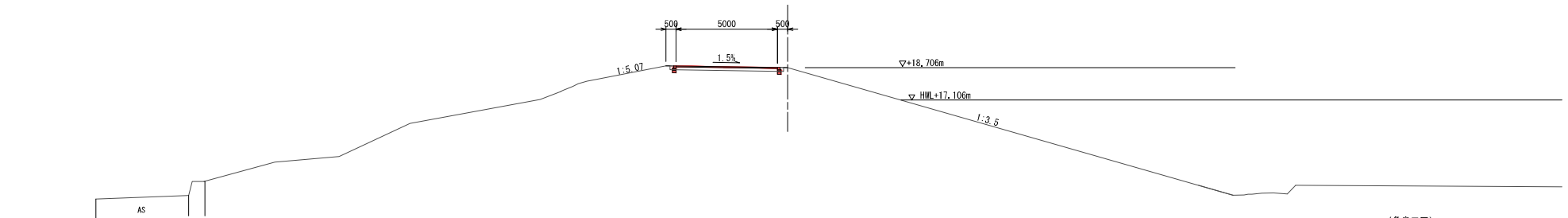
NO. 24
FH=18.702



NO. 25
FH=18.704



NO. 26 (-1.4K)
FH=18.706



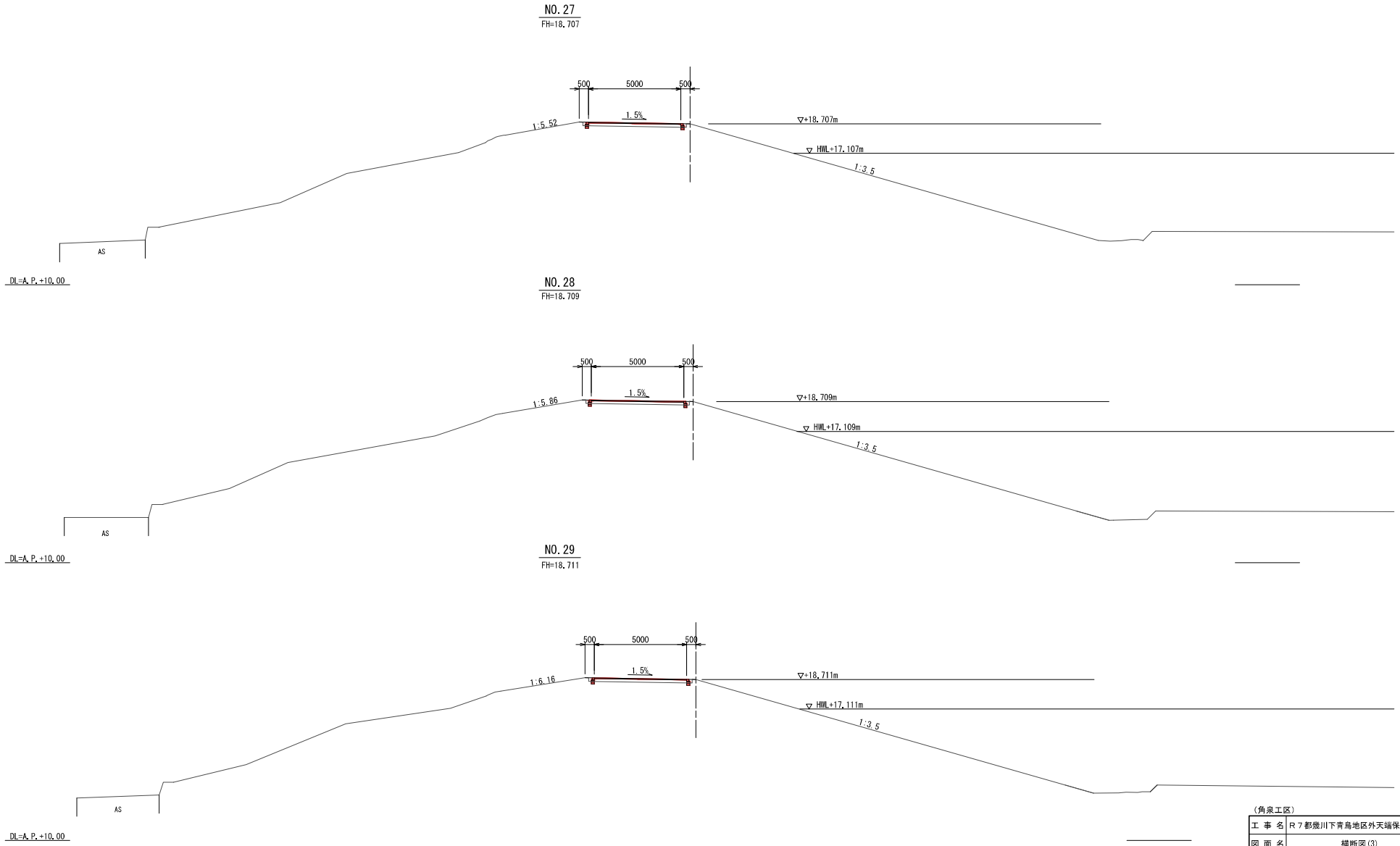
(角泉工区)

工事名	R7郡幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図(2)		
縮尺	1:100	図面番号	122の119
年月日	令和8年1月		
設計会社名	日本公営株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図(3)

S=1:100



(角泉工区)

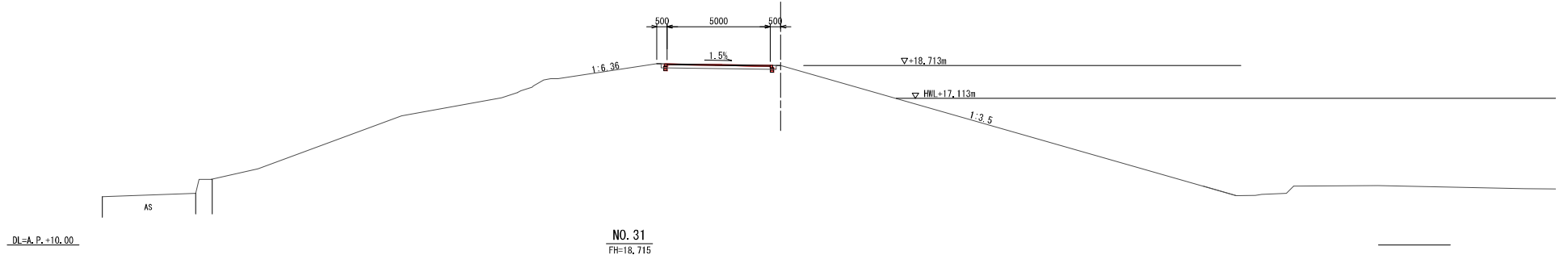
工事名	R7郡幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図(3)		
縮尺	1:100	図面番号	122の120
年月日	令和8年1月		
設計会社名	日本公営株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

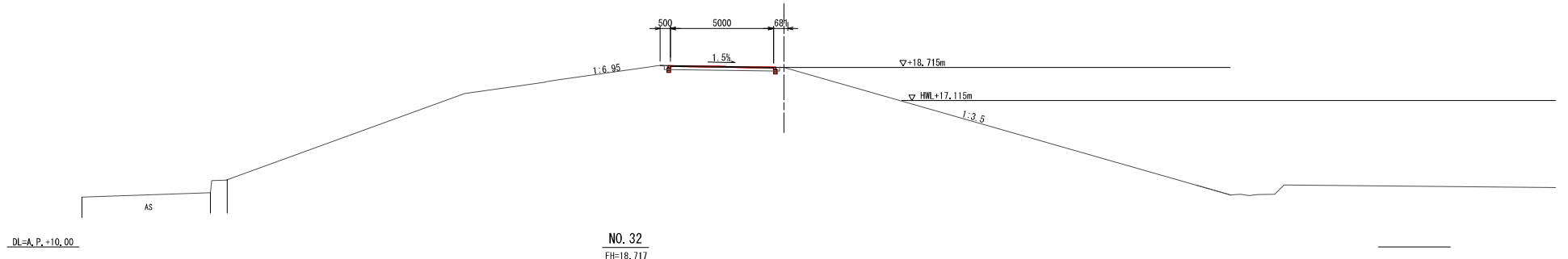
横断図(4)

S=1:100

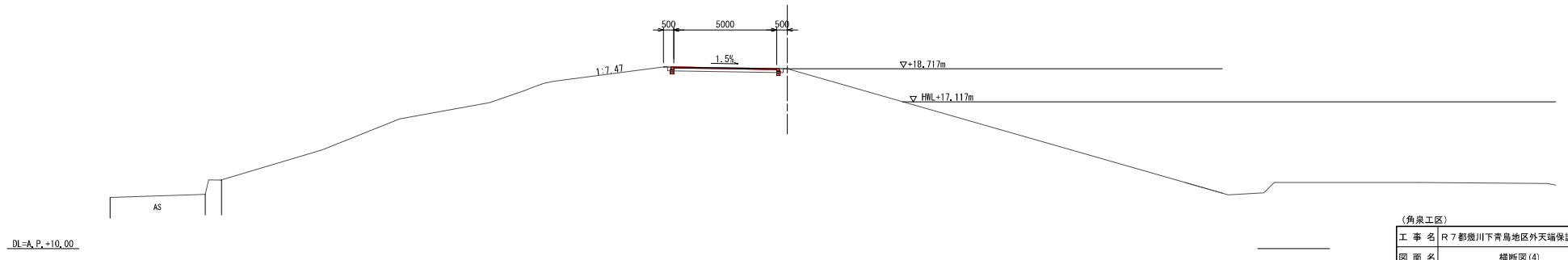
NO. 30
FH=18.713



NO. 31
FH=18.715



NO. 32
FH=18.717



(角泉工区)

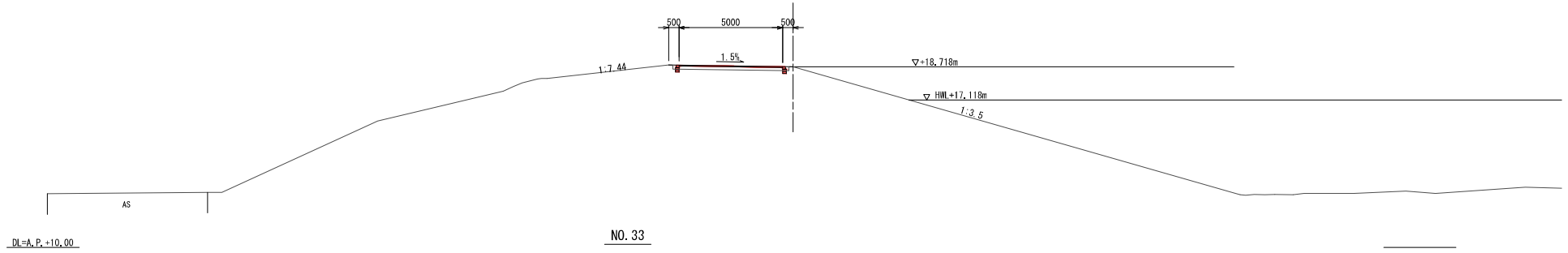
工事名	R7郡幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図(4)		
縮尺	1:100	図面番号	122の121
年月日	令和8年1月		
設計会社名	日本公営株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

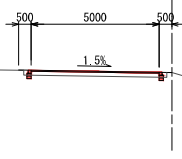
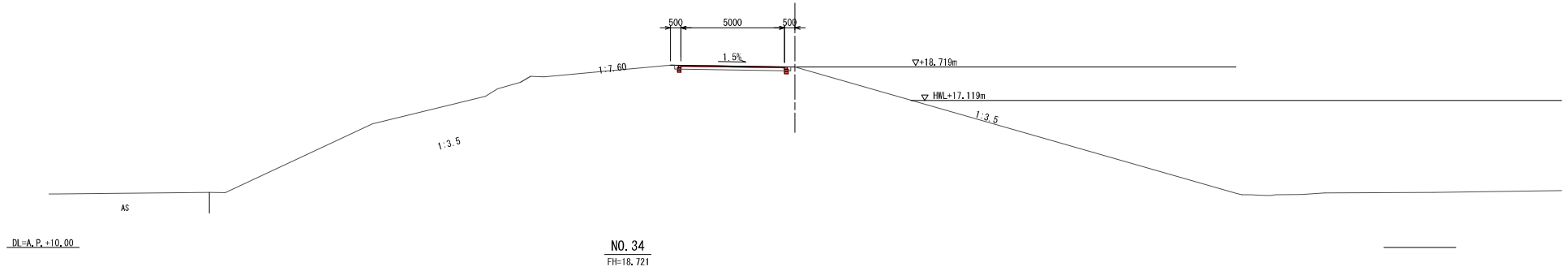
横断図(5)

S=1:100

IP. 7
FH=18.718



NO. 34
FH=18.721



(角泉工区)

工事名	R7郡幾川下青島地区外天端保護等工事		
図面名	横断図(5)		
縮尺	1:100	図面番号	122の122
年月日	令和8年1月		
設計会社名	日本公営株式会社		
事業所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります